

平成 2 6 年第 4 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第4回定例会会議録目次

第1日目（平成26年12月8日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	
議案第 3 号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例	7
○日程第 6 議案第 2 号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	12
○日程の追加について	13
○日程第 7 議案第 4 号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例	13
○日程第 8 議案第 5 号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例	18
○日程第 9 議案第 6 号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例	25
○日程第10 議案第 7 号 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例	28
○日程第11 議案第 8 号 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例	30
○日程第12 議案第 9 号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例	31
○日程第13 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	32
○日程第14 議案第11号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例	33
○日程第15 議案第12号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例	34
○日程第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）	35
○日程第17 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	36
○休会の件について	37

○散会宣告	37
-------	----

第8日目（平成26年12月15日）

○開議宣告	43
○日程第 1 会議録署名議員指名	43
○日程第 2 一般質問	43
7番 木下八重子君	43
11番 関藤龍也君	49
6番 小野保之君	57
1番 渡辺精郎君	62
○発言の訂正について	67
16番 荒木文一君	74
17番 大谷久美子君	80
4番 坂井英明君	89
○延会の件について	97
○延会宣告	97

第9日目（平成26年12月16日）

○開議宣告	101
○日程第 1 会議録署名議員指名	101
○日程第 2 一般質問	101
12番 山口清悦君	101
9番 三上裕久君	106
○発言の訂正について	111
18番 窪之内美知代君	111
15番 柴田文男君	125
8番 山本正信君	134
5番 渡邊龍之君	142
10番 堀重雄君	153
○延会の件について	158
○延会宣告	158

第10日目（平成26年12月17日）

○開議宣告	163
○日程第 1 会議録署名議員指名	163
○日程第 2 一般質問	163

14番	井上正雄君	163
2番	清水雅人君	179
○日程第3	報告第2号 専決処分について（工事請負契約の変更）	198
○日程第4	報告第3号 専決処分について（工事請負契約の変更）	199
○日程第5	報告第4号 専決処分について（工事請負契約の変更）	200
○日程第6	報告第5号 専決処分について（工事請負契約の変更）	200
○日程第7	議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	201
○日程第8	報告第1号 例月現金出納検査報告について	215
○日程第9	意見書案第1号 「女性が輝く社会」の実現に関する要望意見書	215
○日程第10	請願第4号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に関する決議の採択を求める請願書	216
○日程の追加について		217
○日程第11	決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議	217
○日程第12	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	218
○市長挨拶		218
○議長挨拶		219
○閉会宣告		219

平成26年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成26年12月 8日（月）

午前10時00分 開 会

午後 1時46分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
議案第 3号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例
日程第 6 議案第 2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○追加日程

- 日程第 7 議案第 4号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例
日程第 8 議案第 5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
日程第 9 議案第 6号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例
日程第10 議案第 7号 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例
日程第11 議案第 8号 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例
日程第12 議案第 9号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第11号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第12号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第13号 公の施設の指定管理の指定について（西町デイサービスセンター等）
日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君

5番 渡 邊 龍 之 君
 7番 木 下 八重子 君
 9番 三 上 裕 久 君
 11番 関 藤 龍 也 君
 13番 田 村 勇 君
 15番 柴 田 文 男 君
 17番 大 谷 久美子 君

6番 小 野 保 之 君
 8番 山 本 正 信 君
 10番 堀 重 雄 君
 12番 山 口 清 悦 君
 14番 井 上 正 雄 君
 16番 荒 木 文 一 君
 18番 窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君
 副 市 長 鈴 木 光 一 君
 教 育 長 小 田 真 人 君
 会 計 管 理 者 若 山 重 樹 君
 総 務 部 次 長 五十嵐 千夏雄 君
 市民生活部次長 石 川 雅 敏 君
 保 健 福 祉 部 長 佐々木 哲 君
 経 済 部 長 千 田 史 朗 君
 建 設 部 長 大 平 正 一 君
 教 育 部 長 舘 敏 弘 君
 教 育 部 次 長 河 野 敏 昭 君
 市立病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君
 総 務 課 長 中 島 純 一 君
 選挙管理委員会 井 上 傑 博 君
 事 務 局 長

副 市 長 吉 井 裕 視 君
 教育委員会委員長 若 松 重 義 君
 選挙管理委員会 藤 本 清 正 君
 委 員 長 山 崎 猛 君
 総 務 部 長 樋 郡 真 澄 君
 市民生活部長 田 中 嘉 樹 君
 市民生活部次長 国 嶋 隆 雄 君
 保 健 福 祉 部 次 長 中 川 啓 一 君
 農 政 部 長 高 瀬 慎二郎 君
 建 設 部 次 長 小 野 裕 君
 教育部指導参事 伊 藤 克 之 君
 監 査 事 務 局 長 田 湯 宏 昌 君
 市立病院事務部次長 高 橋 一 美 君
 財 政 課 長

○本会議事務従事者

事 務 局 長 菊 井 弘 志 君
 書 記 平 川 泰 之 君

書 記 和 田 英 昭 君
 書 記 村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において大谷議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

冒頭に選挙管理委員会委員長からの報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長 議長のお許しをいただきましたので、平成26年12月3日付新聞折り込みをいたしました広報チラシ関係について報告させていただきます。

現在第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行っているところでございますが、市民の方への周知方法として、従前であれば広報たきかわに詳細を掲載しているところでありますが、急な衆議院解散でありましたことから広報掲載の期限に間に合わなかったこともあり、12月3日水曜日の朝刊にB4判両面刷りの折り込みチラシとして全戸に配布

させていただいたところでございます。しかし、12月5日金曜日、市民の方からご指摘をいただき、記載の誤りを確認したところでございます。ご指摘を受けた後の対応といたしましては、比例代表の投票用紙交付時に政党名を記入してくださいと伝えて交付するよう指示いたしました。滝川市ホームページに訂正とおわびを掲載させていただきました。12月7日日曜日の朝刊に訂正のチラシの折り込みをさせていただきました。各町内会を通じて配布いたします、いわゆる道選挙管理委員会作成の選挙公報につきましても広報チラシを折り込んで配布させていただく作業を行ったところでございます。

市民の皆様、関係者、関係機関の皆様にご迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

以上、広報チラシの発行経過、ご指摘をいただきました直後からの対応につきましてご報告いたします。

以上です。

○議長 長 次に、行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。12月8日から17日までの10日間にわたりまして平成26年第4回滝川市議会定例会が招集され、平成26年度一般会計補正予算及び新規条例制定、条例改正などの議案をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案それぞれにご決定いただきますよう、冒頭心からお願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成26年8月28日から11月24日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目でございますが、定住自立圏構想における共生ビジョンの策定についてご報告いたします。中空知定住自立圏構想につきましては、11月中のビジョン策定を目指し作業を進めてきましたが、8月4日に5市5町から選出された関係者等で構成されるビジョン懇談会を設置し、10月28日までに計3回懇談会を開催し、委員の皆様の意見等を反映した共生ビジョン案を取りまとめていただきました。その後11月17日には、ビジョン案について中空知5市5町の首長で構成されます中空知定住自立圏構想推進会議にお諮りし、承認をいただきましたことから、砂川市とともに11月20日付でビジョンを策定いたしました。ビジョンの計画期間は5年であり、今後も定期的にビジョン懇談会を開催しながら毎年必要な見直しを行ってまいります。本年1月15日の中心市宣言に始まり、第2回定例会におきます協定締結の議会議決、そして7月15日の合同調印式における協定締結、ビジョン懇談会での協議を経てビジョン策定に至りました。改めて議員各位を初め関係する皆様方に感謝を申し上げます。

2点目ですが、平成26年産米の出荷状況についてご報告いたします。本年産米は、JAたきかわと生産者における契約数量13万6,714俵ですが、11月21日現在において検査済み数量が3万517俵で、22.3パーセントと例年より調製作業に時間がかかっており、出荷見込み数量が確定していない状況です。その理由といたしまして、ことしの作柄は天候に恵まれ、生育は順

調に推移し、収量については平年よりも茎数が多く１０月１５日現在の北海道農政事務所の公表では１０アール当たりの予想収量が５９７キロ、約１０俵で、作況指数が１０７と一般的に言われる豊作となりましたが、品質については稔実の状況、粒の充実は平年よりも低く、青米や白未熟粒、胴割れの発生量も多くなったことから、冒頭での報告のとおりＪＡたきかわでも調製作業に時間がかかっていることから、出荷見込み数量も確定していない状況にあります。

なお、ＪＡにおける調製作業は例年であれば１２月中には完了していますが、今年度については２月末までかかると聞いております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 続きまして、私のほうから２点ご報告を申し上げます。

１点目は、１１月１１日に開催をしましたたきかわ子ども会議２０１４についてです。この子ども会議は、小学校、中学校におけるいじめの防止と仲間づくりについて子供たち自身が活動していることを互いに発表、交流することを目的として平成２１年から開催をし、ことしで６回目となります。ことしは、初めて議場に会場を移し、子供たちは自分の学校のいじめの防止の取り組みを発表するだけでなく、他の学校の活動を質疑し、それに対して答弁する場面があるなど、さながら議会の様相があり、子供たちにとっても印象深い会議になったと思います。また、会議の様子はインターネット中継もされ、保護者や教育関係の皆様にはライブ映像で子供たちの活躍を見ていただくことができました。子ども会議に参加した子供たちが自分たちの学校で他の子供たちの体験や感想を広め、いじめの防止や根絶、仲間づくりの大切さを学校みんなでつくり上げる契機になってくれることを願っているところであります。

２点目は、滝川市Ｂ＆Ｇ海洋センターについてです。開館２０周年を迎えたＢ＆Ｇ海洋センターのこれまでの最多利用は、平成２４年度の１万８，５８４人でしたが、今年度はさらに５３１人多い１万９，１１５人の過去最多の利用者となりました。利用者増につながった理由としては、広報たきかわ７月号での特集を初め、テレビや新聞など多くのメディアに取り上げられたことにより、マリンスポーツフェスティバルなどの市民利用に加え、道央圏の小中学校の体験学習や道内１０カ所のＢ＆Ｇ海洋センター等で活動する小中高校生が集まって行われたＢ＆Ｇスポーツ交流交歓会水上の部、道内のカヌー選手が競う北海道カヌースプリント短距離選手権が開催されたことによるものです。

なお、Ｂ＆Ｇ財団では、これまでの特Ａ評価のさらに上位のクラスとして、このたび特Ａ評価１０年連続の海洋センターに与えられるＳクラスを新設し、１２年連続で特Ａ評価を受けている滝川市を含めた全国５カ所の海洋センターが来年１月２７日、東京で開催されますＢ＆Ｇ全国サミットにおいてＳクラスとして初めて表彰される予定となっております。

以上２点申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議長 長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。選挙管理委員会、藤本委員長のご報告について質疑をしたいと

思います。

まず、1点目ですが、前回の2012年の総選挙で候補者または政党代表者など参議院の比例代表の投票であれば有効であるが、衆議院では無効となるというような他事記載の事例についてどのように把握をされているか、あったかないか等で結構です。

2点目は、やはり無効票を減らしていくということは選挙管理委員会のみならず、私たちもこの点を強化することを考えております。その点で前回選挙または参議院の昨年の選挙などで無効票の実態について、北海道選挙管理委員会などに対する報告あるいは滝川市選挙管理委員会などの中で協議、反省、総括する中で、そういったことについては議事録というか、会議の中でそういう意見が出たりしているようなことがあるのかということについてお伺いします。つまり道選管への報告と滝川市選管内で総括あるいは反省会などでそういった意見が出ているかどうかということでお伺いします。

3点目は、衆議院と参議院の比例で違う記載の仕方ですが、私も今回はどっちだと、候補者名を書いていいのかというのはやはり何か公的な文書で見て今回は候補者書いたらだめなのだなと、あるいはいいのだなということを確認しないと落ちつかないというほど、わかりづらいというふうに考えている方は大変多いのかなというふうに思います。そういう点でこういった記載方法について選挙管理委員長として、制度そのものに対してこのままで何の問題もないということなのか、それとも間違える可能性があるのか、何らかの改善が求められるというふうにお考えなのか、事務執行責任者のお立場で日ごろ現場を見ておられることを踏まえて、率直なご感想というか、というようなことでお伺いをしたいと思います。

以上、大きく3点です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 現在清水議員からの質疑に対して、まず最初に受けた3点部分の答弁をさせていただきます。

まず、氏名の記載の件数についてなのですが、この氏名の記載については申しわけございませんけれども……

（「件数は聞いていない」と言う声あり）

○選挙管理委員会事務局長 失礼しました。

氏名の関係についてなのですが、氏名の内容については詳細がございませんので、どのぐらいあったかどうかについての資料がない関係から、あったかどうかのことについてもお伝えできません。まことに申しわけございません。

上層部、北海道のほうへの報告の仕方ということについてですが、これについては開票録というものがございまして、その様式に沿った形で無効投票の内訳という形で、空知支所のほうになるのですが、開票した日の翌日になりますが、報告をしております。そして、委員会の関係、先ほどお伝えした無効投票の内訳の部分における数字については、滝川市の選挙管理委員会のほうにこういう内容のものがございましたということで、委員会内においては報告してございます。

以上でございます。

○議長 長 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長 清水議員の３点目の質疑でございますけれども、衆議院、参議院の比例代表制の投票制度につきましては、従来からの経緯もありまして、国民の声を幅広く反映すべく国会において検討、審議され、現行の制度になったものと理解しております。また、選挙時においてはそれぞれ記載台の前に衆議院であれば政党名、それから参議院であれば候補者名、政党名を表示したものを書いてございますので、それを見ていただければ間違いなく書けるのではないかなというところでございますけれども、まれに字を誤記とか、いろんな無効票なんかもあるのも事実でございます。しかしながら、現行制度はそれぞれ国会で審議された、つくられたということで、私の意見としては十分でないかと思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これ行政報告は、討論はないですね。だから、質疑の最後に意見は述べていいということですね。ただいまのご答弁を踏まえまして、これ５日の日指摘をした市民は、実は私なのです。共産党の後援会事務所にほとんど同時間、１０時前後にお二人の方がそのチラシを持って、これ間違っていないかいと。共産党の内部資料があるのです。それと違うものだから、共産党間違っているのではないだろうねということで、お二人が来ました。やはり間違っているなということについて、自分では判断できないぐらいのことなのです。市選管を信用するか、共産党の中央委員会を信用するかという話で、私も共産党の内部資料にはこうなっているなど。市選管、恐らく間違っているだろうと。指摘をしたということですので、かなりの数の方があれというぐらいのことはまず思ったのだろうということはお伝えをしたいと思います。

それと、もう一点ですが、私もいつも投票するときに思うのですが、確かに記載台にいろんな注意事項が書いてあり、また記載台に向かう前にも注意事項が書かれている。これはよくわかります。しかし、あの雰囲気というのは非常に緊張するのです。じっくりそこで落ちついて全部読んで、こうこうこうだというような感じではなくて、やはり中にはもうほとんど見る余裕もなく書かれる方も多いというふうに思います。そういう点で私は統一する制度というのが必要なのかなというふうに、統一されれば他事記載等の無効票もなくなる、減るというふうに思います。そういったことをお伝えをして質疑といたします。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 議案第１号 平成２６年度滝川市一般会計補正予算（第６号）

議案第３号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例

○議長 長 日程第５、議案第１号 平成２６年度滝川市一般会計補正予算（第６号）、議案第３

号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、人工透析患者の増等に伴う更生医療費扶助の増額のための補正、労務単価の改定などに伴う除雪等委託料の補正、工期内の賃金水準の上昇による労務単価の変更にに基づき滝川第三小学校改築工事を増額するための補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,168万9,000円を追加し、予算の総額を210億564万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、学校給食食材購入代金の支払いを追加し、限度額を7,100万円とするものと滝川第三小学校改築工事費の支払いを追加し、限度額を2,310万円とするものでございます。学校給食食材購入代金につきましては、議案第3号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例で説明申し上げますが、平成27年4月から学校給食の公会計化を開始することに伴い、食材購入の事前準備が必要なことから、債務負担行為を設定し、準備を進めたいとするものでございます。滝川第三小学校改築工事費につきましては、工期内の賃金水準の上昇による労務単価の変更にに基づく増額のため、債務負担行為の追加をしたいとするものでございます。

第3表、地方債の補正でございます。災害復旧事業債、限度額630万円の増額につきましては、8月4日から5日にかけての大雨により被害を受けた第1江部乙川ほか3件について、国土交通省に災害普及事業費補助金の申請をしておりましたが、このたび補助事業の決定をいただいたことにより、差額の分について災害復旧債を活用したいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額180万3,000円の増額についてでございますが、電子計算事務に要する経費98万1,000円の増額につきましては、平成27年10月に社会保障・税番号制度における個人番号通知が開始されることとなりますが、情報連携のために中間サーバーを用意する必要があり、全国の市町村で共同運用する中間サーバー・プラットフォームを利用するため、その負担金を拠出するため補正したいとするものでございます。負担金の全額が総務省の社会保障・税番号制度システム整備事業補助金として措置されるものでございます。ふるさと納税の推進に要する経費82万2,000円の増額につきましては、ふるさと納税への理解と関心を高めてもらい、新年度に向けた弾みとするために今年度にあったか

あいがも鍋食べつくしセットプレゼントキャンペーンを実施したいとするものでございます。キャンペーン内容といたしましては、12月から3月末までに1万円以上の寄附をしていただいた市外在住の方を対象にアイガモ鍋セットのプレゼントを実施するもので、新たにポータルサイト、ふるさとチョイスへ掲載するとともに、東京滝川会やさっぽろ滝川会の会員などに周知を図りたいとするものでございます。

2款1項9目交通安全対策費、補正額15万1,000円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。交通安全対策のためにとご寄附賜りました15万1,000円を財源に寄附者の意向に合わせ交通安全旗などを購入したいとするものでございます。

2款4項4目道議会議員知事選挙費、補正額1,207万5,000円の増額につきましては、道議会議員及び知事選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年3月26日に知事選挙の告示、4月3日に道議会議員選挙の告示、投開票を4月12日の日程で予定しておりますが、今年度中に執行する経費について補正したいとするものでございます。主な内容は、ポスター掲示場設置等委託料、期日前投票に係る投票管理者、立会人報酬、臨時職員賃金などとなっております。財源は、27年度分と合わせて全額を北海道からの委託金で賄うことを予定していますが、今年度分として589万6,000円を見込んだところでございます。

2款4項5目市議会議員市長選挙費、補正額129万7,000円の増額につきましては、市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年の市議会議員及び市長選挙は、4月19日告示、26日投開票を予定しております。入場券、投票用紙、不在者投票用封筒などの印刷製本費が中心で、今年度中に執行する経費を補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。3款1項2目障害者福祉費、補正額3,083万円の増額についてですが、障害者自立支援事務に要する経費496万8,000円の増額につきましては、番号制度に対応するため障害福祉システムの更新を来年度予定しているところですが、その準備として現行システムからデータを移行するための費用を補正したいとするものでございます。障害者自立支援医療に要する経費2,586万2,000円の増額につきましては、人工透析患者の入院医療費等の増に伴う更生医療費扶助の増額のため補正したいとするものでございます。財源としては、国が2分の1、北海道が4分の1の負担となっているものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額1,196万8,000円の増額につきましては、北海道後期高齢者医療に要する経費の補正でございます。平成25年度分の療養給付費負担金の確定と平成26年度概算額の変更に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金を増額するため補正したいとするものでございます。

3款2項4目障害児福祉費、補正額900万5,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正でございます。放課後等デイサービスの利用者が増加したことなどに伴い、障害児支援給付費扶助を増額するため補正したいとするものでございます。財源としては、国が2分の1、北海道が4分の1の負担となっているものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額53万8,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。介護保険制度改正に伴うシステム改修費の一般会計負担分を補正し

たいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額2,067万5,000円の増額につきましては、汚泥等処理（MICS）事業に要する経費の補正でございます。汚泥等処理建設施設（MICS）基幹事業に加わった月形町と雨竜町の負担金分を幹事市である滝川市を経由して支払うことになるため、補正したいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額1,556万4,000円の増額の補正につきましては、除雪・排雪対策に要する経費の補正でございます。労務単価の改定と燃料費の上昇などから本年度の除雪等委託料が不足する見込みとなったため補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款2項2目学校建設費、補正額2,255万3,000円の増額につきましては、滝川第三小学校改築事業に要する経費の補正でございます。契約に基づく工期内の賃金水準の上昇による労務単価の変更により、滝川第三小学校改築工事を増額するため補正したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額229万4,000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。図書の購入に充ててと複数の方よりご寄附を賜りましたので、寄附者の意向に合わせ児童書や一般書などを購入したいとするものでございます。

10款6項7目社会教育施設費、補正額113万円の増額につきましては、陶芸センターの運営管理に要する経費の補正でございます。陶芸センター電気炉の購入に充ててとご寄附を賜りましたので、寄附者の意向に合わせ扉型電気炉の更新を図りたいとするものでございます。

15款1項2目河川災害復旧費、補正額3,180万6,000円の増額につきましては、河川災害復旧費の補正でございます。8月4日から5日にかけての大雨により被害を受けた第1江部乙川ほか3件について第3回定例会にて測量調査の補正予算をご承認いただき、国土交通省に河川等災害復旧費補助金の申請をしておりましたが、このたび補助決定をいただいたことから、復旧工事を実施するため補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億6,168万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。13款1項3目衛生費負担金2,067万5,000円の増、15款1項1目民生費負担金1,743万3,000円の増、15款2項1目総務費補助金98万1,000円の増、12款2項8目災害復旧事業費補助金2,544万3,000円の増、16款1項1目民生費負担金871万6,000円の増、16款3項1目総務費委託金589万6,000円の増、18款1項2目総務費寄附金15万1,000円の増、18款1項7目教育費寄附金342万4,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。20款1項1目繰越金7,267万円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項7目災害復旧債630万円の増につきましては、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億6,168万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

たします。

失礼しました。歳入の説明のところで、15款2項8目災害復旧事業費補助金、括弧書きのところは15款ではなく12款の誤りでございました。12款2項8目災害復旧事業費補助金。

(何事か言う声あり)

○吉井副市長 済みません。失礼しました。15款が正しいのですけれども、私が12款と読んだようでございます。失礼しました。訂正させていただきます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、議案第3号 滝川市学校給食費の徴収及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

これまで学校給食費の徴収、管理、食材の購入などについては、各小学校、中学校のPTAで組織いたします給食運営委員会、給食連合会が行い、私会計方式により実施してきたところでございます。平成27年4月1日から公平な負担、安定した提供などさまざまな課題を解決するために市によります公会計方式の実施を予定しているところでございます。移行に伴いまして必要な事項を定めるため、条例を制定したいとするものでございます。

第1条に趣旨、第2条で給食を提供する対象者について、第3条では給食費の徴収、第4条では給食費の納付について定めるものでございます。学校給食費の額は、小学校は日額239円、中学校は289円の現行どおりで考えており、納付期限については5月から翌年2月までの10期として別に規則で定めたいと考えています。

第5条に減免を規定いたしまして、第6条には施行細目は別に定めるというふうに規定いたしました。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行したいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第3号の2件を一括採決いたします。

本案はいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第3号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長 日程第6、議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成27年4月から施行される介護保険制度の改正に伴い、制度を運用する介護保険システムに改正内容を反映させるため、国の補助事業として今年度において予算措置されることから、システム改修業務委託料として増額補正をしたいとするものであります。

1ページをごらんください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ107万6,000円を追加し、予算の総額を35億718万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、委託料、補正額107万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項4目事業費補助金53万8,000円の増は歳出関連、6款1項1目一般会計繰入金53万8,000円の増は補正に必要な財源を繰入金で調整したいとするものでございます。

歳入合計で107万6,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げまして議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、配付しております追加日程のとおり、日程番号第7から第17までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第7 議案第4号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例

○議長 長 日程第7、議案第4号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成24年8月に幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援等を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、子ども・子育て関連3法が公布され、子ども・子育て支援新制度における特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことから制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、滝川市として国の基準を検討、判断した結果、全国一律の基準を確保することが妥当と認められることから、国の基準と同様の内容としたいとしますものでございます。

次に、条文の主な内容についてご説明いたしますので、議案の1ページをごらん願います。第1章、総則であります。第1条から第3条まで条例制定の趣旨、用語の定義、特定教育、保育事業者の一般原則について規定したものです。

2ページをお開きください。第2章につきましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準について定めるもので、第1節、第4条、それぞれ施設区分ごとの利用定義に関する基準について定めており、第2節、第5条から9ページの第34条までは運営に関する基準について定めております。

第5条は利用申込者に対する内容及び手続の説明、同意、3ページ、第6条は利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、第8条は受給資格等の確認、4ページ、第13条は法に定める利用負担額等の受領、第15条は幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づく特定教育、保育の取り扱い方針、次、6ページですが、第20条は目的や保育の内容、職員数、緊急時の対応等、

運営規程の明確化などを定めております。

9 ページ、第3節は、特例施設型給付費に関する基準について定めております。

10 ページをお開きください。第3章については、特定地域型保育事業者の運営に関する基準についてということで、待機児童対策としての保育所を補完する地域型保育事業者ということで書いております。これは、家庭的保育や小規模保育などの基準についてでございます。第1節、第37条でそれぞれ施設区分ごとの利用定員に関する基準について定めており、家庭的保育事業は1人から5人、小規模保育事業A型及びB型は6人から19人、小規模保育事業C型は6人から10人、居宅訪問型保育事業は1人と規定しております。

第2節、第38条から14ページの第50条までは、運営に関する基準について定めております。第38条、内容及び手続の説明及び同意や第39条利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、12ページ、第43条は利用者負担額の受領、13ページ、第44条は保育所保育指針に準じるなどの特定地域保育の取り扱い方針、第46条は目的や保育の内容、職員数、緊急時の対応等、運営規程などを定めております。

14 ページ、第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準について定めております。

15 ページをお開き願います。第4章、補則につきましては、施行細目について定めており、附則につきましては第1条は施行期日、第2条は特定保育に関する特例、第3条から第5条までは施設型給付費等に関してや利用定員、連携施設に関する経過措置について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、2点お伺いします。

まず、第22条、定員の遵守に関してですが……。

○議 長 質疑をしてください。

○清水議員 済みません。定員の遵守、第48条か。定員の遵守ってどこでしたっけ。第22条だよ。

(何事か言う声あり)

○議 長 質問席は考えるところではありませんので。

○清水議員 まず、定員の遵守、第22条についてですが、特定教育、保育施設は利用定員を超えて特定教育、保育の提供を行ってはならないと。ただしという以降で、この限りではないとされております。これについて、その限りではないというふうに書かれてもおりますが、その限りでないことが認められる場合というのはどういう内容を指すのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、第13条です。利用者負担額に関してですが、利用者負担額に上乗せして徴収できるというところなのですが、市は上乗せについて妥当性などについて理由を聞いたり、意見を述べる、また指導するといったようなことができるのか、またできるとすればどのようなことを要綱等で規定されるのかについて、また上乗せ徴収の上限はあるのかないのか。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の利用定員につきましてでございますが、利用定員を超えて受け入れを行う場合においては、年間平均在所率が120パーセントを超える場合、利用定員を見直すこととされており、この扱いは保育所によって現在も同じ扱いでございます。

もう一点、利用者の上乗せ徴収できる、その妥当性や理由を聞いたり、意見を述べることができるかという質疑と、それと上限の関係でございますが、第13条において利用者負担額の受領の記載があります。上乗せ徴収と実費徴収について記載されております。上乗せ徴収については、基準を超えた教諭の配置や平均的な水準を超えた施設整備など国の公定価格で賄えない費用を賄う目的で徴収できるものとされておりますが、限度額については第13条第3項において当該特定教育、保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育、保育費用基準額、公定価格との差額に相当する金額の範囲内と定めておりまして、滝川市においては実質的には発生しないものと考えております。また、この徴収に当たっては、書面において保護者の同意が必要とされております。一方、上限額についてでございますが、当然保護者の同意が必要となりますが、金額の上限額に係る特段の定めはありませんが、あくまでも実費となりますので、ご理解いただける額におさまるものと理解しております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、定員の遵守については、今のご答弁では現行の保育所の規定をそのまま使うというふうに受け取れましたが、それを確認したいと思います。私は、そうではないのではないのかなと、委員会での質疑の答弁聞いておりますと。今までは保育所の基準は2割云々というのがあったけれども、今度はもう全然そういう規定はないのだと。何か委員会とは違うようなふうに受け取れます。私考えていましたので、違うなということで、確認をしたいと思います。

それと、2点目は、利用者負担額の件について、私が聞いたのは市が指導できるかどうかと、あるいは意見を述べることができるかと理由を聞くことができるかということ聞いたのです。今部長答弁は、条例にのっていることをなぞっただけですから、ちゃんと理由を聞けるのか、意見を言えるのか、指導できるのかということで伺います。

それと、滝川市ではこれ発生しないと。実質的に発生しないということ、実質的に発生しないというのは何を意味をしているのか。これ実質的というのはどういうことなのか。まるでこういった特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業で現行の保育所、幼稚園以外の認定こども園のようなもの、あるいは新たなこの条例にのっとった事業所が全国の手のチェーン型の事業として展開される可能性が全くないというふうに私には受け取れました。私は、少し主観的な判断というか、見通しというふうに思いますが、それは実際的に発生することはないということと新たな事業所が出てくることはない、実質的に出てくることはないということを意味をしているのか、もし意味をしていないとしたら、先ほどのご答弁は不適切だというふうに思いますので、お考えを伺います。

以上です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の定員の遵守に関しては、厚生常任委員会と同じ現行も120パーセントを超える場合は定員見直しをできるという内容でございます。

それから、2点目の上乗せ価格についてでございますが、実質的に発生しないという答弁でしたが、現在保育所、それから幼稚園あります。両方とも現行の保育料等においては国の公定価格より低いということから、発生しないということでございます。それと、他の小規模保育についてのことでございますが、現状は今小規模保育というのは認めていなくて、ありませんので、幼稚園、保育所に関してはそういうことだということでございます。

それと、料金について指導等をできるかということで、意見は言えるということと先ほど言いましたように保護者の同意が必要であるという内容でございます。

以上です。

（「市は言えるの。市のこと言っているんだよ」と言う声あり）

○保健福祉部長 市は、意見を言えるということでございます。

（「理由が聞けるか、意見を言えるか、指導できるかという」と言う声あり）

○保健福祉部長 公定を超えた場合、指導、意見ができるという内容になっております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 定員についてなのですが、現在2割を超えることはできるというのは、それはわかります。しかし、青天井ではないですね。しかし、ここはその限りではないと書いてあるのです。だから、今の規定と全く同じであれば青天井ではないということなのです。今回の条例は青天井なのかどうか、今の現行規定のように上限があるのかどうか、そこを再度確認します。

先ほどの市が3つのことができるかどうかについては、できるというふうに言われましたので、これは何にどういう形で規定されるのか伺います。

それと、先ほど聞いたのは新たな全国のチェーン的な事業所が滝川市に進出しない。私はする可能性があると思って聞いているのです。部長は進出しないと断言に近いことを考えているかのようなご答弁ですが、実質的に発生しないと言っているのですね。実質的に発生しないというのは、そういう新たな業者が実質的に来ないのだと。聞いていますか。実質的に来ないということを想定されているのか伺います。

○議長 長 今3点の質疑がされましたが、全部明快に答えられますか。保健福祉部長。

○保健福祉部長 定員につきましては、何回もお話ししていますように120パーセント超えた場合は定員を見直せる、それは今後とも変わらない。

それと、もう一点……

（何事か言う声あり）

○保健福祉部長 120パーセントです。定員の120を超えた場合、見直ししなさいという。

（「したら、120パーセントが上限になる」と言う声あり）

○保健福祉部長 そうでございます。それを何回も言っていました。

それと、もう一点、指導できるかできないかというのは、お互い両方協議しながら市としては指導をしていく、上乗せ額については、上乗せが出た場合。

3点目の新たな……

(「何に規定しますかと、要綱とか」と言う声あり)

○保健福祉部長 通知に基づいてです。

(何事か言う声あり)

○議 長 ちょっと答弁に時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

○議 長 再開をいたします。

引き続き答弁をお願いいたします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 済みませんでした。指導等をできることへの根拠ということで、今後要綱等を定めていきたいと考えております。

それと、もう一点の新たな事業体の参画ということで、現状保育所、幼稚園、現施設以外の認可は今考えておりません。それと、小規模保育につきましても待機児童が発生しない状況においては、滝川市としては設置を考えておりません。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。まず、議案第4号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、本条例は第6条で特定教育、保育施設が入所者の選考をするという規定になっています。しかし、児童福祉法では市が申し込みを受けて選考し、保育所に委託するという制度になっています。しかし、市条例はこの点で市の実施責任において問題と考えます。

また、第13条においては、定員の遵守について利用定員の総数を超える場合、保育所は、第13条でやむを得ない事情がある場合はその限りではないということの具体的な内容について、現行の2割を上限とするという答弁があり、またそれについては現行の規則を準用するという趣旨の答弁をされました。しかし、今回の条例では選考そのものが施設側に委ねられているという点で、市がそこまで本当に責任を持って実施をさせることができるのかについては非常に不透明だというふうに考えます。

また、利用者負担の受領についてですが……失礼いたしました。先ほどの定員の遵守は第22条です。第13条の利用者負担額の受領については、上乗せ徴収に関する理由を聞き、意見を述べ、指導すると。これについては要綱で規定をするというふうにされました。しかし、仮に上乗せの指導をすることができたとしても、それがどこまで有効かというのはやはりこれも不透明だというふ

うに思います。そういう点でこれからいろんな変化が、新たな業者の参入などこれからの実態を考えると、このような条例では非常に不安が残るというふうに考え、反対いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第8 議案第5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例

○議長 長 日程第8、議案第5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成24年8月に幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援等を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、子ども・子育て関連3法が公布され、新制度において児童福祉法に基づく市の認可事業として認可保育所のほかに新たに創設される保育所待機児童等対策としての家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことから制定したいとするものであります。

なお、家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とし、この条例は滝川市のように保育所の待機児童がないまちも大都市のように待機児童があるまちにもかかわらず、全ての市町村で制定することとなっております。

条例の内容につきましては、滝川市として国の基準を検討、判断した結果、全国一律の基準を確保することが妥当と認められることから、国の基準と同様の内容としたいとするものであります。

次に、条文の主な内容についてご説明しますので、1ページをごらん願います。第1章、総則であります。第1条から5ページの第22条までは家庭的保育事業等の認可に係る共通事項を定めております。第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は基準の目的、第4条、基準の向上では常に最低基準の向上に努めることを規定しております。

2ページ、第6条は保育のあり方等に関する家庭的保育事業者等の一般原則、第7条は満3歳以降も継続的に保育等が提供できるよう保育所等との連携、第8条は非常災害に対する対応等の規定、3ページ、第9条は職員の一般要件等、第13条、虐待等の禁止、第14条、衛生管理と食事等、第16条、食事、4ページ、第17条、食事の提供の特例の規定、5ページ、第19条は家庭保育

事業等の内部規定などを定めております。

第2章につきましては、家庭的保育事業の認可基準を定めており、家庭的保育事業とは利用定員1人から5人以下で、家庭的保育者の居宅などで行う事業でございます。第23条から6ページ、第27条までで、第23条は設備の基準、6ページ、第24条は保育士等の職員の配置、第25条は保育時間、第26条は保育の内容などを定めております。

第3章につきましては、小規模保育事業の認可基準を定めており、第1節、第28条で小規模保育の区分について定めており、小規模保育事業とは利用定員が6人から19人以下で、保育者の居宅から小規模な施設で行う事業で、規模に応じてA型、B型、C型と3類型に分類されております。

第2節では、7ページ、第29条から9ページ、第31条まで、小規模保育事業A型について、設備の基準、保育士等職員の配置などを定めております。

第3節では、9ページ、第32条及び第33条まで、小規模保育事業B型について、保育士等の職員の配置などを定めております。

第4節では、第34条から10ページ、第37条まで、小規模保育事業C型について、設備の基準、職員、利用定員などを定めております。

第4章につきましては、居宅訪問型保育事業の認可基準を定めており、居宅訪問型保育事業とは保育を必要とする子供の居宅において保育者と乳幼児は1対1を基本とし、主に障がい、疾病など集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う事業です。第38条から11ページ、第42条までは、居宅訪問型保育事業の提供内容や設備及び備品、職員の配置、あらかじめ連携する障がい児入所施設等の確保などを定めております。

第5章につきましては、事業内保育事業の認可基準を定めており、事業所内保育事業とは企業が事業所の保育施設で従業員の子供と地域の子供と一緒に保育する事業でございます。第43条から14ページ、第49条までは、利用定員の設定、設備の基準、保育士等の職員の配置などについて定めております。

15ページ、第6章、補則につきましては、施行細目について定めております。

附則につきましては、施行期日、食事の提供や連携施設、保育従事者、利用定員に関しての経過措置について定めております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例について大きく5点質疑をいたします。

まず、1点目は、今回の条例そのものが子ども・子育て支援制度の実施について市が条例で定めることが義務づけられ、各種基準を定めるというもので、その基準については参酌するというところで、国基準の内容を踏まえて上乘的なもの、もう一つは基準そのものを質的に変えることも許されているということで、全国ではこれまでに、恐らく4定がどの議会も最終だと思うのですが、独自基準をつくっている自治体も数多くあります。政令指定都市を例にとれば2定までに終わった中

でいうと15分の9が独自基準を設けていると。ところが、滝川市は何か経過措置についてだけ独自基準ということで、これは独自基準と言えるのかどうか私は不明ですが、そういったことでなぜ他の多くの自治体がやっているように上乗せあるいは改善的な基準を設けなかったのか、それについて伺います。

2点目は、各内容に入る前に先ほど前条例議案で部長が参入業者の認定は一定の場合は認定しないということを述べられました。この条例においても認定するしないということが出てくるのだというふうに思うのですが、市が認定する、あるいは不認定とすることについて、法令でどのような定めがあるのか、また要綱でそういったものについてどう整備されていくのか伺いたと思います。

次に、これも全体にかかわるのですが、新たな施設、事業所になるというふうに思います、A型、B型、C型等。これについては、国の、この場合は補助金という言い方が適切だと思うのですが、補助金で運営すると。ですから、現行でいえば保育所と非常に似ている。あるいは幼稚園のほうに似ているのかも、どちらに近いのかはちょっとわかりませんが、恐らく保育所に近いのだというふうに思います、利用料の上限は上乗せは別として、利用料の上限を基本的に定めて、安くする分には特に定めはないというふうに考えておりますが、この該当している各事業所、A型、B型、C型などについては補助金と利用料の下限についてはどのような定めがあるのかについてが3点目です。

4点目は、第17条の(3)で調理業務の受託者については適切に遂行できる能力を有する者に外注できるという内容になっていますが、適切に遂行できる能力を有する者というのはどういう要件があるのかということが1点目、2点目はこの上、(2)でその他の施設、保健所、市等の栄養士により指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われることということも書かれています。これは、外注に限らないということだと思うのですが、これを実施する場合に例えば市の栄養士が指導あるいは配慮するということになると、市の栄養士に責任が生ずるのか、何らかのことがあった場合。また、指導や配慮をする業務で市は経費、予算が発生するのかどうかについて、また指導や配慮というのは具体的にどんなことを想定しているのかを伺います。

最後、5点目ですが、5点目は第30条から第48条まで5つの条で言われているのですが、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育従事者などの規定が設けられ、これまで保育所では保育士に限定されていたものがそれ以外にも広げられるということで、1点目として市長が行う研修の内容について伺います。2点目は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者の基準と判定はどのように行うのか伺います。

以上です。

○議 長 答弁に時間を要するため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、1点目のなぜ国の基準にこだわるのか、上乘せしないのかというようにお話ですが、国の基準と異なる内容を定める特別な事情は見出せないということでございます。

それから、2点目の他の保育所を認可するかしらないかというお話、小規模保育所を認可するかしらないかというお話ですが、滝川市が認可する事項であり、現状待機児童が発生しない状況においては認可しないという考え方でございます。

それから、利用料の上限……

（「法令聞いているんですよ。考え聞いているんじゃないくて、法令聞いているんです」と言う声あり）

○保健福祉部長 法令は、どこにも詳しくは出ておりません。滝川市の認可として、現状待機児童がいないことによって認可はしないという考え方でございます。認可事業ということでございます。

それから、家庭的保育事業所の利用料ですが、保育料と全く同じ利用料金となっております、下限も上限も同じでございます。全く仕組みが同じでございます。

それから、給食でほかからの搬入ということで、何か特別なものがあるのかということで、特に搬入の場合、特例として認めておりますが、連携施設、家庭的保育事業所と、それから保育所との連携事業者や、または近接した同一系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉法人、病院からなど限定されておまして、こういうことによって安全性の確保を図るということになっております。

それと、市の栄養士が指導できない、経費どうする、安全管理、栄養管理の面どうするということでございますが、給食、アレルギー等も含めましてマニュアルをつくっていききたい。公立も行ってありますが、それを私立幼稚園、保育所等でも準用していききたいという考え方でございます。

それから、最後の研修の関係でございますが、ちょっと長くなりますけれども、説明させていただきます。保育士資格がない方の同等以上の方ということで、今回保育事業者としての従事が定められております。現在国のワーキングチームにより議論が進められておりますが、研修を行う市長だけには限定されておらず、道が実施する研修を受講してもらうケースも考えられます。基本的には、ちなみに現行制度におきましては21時間の講義プラス2日以上の実習を基礎研修と定めており、保育士以外の家庭的保育者については、保育士は基礎研修で終わりなのですけれども、さらに認定研修の受講が必要とされております。認定研修、資格によって違っておまして、看護師、幼稚園教諭につきましては88時間、それからそれ以外の者につきましてはさらに保育実習が20日間加えられるというかなりハードルの高い研修となっております。

以上でございます。

○議長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、1点目の独自基準については、何か字数でいえば十数文字ぐらいの短い答弁だったので、もう少し詳しく、やっぱり少なくとも政令指定都市では半数超え、深川市も独自基準をつくったと聞いております、面積要件で。滝川市は、なぜ独自基準を、つまり国基準があるので、いいと言っているから国基準だということは、それは当然の話なのです。参酌できるということに

ついて、どういうふうに参加するかしないかについて検討した検討経過を示すなど、滝川市が独自基準を設けなかった経過について聞き直したいと思います。

2点目は、参入の認定、不認定は法令にはないと。法令にはないというのは本当かなと。少なくとも認可事項について法令にないものなんていうものが存在するのかなど、ちょっと驚いたのですが、ということはもう全く市がだめと言ったらだめみたいな、そんなものではないはずなのです。やはり何らかの基準があって、しかもその基準というのは全国に通ずる標準的なものであるはずなのです。だから、法令というのは当然通達も含むわけですから、どういったものに定められており、その内容の概要はどんなことなのかと。つまり私が聞きたいのは、市の不認定というのはどの程度できるのかということなのです、その権限が。通常は、大型店、大店法のように環境基準を満たし、住民に意見を聞いたらもう認定せざるを得ないというようなものなのか、かつての大型店の法律のように相当程度市に不認定の権限があるのか、そういったことを聞きたいのです、意図は。ですから、法令を全部示すのではなくて法令にはこういう市の権限が強く定められている、あるいは弱く定められているということをお答えいただきたいと思います。

5点目の保育士についてなのですが、やはり仮に看護師や幼稚園教諭の資格を持っていたとしても21時間や2日間というようなことで保育士と同等あるいは以上の者というふうに規定されるというご答弁だったのか、それとも88時間、20日間で同等あるいは同等以上という要件だったのか、ちょっと私は判断できなかったのですが、そこをもう一度確認をしたいと思います。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 独自基準についてどういう検討を行ってきたか、どう考えたかということで、先ほどは国の基準と異なる内容を定める特別な事情が見出せないということで国基準としたということをお話ししたものですから、もう少し詳しく説明させていただきます。

特にこの場合、他市の上乗せ、上回る基準をつくっているところの例を見ましたら、保育士の部分やらが多いのではないかと思います、若干施設関係もありましたが。そのあたりも少し絞りながら、最後の質疑と関係しますけれども、家庭的保育につきましては宿泊要件あるいは研修内容についてやら、それから食事、その他国基準につきましては国の子ども・子育て会議、これには保育所関係者からも数名参加しております。これらにおいて本当に長い期間かけて幅広く議論されております、今みたいなことも全て含めまして。よって、今回条例案につきましてはその議論を踏まえ、かつ尊重しながら厚労省基準をもとに制定して、我々は自主的に判断いたしました。1点目は以上です。

それから、2点目ですが、大変申しわけありません。認可基準なし、児童福祉法に基づく認可事項でありまして、そういう内容でございます。法令はあります。それで、児童福祉法に基づく認可制度でございます。それで、滝川市においては保育所を補完する、例えば保育所が待機児童できた場合、現状ちょっと待機児童できることは考えにくいのですけれども、先ほどここに書いているいろんな制度、例えば家庭的保育事業者がやろうと思ったときにゼロ歳から2歳児まで限定されていたり、それから施設の食事とか調理とか、先ほど言いましたように給食に関する外部からだめ

だとか、もろもろの基準をかなりクリアする必要があります。それから、施設型給付ということで、滝川市から運営費は支援されるのですけれども、それにあわせて自由な料金設定もできないということで、現状これは実際認可外保育所の方にも聞いたのですけれども、そういう縛りは結構ハードルは高いなという印象を受けました。いずれにしても、現状滝川市においては今設置する状況にないということでもあります。

それと、最後の保育士の研修等でございますけれども、先ほどお話ししましたように８８時間、さらにはプラスアルファの研修ということで、国も保育士と同等以上の経験、知識、そういう方を認める。それがいろんな議論されてきたという内容になっています。滝川市としても新制度への参入障壁とならないような配慮も考える必要もあるとともに、指導者のレベルを下げるということではなくて、国の示す基準をもとに市としても主体的に判断して、またもしその状況になったときには保育士資格者もそんなに潤沢ではないかと思います。結論からいいますと、看護師、幼稚園教諭、保育経験者が先ほど申しあげましたような何十時間の研修やら、それから実習、これだけの高いハードルを完了して初めて家庭的保育資格者となり得ることであることから、何回も言いますようにそういうことも含めて国では十分検討してきたことではないかと思います。それは、児童福祉法の法の趣旨を捉まえての基準でもあります。

以上、研修に関してはそういう考え方でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 認定について１点お伺いします。

待機児童がいる場合は、逆に言うと不認定にはしづらいというふうに理解をいたしました。待機児童がいるという状態は、例えば今もう募集が終わったか、終わるぐらいかというときですよね。この段階で待機児童が生じたとします。それをもって待機児童がいるということなのか、それともそういうのが何年間か続いて初めて待機児童いるということなのか。今後滝川市の、滝川市というか、もう保育所は中央保育所を除いて事業団になっていますので、滝川市が保育所を廃止したいと考えなくても事業団が廃止すれば待機児童が出てくる可能性はあるのです。そういうことで待機児童の定義、つまり認定に、認定というのはＡ、Ｂ、Ｃ型保育事業者の認定にかかわる待機児童が発生するということの定義をお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市の全体保育所定員に対する保育所入所希望者数の数がそれを上回っていないことでございます。

（「最初の質疑でそれ聞いているんですよ。一回でも下回ったら待機児童がいるということで、それが認定基準に大きく要素になるかどうかという、そこを聞いているんですよ。それを３年、４年恒常的に続くかどうか、１回こっぴりでもうそういうふうに定義になるのか」と言う声あり）

○議長 長 ちょっと答弁に時間を要しますので、ここで休憩とさせていただきます。再開は１３時といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の再々質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 待機児童が出た場合、一時的なのか、どの時点なのかというお話でありました。なかなか滝川市の場合は待機児童がなく、その辺の判断は難しいのですけれども、どういう、明確な定めはちょっと見出せないのですけれども、その時点、時点での判断だと思いますけれども、国においては4月1日と10月1日に待機児童の調査を行っている状況でございます。その時点で待機児童がある市町村は、待機児童ということで上げていると思います。また、今回の新制度において国の考え方は市町村計画5年期間において保育等の量の見込み、需要より供給、保育の確保、保育所の数等が上回れば認可、認定を行わないことができるという考えを持っております。いずれにしましても、滝川市におきましては現状待機児童は発生しておらず、今後とも見込みは薄いと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第5号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を否とする立場で討論を行います。

理由は、まず第1に全て国の基準とすることの理由を特別な事情を見出せない、あるいは国の子育て会議等で幅広い議論に基づいた基準であるなどと述べられました。しかし、他の自治体で独自基準を設ける中で保育の質が問われます。

2点目は、第17条、食事の提供の特例では調理業務の受託者に対し有資格者の配置を義務づけていません。これでは不十分と考えます。

3点目は、第31条から第35条で、小規模保育事業のA型、B型、事業所内保育の保育士数の規定では、保育を行う者は全て保育士であるべきであり、この小規模保育事業、各種でも全て保育士とすべきです。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第9 議案第6号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

○議長 長 日程第9、議案第6号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、この前の2本の条例と同様、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援等を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、子ども・子育て関連3法が公布され、新制度における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について各市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたことから制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、滝川市として国の基準を検討、判断した結果、全国一律の基準を確保することが妥当と認められることから、第10条第2項、第11条第4項で規定する専用区画の面積及び児童数に関する基準に関する経過措置規定を除き国の基準と同様の内容としたいとするものであります。

次に、条文の主な内容についてご説明いたします。議案の1ページをごらんください。第1条、第2条については趣旨と用語の定義を定め、第3条から第6条までは利用する児童が健やかに育成されることを目指して、第4条は基準の向上に努めること、第6条は事業の一般原則として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象とすること、利用者の人権、人格を尊重した運営や実施場所について規定しております。

2ページをお開きください。第7条は、非常災害対策について定めております。

第10条では、設備の基準について、専用区画面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とし、必要な備品等を備えることや衛生及び安全性を規定しておりますが、附則第2項においてこの条例の施行前から引き続き同じ建物でこの事業を行う場合における経過措置を規定しております。

第11条は、職員について定めており、放課後児童支援員の配置数、資格の要件並びに3ページ、第4項において支援の単位児童数おおむね40人以下と規定しておりますが、1の支援の単位を構成する児童の数については、先ほど第10条の説明で申し上げた趣旨と同様に附則第2項においてこの条例の施行前から引き続き同じ建物でこの事業を行う場合における経過措置を規定しております。

第15条においては、運営規程で事業の目的や運営の方針等を定めております。

4ページ、第19条については小学校の休業日については1日8時間以上とするなど開所時間及び日数を定めており、第22条については事故発生時の対応を定めております。

5 ページ、第 23 条については、施行細目を定めております。

附則につきましては、第 1 項では条例の施行期日を定め、第 2 項では先ほど第 10 条及び第 11 条の説明において申し上げた専用区画の面積及び 1 の支援の単位を構成する児童数に関しての経過措置を定め、第 3 項では放課後児童支援員の資格要件に要する経過措置として研修の修了期限に係る読みかえ規定を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、まず 1 点目ですが、現在のたしかわ学童クラブがこれに移行するというふうに聞いております。まず、1 点目、この条例で現在の学童クラブで行っていることよりも質、量的に下がるようなことはないのかということを確認をしたいと思います。

2 点目は、新たな事業への参画申請に対してどのような要件、これを満たせば認可されるわけですが、それについても先ほどの保育所を例にとると待機児童がいるという場合に認可がされるということですが、この場合、放課後児童健全育成事業の場合はそういった待機児童という概念はないので、この条例以外で認可に係る不認可要件というのがあればお示ししたいと思います。

3 点目は、その場合、仮に認可される事業者が出てくる場合、第 10 条では専用区画が児童 1 人につきおおむね 1.65 平米ということで、これ深川市は 3.3 平米に独自基準を設けました。学童クラブ、現状が何平米なのかをお示しをいただきたいと思います。

4 点目は、時間数を定めた条文がありますが、第 19 条、これは 8 時間、3 時間、250 日、それぞれ現在の学童クラブよりも非常に短い時間であり、期間ということですが、新たな参入業者が一定のニーズを満たすような形で参入する場合、現状の学童クラブ並みにする必要があるというふうに考えなかったのかということ伺います。

5 点目ですが、現状の学童クラブの補助金の金額は人数に対して幾らとか、あるいは基本的な 1 カ所について幾らとか、補助金の定めと現状の料金との関係について伺います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在の学童クラブの設備と基準レベルからは、一部先ほどの専用区画とか人数の関係で経過措置をとっている以外は変わりません。

それから、新たな参入がある場合、これ以外に何か不認可要件があるかというのは、特にありません。

それから、現状面積につきましては、これも先ほどの専用区画の関係で一部ここで定められている区画よりも低いところがありますが、考え方がありまして、学童の場合児童室という学童専用の部屋と滝川の場合、公民館全体で使っているものですから、体育館を使ったり、ほかの部屋を使ったりということで、ちょっとその辺の考え方はいまいち整理が必要かなということで、トータルではかなり上回っております。

それから、時間の関係については現状この基準以上のことをやっております。

それから、現在の補助金につきましては、施設の学童クラブの人数、40 人以上、人数によって

補助金の額が区分されております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、専用区画面積は狭いけれども、現状の学童クラブは確かに公民館全体を使用しているので、広いと。それはわかります。民間の業者がある特殊な、あるいは一定のニーズであるところへ行きたいと思うような健全育成事業を申請した場合に専用区画以外については面積要件はないと思うのです。衛生及び安全確保とか遊び、生活の場として機能並びに静養する機能を備えた区画とか、そういった抽象表現はありますが、結局面積的には1.65平米あればいいということで確認をしてよいのかと。

不認可要件はないと。了解いたしました。

それで、2点目は、この条例にはいわゆる料金についての定めがないのです。そもそも学童クラブ自体ができるだけ安くしようということで運営されてきた経過があるので、そういうことになっていると思うのですが、しかし一定のニーズを備えて、例えば20人、30人を対象にするようなこういった事業が市の中心部あたりで行われると。その場合に、例えば1カ月に1万円、2万円、今3,000円ですが、極端に言ったら3万円取ってもいいということで、上限はないということで確認をしてよろしいでしょうか。

以上です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の民間が出た場合の面積要件は1.65平方メートル以上でございます。

それから、2点目の料金に定めはないのかということで、特に定めはございません。滝川市においては、現在必要最低限の料金をいただいている現状でございます。ただし、現状は今滝川市で運営しておりますけれども、今後民間等で実施する場合については、料金についてはそういうふうになった場合にはまたその検討が必要となると思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今部長、最後に答弁された料金については条例で定めはないけれども、たしか学童クラブ以外の業者が参入してきたら料金についても検討が必要というような答弁だったと思うのです。それは、もう全然時既に遅しなのです。認可したときに料金の定めがないということで認可された業者がその後に料金を定めますなんてやったら、これは裁判になってしまいます。そういったことで今の答弁は、余りにも責任ある答弁というふうには思えませんので、その点についてはもう一度伺います。

同じく2点目なのですが、次2点目なのですが、先ほどの補助金の定めと料金の上限がないということについて伺いますが、国の補助金が出されるこういった法律に基づく事業で、料金の上限がないと。先ほどの幼稚園や保育所と違って小学生ですから、やろうと思ったらいろんなことを考えられるのです。この長期休みのときは1日8時間以上だとか、あるいは年間250日以上預かって、何をするかによっては5万円出しても安いという事業だってやろうと思ったらできないわけではないのです。だから、そういったことと補助金というのは、そういう意味でそう

いう事業に補助金を出していいのかということは検討されませんでしたでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 料金については定めございません。それで、滝川市は現状滝川市直で進めておりますが、必要最低限ということで、今3,000円程度をいただいております。この料金については、ほかの市町村よりも若干安いかなという。そのまちによっては、タクシーで送り迎えして1万幾らのところもありますけれども、平均したら四、五千円ぐらいということでございます。今後とも公共等での学童クラブは推進していく予定でございますが、先ほども言いましたように今条例では定めておりませんけれども、国の規定でもありませんけれども、今後民間委託等を考えるときにはやはり要綱等で料金の設定は必要かなというふうに考えます。

それとあと、同じように補助金云々は関係なく、要は料金収入があった場合、それは補助金の必要経費額から差引かれまして、そのうち3分の2が補助対象となっている状況でございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第6号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例についてを否とする立場で答弁いたします。

理由の第1は、設備基準では専用区画面積が1.65平米以上となっており、余りにも狭過ぎます。

2点目は、運営時間についても現在の学童クラブを大幅に下回り、余りにも要件が短い、緩いというふうに考えます。

第3点は、料金の上限の定めがないなど補助金事業としては不適切というふうに考えます。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第10 議案第7号 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例

○議長 日程第10、議案第7号 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成25年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権第3次一括法が公布され、これまで国の省令で定められていた指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について各市町村のみずからの判断と責任により条例で定めるべきこととされたことから制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、滝川市として国の基準を検討、判断した結果、全国一律の基準を確保することが妥当と認められることから、第30条に規定しております記録の整備に関する基準を除き国の基準と同様の内容としたいとするものであります。

次に、条文の主な内容についてご説明しますので、議案の1ページをごらんください。第1章、総則、第1条から第3条につきましては条例の制定趣旨並びに事業実施に係る基本方針等を規定。

2ページをお開き願います。第2章、人員に関する基準、第4条及び第5条につきましては事業所に従事する者に係る基準について規定。

第3章、運営に関する基準、第6条から第30条につきましては、第6条は利用申込者に対する内容、手続の説明、同意について、3ページ、第7条は事業者は正当な理由なくして介護予防支援の提供拒否ができない旨を規定。

第10条は、利用申込者から要支援認定等の申請に際し必要な協力について規定。

4ページ、第14条は、事業者が介護予防支援事業の業務の一部を委託する場合の遵守事項を規定。

5ページ、第19条は事業所の運営規程を定め、第24条は従業者が業務上知り得た秘密の保持等について規定。

6ページをお開きください。第27条は、利用者からの苦情の申し立て等について適切に対応しなければならない旨を規定。

7ページ、第30条の記録の整備につきましては、冒頭申し上げましたように滝川市独自の基準を定めたものであります。第1項は国の基準どおりであります、第2項は記録の保存期間につきましては国の基準は2年間でありますか、市はこれを5年間とするものです。理由といたしましては、介護報酬の請求誤りなどがあつた場合に市は5年間返還することを求めることができることとされていること、また市が監査等を行う場合に2年以上前の記録を確認する必要も想定されることから、これらの状況を鑑み、諸記録の保存期間を5年間と規定するものです。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、第31条から10ページ、第33条につきましては介護予防支援に係る基本取り扱い方針等、具体的取り扱い方針等を規定し

ております。

11 ページをお開き願います。第5章、基準該当介護予防支援に関する基準、第34条につきましては第3条及び第2章から第4章までの規定を基準該当介護予防支援の事業に準用する規定となっております。

第6章、補則、第35条につきましては、施行細目を定めたものであります。

附則につきましては、第1項はこの条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものです。

第2項は、第30条第2項において記録の保存期間を国の基準2年から市独自の基準5年にすることに伴う経過措置を規定したものであります。

第3項は、滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正であります。当該条例において国の省令を引用していることから、提案条例の制定にあわせ文言の整理を行いたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例

○議長 長 日程第11、議案第8号 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例についてご説明申し上げます。

条例制定の趣旨につきましては、議案第7号と同様であり、地方分権第3次一括法の公布に伴い

省令で定められている地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について各市町村のみずからの判断と責任により条例で定めるべきこととされたことから制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、滝川市として国の基準を検討、判断した結果、全国一律の水準を確保することが妥当と認められることから、国の基準と同様の内容としたいとするものであります。

次に、条文の主な内容についてご説明しますので、議案の１ページをごらん願います。第１条、趣旨についてはこの条例を制定する根拠等について規定。

第２条、基本方針については、第１項で地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するに当たり各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと、第２項で地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営をしなければならないことを規定。

第３条、人員に関する基準については、第１項で１の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数に応じて職務に従事する常勤の職員の人数を規定、第２項は第１項によらない場合の人員配置基準の特例を規定。

第４条は、施行細目であります。

２ページ、附則につきましては、この条例の施行日を平成２７年４月１日としたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第８号は可決されました。

◎日程第１２ 議案第９号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１２、議案第９号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、法律の条項が繰り下がることに伴う所要の文言整理を行うものでございます。

主な改正内容については、参考資料の新旧対照表をごらんください。第4条中、第1号から第3号までの規定において引用している児童福祉法の条項が繰り下がることに伴う文言整理で、第6条の2を第6条の2の2へと改めます。

附則につきましてですが、この条例の施行期日を平成27年1月1日とするものでございます。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第13 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第10号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年11月19日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成27年1月1日から施行されることとされたところでございます。この政令改正に伴い、産科医療補償制度のために医療機関等が支払う掛金相当額の加算引き下げ及び出産育児一時金の支給額の引き上げが行われることとされましたことから、健康保険法施行令等の改正に準じ、滝川市国民健康保険における出産育児一時金の支給金の引き上げを行うために滝川市国民健康保険条例の一部を改正したい

とするものでございます。

以下、改正条例の内容を議案第10号参考資料、滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明いたしますので、お開き願います。第5条、出産育児一時金として39万円を支給するとあるのを40万4,000円に改正したいとするものです。

なお、出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度のために医療機関等が支払う掛金相当額の加算が現行3万円から1万6,000円に引き下げられましたことから、これまでの支給額42万円に変更はございません。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を平成27年1月1日から施行したいとするものでございます。

第2項は、出産育児一時金の支給に関する経過措置でございます。

以上を申し上げまして議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第11号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第11号 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の改正の趣旨につきましては、議案第7号と同様であり、地方分権第3次一括法の公布に伴

い省令で定められている指定介護予防支援事業者の申請の資格に関する基準について各市町のみずからの判断と責任により条例で定めるべきこととされたことから、滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例に当該基準を追加するため改正したいとするものであります。

なお、定める基準につきましては、国の基準に従い同様の内容としたいとするものでございます。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をごらんください。題名の改正ですが、指定介護予防支援事業者の申請の資格に関する基準を追加することにより、3事業者の指定に関する基準となることから、これを滝川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例と改めたいとするものです。

第1条の改正は、指定介護予防支援事業者に係る基準を定めることに伴う文言の整理であります。

第6条の改正は、条の追加であります。指定介護予防支援事業者の申請の資格に関し条例で定める者を法人としたいとするものです。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第15 議案第12号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第12号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第１２号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業者が整備を義務づけている各種サービスの提供に関する記録に係る保存期間を介護報酬の請求誤りなどがあつた場合並びに市が監査等を行う場合に２年以上前の記録を確認することが想定されることなどから、現行２年間となっている保存期間を５年間に見直しを図るため改正したいとするものであります。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。記録の整備につきましては、地域密着型サービスにおいては第４３条、第５９条、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第２０２条に記載の８事業、地域密着型介護予防サービスにおいては第２２５条、第２４２条、第２６１条に記載の３事業についてそれぞれ義務づけており、これらの記録の保存期間をそれぞれ現行の２年間から５年間に改めるものでございます。

附則につきましては、第１項はこの条例の施行日を平成２７年４月１日としたいとするものです。

第２項は、記録の保存期間を２年間から５年間にすることに伴う経過措置を規定したものであります。

以上、議案第１２号の説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は可決されました。

◎日程第１６ 議案第１３号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）

○議長 日程第16、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター及び滝川市三世代交流センター等でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、石田誠司氏。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間であります。

次に、選定経過についてご説明しますので、次のページの参考資料をお開きください。募集及び選定の経過、申請団体数、選定方式については、記載のとおりです。

5の選定の理由ですが、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準を満たしたことによるものでございます。

6の選定された団体が主に評価された点について記載しております。主なものは、長年にわたる管理運営実績を持ち、その蓄積されたノウハウと堅調な施設管理が今後も期待できること、施設全般を熟知し施設維持に対する自助努力が見られ、施設管理の対応がなされていること、利用者の増加により安定した経営実績が今後も見込まれることなどを評価したところでございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、工藤淑江氏が平成27年3月31日で任期満了となりますことから、後任の候補者として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、工藤氏の略歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日から12月14日までの6日間休会にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月14日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1 時 4 6 分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成26年12月15日（月）

午前10時00分 開 議

午後 3時35分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君	保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君
財 政 課 長	高 橋 一 美 君		

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君 書
書 記 平川泰之君 書

記 和田英昭君
記 村井理君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18 名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において大谷議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長 長 日程第 2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で 30 分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 皆さん、おはようございます。ただいまふるさと大使の瀬戸口さん、私もふるさとの思いを込めまして一般質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、新年度予算編成の重点目標について

まず最初に、市長の基本姿勢、新年度予算編成の重点目標について。新年度予算編成が既に担当者レベルで始まっていますが、改選期の年で骨格予算になると思いますが、何を優先、重点として取り組みたいと考えているのかを伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成 27 年度予算編成に関するご質問でございますけれども、木下議員がご指摘のとおり平成 27 年 4 月に統一地方選挙があり、当初予算に関しては骨格予算となるところです。しかしながら、継続的な事業は市内の経済状況を勘案しながら切れ目なく予算化していく必要があり、最終年となる義務教育施設の耐震化や道路などの計画的なインフラ整備事業などは当初からある程度予算化していく必要があると考えております。さらに、近年の経常的な経費の増大により自由度が低い予算編成となっており、基金残高の減少傾向と相まって一層財政の健全化を意識した予算編成としたいと考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 いま一度聞きますけれども、市長は何ぼ骨格予算であってもやっぱり何をというか、一つの重点があると思うのです。それをちょっと述べていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、何か1つということに限ることはなく、あくまでも骨格予算でございますので、統一選の後の補正の中においていろいろと協議したものを中から特化して、重点的なものから順次予算化していくということになるかと思います。今どれと言われてもなかなかお答えできにくい質問ですので、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 木下議員。

◎2、福祉行政

1、高齢者の外出時の交通手段の確保について

○木下議員 それでは、次の質問に移ります。2番目、福祉行政、高齢者の外出時の交通手段の確保について。通院や買い物に行くのに自宅からバス停までも歩いて行けない方に対して、乗り合いタクシーではなく、1年に何枚かタクシーチケットを配付して、自宅から、戸口から外出できるような施策を考えられているのかを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますとおり、高齢者の外出支援策ということで、若干経過も含めて述べさせていただきます。

外出支援、高齢者施策の中でも課題の一つであると認識しております。平成22年の敬老特別乗車証事業のあり方検討市民会議結果を踏まえて、翌年には交通空白地域における高齢者の移動手段確保の検討として通院、買い物乗り合いタクシー実証運行事業を実施し、また平成24年には敬老特別乗車証の利用実態をより明確にするため、敬老特別乗車証実態調査を実施してきたところであります。これらの実証事業や実態調査の結果を踏まえて市の大きな課題であります既存の市内バス路線の維持、存続を前提に回数券方式や、あるいはタクシー代助成の導入なども検討してきました。限りある財源の中で利便性や外出支援を重視し、バス路線維持という側面も含めて当面はワンコイン制の継続を第一に考えたところであります。加えまして、平成24年4月から在宅介護の面からリフトつきタクシー等利用助成事業を開始し、平成25年4からは要介護度3以上へと対象者を拡大し、身体的な理由からバス利用困難な方への改善を図ったところでもあります。これまでも高齢者の外出支援策についてこのように検討してまいりましたが、今後におきましても来年1月から実施を予定しております3年をめぐにした敬老特別乗車証事業の利用実態調査、1,000人以上の方に聞き込み調査を行います。その中で高齢者の交通手段の状況やバス利用をしたくても利用できない理由などを詳細を把握していきたいと考えております。また、お話ししますが、限りある財源の中で事業の実施については、高齢者の外出支援のみならず福祉除雪等の他の高齢者施策の継続的かつ安定的な実施、そして子育て支援策など保健福祉施策全体の中でトータルに判断する必要があると考えておりますが、高齢者が住みなれた地域で安心、安全に生活できるよう知恵を絞って

いきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 今部長の話においては、3年後をめどにして敬老バスのアンケートですか、そういうことをとってから考えるというように聞こえたのですけれども、もうちょっと踏み込んで、やはり行けない方もたくさんいる。そんなにいないと思うのですけれども、やはりチケットなんかを早急に考えていただく考えはないのか、もう一度お聞きします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご答弁しましたが、敬老乗車証の検討を基本に詳しい実態調査をします。その結果を踏まえて種々検討しますが、以前の検討でも例えば敬老パスとタクシーチケット配付を併用した場合の額は、現在2,140万円なのですけれども、相当なプラスになることが予想され、これにより敬老パスの見直し等にもつながることなどもないのか、それら含めて全て単独事業のため、財源を含めかなり厳しい状況になりますので、そういうことも考え、慎重に検討していきたいと思っています。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 やはり高齢者対策もしっかりやっていただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

◎3、市民活動

1、男女共同参画の促進について

3番、市民活動、男女共同参画の促進について。男女共同参画計画を策定され、講演会などを開催するなど、市民に対して男女共同参画社会の実現に向けて意識向上を図ってきたことに対し、大いに評価するものです。そこで、男女共同参画推進計画、平成25年度から29年度では、各種審議会等における女性委員割合の目標値、現行は30パーセントです、を定め、全庁的に推進しますとしていますが、達成に向けてどのように進めていく考えか。また、市役所を初め各企業等において女性の地位向上を図るため、どのような取り組みを行うのかを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

各種審議会等における女性委員割合の目標値につきましては、滝川市男女共同参画計画の策定及びその趣旨を踏まえ、女性委員の割合を平成35年度までに35パーセント以上をめどに高めるよう努めるとしたところであります。この目標に向けまして、1つには担当所管と総務課による委員選任前の事前協議を行っておりますが、さらに毎月初め総務課が所管に確認し、適宜必要な調整及び指導を行う。2つ目として、関係団体に選出をお願いする場合にあっては積極的な女性の選出に配慮いただくよう要請する。さらに、女性の参画機会の拡大に対する担当所管職員の意識を高めるべく日ごろからの連携を密にする。こういった取り組みを地道に続けていくことで目標の数値に近づけてまいりたいと考えております。

また、市役所における女性の地位向上のための取り組みについてですが、市役所における女性職員が増加している中、女性リーダー養成研修や女性職員研修を通じて女性職員の意欲向上、気づき

促進、能力開発を図り、今後とも継続的に管理職、係長職への女性職員の登用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 部長の答弁の中で女性が幅広い分野で活躍できるよう職場復帰などの支援や企業支援とか在宅のテレワークの推進などということが含まれていなかったものですが、そういう各企業においてはそのような働きかけはもちろんしますよね。そこだけお聞きします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私のほうからは、市民生活部が所管しております男女共同参画推進についてお答えいたします。

男女共同参画の推進については、平成29年度までの5カ年間に於いて重点的に取り組む基本的な考え方を推進計画に定めて進めているところでございます。その中で女性がさまざまな活動に参加できるよう、先ほど総務部長の答弁にもありましたとおり女性自身の意識、意欲の向上を図り、能力が発揮できる環境づくりを進めているところでございます。今年度は、木下議員にもお越しいただきましたが、計画のスタートアップ事業として市民の皆様には仕事と生活の調和という意識づけのきっかけとして札幌大谷大学の平岡祥孝教授をお招きし、「それぞれのワーク・ライフ・バランス」と題した講演会を開催いたしました。これまでも男女共同参画に関する講演会は何度か実施してきたところでございますが、共催団体であります滝川市男女共同参画推進協議会の構成団体を中心にご案内をしていたところでございますが、本年度は市内各企業にもご理解をいただきたく、滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川建設協会の会員の皆様にもご案内をさせていただきました。残念ながら企業等からの出席は少なかったのですが、今後はこれをきっかけに周知方法等に工夫をし、来年度以降も継続した企業等への働きかけは必要と考えておりますし、進めてまいりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 よくわかりました。

◎4、病院行政

1、市立病院に機能移転した休日夜間急病センターについて

それでは、次の質問に移ります。病院行政、市立病院に機能移転した休日夜間急病センターについて。10月の1日から市立病院の夜間救急外来に休日夜間急病センターが機能移転したことにより、市立病院の休日、夜間の患者数がふえたと思いますが、市民の評価と看護師や検査技師が過剰勤務になっていないのかを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 休日、夜間の急病センターに関するご質問ですが、休日夜間急病センターにつきましては休日、夜間の1次救急医療を10月4日より市立病院の救急外来に機能移転し、診療を行っております。医師につきましては、急病センターで派遣をいただいております北海道大学病院、市立札幌病院から引き続き市立病院に医師を派遣をしていただいております。看護師につき

ましては、従来と同様の看護師2名の体制をとっておりますが、外来クラークにつきましては1名を増員し、2名体制で対応しております。また、臨床検査技師、薬剤師、放射線技師の体制は従来と変更なく対応しております。機能を移転し、約2カ月半が経過しましたが、土曜、日曜、祝日の10月、11月の2カ月間の延べ患者数は644人で、前年同月と比較すると181人、1日平均6.3人増加しておりますが、大きなトラブルもなく順調に診療を行っております。今後につきましても保健福祉部と連携し、休日、夜間における1次救急医療のスムーズな診療体制の維持と確保を図ってまいります。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 そこで、再質問させていただきますけれども、臨床検査技師、薬剤師、放射線技師の待機状況についてどうなっているのか。待機しているのか、それとも呼び出しをかけているのかを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 体制につきましては変更はないというふうに先ほど申し上げましたのは、現状といたしましては臨床検査技師、放射線技師は外科当番日においては日直体制をしており、それ以外の日につきましては当番制でオンコール体制となっております。また、薬剤師は休日の午前中は半直を行っており、それ以外は当番制でオンコール体制となっております。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 呼び出しをかけているということにつきましては、もう一度質問しますけれども、機能移転後の臨床検査技師、それと薬剤師、放射線技師の呼び出し回数について伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 呼び出し回数のご質問ですが、単純に比較はできないかと思います。インフルエンザがはやっている時期とか、いろんなことがずれたりしますとあれですが、10月、11月の21日間における呼び出し回数ですが、検査技師が41回、1日平均2回、放射線技師は66回、1日平均3.1回、薬剤師が26回、1日平均1.2回という状況です。昨年度の同時期ですが、臨床検査技師が61回、1日平均3.2回、放射線技師が65回、1日平均3.4回、薬剤師が18回、1日平均0.9回という状況でした。昨年と比較しますと1日の平均呼び出し回数は若干臨床検査技師が減少しているという状況ですが、昨年と大きく変わらない状況であります。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 それでは、同じく2番目の要旨の中で、広報たきかわに看護師募集の記事が載っていますが、看護師は足りているのかを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 看護師に関するご質問ですが、看護師の募集につきましては現状で7対1看護体制を継続しておりますが、ゆとりある職場環境、また患者数等の増加にも対応できる看護体制を目指しており、随時募集を行っているところです。夜間、救急外来の現状等につきましては、先ほどご答弁をさせていただきましたが、年末年始など長期間に病院が休診する場合、救急外来の体制といたしましては看護師を3名体制とし、救急搬送などの急患の対応が重複した場合などは病棟

看護師の応援体制をとっております。また、今後インフルエンザの流行時期など、受診する患者数が多い場合には看護師の応援体制を初め当直医、薬剤師、臨床検査技師などの他部門との連携をとって対応してまいりたいと考えております。今後とも救急医療体制の維持と充実に努めてまいります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 先ほどの答弁の中でゆとりある職場環境と患者増にも対応するためのことで募集をかけているというのですけれども、看護師は本当に足りているのか伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 先ほど申し上げましたように、現状といたしましては入院患者の入院基本料である7対1を継続取得しているということですが、必ずしも足りているという状況ではございません。先ほど言ったように、もう少しゆとりある環境をつくりたいということと患者数の増にも対応できるような看護師の増加を図ってまいりたいと考えています。

○議 長 木下議員。

◎5、教育行政

1、西高等学校の将来展望について

○木下議員 最後の質問に移ります。5番、教育行政、西高等学校の将来展望について。西高については、老朽化が激しく建てかえを検討しなくてはならないと考えます。また、公立高等学校適正配置などのいろんな問題があると思いますが、市長は将来、5年先、10年先ですけれども、どのような学校づくりを考えているのかを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 西高の施設につきましては、築26年から37年の築年数ということで、老朽化が進んでおり、必要に応じ随時改修を行ってまいりました。これまでの主な工事は、平成20年には格技場等の耐震改修工事、平成23年には体育館の床改修、平成25年には格技場の床改修などで、本年度も屋上防水工事及び給油設備改修工事を行い、教育活動に支障を来すことのないようにしております。学校施設整備については、急務であった耐震診断工事を優先し、築年数のさらに経過をしている小中学校から大規模改修等を行い、それらが終了次第西高の改修を考えております。

西高の特色である全国から注目されている英語教育及び先進的な商業、ビジネス教育を学びに中学校卒業者が減少する中にもあっても7間口280人の入学者定員を満たしております。また、部活動の加入率が80パーセントを超え、全道、全国へ出場する体育、文化系部活が増加をしております。卒業後の進路についても普通科はもとより商業科においても大学や専門学校等へ進学をする、いわゆる進学校化している状況にもあります。平成25年度は、国公立大学の合格者が過去最高の28名、就職も4年連続100パーセントの決定率となっており、生徒の努力はもちろん、教職員が授業改善を行う中で生徒の学力が向上するようきめ細かな指導を行っている成果と考えております。このように西高に進学をして将来の夢を実現させるという現在の西高の高い評価を維持、向上させていくためには、大学や企業から望まれる人材を育成し、地域に貢献できる魅力ある学校づく

りを今後も進めていきたいと考えているところであります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 私の質問については、今まで教育長が言った、これからはそういう7間口も維持しながら公立学校のいろんな問題も目指していきたいということで言っていますけれども、市長にもう一回伺いますけれども、将来西高等学校として今の状態のままを推移していくのか、それとも角度を変えてどこかと統合したり、どういうことを考えているのか、ちょっとわかりづらいかもしれないけれども、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ただいまの木下議員のご質問でございますけれども、西高等学校については校舎の老朽化というのは非常に問題であると私も思っております。しかしながら、耐震化等々含めて義務校と言われています小中学校の改修等が優先されるべきというふうに私は考えておりますので、そちらを優先させていただきたいと思っております。そして、その後西高等学校のあり方を含めて、私の公約に中高一貫教育というのがございます。それが西高がふさわしいのかはまた別にして、そういうことも考えていかなければいけないでしょうし、またただいま文科省のほうでは小中一貫教育というのいろいろとお話しされているようでございます。さまざまな観点から、そういうのも検討しなければいけないと思っております。西高の老朽化、非常に問題であるという認識でございますけれども、そういう状況である中で考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。新政会の関藤でございます。昨夜選挙の結果を夜中まで見ていたせいか、ちょっと頭がぼうっとしておりますけれども、しっかり頭を切りかえて質問をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。昨夜の選挙結果から、自公の政権が継続されていくということで、改選前の政策というのが継承されていくわけです。そういった中で地方というのがこれからの日本の国づくりの主役であるというような観点から、自公の政策が打ち出されております。そういった中で滝川市としてどのような考えを持って進めていくのかということに関してお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、地域創生について

2、国家戦略特区について

まず、市長の基本姿勢でございますが、地方創生についてお尋ねいたします。地方創生関連2法案というのが成立いたしました。この法案が地方の活性化にとってどのような打開策となるのか、

市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきたいと思います。

ご質問のとおり、まち・ひと・しごと創生法案を含む地方創生関連２法案が可決成立いたしました。政府は、人口減少、超高齢社会の待ったなしの課題の打開に向け、地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要であり、今後国と地方が総力を挙げて地方創生を推進し、国民の意識が変わっていけば、活力ある日本社会に向けて未来が開けていくと述べております。人口減少の克服と地方創生につなげるため、地域の実情に応じた自主的な取り組みに対して国が支援する仕組みであることを評価するとともに、支援策の内容によってはこれまで滝川市独自で取り組むことが困難だった施策事業の実施が可能となり、地域活性化の打開策につながる可能性があるかと期待しているところであります。

先般１０月７日でございますが、前田市長がまち・ひと・しごと創生会議の地方団体ヒアリングに出席し、地域の連携施策として人口減少問題に関するさまざまな提案、提言を国に行ったところでございます。地方の声を重視した地方創生の動きを前向きに捉え、ピンチをチャンスに変えることができればというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁から、まず１点お伺いいたします。

１０月７日、前田市長、東京のほうに行かれまして、ヒアリングということで、今ご答弁の中でこの地方創生、欠かすことのできない待ったなしの施策というのが前石破創生大臣のほうから示されております。その中では、人口減少に対することに関しては地方が責任を持って待ったなしの施策として打ち出しております。そこで、前田市長が行かれて、今ご答弁にありました人口減少問題に対する提案、提言をされてきたということでございますが、具体的に前田市長のお考えといたしますか、示されてきた内容、提案されてきた内容はこういったことかお尋ねいたします。

もう一点、石破前創生大臣が日本を変えていくのは地方であり、地方みずから責任を持って地方の特性を踏まえ、地方版の総合戦略と人口ビジョンの施策を策定をするように言われております。そこには国も財政支援面で全力支援をすると言っておりますが、私がここで懸念するのは中央の価値観で地域を活性化しようとしても金も権力も中央に握られているので、どこまで地方が独自のことができるのか、そういったことが不安でございます。そういったことに対しての市長の考えをお尋ねいたします。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、ただいまの関藤議員の再質問にお答えさせていただきますが、ヒアリングでのお話、内容につきましては皆様方にお話ししたこともあろうかと思います。働く女性の子育て環境の充実、高齢者が安心して暮らせるプラチナタウンの形成、農商工連携による原料地立地確保の推進、新たな雇用創出と国際協力、定住自立圏構想の推進などについてを提案してまいりました。これらの提案事項は、地方創生に向けて人口減少対策として必要な視点だと考えております。今後

早期策定を考えております滝川市総合戦略の検討の中、これら以外の対策も含めて具体的な検討を進めたいとも考えております。

また、今ほど石破大臣のお話がありました。石破大臣が記者会見において地方が何を望み、どのような課題があり、それをどうしたら解決できるかという受け手側の視点が必要と発言されております。地方版総合戦略の策定につきましてもあくまで地域の創意工夫が求められていると理解しております。地方が自由に使える地方創生の新たな交付金制度の導入に向けて政府が検討されているというふうに伺っておるところでありますけれども、地方団体が自主性、主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置になりますことを期待するとともに、今後明らかになります交付金の制度設計を十分に見据えた中、最大限効果的に活用したいと考えております。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ここで人口減少に関して、各自治体が各地方自治体の人口減に歯どめをかけようといろいろな施策を打ち出しております。ここで御提案も兼ねて、今年度11月の19日、自民党のほうで地方創生実行統合本部というのがございます。そこで述べられている中で、例えばということでこういったことができないかということの一つの中に、先ほど教育問題も出てまいりましたが、職業高校、職業教育の活性化を打ち出して、それを人口増につなげるということができないかというご提案というか、例えばの話で自民党の中で出ております。そういった中で、例えば人口増施策として滝川市として以前から申し上げておりますが、外国人の就労都市特区とか、外国人就労ということに関して見ると、例えばの話ですが、私も外国人を雇用しておりますけれども、教育委員会でALTをJETプログラムとして使っておりますが、彼らが日本で就労し終わった後、自国に帰らないでそのまま日本で働いている方がかなりおります。これ芸能活動に行っている方もおりますし、地域のまちで暮らしている方もおりますし、そういった就労特区、また教育問題では中空知教育センター都市特区とか、また滝川は空のまち、グライダーもあるまちです。空のまち航空都市特区とか、何か具体的なビジョンをそろそろ打ち出して、それに向けて進めていく時期が来ているのではないかと思いますので、お考えをお尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、そのような特区というふうに考えるのも一つの考え方だと思っております。国の将来展望を示す中の長期ビジョンを勘案した中で、都道府県や市町村において地方人口ビジョンを策定することが望ましいとされております。その中でこのような特区構想というのは一つの考え方だと思います。それらの特区がどのような形で影響を及ぼすのかというのを考えながら、これから取り組みと基本的方向を施策として示さなければいけないと。先ほど申し上げました地方版総合戦略、滝川も今つくらなければいけないと考えておまして、その策定作業を進めたいと考えております。ただいまのご提案、3つほどございました。それらにつきましても検討する中に事業推進の障害となる国の規制があれば、規制改革または規制緩和に向けた対応をあわせて考えてまいりたいと思っております。一つのお考えとして受けとめておきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ滝川の活性化に向けて努力していただきたいと思います。

続けて、2番目、関連2法案の一つにまち・ひと・しごと創生法が示されております。これは市町村の努力義務として、この法案に関して目標や施策に関する基本的方向性を示すこととされておりますが、本市においてはこの基本姿勢については検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきます。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、政府は50年後に1億人程度の人口維持を目指す、今ほど市長からもお話ししていましたが、長期ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略の策定を進めていますが、現在それらの骨子が示されている段階です。ご質問のとおり、法においては地方版総合戦略の策定は努力義務とされておりますが、政府は都道府県、市町村に対し地域の特性を踏まえた総合戦略策定を平成27年度中に終えることを期待しております。あわせて地方創生の新交付金を初めとする国の支援策が検討されておりますが、交付金の適用には市の総合戦略策定が必要とされており、人口減少を少しでも食い止め、地方創生につながる施策を打ち出せるよう関係部署の職員による検討組織の設置も視野に入れながら、できるだけ早期に滝川市総合戦略策定を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。この関連2法案については、11月の21日、前石破創生大臣も全身全霊を傾けて取り組んでいくと言っておりますので、ぜひ国の動きを注視しながらご検討を願いたいと思います。

続きまして、国家戦略特区についてお尋ねいたします。この国家戦略特区につきましては、全て関連しておりますので、3点続けて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。国家戦略特別区域法は、経済構造改革の推進、産業の国際競争力の強化を推進することを目的に成立したのですが、本市においてはこの法案にかかわり特区申請ができるものがないのかお伺いいたします。また、国家戦略特区の内容と申請手続についてはどうなっているのか、3点目として特区に指定されるとどのようなメリットがあるのかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 3点のご質問でございますが、先に2番目の質問、内容と申請手続という部分でございますが、その部分について先に答弁させていただきます。

国家戦略特別区域法については、国がみずからの目的意識に基づいて大胆な法定特例措置、規制緩和といった規制改革に取り組むもので、従来の特区のように自治体からの申請という形ではなく、大都市圏などでそもそも有している国際競争力を規制改革によりさらに高めると考えられる事業の提案を広く民間事業者や地方公共団体から募集するという形で進められるというものでございます。

手続につきましてはでございますが、認定の手続ということでご説明させていただきたいと思いま

す。まず、特区ごとに設置する国家戦略特別区域会議において国家戦略特別区域計画が作成されます。次に、内閣府に設置する国家戦略特別区域諮問会議が同計画を同意することで、さらに総理のところに進み、総理が最終的に同計画を認定するというのが認定手続の流れということになります。

次に、3番目の質問にありますメリットについては、この特区における支援や優遇措置の柱はまさしく法定特例措置や規制緩和といった規制改革でありまして、事業や取り組みに係る規制を改革することにより、ベンチャー企業等の先駆的な取り組みを喚起し、そのほかにこれに必要な資金の貸し付けに対する利子補給や固定資産税等の特例措置が付随するものであり、一般論として設備投資費の負担減や雇用増などが見込まれます。

最後に、1番目の質問である法案に関連し、申請できるものはないのかというご質問でございますが、現在民間事業者から、あるいは滝川市として国が選定した6項目での規制改革の提案をということであれば、考えているものは現在ございません。ただし、その項目内容は地方創生や定住自立圏構想にも関連があり、これらの事業推進に関して今後障害となる規制などが想定される場合には国家戦略特区のみならず、構造改革特区、総合特区、地方創生特区などあらゆる特例措置の手法を検討し、より適した方法を用いて事業提案していくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 非常に難しいご答弁だったのかなと。私もこの国家戦略特区については、いろいろな資料を見ながら勉強させていただきました。なかなかこれを理解するのが難しいところもあるのかなと。そういった中で国家戦略特区に限らず、1項目めで質問させていただきましたように地方創生も絡み、また定住自立圏も絡んで、いろいろな形で進めていかなければならないのかなと思うのですが、この国家戦略特区に対して本市で可能な分野ということで、3定からも質問してありました公設民営学校の分野というのがどうしても私は気になるところであります。先ほどの市長のご答弁でも中高一貫校とか、そういったのも特区内容に入っているようでございます。そういった中で市長の公約にもありました滝川市の活性化に教育から取り組んでいくことに対して、公設民営学校の考え方ということについて再度教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 教育長。

○教育長 公設民営学校の考え方ということで、さきの第3回の定例会の中でもご質問をいただきました。さまざまな課題、あるいはそのニーズが本当にこの滝川の地にあるのかというようなこと、それから例えば教員の関係ですとか、授業料の関係だとか、検討しなければならない課題はたくさんあるのかなというふうに思っておりますけれども、一つの方法としてそういうのが可能なのかどうなのかということについては今後も勉強させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁で理解はするわけですが、ニーズという意味においてはこの地域だけということに限ればそのニーズはまだ薄いのかなと思いますが、公設民営学校ということになれば民間がある程度主導をとっていくわけです。そういった中で生徒の確保とか、そういった内容については全道、全国からということになってくるかと思えます。そういった意味では、ニーズはこちらの

ほうからつくっていくべきかなと思いますので、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

◎ 2、市民生活

1、ボランティア活動と活動拠点としての施設活用の実態について

続きまして、大きな2点目、市民生活についてお尋ねいたします。市内におけるボランティア活動の実態についてですが、ボランティア活動とその活動拠点としての施設活用の実態についてお尋ねいたします。ボランティア活動をされている市民は、その活動拠点として市内のまちづくりセンターを活用されていると思いますが、その利用状況と利用するに当たり不便である、また利用料金が高いとの声を聞くことがございますが、その実態と見直しについてのお考えをお尋ねいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ボランティア団体の利用状況についてでございますが、滝川市ボランティア連絡協議会に加入しております20団体のうち、まちづくりセンターを利用いただいている団体は現在7団体ありまして、4月から11月まで52回利用いただいております。利用するに当たり不便で料金が高いとのご質問でございますが、まちづくりセンターの貸し館受け付けは利用月を含めた3カ月前から受け付けをしております。こうすることで一つの団体が優先的に利用することなく、多くの団体が利用できるよう配慮しているところでもございます。そのため予約開始日の毎月1日には、多くの団体から電話や窓口で予約申し込みがされております。電話がつかない、希望の部屋がとれないなどご不便をおかけしておりますが、限られた部屋を皆さんに平等に利用していただく趣旨から、このような取り扱いをさせていただいております。

また、利用料金につきましては、料金を設定するに当たり当時の総合福祉センター等に準じて設定しておりますので、今のところ見直しは考えてございませんので、ご理解をいただくようお願いいたします。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 予約の仕方等々につきましては、公平性を保つという意味では理解させていただきました。

そういったところで利用料金等についても総合福祉センターに準じて設定されているとのことですが、聞くところによると割引制度というのが実施されているということを聞いておりますが、その点についてはどうなっているのでしょうか。

○議 長 それでは、答弁に時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 申しわけございません。料金の関係でございますが、今条例で定められている金

額から当分の間暫定措置として2分の1で皆さんからいただくようになっております。

以上でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今減免措置として2分の1ということですが、当分の間ということなのですが、当分の間の期限というのはまだいつまでというのは決まっていないのかなと思うのですが、これ期限がもし切れた後も、今ボランティア活動団体が登録されているのが81団体、その中でまちづくりセンターのほうの利用団体が7団体、52回ということですが、特に活動が盛んな団体に対しては、その期限というのをいつか切れるかと思うのですが、その後も継続していくというお考えはあるかないかだけお尋ねいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その時期が参りましたら検討させていただきます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 いつも完璧なご答弁ありがとうございます。ボランティア活動ですので、滝川市の活性化に寄与されている団体でございますので、ぜひ活動しやすい環境をつくっていただきたいと思います。

◎3、教育行政

1、給食費の無償化について

続きまして、大きな3点目、教育行政についてお尋ねいたします。給食費の無償化についてでございます。これは、以前から何人かの議員も質疑されている内容でございますが、市長の公約であった給食費の無償化というのは次年度以降も財源的に厳しい状況にあるのか、検討の余地はあるのかお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 給食費の無償化につきましては、児童生徒に安全で安心な給食を提供するために、建設から30年以上経過し、老朽化が著しい給食施設の整備を最優先課題として位置づけ、平成30年度までに親子給食による共同調理場の整備を進めてまいりたいと考えております。また、現在各学校に給食運営委員会を設置をし、徴収管理している学校給食費の未納についても給食費の徴収に当たられているPTAの役員の方々の負担軽減を図り、全ての保護者の皆様に公平な給食費負担をいただくためにも27年度からの公会計への移行に取り組んでいるところであります。以上のことから、給食費の無償化についても大変重要な課題とは認識をしておりますが、直ちに実施できる環境にはないと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今最終的な結論としては、なかなか厳しいというご答弁だったのかなと思います。

そこで、1点だけお尋ねいたします。財源が厳しくてできないということだと思うのですが、例えば一般企業に置きかえてみると、一般企業が設備投資をする場合、資金的に厳しいと。しかし、企業はその売り上げを維持するか、または売り上げを上げていくということを必死になって考える

わけです。そういったことから、市長は家庭の負担は何とか軽減できるような策というのは公約で挙げていたわけですから、今まで検討はされたのか。もしされたのであれば、財源が厳しいということはどうであるではなくて、財源が厳しい中でも何かこういう方法はないだろうかというようなことを考えられたのかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの関藤議員のご質問でございますけれども、私の公約は給食費のすぐ無償化ではございません。段階的な無償化というのを公約にさせていただきました。その中で、では段階的にできないのかということも当然考えたわけでございます。例えば第2子、第3子とか、さまざまな形があるわけでございますけれども、それはできないのかといろいろ検討もさせていただきましたが、やはり今ほどお話ししたとおり、教育長がお答えしたとおり、まずは給食施設の充実、そして公会計への移行という形で進めてまいりました。その次に思っておりましたが、なかなか財政的に厳しいということでございまして、その実施については判断をさせていただいて、見送りとさせていただいたわけでございます。今後とも、ただ私は公約したわけでございますので、その実施に向けてこれからも課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 財源的に厳しいというのが一番のネックなのかなとは思いますが。そういった中で2点目と3点目、提案も含めてということでまとめて質問させていただきます。

本市における給食費というのが小学校、中学校で年間約1億5,000万円ほどと把握しております。例えば滝川市は子育てのまちとして、全市民約4万2,000人ほどおります。そういった中で、これはあくまでも私の勝手な考え方ですが、毎月市民に100円子育てのためにご負担していただくと、年間約5,000万円の財源確保ができます。そうすると、この財源をもとに中学生の給食費に充てると中学生がほとんど無償化に近づくのかなと。そういったことを市民に問かけるといえるようなことはできないのか、そういったことをお尋ねいたします。

また、3点目として、2定、3定の一般質問で本市独自の子育て支援給付金の新設についてお尋ねしました。現段階では厳しいとのご答弁をいただきましたが、多子の家庭では給食費も多額となり、兄弟割引もございません。実際私も5人一遍に子育てしていた時期に給食費5人分、割引ないのでかと学校の先生に聞いたこともございます。そのぐらい、1人当たり5,000円平均としても2万5,000円かかるわけです。3子以上を持つ家庭においては、同時期に給食費が発生する家庭において3子以降については無償とすることはできないのかをお尋ねいたします。また、本市においてこのような家庭はどのぐらいあるのか、もしこれを実施した場合、どの程度の財源が必要となるのかお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校給食の運営に係る費用負担の考え方でございますけれども、学校給食法によりまして給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、これは人件費も含めてですけれども、学校設

置者の負担と定められております。一方、その他の経費については保護者の負担とすることが規定をされております。これによりまして現在は食材費のみを保護者負担としておりまして、その他の給食施設、調理の運営に要する費用につきましては全て市の負担として運営をしているところでありますので、ご質問のような新たな財源を確保しての給食費の無償化を実施するという考えは現在のところ持ち合わせてはおりません。

また、3点目のご質問でございますけれども、第3子以降がいる世帯及びその人数ということで、まず数ですけれども、小学生で203世帯224人、中学生で88世帯95人となっております。小学生の1人当たりは239円の食材費の負担をいただいておりますし、中学生では289円の負担をいただいているところであります。大体年間の給食日数が200日でございますから、それらをざっと計算をいたしますと小学校で1,000万円強、中学校で500万円強ということで、合計約1,600万円になるという推計をしております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 2番目に質問した新たな財源確保というのは、これは私も厳しいなと思いながら質問させていただきましたけれども、3点目、3子以降について財源として1,600万円ぐらいということであります。そこで、お尋ねしますが、先般の12月の8日の議会において学校給食費の徴収及び管理に関する条例というのが可決されました。この中に第5条、市長は特別な理由があると認められるときは学校給食費の一部を減額し、または全部を免除することができるとされております。この特別な理由というのは、当然のごとく生活保護世帯等々が入ってくることと思いますが、この特別な理由の範囲を今言いました3人以上の家庭を持つところというようにところまで範囲を広げて、そこら辺を減免措置するとか、そういったお考えはないか、再度お尋ねいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 先般の条例の中で減免の規定がございます。これは、例えばアレルギーがあって牛乳が飲めない方については牛乳相当分についての減額をするとかと、そういったようなことを想定をしておりますので、議員さんがおっしゃる制度ができたときには多分その条項の規定がされて実施をするということになろうというふうに思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 子育てというのは非常に大切な分野でございます。例えば年収500万円程度の家庭で子供が1人であれば、これは問題なく子育てができるわけですが、同じ収入であっても3名、4名と子供がいると、せっかく日本の社会をつくっていく子供たちが育っていく環境が維持されないということになると大変厳しいかと思えます。ぜひ滝川のまち、子育てのまちとしていろいろな施策を打ち出していただくことをお願いしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 おはようございます。新政会の小野でございます。きょう衆議院議員選挙終了しまして、今後の国政について安倍政権の方向性がどういうふうになるか見守りながら、注視していかな

ければなりません。特に私のほうについては、市政の監視役という立場でございますので、あと残りの任期わずかですけれども、頑張らなければならないと思っています。きょうは、3件3項目について質問させていただきます。いつも断るのですが、余り歯の調子がよくありませんので、ゆっくりしゃべらせていただきますので、途中かむこともまたあるかもしれませんので、ご勘弁願います。

◎ 1、庁舎管理

1、庁舎駐車場について

それでは、1つ目、庁舎管理、庁舎の駐車場についてお伺いいたします。庁舎の北側の駐車場なのですが、混雑で満車状態がよくあります。特に午前中9時から11時ごろまでが全員が庁舎に用事がある人ばかりではございませんので、そういうことがあって仕方がないのですが、病院側の駐車場も満車になって、それがあふれた方がこちらのほうを利用すると。時には、駐車をして危険な道路横断をする人もよく見かけます。また、一部の人なのですが、駐車場を自分の駐車場、通勤するときにとめていくのは、このごろちょっと用事がありまして何時間かよく見させていただいています。いつも同じ車が同じ場所にとまっている傾向も見られます。その中で市のホームページでアンケート、市民の声があります。この中、昨年もあったのですが、ことしも5月と11月に職員の駐車についてのアンケートがありました。おわかりと思いますけれども、2つばかりあったので、ちょっと読ませていただきます。市役所北側駐車場で、危ない運転をしている車がいました。市の職員だと思います。危ないので、厳重に注意してください。また、職員の駐車場があるのにもかかわらず市民が利用する駐車場に車を置いているので、ちゃんと指導してください。ほかにも車を置いている職員がいます。病院駐車場を含めてきちんと調べて注意してください。それと、もう一つは、市役所駐車場に毎朝駐車している職員の方が見受けられます。図書館や市立病院を利用するにも駐車場が満車でとめることができない状況であるにもかかわらずどうしたものでしょうか。出勤時間の間際に出勤して車をとめているのは言語道断ではないでしょうかとありました。その都度いろんなあれで謝っていますけれども、この辺の指導はどうなっているのか。それから、これから冬季に入りまして、この間ももう雪が30センチ以上降って大変なのですけれども、除雪の問題もあり、監視を含めて何らかの対応が必要だと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 厳しい質問でございますが、庁舎の北側駐車場につきましては庁舎へ来庁する方々の駐車スペースとして利用していただくよう、不定期ではありますが、庁舎開庁時間だけではなく、朝や夜にかけても駐車状況を確認し、庁舎への来庁者ではないことが確認できたら、直接口頭による注意や文書等により注意喚起を行っているところであります。しかし、駐車場の利用者の行き先を全て把握することは厳しい状況であることから、対応には多少の時間を要していることは事実であります。今後も巡回等により利用者以外の駐車については駐車禁止の周知徹底を図り、庁舎にお越しになる市民の皆様にとってよりよい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解いただきたいと考えます。

また、職員の関係でございますが、職員に関しては開庁時間においては駐車しないよう現在指示

を徹底しております。一部そういったものが判明した場合については厳しく注意しております。開庁時間における駐車に関しては、今現在はないと思っておりますが、さらにまた厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今お言葉をいただきましたけれども、きのう、おととい、2日間ばかり病院に用事がありまして、6階のほうから2時間ばかりずっと駐車して見ていました。今回こういう質問をする以上は、ある程度のことは自分で見ておかないとだめだと思って、見ておりました。結構長時間とめていて、雪を物すごく積んだ、積雪になったままです。病院のほうも利用したのですが、もう駐車という、除雪ができないというような苦情もありましたので、その辺のことも絡めてちょっとお聞きしますけれども、夜間の一般車両の乗り入れについて禁止策を講じる考えはないのか、それ1つお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 夜間庁舎に関係ない人が、それも何日もとかとめている、そういった声を聞いた場合については、書面による注意というのをまずしているのですが、議員さんが監視なさったというように、市のほうも場合によっては相当な時間監視して、車に近づいた、乗ろうとしたときに行って、口頭で話をさせていただいて、以後とめることはなくなったということもあります。完璧な監視というのはなかなか難しいのですけれども、今後もそういったことには努力を重ねてなるべく本来のお客様に迷惑をかけないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 監視役って人手も要ることですので、イタチごっこになるかもしれません。ただ、見るといつも道路側のところにとめている車はずっとまだ同じようでございますので、ひとつその件もちょっと注視して監視をお願いいたします。

◎2、介護保険

1、介護認定について

それでは、2つ目に移ります。2番目、介護施設、介護認定についてお伺いいたします。現在市内では、介護認定者数が第1号、第2号被保険者で要支援1から要介護5までの総数で恐らく2,000人、これの要旨には2,500人とありますが、確認しますと2,000人ということでございますので、を超えていると思います。高齢化社会で年々増加の傾向の中で、申請及び認定について大変な作業と考えます。まず、要支援、要介護の申請の順序ですが、申請書を提出、それから介護福祉課で調査、介護認定審査会で審査判定し、認定通知すると。認定の有効期間は3カ月から24カ月、期間内であっても状態の変化により区分の変更もあるとあります。今述べたことには間違いはないと思いますけれども、人数も多くて認定の審査も大変だと思いますが、認定審査会の人数とメンバーはどのような人たちなのかをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護認定の関係でございますが、ことしの見込みとしては認定者数は今2,370人ぐらいと見込んでおります。今年度末です。それで、審査に至ることで審査会の人数、構成ということで質問ありました。これは、1合議体、合議体ってちょっと難しい言葉ですが、複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織ということで、1つのグループ5人で4つの合議体、計20人でございます。構成は、国の指針で保健、医療、福祉に関する学識経験者となっており、各分野のバランスに配慮した構成とすることとなっております。滝川市では、各4つの合議体に医師が1名入り、他の4人も歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、福祉施設職員等のバランスを考慮して配置しております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今の答弁でその中に医師も入っているということでございますけれども、例えば審査の調査後、書類の提出により認定審査ということになりますけれども、審査会の人が直接面談することはないのか。例えば認定の調査で、訪問調査で家族が、親子でいます。家族はいまして、その認定を受ける人は、親を置いておいて子供は仕事に出ていく。調査に同席できず、単独で親が例えば問診を受けるということで、緊張の中で一般人と変わらぬ返答をして、結果は異常なしという通知が来たということもあります。日常生活の問題を説明できずに、改めて再申請の認定を受けたということになって、結果的には要介護3になったということもあるようでございます。家族は、よくなっても悪くなっても別に普通の日常生活では感じないのですけれども、今言った中、例えば要介護3で審査を受けて、どうのこうの話したら要介護2になった場合に、別に日常生活では何も不便を感じていないというのに結果的にそういうことになってしまうと、なぜという疑問を持つと思うのです。例えば調査の担当者が一回受けた、2回目とかわると、受けた人の状況というのはよく把握できていないと思うのです。そのときの段階によっていろんな判断が変わると思います。審査会の人が直接面談することはないということであれば、調査員の判断によりまたそういう話が前後すると思いますけれども、その辺の違いはないのかとか、その辺1つお聞きいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話のように、まず認定審査員の面談はございません。そして、訪問調査は本人以外にできるだけ家族等の同席を原則として、複数で行うよう努めております。場合によりひとり暮らしだった場合、ケアマネージャーや介護事業所からも情報収集するなどの対応も行っております。訪問調査には、同じ調査員が続けて行かないよう公正、公平を期す配慮をしており、国で定めた全国一律の基準で行っておりますので、その時点での心身の状況が正しく反映されているものと判断しております。また、組織内というか、介護福祉課による研修ということで、北海道の研修を受けた職員による指導を行い、調査員が全国一律の基準マニュアルを適正に理解できるよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 もう一つお聞きします。調査の段階、各市町村によって基準が違っていると聞きますが、認定に対してのそういうもろもろの苦情はないのかを伺います。

それと、今丁寧なご答弁いただきましたけれども、現状の数値から判断してどのように高齢化社会に向けた対応を考えているのかをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 審査の基準ということで、審査会では認定に関しまして各合議体の判断に委ねられておりますが、道主催の研修に参加をしたり、内部研修の実施などの研さんを積み、平準化が図られるよう努めております。全国集計データを活用して、滝川市の審査判定の実態と全国データとの比較を行うなど公平な審査判定の徹底に努めております。それで、苦情等ということで、介護度が下がったりしたときに物すごく苦情というわけではないですけれども、問い合わせはたまにあります。苦情はそれほどございません。

それから、要介護、要支援にならないように、今後介護予防には幅広く、今度第6期計画でも認知症も含め大きな課題となっておりますので、努めていきたいと思います。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 明確な答弁かどうかわかりませんが、それなりに苦労しているということで、一応わかりました。これ以上突っ込んででもまたあれですから。

◎3、教育行政

1、パークゴルフ場について

それでは、すごく早いのですけれども、3番目、教育行政、パークゴルフ場についてお伺いいたします。予算減少の中、本年度の工事が着工されました。当初の計画より多少縮小されていると思いますが、工事の進捗状況を伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 パークゴルフ場の工事の進捗状況について、事業を実施しております関係から私よりご答弁させていただきます。

平成26年度は、8コース72の全ホールの造成と散水設備を予定しておりましたが、ご承知おきのとおり財源となります社会資本整備総合交付金の大幅な減額により工事の内容の見直しを余儀なくされたところでございます。こういった現状の中、オープン時期に大きな影響を与えます芝の養生期間を最も要する18ホールのコース造成と維持管理に必要な散水設備を最優先とする整備とし、本年度分の工事は計画どおり完了し、進捗率としては約40パーセントとなっております。平成27年度は、残る6コース54ホールの造成となりますが、財源となる国の交付金が当初の計画どおり措置されるとなれば当初の予定の平成29年度のオープンが可能と考えており、現在その交付金の措置につきまして北海道を初め関係機関に対し強く要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 ことは、そのとおり40パーセントということでございます。29年の完成予定と

いうことでございますけれども、予算などから厳しい財政状況の中、計画の見直し等もまた考える必要もあるかと思っておりますけれども、そういう考えはあるのかどうか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 私どもといたしましては、平成29年度のオープンを目指していくということに変わりはございません。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 市長公約の一つではありますので、おくれるとまた困る状況もございます。また、パークやっている人たちも何年かたつと高齢化になってかなり足腰痛い人が、挫折している人もいますので、予算の問題もございまして、ひとつ目標ということが29年完成ということでありますので、よろしくお願いします。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは、市民の声連合の渡辺精郎でございます。私の市議会活動最後の一般質問となったところでございます。16年間、62回目でございますが、多くの傍聴の方々がいらっしゃるわけでございますが、本日は順番にしてさきの方々が大変短こうございまして、午後からのご案内でございますので、このエネルギー政策ぐらいでぜひ午後に回してもらいたいと、こういうふうに要望いたしまして、早速質問に入りたいと思います。

◎1、エネルギー政策

1、仮称「滝川火力発電所」の再開発について

まず、最初は、エネルギー政策としての（仮称）滝川火力発電所の再開発についてでございます。（仮称）滝川石炭火力発電所、こう申し上げたいと思うのですが、その開発を北電に要請してはいかかということでございます。6月の質問に続いて2回目の質問となりますが、さきの答弁では北電に遠慮してか、要請することを検討する、そういうそぶりもなかった態度だなと、こういうふうに感じましたので、今後の私の政策の方針の中に組み込まれておりますので、ぜひ市民や近隣の自治体との広域重点課題として取り組んでまいりたいと思うので、ご質問いたしたいと思います。

今はとまっている泊原発の再稼働と電気料金の再値上げが綱引き状態であります。北海道民の世論も原発再稼働には厳しい状況であり、再稼働より脱原発の勢力も大きいのでございます。滝川市が力を入れているソーラー発電も大規模発電の売電も制限される状況もあります。それでも電力は必要不可欠なエネルギーであります。長期的なエネルギーの政策は、今後の問題としても短期的な内陸における電力確保のために、仮称というよりは先ほども申し上げましたようにはっきりと滝川石炭火力発電所、この再開発を北電に要請してはいかかでございますでしょうか。もちろん中空知広域圏の市町とも協力して事に当たるべきだと考えます。奈井江、砂川に続き、滝川にあるべきと考えられるわけでございます。石炭は、先ごろ芦別の油谷で大規模の露頭炭が開発されて、原料炭は産炭地

を近くに控えて需要があればさらに開発の可能性もあると思うわけでございます。6月にも申し上げましたように、排出される二酸化炭素、これは現在の科学では地下に埋設できることであり、我々の子孫に及ぶ危険度の大きい原発を再稼働しなくてもよい環境、より可能性のある石炭火力発電所の再開発要請運動をしてはいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長 長 先ほど渡辺精郎議員より私に運営についてのご配慮をというようなご発言がございました。渡辺精郎議員のお気持ちは理解をいたしますが、このたび議会運営委員会等でも確認しておりますとおり、本日7名登壇をされるということで、少しでもスムーズに進行させていくというところの部分をご理解をいただき、そのまま続けさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

石炭火力発電所の開発に関するご質問ですけれども、北海道電力に確認したところ、第2回定例会でもご答弁したとおり、北海道電力ではよりバランスのとれた電源構成の構築に取り組むこととしていることで、石狩湾新港においては液化天然ガスを燃料とした発電所が建設される予定となっているほか、京極町では揚力型の水力発電所、さらには本州への送電網として北本連系設備の増設も進められているところでございます。また、燃料となる海外炭の輸送の利便性や冷却用の水を多く必要とすることから、火力発電所は沿岸部に立地する傾向があるほか、周辺産炭地からの露頭炭が産出されるとはいえ、海岸炭と国内炭との価格差を考えると陸内への立地は難しい状況にあると判断しているところでございます。こうした状況の中、国内炭を燃料とする新たな火力発電所の予定はないとの回答を得ていることでもありますことから、滝川市としましてもご質問にありました石炭火力発電所の再開発要請運動に取り組む考えはございません。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 6月と同じご回答でございますから、再質問したいと思いますが、市役所のソーラー発電も最初の提案が私だったわけですが、最初はやる気がないと言っておりまして、また実施されてまいりました。したがって、石炭火力発電所も今は北電に要請する気がないということであっても、ソーラー発電の電力も限界があり、そして何よりも情勢が変わってきたことを市役所のほうも、市長もわかっていると思うのであります。10月ごろ大規模太陽光発電の買い入れを制限すると、こういう情報がありましたが、何と私が質問の通告をした後、先日12月11日の新聞にあったとおりであります。小規模太陽光発電も制限される、こういうことになってまいります。したがって、滝川市が力を入れているソーラー発電は大規模発電なのか、小規模発電なのか、この場合でいえば小規模発電とは500ワット未満の発電施設だと、こう言っているわけですが、そういうことで結局は滝川市であれほど4つのソーラー発電施設をせっかくつくって、それではこれから買ってもらいましょうというときに、小規模発電まで制限された。そういうことになったらもう大変なことでありますし、そして一方では昨日のチラシに、北海道からこの冬の節電ということでチラシが入りました。こういうふうにやっぱりもう節電はしなければいけない。電力は足りない、こうい

うことになってくるわけであります。したがって、そういう中で必ずそういう情勢が来るのではないか。どこへ電力を求めるか、今の答弁ではまるで本州の送電網のほうに頼るという、これはほんでもないことでないかと思います。やっぱり地元で電力を確保することが第一だと思いますから、そういうふうにしてひとつ経済部のほうで検討したと思いますが、大規模発電も制限され、小規模な太陽光のソーラーも制限されてしまったら、どういうことになるかという、そのことの情勢も含めてお答えをください。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 突然火力発電所の話からソーラーになりましたので、ちょっと私自身が困惑しておりますけれども、火力発電所を要請しないこととソーラーに対して抑制がかかってきつつあるということが直接結びつくのかどうかご質問の趣旨を理解しかねるのですが、まずソーラーに関する種々の報道は送電線網が非常に脆弱であるというところに発しておりまして、どこに大規模な発電所をつくるかとか、そういう問題とは、火力発電所がそれによってその問題が解決するとは残念ながら直接関連したことではないと思います。仮に火力発電所をどこに建てるとしましても、電気は送るために送電網が必要でございます。その送電網が脆弱であれば同じ問題は起こるわけですので、その点は必ずしもご質問の趣旨と火力発電所を要請するかどうかというのはつながらないと私は理解しております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 副市長はそういうご答弁をされますが、密接不可分な問題だと思います。なぜかと申しますのは、今北電はソーラー発電の小規模も大規模も制限するという考えは国に反対をされておりますが、やっぱり身内で電力をつくらなければもうからない、こういうことになると思うのです、結論は。したがって、やっぱりまた泊の原発を再稼働したい、こういうことになってくる。そういうためにも、やっぱり子孫にそういう苛酷な核の被害を残さないというためにも、二酸化炭素が出るという、そういう地球温暖化という問題はありますが、ここは何とか短期間に克服をして、そして北電に強く要請してはどうかと、こういうことであります。当然係と市長はヒアリングしたはずであります。必ずやっぱりソーラーの大規模発電、それから小規模発電もこれ制限されるという、こういう情勢になってまいり……

○議長 長 質問は簡潔にお願いします。

○渡辺議員 そこで、そのことに関連してやっぱり将来的には、それでは足りなくなったら、市長、どうするのですか。とても風力だけではもう間に合わない。大規模ソーラーも小規模ソーラーも買い入れ制限が始まったら、どういうことになりますか。やっぱりみずから発電してもらわなければいけない。泊原発のほうオーケーと言うのですか。そういうことにならないと思います。

○議長 長 質問は簡潔にお願いします。

○渡辺議員 地方の要請として、当然これは脱原発ということ、その観点はやっぱり入れて、市長のほうでその答弁をお願いいたします。

○議長 長 渡辺精郎議員に申し上げますが、この1番目の通告の内容は滝川火力発電所の再開発

についてという趣旨で、これだけ多くの要旨を書きいただいております。今の質問に関しましては、要旨から完全に外れているというふうに判断をいたしますが、今市長のほうから挙手がございましたので、一応市長の答弁を求めたいと思います。市長。

○市長 先ほどの1番目のご質問でお答えをさせていただいておりますが、電源構成につきましては電力供給者であります北海道電力さんがしっかりと考えてくださっていると思っております。そういう中においては、私どもとしては石炭火力発電所等要請する意思は全くございません。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 では、そういうことでは必ず私の言う情勢のほうに、将来ともにそうなると思います。そう急いで解決する、あるいは取り組む、こういう問題でもないと思いますから、将来に託しましょう。必ずきょうのこの提起が生きてくる時代が来ますから。

◎2、人口増政策

1、企業誘致・起業奨励で若年労働者の定着を

次は、人口増政策、企業誘致とか起業奨励で若年労働者の定着をという課題についてご質問したいと思います。第1点は、人口増加の鍵は若年労働者の働く環境が整っていることではないでしょうか。滝川の場合は、第2次産業の大きな工場や企業が極めて少なく、若い人の働く職場が少ないという状況でございます。第一各高校の求人に占める地元の求人倍率は極めて少なく、小規模の求人であります。多くの求人は、札幌や本州の大都会の企業でございます。工場等の労働者3桁の職場は極めて少ないわけですが、高等学校、短期大学の卒業生で就職希望者はほとんど滝川を出ていく状況でございます。滝川の人口減は、年々その割合は増していく状況でございます。人口減少を嘆く前に行政的に働く職場を誘致すること、また地元で大きな起業を奨励することではないでしょうか。働く職場があつて、若い人がふえ、子供がふえなければ学校もまちも衰退の一途をたどります。この課題に市として真剣に取り組む姿勢、これをどのようにお考えしているかお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

市内企業による求人募集件数を見ますと、昨年と比較して回復基調にあり、今後も期待されているところでございますけれども、就職希望者数との割合を見るとまだまだ十分とは言えない状況にございます。ただ、一方で就職希望者の職種が事務職や販売職に人気が集まる傾向を考えますと、地域の新規卒者に定着していただくためには必ずしも製造業などの工場に限らない職場の確保が必要であると分析しているところでございます。市内において雇用の場を確保することは、まちの活力を維持するためにも非常に重要な課題の一つであると考えておりますので、これまで同様に市内企業の振興と企業誘致の両輪に取り組んでまいると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 先週西高等学校に求人数がどれぐらい来られているのかということをお聞きしました。１２月１日付で道内から２１７通ということで、道外から１５３ということでございます。道内は２１７、道外１５３で合計３７０社とっております。ところが、市内はたったの４１社と、こういうことでございますから、もうまさに私の先ほどから言っている求人数は圧倒的に道内外、こういうことになるわけであります。このままでは、やっぱり若い人がどんどんとそちらのほうの求人のほうに行くと。これはもう間違いない、そういう数字だと思います。したがって、再質問は、経済部長そういう答弁をされましたが、やっぱり起業、滝川市の中で企業を起こすということの奨励、これの力の入れ方どのように考えているかと、このことを。誘致は次の問題ですから、起業を奨励してどんどんと育てていくと、つくっていくと、この施策についてお尋ねしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

先ほどの西高の就職件数ですけれども、１２月１日とおっしゃいましたけれども、もしかしたら１１月１日現在かと、私どもの数字としてはそう押さえているところでございます。ただ、ことは昨年に比べると、渡辺議員も当然お調べになっていると思いますけれども、市内企業につきましては昨年が１８社、現在は４１社となっております。道内も道外も非常にふえている状況ではございます。ただ、大きな起業といってもなかなかうまくいかないところもあります。私どもとしては、産業活性化協議会ですとか、そういう部分で小さい芽から育てるような取り組みもしていますし、一気に大きな起業ができるとも余り考えづらい状況でもございますので、できる範囲の中で今とり進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁いただきましたが、滝川の市内で、つまり企業というものを育てる、それからつくっていくという、行政的にまず。その施策をお聞きしたいと。そういう具体的なことをやっぱりどういうふうにして考えているか、この具体的なことをちょっと述べてください。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 施策と申し上げましても先ほどご答弁させていただきましたそれぞれの協議会ですとか、うちでも産業振興課というセクションもございますので、それぞれの案件についてそういうご相談があったら使える制度を調べて、私どもだけの制度でもございませし、国だって道だっていろんな制度ございます。そういう部分の中では、十分そういうご相談がありましたら対応させていただきたいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 長 渡辺精郎議員、次に行きますか。

○渡辺議員 再質問はありません。２のほう、２点目。

○議長 長 要旨２のほうに入りますね。

○渡辺議員 ええ。

○議長 長 では、要旨２を午後からとさせていただきますと思います。

それでは、間もなく１２時ということになります。渡辺精郎議員の一般質問の最中ではございますが、この辺で休憩とさせていただきたいと思います。午後の再開は１時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時００分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎発言の訂正について

○議 長 午前中の渡辺精郎議員の一般質問の答弁で経済部長より答弁の訂正がございますので、これを許したいと思います。経済部長。

○経済部長 午前中のご質問の中で滝川西高校の求人募集件数につきまして、私のほうから１１月１日付ではないかというふうにご答弁させていただいたのですけれども、先ほど確認しまして、渡辺議員さんおっしゃるとおり１２月１日が正しい数字でございますので、訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議 長 それでは、質問を続行いたします。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、質問を続行したいと思います。人口増政策の企業誘致、起業奨励で若年労働者の定着をと、こういう課題についての２点目から始めたいと思います。

それでは、具体的に企業誘致についての心構え、これを問いたいのでございます。ここは鈴木副市長のところかと思いますが、滝川は交通の要所でございますが、何せ内陸であります。港や空港、そういうところでは近くないので、リスクは抱えておりますが、何といたってもこの平たん地、それで工場等の企業の営業には最適なところでございます。企業誘致を政策的に重点にすることが滝川市の行政に求められているのではないかと思うのであります。そのためには、行政として誘致企業条例あるいは企業誘致条例ということになりましようか、そういうものをつくって、次に減税等の優遇策を前面に打ち出して誘致しやすい環境をつくることではないでしょうか。とにかく滝川市として企業誘致の優遇策、これを考えなければ企業は寄ってこないと考えます。企業の生産人口がなければ、消費人口だけでは経済効果が薄いと考えます。人口増加には企業の誘致と企業の育成、こういうものが原点と考えますが、見解を求めます。よろしくお願いします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 企業誘致の推進に関してのご質問でございますけれども、先ほどご質問にお答えしたとおり重要な課題の一つと考えてございます。これまでも企業誘致に関する優遇策として昨年６月に滝川市商工業振興条例を改正し、対象要件を緩和したことに加え、設備投資に対する助成や用地取得に対する固定資産税相当額の助成、雇用に対する助成など各種制度を用意し、誘致活動を進めているところでございます。企業が進出を決定する要因としては、こうした優遇策や事業用地として適した土地があるかということも一つの要素かもしれませんが、何より大切なのは事業を

継続していく条件がそろっているかどうかだと考えてございます。それは、市場への近接性であったり、原料や労働力の確保のしやすさだったり、企業が重要視する要素はそれぞれ異なりますので、企業のニーズを捉えつつ、企業誘致実現に努めて活動を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございます。

今部長も条件緩和でありますとか、税の優遇策がありますと。そのとおりだと思います。しかし、もう少し詳しく説明をし、しかも一般市民に対してこの優遇策をやっぱりしっかりと知ってもらって、市民のご親戚とか、そういうところで大企業を、大会社を経営している、そういうところもたくさんあるわけでありまして。北海道へ進出をしてくる企業は滝川へ、道内のところでも、あるいは隣の市町村からでもぜひこの便利な滝川へと、こういうことで、親戚を一般の市民が誘致すると、こういう口添えが極めて大切だと思うのです。副市長と経済部で企業誘致をしようとして、内部だけでそういうことを知っていてもやっぱりだめだと思うのです。一般市民にこういうこととこういうことが優遇策がございますから、どうぞご親戚の大きな会社の皆さん、ぜひ滝川へ来てくださいますと、こういうことをやっぱり市民に協力を呼びかける。その優遇策をきちっとまとめる。先ほど経済部長が言ったそのとおりだと思いますから、それを具体的に市民にわかりやすく説明をし、その市民の人たちがご親戚の会社をぜひ滝川でやってくださいますと、こういうふうにしてやっぱり誘致することが大事ではないかなと思うのですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問ですけれども、企業誘致、そういう制度をもうちょっと市民に知っていたくのがいいのではないかとこの部分については、私どももどういう形がいいか勉強させていただきたいと思います。しかし、私どもだけで足りない部分もございますので、私ども経済建設常任委員会とか等々にでもご説明させていただいておりますので、各議員さんのほうもそういう制度があるということで広めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございます。その点はわかりましたので、やはり市民の協力を得るという点では一致したと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎3、公共施設

1、公共施設マネジメントとコミュニティ施設について

次に参ります。公共施設の公共施設マネジメントとコミュニティ施設についてでございます。私もこれから何度もこのことについて質問する機会がございますので、ぜひ最後にしっかりとご答弁をいただきたいと思うのであります。滝川市の公共施設が全国的に平均から上回っていると、多いということで、市民もこれは理解しているところでございます。公共施設マネジメント計画でこれを是正しようというわけでありまして、これは行政も市民も総論では賛成ではないかと思うわけ

であります。しかし、マネジメント計画はややもすると市民が直接利用する施設をマネジメントする、こういうような計画が多い感じがするわけであります。今解体している総合福祉センターほどもう市民にひっきりなしに利用された施設はほかにはないわけであります。耐震構造に問題があるとして廃止する。そこまではいいのですが、これを再建しないと、こういうわけであります。そして、今マネジメントの矛先はコミュニティ施設を徐々に廃止して小学校へ機能を移転しようと、こういうことがどうしても浮き彫りになってくるわけであります。係のほうとしては、コミュニティ施設ばかりではないと言いますけれども、もう各商業新聞の一面に出てくるのはどうしてもマネジメント計画といえばコミュニティ施設を始末するのだと。そういう数もちゃんと紙面上にあらわれてくるわけありますから、市民はマネジメント計画といえばすぐコミュニティ施設を始末することだと、こういうふうに感じているわけであります。しかし、地域コミュニティ施設の役割は、言うまでもないわけであります。町内会や地域が互いに助け合い、行政とともに地域住民の自治を保障する場であるはずであります。コミュニティ施設を廃止し、小学校のあいている教室を使うということになれば、学校としては放課後や夜間、あるいは学校が休みのときだけ使いなさいということになり、吹雪の夜に老人の会合が学校でできるかどうかということになるわけであります。さきに本会議で質問した折に、小学校で老人クラブは昼からお酒を飲んでカラオケも歌うことになりますよという質問に対して、教育委員会はこれも望ましくないと。私が聞かなかったたばこも禁煙ですとしっかりと答弁しております。私は、教育委員会の見解が正常だと思います。地域コミュニティを小学校に肩がわりする計画の方向が間違っていないのか、市として再検討すべきであります。ほとんど使われていない市民会館などを放置したままで、地域住民の寄り合いの場所、生きがいの場所を奪っていく間違った公共施設マネジメント計画は、前田市政に対する市民の反発を招きかねないと考えます。地域コミュニティ施設は、地域の理解がない限り今後も存続する方針についての見解を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 本年２月に策定をいたしました滝川市公共施設マネジメント計画では、都市計画マスタープランに基づき小学校区を基準としたコミュニティ街区の形成を誘導するため、各小学校区ごとにコミュニティ拠点となる小学校等へのコミュニティ関連施設の移転、集約に向けた関係者との協議を続け、協議が調ったところから学校施設に必要な改修を行い、移転、集約化を進めていきます。あわせてコミュニティと各小学校等の連携の強化に努め、子育て、子育て機能の強化及び地域福祉の向上を図りますというふうに記載をしております。まず、地域関係者の皆さんとの協議が前提であります。また、コミュニティ施設を小学校へ複合化、集約することは、コミュニティ施設をなくして既存の小学校の中でコミュニティ活動をしてもらうというのではなく、小学校区でコミュニティ活動やさまざまな市民活動が活発になるようにするため、施設を含めてどのような環境や運営体制が必要かを地域の皆さんと考えて、地域の皆さんとともに達成していくことを基本と考えております。現在計画推進スケジュールに基づきまして、モデル小学校区を西小学校区として市民会議を設置し、議論をしているところであります。当初は、どう集約したらいいのか、なくなるなど困るなどの発言がありましたが、複合化、集約化の考えや課題についての議論を重ねるうちに地

域が一丸となって目標に取り組むことの必要性や子供たちのために地域としてもっとかかわれないか、そのために組織化や人材を集めることが必要だというような前向きな意見が出されてきて、議論の方向は地域の皆さんが主体となり、市とパートナーシップを組んで進める新しい地域づくりへの大きな期待へ向かいつつあります。

また、議員のご質問のとおりお年寄りの移動や集いの活動については課題がありますが、市内には地域の方の運営によるコミュニティカフェを開設し、高齢者の集いの場となり喜ばれている事例もあります。課題は地域の皆さんとともに話し合い、解決していけるものだというふうに認識をしております。少子高齢化や人口減少、財政状況などさまざまな課題がある中で、公共施設のあり方やコミュニティ活動などにつきまして、希望のある前向きに取り組んでいけるような施策としたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご答弁はそういうことだと思います。大変いい答弁であります。しかし、次長の柔軟なこういうご答弁であっても、マネジメント計画はやっぱり計画であります。年限が来たら計画どおりに進めさせていただきますということでは、やっぱり市民は納得しないと思うわけであります。地域と協議が調ったところからということで、大変それはもう重いものだと思います。大変いいことだと思います。

それで、もちろん地域性の問題があります。そのとおりだと思います。一括市内全部のコミュニティ施設が反対するということはないと思うのですが、例えば今出されました西小学校や西地区、西町の問題は、あそこにあります例の三世代交流センターという、いわゆるコミセンがずっと外れというのは変なことです。まのほうに近くて、奥のほうの町内会だとか、そういうところは小学校に近いわけですから、それはもう西町や西地区の方々の意向は小学校を使ったほうが近いし、大変便利でいいわけであります。だから、事情によって、地域によってその事情が大変違うということをお願いしたいと思います。

それで、再質問です。だから、例えば私たちの緑地区のことを考えていただければ一番わかると思う。東小学校が校区であります。あの坂を老人が、学校はきょうは平日でございますから、夜に使ってくださいと。この間のような吹雪になります。これ老人のクラブがそんな夜に吹雪の中をあの一の坂を上がって東小学校へ行って、そんな老人の会合はもうできません。昼から使うというのは、これは当たり前であります。そういうところでやっぱり私たちはこれに問題があると、こう言っているわけであります。それでもやるのでしょうか。その辺よろしくをお願いします。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 まず、施設の関係ですけれども、先ほども答弁したようにコミュニティ施設を小学校に複合化、統合するということなのですけれども、あくまでも前提としてはコミュニティ活動と学校教育とそれぞれ独立して活動ができるということが前提であります。そのために、もちろん小学校の施設も小学校区ごとに違ってきます。余裕教室の状況も違ってきます。ですけれども、地域の皆さんと話し合ってそれぞれの活動が疎外されないように、今の再質問の中にもありましたけれども、昼使えないような状況があつて夜使うというようなことはないように、独立して使えるよ

うなことを考えて今議論をしているところでもありますので、ぜひご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、次長の言うようなことで今後よろしくお願いします。

◎4、教育行政

1、いじめ防止の取り組みの成果を問う

2、国の40人学級構想に対応する決意は

最後は、教育行政、時間の関係で初めにいじめ防止の取り組みの成果をお尋ねいたします。1点目でございます。滝川市として子どものいじめの防止等に関する条例が制定され、誰よりもいじめによる自殺をした江部乙小学校の6年生だった少女が天国で安堵の評価をしていると思います。自分の教室での自殺などということは、教員生活の長い私にとっても衝撃的な出来事で、この事件の真相解明のためにと裁判でも和解に努力してまいりました。滝川市における子供いじめ防止条例なるものの成立過程において、ただいま申し上げたことが原点で、再三にわたって私はこのいじめ防止条例の制定を促したはずであります。私は、今単に取り組みの成果を質問したいとするものではなく、滝川市における子供のいじめ防止条例なるものの歴史的認識を教育関係者も教育行政も、そして議会関係者もこの原点を忘れることなく、子供のいじめをなくしていかなければならないと思うからであります。子どものいじめの防止等に関する条例が成立して、各学校や教育委員会としてもさまざまな取り組みをしており、実効性は上がっていると考えますが、最新のいじめの実態調査の結果はいかがでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

最新のいじめの実態調査といいますと11月実施でありまして、現在集計中でありますので、1期前になりますが、6月調査のデータをもとにお答えさせていただきます。

なお、本市におきましては、実態調査アンケートを自宅持ち帰り方式でゆっくり記入させて実施しているところであります。

今年6月の調査によりますと、小中学生がことし4月から今もいじめを受けていると答えた人数は小中学生合計で79人。これは、提出児童生徒の割合でいきますと3.0パーセントに当たりました。昨年同時期の調査では、合計人数が94人でしたので、15人減少したということになります。また、友達がいじめられているのを見たり聞いたりしたことがあると答えた人数でいきますと、小中学生の合計で355人。昨年の同時期の調査では合計で344人でしたので、こちらのほうは11人増加ということになります。最近3年間のアンケートの結果の考察といたしまして、いじめを受けていると答えた人は全体として減少傾向にありますが、個別の聞き取りの中で軽度の人間関係のトラブルが発生しているということが把握できておりますので、これらが固定化しないように目配りに努めているところであります。いじめを見たり聞いたりした人数は横ばいです。とはいってもいじめは教師を初め周りの大人からは見えにくい面もありますし、子供たちからの情報は

早期解決、早期発見に有効な面もありますので、子供たちの声には丁寧に対応するように努めているところでもあります。このようにいじめに発展させない取り組みとして、アンケート調査やその調査後には全ての子供との教育相談を行い、実態把握に努めているところでもあります。

いじめの認知については、いじめられている子供の立場に立っていじめに当たるか否かを判断しております。その認知件数は、今年4月から10月までの間1件ございます。今後もしじめはどの子供にも起こり得る問題であるということを学校と教育委員会は緊張感を持って防止対策を推進するとともに、いじめをしない、させない、許さない学校づくりに取り組んでまいります。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思います。指導参事のいい答弁ありがとうございました。

ということで、そういういじめをなくすためにも40人の学級を35人に、これはやっぱりしなければいけないと、こういう関連で最後のご質問をしたいと思います。国の40人学級構想に対応する教育委員会の決意、これを……

○議 長 渡辺精郎議員、今の部分の要旨の2の部分は理解をしたということによろしいのですか。

○渡辺議員 そのようにさせていただきます、時間の関係がございますので。申しわけありません。時間があれば十分やるのですが、そんなことで。こちらのほうに……

○議 長 飛ばすということはやめてください。先ほどの答弁で十分に理解したとか何か言葉を添えていただかないと飛ばしたということになりますので、よろしくお願いします。

○渡辺議員 小野参事の言うとおりでということで、理解をいたしました。よろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 だから、時間の関係でそこをそのように、次に移らせていただきたいと思います。

○議 長 要旨の2、そんなに長い通告でないので、ちょっと答弁をいただくような形で通告をしておりますので、ぜひ質問をしていただきたいと思います。

○渡辺議員 それでは、時間の関係で次のほうは入れるかどうかわかりませんので、2番、この少女の遺族が裁判で和解した後、全道の学校に送ったいじめ防止の要望書なるものの利用はその後どうなっているのかということでもあります。せめて滝川市の学校では、毎年この文書を子供たちに聞かせてはどうか。それが自殺した少女への第2の鎮魂となると考えるが、いかがかということでもあります。道徳が教科となることの情勢であるが、まさに地域に生きた道徳の教材でございまして、少女の死を無駄にしない滝川市や各学校の取り組みをバイブルとして活用することを望むものでございますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問にありますいじめ防止の要望書につきましては、平成22年3月に女子児童の遺族から道教委を通じて全道の教職員向けに配付をされた「教職員の皆様へ」と題した文書のことだというふうに思います。この文書には、いじめはいつでもどこでも発生することであり、いじめ

を受けた子供の立場に立って子供に寄り添い、子供を守るよう遺族として願っているものであります。本市におきましてもこの痛ましい事件の教訓から、子供たちに自他の生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識などの豊かな心を育成するためにこれまでさまざまな取り組みを推進をしてまいりました。とりわけ道徳教育に関しては、平成19年度から現在に至るまで道徳教育推進事業を継続させ、命の大切さを実感させる道徳の時間の効果的なあり方についての研究を進め、その成果を公開授業として実施をし、道徳の時間の授業力の向上に努めてまいりました。今後につきましても遺族の願いである教職員が子供に寄り添う教育を進めることについて、道徳を初めとしたさまざまな教育の場で生かしていきたいと考えております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ありがとうございました。

それでは、最後の国の40人学級構想に対する教育委員会の決意をお尋ねいたしたいと思います。財務省は、このほど公立の小学校1年生で導入されている35人学級を従来の40人学級に戻すよう求める方針を提示いたしました。いわゆる中教審が少人数学級化の方向を提言したのを受けて、2011年から小学校低学年から順次実現するはずであったものが国の方針がこういう方向では市独自の少人数学級の編制や教員の配置ができるのか心配であります。ここまで進展してきた少人数学級編制に水を差す動きを地方教育委員会としてもしっかり維持、進展していく要求を出していかなければならないのではないのでしょうか。学校現場の状況を一顧だにせず40人学級に戻した場合、教職員数を4,000人減らすことができ、約86億円の財政削減効果があるとする財務官僚の考えを変えてもらわなければなりません。地方議会としても多く……

○議 長 時間が経過をしております。

○渡辺議員 何よりも地方教育委員会の熱意が大切で、その決意を聞きたいのであります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 現在公立小学校の1年生で導入されております35人学級については、財務省は教育上の明確な効果が見られないとして1学級40人体制に戻すよう文部科学省に求める方針を固めたことが10月23日の報道で明らかになりました。35人学級は、入学直後で学校生活になじめない問題、いわゆる小1プロブレムに対応するため、平成23年度に小学校1年生における学級編制基準が改正され、全ての都道府県で実施をされています。また、滝川市では、北海道が実施をする少人数学級実践事業に基づく教職員の加配により、小学校2年生及び中学校1年生で実施をするとともに、市の独自施策として小学校3年生及び4年生で実施をしています。35人学級の導入は、教員が一人一人の子供と向き合う時間が確保できるとともに、文部科学省の調査結果などからも児童生徒の生活及び学習の両面において個に応じたきめ細やかな指導ができるなど、さまざまな効果が示されており、教育現場からは全ての学年への拡大が求められている中で、単に教職員の削減による予算の確保という議論で片づけられる問題ではないと認識をしております。この問題につきましては、11月12日に開催されました北海道都市教育長会秋季定期総会で私からも発言をさせていただき、意見交換を行いました。都市教育長会においても喫緊の課題と位置づけ、11月26日に北海道教育委員会に対し緊急要望を実施いたしました。また、全国レベルでは、11月17日に

開催されました教育関係２３団体による少人数学級の更なる推進などきめ細かな教育のための教職員定数改善計画等を求める全国集会、この集会において確実な教職員定数の拡充などを盛り込んだアピール文が採択をされています。今後についても国の予算編成を注視しながら、３５人学級の存続と全ての学年への拡大について強く求めていきたいというふうに思っております。

○渡辺議員 ありがとうございます。

○議長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎１、財政施策

１、中期財政フレームについて

２、単年度収支について

３、基金残高について

まず、１件目ですが、財政施策についてということで３要旨質問させていただきますが、前段非常に市の財政が悪化をして、その再建といいますか、財政再建といいますか、それに予断を許さないというのは認識としてここにおられる方全員お持ちだろうということで、それを前提に質問させていただきますが、どれくらい深刻なのかというのを自分の中でクリアにできない部分がありますので、順次質問させていただきます。

まず、１項目め、中期財政フレームについてということで、１１月２８日の総務文教常任委員会では報告をされました平成２７年度以降の中期財政フレーム、一般会計ベースということですが、におきましてさまざまな悪化の要因ですとか、歳入歳出の問題、収支事細かく記載をされているのですが、この悪化の見通しを少しでもよくするために事業の見直しによる財政健全化の重要性が説かれています。具体的な見直し項目や達成すべきそのための重要なファクターについて伺います。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

中期財政フレームにつきましては、平成２４年度から総務文教常任委員会でも報告させていただいたところですが、今年度作成した財政フレームは平成２７年度から５カ年の平均収支不足見込み額が５億４，６００万円に上るというものでございます。事業の見直しということでございますが、原則として財政調整基金から繰り入れしなくても運営ができる身の丈に合った財政支出となるような事業の再構築を図る必要があるというふうに考えております。具体的にということではございますが、具体的な事業見直しの内容の検討については２７年度から行うことになります。市に事業実施の裁量があるものについては、検討を進めていく考えであります。いろいろ既に考えていることはあるのですけれども、具体的なものということであればもう少しお時間をいただきたい。なおかつ、そういったものを詰めていく段階で随時議会のほうにもご報告させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 恐らく軽々に言えないということなのだと思うのですけれども、全くクリアにならないというか、例えばそれではあえて事例を挙げて申し上げますが、これ単年度で5億4,600万円を削るといいますか、要するに繰り入れなくてもいいということにするには、相当なことをやらなければいけないのだろうというふうに思うのです。例えば今市で業務として行っている、特定のところは申し上げますが、そういうもののアウトソーシング、あるいは市が直営で行っている事業、幾つもありますが、そういうものを思い切って、市の事業といえますか、市の直営でやることをやめて民間に任せるというような方法もあるというふうに思うのです。私のような立場の議員がこういうことを言うのは、ある程度の批判があるということを感じた上であえて言っているのですけれども、そういうことがもう思い切ったことをやるということも念頭にあるのかどうか、それぐらいはちょっと確認をしたいなというふうに思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今のお話、言い方がちょっとなんですけれども、私どもとしても大変うれしい話といえますか、実際議員さんのおっしゃるとおり相当の覚悟がないとそういった金額のコストを下げるということにはならないというふうに考えております。中身的に当然経常経費等の高騰というか、増額、これいろんな意味で仕方がない部分ではあるのですけれども、そういった部分に関する経常経費が関係する事業をどう見直すか。その見直す方向性の中には、確かにおっしゃるとおり民間の活用、アウトソーシングもあれば民間との連携、そういったものも含めてこれから十分に検討しなければいけない大きな要素だというふうには思っています。具体的にどことどんな内容というのはちょっとなかなか申し上げられないことではございますが、議員さんのおっしゃる視点というのは我々も十分重要的ファクターだというふうには考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 この中期財政フレームの中でもうちょっとお聞きしたいのですが、次のも関連がありますので、2番目に行きます。

単年度収支についてということで、先ほど平成二十……もう数年前から常任委員会のほうではこの中期財政フレームというのは報告をしていて、ことし特段初めてやったわけではないということは確認をしています。中身まだよくわからないのですが、そうするとここ数年においてそれぞれ予算段階である程度ことはこれぐらい赤字が出る可能性があるぞみたいな、そういう懸念を若干公式ではありませんが、聞いたことがあります。これは、もう慢性的にここ数年間です。実は結果として、平成26年度はわかりませんが、平成25年度までについてはそれほど、努力もあって単年度でいわゆる黒字となる状況だったのです。そうすると、今回これほど急激に単年度黒字がもう5億4,000万円ぐらいはもう間違いなく出そうだというようなちょっと強烈な中身になっているので、過去数年と今後の決定的な違いは何なのか。ここに書いてあるのです。実は平成26年度以降の悪化要因だとか、歳入はどう、歳出はどうかと書いてあるのですけれども、どうも腑に落ちないことが幾つかあって、例えば経常経費の増大ということで、電気料金が2度目の値上げがあっ

とか、労務単価が上がったとか、消費税率が8パーセントに上がったとかというのはまだわかるのですけれども、例えば2番目に書いてある将来負担の軽減策に伴う公債費の負担増、第三セクター等改革推進債の償還開始、社会福祉施設の事業譲渡に伴う公債費負担、これ前から決まっていたことですよね。その辺がなぜここで、急に財政悪化の要因になったかのような受け取り方をしてしまうので、もっと別に原因があるのではないのかなというふうに勘ぐりたくなるので、ここに書いてあるとおりののか、さらに何か悪化の要因を想定しているのかを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

24年度から当初予算で多額の財政調整基金を繰り入れする予算編成というふうに当初予算上はなっております。議員さんのご指摘のとおり、結果として決算段階では財政調整基金の繰り入れをとめることができていると。結果としてできているということがここ数年ございました。当初予算と決算見込みの比較ということで申し上げますと、過去と違う要因についてですが、市税収入も地方交付税も予算比較で予算を大きく上回っており、上振れがあったと。そして、それが結果として繰越金あるいは繰り入れ停止の原因になったということでございます。本年におきましては、普通交付税が逆に大きく予算を下回るという結果になりまして、一般会計への影響額も1億円を超えるものというふうになっております。市税収入や特別交付税については、今後の状況ということにはなるのですけれども、過去の状況とは状況が変わってきていると。あと、扶助費や事業費の執行残なども影響してまいります。これらについてもいずれも同様に今後の状況ということになります。また、当初予算との比較ということではありませんが、労務単価の上昇、消費税率の改定に伴って経常経費が増加しているほかに、議員さんのおっしゃる急にという言葉はちょっと適正ではないかもしれませんが、織り込み済みとはいえ、土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債の償還が始まっていると。その額が織り込み済みではあるけれども、小さくないということで記入させていただいております。したがって、今までより一層財政状況が厳しくなっているということで、大枠の中身については急に今年度からということではなくて、歳入等々の環境が変わってきていると。実際前回、昨年の総務文教では約4億8,000万円が不足、その前の年では3億8,000万円が不足といったような状況を報告させていただいています。ただ、これはフレームということですので、今それを回避すべく27年度中にさまざまな見直しをしていくということを真剣に考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 大変苦しい実情というのはよくわかります。そうすると、さらに腑に落ちないのが人件費の増、減額措置の終了が悪化の要因というふうに書いてあるのです。要するに給与を給与表どおり3パーセント特別削減を復元をし、もとの給料に、本則に戻した。そのときの提案理由が市の財政も一時的な時期を、要するに危険な状況を回避してかなり回復してきたかの提案理由だったものですから、それから何カ月しかたっていないので、それで先ほどから申し上げているような疑問が生じているのです。そうすると、逆に人件費を上げたこと、戻したことが間違いだったというふ

うに、これ全体としてとれてしまうのです。だから、それで先ほどからお聞きしているのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご指摘いただいた件ですけれども、弁明させていただくいい機会を得たというふうに考えさせていただきます。これ比較で言っているものですから、人件費の額が増額となったことが影響があるというのは、これは事実でございます。ただ、それは人件費を本来の、要するに給与アップをしたということではなく、議員さんがおっしゃるようにまさに戻しただけでございます。これはもとに戻っただけで、増額、あえて苦しいのに職員の給与を上げたということでは決してございません。比較ということの中で人件費の差額があるというのも事実なので、そういう表現をさせていただきましたが、中身的には給与のアップではないということはここではっきり申し上げさせていただきますたいと思います。もとに戻っただけですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっと次の基金のことについて伺いますが、基金残高不足というふうに言われます。私もそうだと思いますが、滝川市の財政規模、財政規模ってちょっと抽象的かな。一般会計の1年間の予算ベース金額で見ると、本来滝川市ぐらいの規模からいくと想定される適正と思われる基金残高というのはどれぐらいの金額というふうにお考えなのか。また、慢性的な基金残高不足の原因はいつごろから、またどの時点からといいますか、市政運営に問題があったと思われるかを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 基金の関係でございますが、基金保有額の具体的な目標設定は市としては行っておりません。全国の類似団体や道内の各市の状況と比較しても低い状況にはあります。適正な基金保有額ということで、突発的な財政支出があった場合でも対応ができる額の確保ということは必要と言われております。財政調整基金は一般的な適正水準とされているのは、あくまでも一般的ですが、標準財政規模の10パーセント、一応滝川市としてもそのレベルは確保はしたいということで、少しずつでも積めるときには積むということは行ってきてはおります。では、実際どうなのかということ、基金残高の慢性的な不足というのはご指摘のとおりであると思っております。いつどの時点ということはありませんが、その時々判断によってさまざまな市民ニーズに応えるための事業を優先して実施してきた結果だと考えておりますので、市政運営に問題があったとは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 すごく慎重な答弁なので、参ってしまうのですけれども、要するにこれをなぜ聞いているかという、箱物行政がまずかったのか、何がまずかったのかということはある程度押さえておかなければいけないので、伺ったのですが、そういう視点です。それで、再度伺いますが、例えば20年、30年前からの箱物行政が悪かったなら悪かった、そのことがやはり基金に、残高の減少に結びついたということであればそれはそれでいいので、特段どなたが市長のときにとか、そう

いうことを聞いているわけではありませんので、そういう認識はありますかということを伺っています。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 現状では、経常経費ということも先ほど触れましたが、施設にかかっている経費も経常経費が少なからずございます。実際施設の老朽化が進んで維持費の負担もふえ、また人口も減少傾向になってきております。そういった中で公共施設の見直しが必要になったということは事実でございますし、そういったことから公共施設マネジメント計画を作成したものであります。過去の市政に問題はあったとは考えていませんが、今必要に応じた見直しは必要だというふうに認識はしているつもりです。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

◎2、市長交際費

1、市政功労者・市議会議員の弔慰金について

○荒木議員 それでは、次行きます。件名は市長交際費というふうになっていますが、もともと昨年だったと思います。市政功労者制度を廃止したらどうだというような旨の質問をさせていただいた関連というふうに押さえていただきたいのですが、滝川市市長交際費支出基準というのがあります。そこに支出、第2条の中で弔慰金の関係の支出の基準があります。私見ていて、特に市政功労者と市議会議員の弔慰金、これ本人なのですけども、ちょっとほかの基準より高いのです。私は、そういうことを特別視する必要性を全く感じませんが、これを契機にほかのと合わせるというようなお考えについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

滝川市の香典基準につきましては、平成24年4月1日に北海道内人口10万人以下の都市、自治体の状況を調査しまして、市政功労者、市政奨励者、市議会議員現職、市職員現職、議会の同意または選任により選出された委員さんについて見直しを行いました。その結果、市政功労者は5万円だったのが3万円に、市政奨励者は3万円だったのが2万円に、市議会議員現職は5万円だったのが3万円に、市職員現職は勤続10年以上は5万円だったのが勤続20年以上で3万円に、勤続10年未満は3万円だったのが勤続20年未満で2万円に、議会の同意または選任により選出された委員さんが3万円だったのが2万円に見直したところであります。さらに、本年26年4月1日に再度見直しを行った結果、市政功労者、市政奨励者、市議会議員現職を一律2万円に、市議会議員OBが1万円、OB本人生存時に配偶者5,000円だったのを廃止し、市職員現職も勤続年数区分を廃止して一律2万円に、議会の同意または選任により選出された委員さんは1万円に見直しを行ったところであります。今後も道内他市の状況を鑑み、適宜必要な見直しを行い、適正な支出に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 収支不足見込み5億4,600万円の足しにはならないかもしれませんが、もう合わせていいのではないかと思いますので、そのことをご期待をし、次に参ります。

◎3、連携協定

1、北海道医療大学との連携協定について

連携協定ということで、北海道医療大学との連携協定について伺います。この間連携をされて、きょうまでといたしますか、さまざまなセクションで大学側とその部会を通して事務方の皆さん、それから現場の方、かなりご苦労されているということを、時間もとられ、新たな仕事もふえということは確認しております。恐らくこのことは、委員会等で余り報告案件にはなっていないと思いますので、どのように現在連携をし、それがどう評価をされているかを伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 北海道医療大学と滝川市は、昨年の11月29日に包括連携協定を締結をいたしまして、本年2月にはそれぞれ副学長、副市長を筆頭に教員、職員等で構成する連携推進協議会を設置して相互連携の取り組みを進めてまいりました。具体的には、連携事業を企画実施するために保健福祉リハビリ分野部会、医療看護分野部会、人材教育分野部会、地域づくり分野部会の4部会を設置運営しておりまして、これまでの間にも多くの連携事業を実施してきております。例えば福祉施設における実習学生の受け入れのほか、子育て支援講座、介護予防講座、社会福祉事業団職員研修など大学からの講師派遣、それと高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時の指導、助言を受けているほか、認定看護師説明会の共同実施などについて実施済みあるいは実施中であります。これら以外にも今後に向けてさまざまな取り組みが計画されているところですが、この短期間の中でも職員の資質向上や各種施策の推進、市民理解度の向上など保健、福祉、医療分野等の課題に対しまして成果を上げているということでありまして、道内屈指の医療系総合大学であります北海道医療大学との包括連携協定を締結した効果は非常に大きいものというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目の今後の展望ということなのですが、今大学側、この医療大学ということではなくて、特に大学に求められているのは、地域との連携だとか地域の貢献だとか、そのことが私学助成にもはね返りますので、恐らくそういう意味で大学も貢献というか、滝川市とウイン・ウインの関係でいろんなことを求めたりしてきているのだというふうに思うのですが、では今後どうなっていくのかという展望を市側としてどう考えているかを伺ってみたいのですが。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 今後の展望というご質問でございますが、27年度以降につきましても4部会体制の中で保健、医療、福祉の向上、人材育成、教育振興、地域振興、まちづくり等に関する幅広い分野でさらに連携を深めてまいりますが、特に医療大学の専門分野であります保健、医療、福祉の分野で連携強化を進めていきたいというふうに考えております。例えば滝川市立高等看護学院への講師派遣につきましては、これまで以上の派遣要請をしており、連携強化を進めてまいります。また、

大学側が企画する虚弱高齢者の健康増進プログラムを本市で実施することを検討するなど、大学が有するさまざまな財産をどんどん取り入れていきたいというふうに考えております。今後とも相互の発展とともに、本市がより魅力的なまちになるよう包括連携協定を十分に生かしていく考えでありますので、お力添え、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これ最後の質問になります。今おっしゃられたのは、大学側のいろんなさまざまなノウハウとして、市に要するに注入していただくとか、助言いただくというような内容だと思うのですが、私はそれでは市側に何のメリットもないというふうに思います。個別のことは言いませんが、最終的には北海道医療大学が持つ資金的な、要するに投資能力とか、そういうものを活用しないと、滝川市が大変なだけで、将来的にという意味ですよ。本当に現場の方が苦勞するだけの話で終わってしまうのではないのかなというふうに私は危惧します。その際、これできれば最後市長にお答えいただきたいのですが、例えば医療大学と今個々に連携しているのは事業所といえば市立病院だとか、あるいは事業団の施設だとか、そういう、あるいは教育分野ということになるのかもしれませんが、そこに将来的に大学の資金的な投資をさせる。余り個別なことを言いつらいので、言わないので、わかりづらいと思うのですが、そういう滝川市に非常に経済的なメリットがあるということをもし想定をされているのであれば、例えば市立病院の病院長にそういう将来的な展望があるので、個別の市立病院だけのかかわることの損得だけで考えないでくれと。例えばですよ。そういうようなある程度各事業所のトップと市長とのそういう将来的な展望のコンセンサスが必要ではないのかなというふうに思うのですが、そういうことをきちっと説明していただく機会とか、そういうことを設けていただけるかどうかということを最後確認して終わります。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの荒木議員のご質問でございますけれども、先ほどから次長からご答弁させていただきましたとおり、包括連携協定、大変効果をあわせていると。そして、その重要性を認識しているところでございます。そして、今お話がございましたとおり市立病院や事業団等々との連携というのもこれからますます必要となります。また、そのことによって行政的な形に対して投資が行われたりすることによって、行政コストの削減ができるということになれば、それまた別なメリットとしても感じるわけでございます。そういう意味では、それぞれのトップとは不定期ではございますけれども、懇談する機会には連携協定の話題は常に出しておりますので、今後ともいろいろと協議する中において包括連携協定に向けてさらなる一歩踏み出すようなこともお話ができるような場を設けていきたいと、そのように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブ、大谷久美子です。きょうは、2件4項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎ 1、福祉行政

1、子育て支援について

1 件目は、福祉行政です。子育て支援について。働く女性がふえてきており、児童館や学童クラブに通う子供が多くなっていると思います。家庭や地域の連携のもと発達段階に応じた主体的な学びをすとか、放課後児童健全育成事業の先日の条例の中でございましたけれども、あの中には障がいを持った子供についての学童保育等については特に詳しく書かれていなかったと思うのですけれども、そういった子供たちは学童保育とどのようにかかわっているのか、状況についてお伺いいたします。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 市内における、いわゆる学童クラブ、放課後児童クラブにつきましては、ご承知のとおり現在各学校区 6 カ所に開設しておりますが、今お話しの特別支援学級に在籍されているお子さんは肢体不自由児学級在籍のお子さんが 1 名おられます。このお子さんは、ほかのお子さんとはほぼ同一の行動をとることができ、特別な対応を必要としない状況であります。また、このほかに通級指導教室、ことばの教室に通っているお子さんや以前発達支援センターを利用していたお子さん数名、軽度の方ですが、がおられます。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 大体通常の施設の中でみんなと一緒に活動できる子供については、そのまま学童保育、クラブとして受け入れられているというお話だったと思うのですが、今障がいがあっても支援学級ではなくて地域のほかの子供たちと、あるいは兄弟と一緒に普通の通常の学級で学ばせたいという保護者がたくさんいるのかなと思うわけですが、学童保育においても許せるものならばそういうところに行かせたいと願う保護者がいるのではないかなと思うのです。それで、先日ちょっと見たのですが、現状では指導員や施設などの面で難しいと思うのですが、国が専門知識を持つ指導員を置くための経費や施設のバリアフリー化工事費を補助すると。そういった後押しをし、障がいがあっても同じ学童保育の中に受け入れると。そういうところがふえてきているという報道を見たわけですが、市としてはそういうことについてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 大谷議員のおっしゃるとおり、学童クラブにおける障がいを持ったお子さんの受け入れ件数、全国的に見ますと学童クラブの利用者の増と同様、本当に増加傾向を示しているほか、指導員の配置やバリアフリー化のための工事も補助の対象とされているところでございます。市内の学童クラブにおきましては、先ほどお話ししましたように以前から障がいをお持ちのお子さんも事情が許せば可能な限り受け入れを行っておりますが、障がいの種類や程度は一人一人異なることから、まずは状況を伺い、利用を希望される学童クラブの実情を見ていただきながら利用の判断をいただいているところでございます。ご質問の件につきまして、ハード面について現在のところバ

リアフリーの工事等を行う予定はございません。また、専門指導員の養成等、受け入れ態勢という課題もあります。障がいのある子の学童クラブへの受け入れ拡充ということで、これにつきましては本当に今後の検討課題とさせていただきます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 現在は受け入れていないけれども、今後の課題とするというご答弁を聞きましたので、本当に多様化しているわけですが、親としてはみんなと一緒にという願いを強く持っている保護者がおりますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、デイサービス。障がいを持った子供を持ちながら、いろんな用事あるいは仕事などでデイサービスを利用したいとか、ショートステイを利用したいという、そういう状況についてはどう対処しているのかお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 障がいのある児童を対象とした放課後デイサービスやショートステイ、短期入所ということでございますが、その状況ですが、放課後デイサービス、平成24年度にスタートしまして、障がいのある児童が放課後や冬休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進しております。また、ショートステイはまだ以前からあるのですが、介護する人が病気などの場合、施設で短期間入浴、食事等の介護等を提供するものでございます。最初の放課後デイサービスにつきましては、放課後等の居場所づくりを進めるために24年スタートということをお話ししましたが、こども発達支援センターなど市内で4事業所、新たに民間の事業所もできまして、そして新十津川に1事業所が設置されております。放課後デイサービスには、現在46名の障がい児童が登録されまして月平均42名、月延べ230日の利用実績があります。事業所により若干異なりますが、平日は学校の授業終了後、午後1時から午後5時までサービスの提供、学校や自宅まで送迎を行っている事業所もあります。また、土日や冬休みなど長期休暇も朝9時ごろから開始をしている事業所もあります。

なお、短期入所、ショートステイにつきましては、滝川市内には事業所がなく、障がい児の短期入所として認可された事業所のため、近隣では美唄学園、月形の雪の聖母園等の施設となります。なお、今年度の利用実績はございません。

これら放課後デイサービス事業所が開設されたことによりまして、障がいの程度により学童クラブが利用できない障がいを持ったお子さんにとっては放課後の選択肢が広がり、状況に応じてサービスをご利用いただいているものと考えております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市内4カ所と新十津川1カ所を選択して、自分に合ったデイサービスが利用できるという点では本当にいい制度になったなと。24年以降よかったなと思うわけですが、大体定員については急な申し込みに対しても対応できるとか、ふだんからのつながりのある、そういう関係のところでないとか、何かそういった決まりがあるものなのか、その辺教えていただきたいと思います。

美唄学園、雪の聖母園等のショートステイ、砂川の希望学院等もそうですね。そういったところのショートステイについても宿泊を兼ねるので、なかなか市内ではそういった施設というのは難しいのかなとは思いますが、やはりこれらについてもできれば市としてそういうものを設置していくような考えがあるのかどうか、今後。今の場合は、今余り利用ないかとありましたけれども、利用がほとんどないのであれば、要望がないのであればそれでいいのかなとも思うのですけれども、そういった検討はされたことがあるのかどうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 最初のデイサービスの定員については5名とか10名とかとなっていますけれども、その施設の状況によりまして弾力的な対応を図っていくことになっております。

それと、入所施設、ショートステイということで、以前にも検討はしておりますけれども、現状としてはやはり滝川市において入所施設ということで今のところちょっと考えにございません。周辺施設を使っただいております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ショートステイについては、やはり市内にというのは難しいかな。宿泊を兼ねているので、美唄学園だとか、大きなところでそういう宿泊施設を伴ったところでないといけないこととは理解はできます。

それで、デイサービスのほうについては、急な申し込みに対してちょっと満員だからだめだよというような状況がないのかどうか、そこら辺わかれれば伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどちょっとお話ししましたように、デイサービス事業、急に利用でなくて一回施設を見ていただいて、それで登録してもらうことになっておりまして、あとそのとき満床であってもその施設の状況によっては対応可能な場合は対応するということになっております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、先に登録をしてあれば満床でも利用できるということでよろしいのですね。そういう例もあるのですね、きっと。どこで見てもらえるのかを。そういう押さえでよろしいのかどうか。満床であっても先に登録してあればよいという答弁でいいのですね。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 そのときの受け入れ状況によりまして、余りないですけれども、受け入れない場合もありますけれども、基本的にはいろいろな形で対応していると思います。

(「だめな場合もあるということですね」と言う声あり)

○議長 長 大谷議員、発言するときは挙手をした上で。大谷議員。

○大谷議員 失礼しました。だめな場合もあるということで、私たちがもし相談を受けた場合、そういうこともありますよということは、では言わざるを得ないですね。わかりました。

それで、今状況は大体わかったのですけれども、いろんな形での選択がすごく広がってきていて、保護者にとってはありがたいことだなとも思います。それで、できれば先ほどに帰って学童保育の検討もしてもらい、そっちもこっちも選択を広げて、一番いい状況の中で利用できるような、そ

ういう福祉であってもらいたいなと思いますので、ぜひ検討をよろしく願いいたしまして、次、2番の教育行政に行きたいと思います。

◎2、教育行政

- 1、少人数学級の導入について
- 2、教育予算の増額について
- 3、教育環境の整備について

①の少人数学級の導入について。先ほど渡辺精郎議員のほうからも質問がありまして、答弁もされております。このことについて財務省のほうからは、4,000人の教職員を減らしていきたいというような話だというような内容がございました。また、各段階で何としても少人数学級、少人数指導ということですと今後も推進していただくようにというような要望もしていると、そういうことを言っているわけですがけれども、滝川市の少人数指導については本当に保護者はもちろんのこと、管内からも高く評価されているわけですが、これは学習ばかりではなくて一人一人の子供たちに寄り添い、目の行き届いた教育をすることでいじめや問題行動にも対処できるという、もう本当に誰から考えても進めていかなければならない大事な方法だと思うのですが、各段階の継続は要請しておりますが、新年度、市としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 少人数学級につきましては、国あるいは道の動向が非常に気がかりなところではございますけれども、先般先ほど渡辺議員のご質問にもお答えをしまして、都市教育長会議の中で率先して道教委に対して維持を要望すべきといった立場からして、現行制度から後退をするというようなことは考えには至っておりません。35人学級、3年生、4年生までということで実施をしておりますが、このほか道教委からの少人数の加配、あるいは退職教員活用事業の市単独で行っております学びサポーター等々さまざまな制度の活用をしながら、さらに子供たちにとってきめ細かな指導ができるような体制をとっていききたいというふうに思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 今市としては、後退しないという、そういう受けとめをいたしました。大変心強く思っておりますので、財政フレームが厳しいというお話を聞いておりますので、大変心苦しい要望をしておりますけれども、全力で頑張っていただきたいし、私どもも応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次、丸2つ目ですが、教育予算の増額についてです。市の教職員の調査、白書というものをつくっているわけですが、ことしも消費税の増額もあり、どの学年においても教材費などの徴収額が昨年度と比べて増額になっております。保護者負担の軽減のために市としてはどのような考えがあるのか、あればお示しいただきたいと思っております。

あわせて、2つ目まで行きたいと思いますが、消耗品について教員や保護者が負担しているものもあり、教育予算の増額を求める声が強くなってまいりますが、この件についてどう考えるかもお答えいただきたいと思っております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、大谷議員さんの1番、2番の質問、一緒にお答えしたいと思います。

これまで教材、教具などの配当予算につきましては、厳しい中でも優先的に確保してきました。今年度予算につきましても削減予算が多い中でも前年度並みの確保に加えまして、当然ですが、消費税増額相当分も加算した予算となっています。また、児童生徒数が減少していることもあります。1人当たりの予算額、小学校で前年比5.4パーセント増の1万1,211円、中学校で前年比3.4パーセント増の1万4,735円となっています。ご承知のとおり今学校施設の整備、こういった部分を急務というふうに考えまして、重点的に取り組んでいます。毎年大きな予算を投じていることも現実でございます。こうした中でも先ほど申し上げました教材、教具予算など経常経費について安定的な確保に努力しています。ご質問の消耗品などの保護者負担、教員の負担について、これについては実態をしっかりと踏まえまして、今後協議いたします新年度予算協議に臨みたいというふうに教育委員会では考えています。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 実態を踏まえて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次、3つ目ですが、低学年の中にはまだ生活習慣が身についていなくて、本当に手のかかる子供たちが年々ふえてきております。学びサポーターの増員や時間数の増が必要と思うというのは、学びサポーターはもう学習面のサポートはもちろんですが、その他細かく目配りをしていただいているのが実態かと思いますので、そういう意味でぜひとも増員や時間数についてふやしてもらいたいという、白書の中では伺っておりますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学びサポーターの増員や時間数の増につきましては、これまでも大谷議員さんからさまざまな場を通じてその必要性でありますとか、効果に関する評価についてご要望いただけてきているところであります。ただいまご指摘いただきましたとおり、特に小学校の低学年での学習指導ですとか、生活習慣の定着、こういったことには時間をかけて丁寧に行っているところですが、幼児教育からの環境の変化に対する戸惑いですとか、学習の困り感への対応、また言葉の発達に課題のあるお子さんなんかもいらっしゃることから、特に小学校に対して学びサポーターの配分時間を重点的に配分するなどしてきたところであります。学びサポーターが学級担任と連携しながら学習指導や課題のある子のサポートなどに大きな成果を上げております。そうしたことから、教職員あるいは保護者の方々からも小学校生活のスタートに当たっては一人一人に寄り添うことが大切であるということの声もいただいております。教育委員会としても各学校からの配置時間数の増加要望に対して極力応えることができるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 極力要望に応える努力をしていただくということで、大変ありがたいなと思っております。今参事からも高い評価を得ているということでありましたけれども、本当に保護者、教職員からは喜ばれている制度ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、通級教室に通うというのは、これことばの教室です。市内全部の学校に通級教室があるわけでありませんので、よその学校に通わなければならないという状況の子供もいます。そういった場合に保護者がその子供を連れて通級教室のある学校まで通うわけですが、これたしか数年前に保護者に対して半額の交通費の支給を決定していただいて、現在に至っていると思いますが、そういう人たちに対して全額助成あるいは子供をタクシーで通級させるとか、そういった考えについて伺いたいします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、お答えします。

通級指導教室に通う児童生徒に付き添う保護者の交通費については、市が定めます特別支援就学奨励費の対象費目として助成しているところです。保護者が児童生徒と一緒に自家用車を利用した場合、自宅から教室までの往復分のガソリン代相当分を支給しています。また、保護者が児童生徒と一緒にバスなどの公共交通機関を利用した場合は片道分の運賃相当分を支給しているところでございます。先ほど大谷議員さんがおっしゃったとおりでございます。児童生徒の交通費については国庫補助の対象となっているのですが、保護者については市が全額負担しているという状況でございます。

支給状況ですけれども、25年度実績で小学校の対象児童21名、うち自家用車の利用が11名、バスの利用が4名です。中学校の対象生徒7名、うち自家用車利用が1名、バスの利用が2名でございました。現在通級指導教室につきましては、小学校3校、滝川第二小学校、滝川第三小学校に続きまして今年度西小学校に開設したところでございます。また、中学校、現在1校ということで、明苑中学校ということでございます。教育委員会といたしましては、通級教室の増設による児童生徒や保護者の負担軽減、そういった部分に努力したいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 本来通級教室が増室できるのが本当に一番いいのかなと。教育委員会もその方向で考えているということで、私もそれがいいなと思うのです。それで、今対象者についてのお話がありましたが、これで聞きますと本当にわずかな人数ですね。バスの利用としても中学校が2人、小学校が4人と。半額は出されると。そうすると、本当にわずかな人数、金額で全部が不公平なそういう交通費について負担がなくなるということですから、学級を増設するのが一番の考えだし、それまでの考え方としてはそれらの対象となる保護者に対して支給を考えたらいいのかなと思うのですけれども、そこら辺伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現実的に予算的にはそんな大きいものではございません。教育委員会、新年度に向けてたくさん課題がございますので、その中の一つとして少し検討していきたいなというふうには考えています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 大変ありがたいようなご答弁ですので、よろしくお願いします。

次、教育環境の整備について質問いたします。これも毎年言っているようなことで、またかと思われると思いますけれども、多くの学校から上がっているものについてちょっと挙げております。白書の中ではたくさんの要望が上がっておりますし、委員会でもきちんと目を通していただいておりますので、ここで一つ一つについて詳しくは申しません。ぽつで書いておりますけれども、それらについて現在把握されている状況と補充とか改修、更新についての考えがあれば伺いいたします。まず、机、椅子については、今教科書が大きくなっておりまして、なかなか昔からのサイズの机では物が落ちたり、入らなかったり、机から飛び出たりということで、多くの苦情を聞いております。これまで大きくするには、教室が変わらない中で40人学級だったら大きい机は入らないのだということを聞いております。そのとおりだと思いますが、少人数になった部分から、できる部分からでもできればいいなと思います。

それから、黒板の更新については、まだ背の高い子、低い子、特に小中学生ではそういう身長差もあります。また、書き写すのが遅い子がいて、次から次から消すのか、待っているのか、そういった状況にあるので、ぜひ移動黒板だとか、今線の入った曲がらないで書けるような黒板とか、いろんなのがありますので、そこら辺も検討していただければと思います。

網戸の設置、窓をあけると虫が入ってくると。今できる順番からしてもらって、大変感謝しております。しかし、上のほうにもずっと来ますので、あけられないと。そういうことでは、だんだん夏の暑さが以前と違ってきておりますので、暑さ対策のためにも必要なと思います。

それから、放送設備がかなりの学校で老朽化していて、昼の放送なんかはほとんどできないと。放送教育を余りできないと。また、緊急放送さえも届かないというようなところもあると聞いておりますので、これらについても調査されて、直せる部分からお願いしたいなと。

遊具の充実についてです。これは、特に小学校なのですがけれども、前に質問したときには教育委員会の方と用務員の方とできちんと点検はしているということでしたが、やはり専門家でないので、何かあった場合についても心配なので、専門家による点検が必要だということをお願いされております。

それから、トイレの悪臭については、エコトイレ、トイレ改修みんなしていただきましたので、今改築される第三小学校とかはやむを得ないかなと思うのですが、ほかの学校についてはほとんどがトイレ改修はされておりますが、やはり子供の清掃だけだと悪臭が残る。それがついてしまうと、もう取れなくなるので、清掃業者などを入れた清掃を年に何回かしてほしいと。

それから、靴箱の更新について、これ二重丸なのですがけれども、長靴や大きな運動靴が入らないというのが実態だそうです。それで、これも生徒が減っておりますので、そこらはあわせて1つの大きい靴入れにするだとか、その検討をしてほしいと。

水道管の改修、更新、これらについても水質検査は毎年されて、問題はないとされておりますが、やはり古い水道管であればさびだとか、そういうにおいや色が子供たちには非常に気になって、飲み水にできないので、水筒を持たせるとか、そういうような対策をしていると聞いております。いずれにしても、大改築とか、そういうのをしなければ水道管については難しいのかなと思いますが、それらについてもどのようなお考えがあるのか、ここのぽつぽつについて一つ一つ答弁をお願いし

たいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、教育環境の整備についてということで、全部で8つの項目があると思いますけれども、ポイントについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、1番目でございますが、机、椅子の更新についてでございます。これについては、ご承知のとおり21年度からの5カ年計画で計画的に進めてきました結果、普通教室の計画達成率、椅子、机ともに、椅子は247パーセント、机が116パーセントということで更新を達成してございます。ただし、机については天板の取りかえということでございます。ご質問のA4判教科書に対応するJIS規格の機の導入につきましては、学校の改築や大規模改修にあわせて整備したいというふうに考えてございます。実際には、24年度開西中学校、今年度末には滝川第三小学校にこのA4判JIS規格の機を導入する予定でございます。今後大規模改修等にあわせて進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、黒板の更新です。ご質問にありました上下可動式の黒板、これにつきましてもやはり改築、大規模改修にあわせて整備したいなというふうに思っています。ただし、黒板のてかり解消については各学校の要望を踏まえまして、今年度は滝川第一小学校9クラス、滝川第二小学校11クラス、全ててかり解消、黒板の塗布を終えてございます。

続きまして、網戸でございます。小学校の普通教室につきましては、1階の全ての普通教室の設置を終えました。今後ご質問にありましたとおり、2階以上の普通教室に進めていきたいなというふうに考えてございます。中学校につきましては、当たり前ですがけれども、開西中学校と江部乙中学校は全教室、江陵中学校は全普通教室、明苑中学校はまだ1、2階の普通教室に設置しているという状況でございます。今後につきましては、未設置の普通教室、特別教室、保健室などへの設置を順次進めていきたいというふうに思っています。

次に、放送設備の点検と改修についてでございます。放送設備が毎日の連絡とか、学校行事だけでなく、災害などの緊急時において広い校内で迅速に情報を伝達できるように大切な設備だというふうに思っています。日ごろの点検が必要だなというふうに感じています。ふぐあいが生じた場合は、その都度修繕しています。今年度は、明苑中学校の放送設備を更新したところでございます。各学校から設備の更新について要望がありますので、随時更新を進めていきたいというふうに思います。

次に、遊具についてでございます。ご質問にありました教育委員会職員等が点検しているというお話で、不安だという声もあるということでございますが、点検に必要な知識と点検技術を習得するための講習会に参加して、知識を高めています。雪解け後、すぐに学校がまず点検します。そして、5月には教育委員会職員が遊具の総点検を実施しております。遊具の安全点検についてはそのような状況でございます。

トイレについてでございます。トイレの改修につきましては、今年度江陵中学校の整備で全て完了したところでございます。ただし、今改築中の第三小学校を除きでございます。おっしゃったとおり、トイレが新しくなっても、先日の校長会でもお話ししたのですが、やはり毎日の丁寧な清掃、

それから自分たちの施設を大切に使う心も大事ですよということで、校長会通じて指導の徹底もお願いしております。また、ご承知のとおり運動会、学芸会、学校祭などたくさんの人が使った場合は必ず殺菌消毒を含めて清掃業者のほうに委託してございます。また、例えば先生方の全道規模の研究大会、たくさんの人が学校を訪れます。そういった場合も清掃業者によって消臭、消毒も実施しているところでございます。

次に、靴箱の更新です。靴箱のほとんどが建設当時の靴箱でございまして、靴箱が小さくて、冬の長靴が収納できないという状況も承知してございます。これまでPTAでご寄附いただいたり、改修していただいた例も承知しております。予算的にはほかに優先すべき課題も多くて、正直言ってなかなか手が回らないのが現状でございます。これにつきましてもやはりそれぞれの学校の改修にあわせて更新するのがいいのかなというふうに考えてございます。

最後に、水道管の改修です。水道管の劣化によりさびが出ているところ、ろ過用浄水タップを設置して対応しているのですが、水道管を取りかえるということはかなり大がかりな工事が必要でございます。これもやはり学校施設全体の大規模改修にあわせて解決したいなというふうに考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 予算のない中、本当にご苦勞をいただいて、随時やっただいていてということでは、教職員のほうからもこんなにやっただいていてということでは感謝の声はたくさん聞いております。なお一層頑張っただけのような答弁をお聞きいたしまして、ありがたく思っております。ぜひ今後ともできる限りよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をとります。再開は15時、3時からいたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 新政会の坂井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。きのう衆議院選挙が終わりまして、皆様もお疲れと思いますし、私も少々やられておりますので、早急に終わらせたいと思いますので、建設的なご答弁をよろしくお願いいたします。

◎1、市政運営の考え方

- 1、市政運営における課題について
- 2、市民生活への対策について
- 3、定住自立圏への取り組みについて

4、少子化対策について

5、地域活性化対策について

それでは、1件目でございます。市政運営の考え方について伺いいたします。市政運営における課題についてでございます。来年4月の市長選挙へ出馬する意向を示した前田市長ですが、市政運営においてさまざまな課題のある中、まだ今期中にやり残した課題、それとその次の任期の間でやろうとしていること、さらにそれ以降に解決すべき、または解決しなければならない、解決しようと思っている課題があれば伺います。

○議長 長 坂井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、坂井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今任期中にやり残した課題というご質問でございます。私といたしましては、総合計画の推進を基本に据えながら、政策提言でございますイレブンプラスワンについても着実に実行すべく市政運営に取り組んでまいりました。残念ながら未達成の公約が3つほどございます。1つ目が先ほども質問がございましたけれども、給食費の段階的な無料化であり、緊急度と優先度を総合的に勘案する中で、課題であった学校の耐震化や親子給食の導入など施設環境の整備を優先させてまいりました。健全財政の維持は、今後の市政運営においても重要な視点と考えております。

2つ目には、同じく教育に関連して中高一貫校の設立ですが、特色のある学校をつくりたいという思いは今も強く持っております。定住を促進するためにも学力の増進、そして教育というのが非常に観点が重要なウエートを占めているものと考えているからでございます。西高の建てかえの問題もあり、時間がかかるかもしれませんが、実現を目指して引き続き検討してまいりたいと考えています。

3つ目といたしまして、新たな循環バスの運行につきましては、11月に共生ビジョンの策定を終えた定住自立圏構想の中で考えていけないものかなと思案しているところであります。

また、中長期的な課題という視点で申し上げますと、地方創生は避けられないと思います。まち・ひと・しごと創生本部の地方団体ヒアリングでも訴えてきましたように、子育て施策における医療費の無料化や教育格差の是正、地方移住の推進や雇用の創出など今後もあらゆる機会を通じて国に積極的に働きかけていくとともに、人口減少に少しでも歯どめをかけるべく、地方版総合戦略の策定を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 前田市長、ありがとうございます。人口減少、言葉として取り入れていただきましてありがとうございます。全力で応援させてください。

続きまして、市民生活への対策について伺います。GDP 7—9月期の速報値では、年率換算でマイナス1.6パーセント、8日に出された改定値ではさらにマイナス1.9パーセントに下方修正されました。それと、4—6月期のマイナス7.3パーセントから四半期ベースで連続のマイナス成長となりました。また、きょう出された日銀短観においても2四半期ぶりの悪化ということで、景気の停滞を裏づける結果となっております。滝川市におきましても同様、それ以上の停滞になっ

ているものではないかというふうに想定されるわけですが、市民生活においてことしの消費増税や円安進行に伴うさまざまな物価高の影響で、生活が厳しさを増しているということは言うまでもありません。この状況を打開する方策として、今言った生活苦の生活支援と、あと消費を喚起する意味合いも含めて市民に対する対策として何か行う予定があるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

現在政府により個人消費の底上げや円安、燃料高への対応策として、（仮称）地域住民生活緊急支援交付金が2014年度補正予算案で検討されております。対策の狙いを地方の消費喚起や雇用の創出などを通じた地方活性化としており、個人消費を押し上げるため、低所得世帯や社会福祉施設のガソリン購入や寒冷地の灯油購入などへの助成、出産や子育てに関する支援を含め、現在重要施策として進めている地方創生への先行対策として2ないし3兆円規模の経済対策が検討されているところでございます。滝川市においても消費税増税や物価高による市民生活への影響を懸念するところではありますが、財政状況からも独自での経済対策を講じることは困難な状況であるため、これら国の補正予算の動向なども勘案しながら、内容が明らかになった段階で改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 前向きな検討よろしくお願いいたします。

続きまして、定住自立圏の取り組みについて伺います。まち・ひと・しごと創生が政府の政策として、きのうの自公政権の大勝利によりまして今後色濃く出てくるのが想定されますが、創生本部の考え方としては地方から中央へ……対策ではない。政策ですね、これ。政策を吸い上げたいという考えがある中で、定住自立圏の今後の取り組みと滝川市独自の取り組み、これをどのように整理して行っていく考えがあるのかについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

まち・ひと・しごと創生法に関しましては、人口減少への歯どめをかけるとともに、人の流れを変えて地方の活性化につながるような取り組みとなることに大きな期待を寄せているところです。10月7日のまち・ひと・しごと創生本部の基本政策検討チーム第4回ヒアリングには、先ほども触れましたが、前田市長が出席し、地方の実態を申し上げるとともに、医療費の無料化など自治体間サービス競争による近隣の人口のとり合いとならないよう国の施策として社会保障を平均化することなど提言を行ってきております。引き続き地方からの意見を率直に訴えていくとともに、地方版総合戦略の策定を進め、滝川市としても人口減少克服、地方創生に取り組んでいきたいと考えております。

また、定住自立圏構想は、今後単一自治体がフルセットで必要な生活機能を確保していくことが困難であることから、役割分担してひとしく圏域住民が安心して暮らしていける地域づくりを目指して進めてきました。共生ビジョンに盛り込まれている事業内容については、担当者による専門部会での検討や首長による推進会議を経て決定しており、各市町の6月議会で議決をいただき、7月

15日に協定締結を終えた協定項目をもとに5市5町から選出された関係者によるビジョン懇談会で協議いただき作成したものであります。計画期間は5年間であり、ビジョンに掲載されている事業内容を中心に進めていくことになりますが、広域で進めたほうが効率的な行政運営を図れるものについては、中心市と連携市町の間で取り交わされております定住自立圏形成協定に基づき、広域で連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 次に参ります。次の質問でございますが、これは私が9月の一般質問で少子化についての質問をした際に今後少子化政策を行っていく中でビジョン懇談会にも取り上げていくかもしれないというようなご答弁をいただいたことを受けての質問でございます。少子化対策を追加すべく、10月のビジョン懇談会で取り上げられたのか伺います。また、結果について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 10月28日に開催した第3回中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会におきまして、8月と9月に開催した過去2回のビジョン懇談会でいただいたご意見のほか、9月8日から10月15日にかけて実施しましたパブリックコメントで寄せられたご意見に対する事務局の考え方をお示するとともに、ご意見を受けて一部修正を行ったビジョン案を提示させていただきました。

なお、懇談会等でいただいたご意見は多数ありますが、ビジョンに反映したもののほか、今後の検討事項として引き続き実現の可能性や実施方法等について協議を行っていくこととした事例があり、その中に子育て環境の充実に関する意見も含まれております。今後継続的にビジョンを見直ししていく中では、少子化対策を含めて広域で取り組むことが効果的と考えられる事項については適宜追加されていくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問です。5市5町の共有の問題として、少子化対策は課題に挙げられているのでしょうか。また、今後の取り組みをどのように考えているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 少子化への対策としましては、11月に策定しました中空知定住自立圏共生ビジョンには子育てに対する不安解消や育児と仕事の両立を図るため、既存の連携事業として保育所広域入所の推進について記載しております。また、先ほどの答弁と重複しますが、8月から10月に開催しましたビジョン懇談会においても働きながら安心して子育てができる環境を充実させる観点から、ファミリーサポートセンターや病後児保育等の広域連携についてご意見をいただいております、これらについても今後検討していくこととしております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 続きまして、4番目です。定住自立圏を考える上で、観光においても滝川市独自の取り組みのほか、広域での取り組みが不可避と私は考えますが、今後の具体的な共通の取り組みに対

する考えを伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

滝川と連携市町が持ち合わせる得意分野をつなぎ合わせて広域として魅力ある取り組みを進めていくことは、大変重要な視点であると認識してございます。広域的な取り組みといたしましては、昨今注目が高まっている空知ワインと質の高い料理を提供する滝川市内の賛同レストランを組み合わせた滝川B Y Oシステムが始まったところでございます。また、2月には東京ビッグサイトで開催される国内最大級の食品見本市であります第49回スーパーマーケット・トレードショーに中空知の事業者がともに出展し、商品のPRを行うこととしております。ビジョン懇談会でも広域的な観光の取り組みについてご意見もあったことから、広域的な産業振興や観光PRなどについて協議を行っている中空知広域市町村圏組合の産業観光主管者会議と連携しながら、引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 定住自立圏においては、滝川市独自だけの問題ではなくてさまざまな広域での問題といるのがあると思いますので、それを一つ一つ整理していただいて、こういったビジョン懇談会を含め、問題部分を共有し、対策を立てていただけるように期待して、次の質問に移ります。

続きまして、4番、少子化対策について伺います。定住自立圏の取り組みだけではなく、滝川市独自の取り組みも当然ながら必要であると考えます。9月に私もまた同様の質問をさせていただいたときに、前田市長のほうからさまざまな対策というのは前々から行っているのだという答弁をいただいたわけなのですが、だからこそ今のこの人口は滝川市でいえば4万2,000人をちょっと切ったぐらいで、言い方をかえればとまってくれているのかなという見方もあろうかと思います。ただ、やはりそれに甘んじることなく、人口増への対策というのは今後もさらに行っていかなければいけないと私は考えます。それで、今現在も行っていることとは思いますけれども、結婚、出産、子育てに分けてそれぞれの問題、課題を分析し、対策を立てるということは、やはり滝川市を持続的に発展させるためには必要であろうかというふうに考えますが、それぞれの具体的な問題、課題を現在どのように行っていて、また今後その対策について行っていくのかということについて伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 少子化の問題ということで、9月議会でもお話ししましたが、国レベルの課題でもあり、一自治体が単独で対応することは非常に困難と考えているところであり、データの収集も容易ではありません。まず、結婚についてであります。昨年度滝川市における婚姻届の受理件数は539件と24年度を9件上回りました。このようなデータはとれますけれども、滝川市において結婚しない理由となりますと、データありませんし、把握することも容易ではありません。そこで、これから国で調べた調査になりますけれども、若干長くなりますけれども、なるべく短くして説明させていただきます。

内閣府による新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会ということで、ここで示された資料で北海道の状況を全国と比較してみますと、初婚年齢を見た場合、2010年においては男性の全国平均である31.2歳に対し北海道は31.1歳、女性は29.7に対して29.5歳といずれも以前と比較しますと晩婚化は進んでおり、全国平均もほとんど近い状況です。また、この検討会で示された資料によりますと、男性の年収と結婚には明確な相関関係があり、30代で年収300万円未満の既婚率は9.3パーセント、300万円から400万円になると26.5、さらに600万円を超えると37.6パーセントとやはり年収が少ない男性ほど結婚との距離は離れていく状況にあるようです。結婚しない理由としては、結婚資金が足りないとの理由を選択するケースが増加しており、こうした経済的な原因による非婚や先ほどの初婚年齢の上昇に見る晩婚化の進行などが少子化の要因かとも言われる一方、収入の安定が結婚を考えることにつながっているということも分析しております。

もう一つ、さらに内閣府、未婚者に対する結婚支援としての調査ということで、重要だと思うものについていろいろアンケートしております。給料を上げて安定した家計を営めるよう支援するが50パーセントを超えております。夫婦がともに働けるような職場環境の充実、3番目に雇用対策により安定した雇用機会を提供すると続いており、未婚者の結婚支援サービスの提供、いわゆる出会いの場の提供などを望む意見は20パーセント以下という結果が出ております。

それと、出産についてでございますが、第1子を出産する年齢を見ますと全国平均の30.4歳に対し北海道は30.0歳、大体近い数字です。いわゆる出生率、合計特殊出生率につきましては、昨年度全国平均1.43に対して北海道は1.28と0.15少なくなっております。都道府県では下から3番目に低い数字となっております。これには、30代女性の未婚率が全国平均を上回っていることに加え、経済的な原因により産まない選択をしている可能性も考えられます。

このような状況の中、先ほど来話あります国のまち・ひと・しごと創生本部による創生総合戦略におきまして、まずは合計特殊出生率を1.8に引き上げる目標の設定や最近ですが、総合戦略のための5カ年の計画を検討しているとの報道がありました。滝川市としましてもこれまで延長保育や病後児保育などの保育サービスの充実、ファミサポや地域子育て支援センター事業による子育て支援サービス、そして学童クラブによる児童の健全育成など子育て施策に幅広く取り組んでおりましたが、今国、子育て支援プラス少子化対策についても本当に重要な課題になってきているかなという認識を持ちながら、先ほどの国の地域創生等の、市長も子供の医療費無料化拡充要請を行ってきている、そういう情報や施策にアンテナを向けながら、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援について今の子供の計画にも位置づけして、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 今後前向きに取り組んでいただけるというご答弁でしたので、また私もサポートしていきたいと思っております。ぜひよろしく申し上げます。ただ、先ほど部長おっしゃいましたように、収入の安定が必要だったりとかということに関しては、子供がいればいいということではなくて、先ほど渡辺精郎議員の質問でもありましたけれども、やはり働く場所の確保だったりとか、さまざま

な支援が当然必要となってくる。子供だけがふえればいい、そういう政策だけをすればいいということではなくて、いろんな観点からやはり市全体で、これはオール滝川で考えていかなければならない問題だと思っていますし、また前田市長におかれましても先ほど少子化対策ということで言葉をいただきましたので、そこを期待して次の質問に移らせていただきます。

5番、地域活性化対策について伺います。栄町3―3地区の高林デパート跡の再開発事業につきましては、前田市長を初め滝川市のバックアップもあり、民間主導による道筋が見えてきたというふうに認識しております。本当にありがとうございます。ただ、一方で、もう一つの重要拠点であります駅前再開発ビルの対応については、先日前田市長が行った市政報告会におきましても駅前再開発ビル側から再生案の提案を待っているということでした。それをその再生案が来たのかどうかは私の段階ではわからないのですが、今後市としてどのようにそういった対応を考えているのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

駅前再開発ビルについては、平成15年に西友が撤退した以降、滝川市にとって重要な拠点である駅前地区の灯を消さないため、また地域経済の衰退を最小限に食いとめるため、官民一体となってその再生を支援してまいりました。行政としましては、NPO法人空知文化工房が運営や委託する街なか地域文化交流広場事業への支援、地域子育て支援拠点事業の実施、さらにはたきかわホールの運営等を継続してきているところでございます。平成23年には、ビルの無償譲渡の検討要請がビル側からありましたが、譲渡に際して条件が整わなかったことを理由に検討要請が取り下げられ、その後ビルのオーナーが次々と変更される中、滝川市民やビルにかかわる人たちの再開発事業に対する思いや駅前地区の灯を消さないという思いがちっと違う形になってきていると感じているところでございます。現在市では、ストックマネジメントの考え方による公共施設の統廃合を進めてきており、駅前ひろば「く・る・る」、親子ひろば「とんとん」、たきかわホールの3施設で年約5万5,000人の利用者がおり、その効果が見られている状況を踏まえつつ、この機能を駅前再開発ビルで維持する必要があるのか、また施設の利便性やビル利用にかかわる冷暖房等のサービスの状況など、その費用対効果を改めて検討する時期に来ていると考えてございます。その際には、事業を実施しているNPO法人空知文化工房とも今後よく協議を進めることが必要だと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、2番目に移ります。現在大がかりに駅前広場の再整備事業が実施されておりますが、この整備事業によってスマイルビルとの結びつきを図る上での活性化に対する期待があるのかについて伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 駅前広場の再整備事業につきましては、滝川市バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者など誰にでも優しいまちづくりを推進するため、北海道などの関係者の協力を得て交

通結節点としての機能強化とバリアフリー化を図るものでございます。この整備の実施により、駅前広場への市内路線のバスの乗り入れや大規模な駐輪場は確保されることとなり、市民はもとより滝川市を訪れる方への利便性の向上が図られ、にぎわいが生まれることが期待されます。

ご質問の駅前再開発ビルとの結びつきという点では、駅前広場の整備による効果がビルのひだまり広場の活性や空きスペースへのテナントの誘致につながることを期待しておりますが、まず新たなビルのオーナーがどうその事業を結びつけるかということが大事だと思っておりますし、ご検討いただくことが第一だと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 続きまして、最後の質問に移ります。今年度国の街づくり賑わい事業補助金というものを活用したさまざまな事業を商店街が活用しました。これにつきましては、市の単費での補助メニューが限られている中で理事者の方々、特に経済部の方々が国からいろんなメニューを探し出して商業者に提供して、それを商業者がうまく活用したのではないかというふうに思います。これは、一定の効果があつたと僕は思います。また、この事業では中心市街地の活性化や空き店舗対策など目的として行っております。事業実施時人通りの増加など一定程度の効果はあつたものの、まだまだ目に見える活性化については結びついておりません。ただ、今年度行ってきた事業をこれは継続的に行うというのは必要だと思っております。それとともに商店主の高齢化などへの対策として、次の担い手づくりを念頭に置いた商店街振興のにぎわいづくり政策が必要であるというふうに考えますが、それについての考えを伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問にご答弁させていただきます。

現在滝川市商業賑わいづくりビジョンを策定する中で、行政と民間がともに力を出し合い、ハード、ソフトの両輪で持続可能なにぎわいづくりに取り組んでございます。今ご質問にもありましたけれども、例えば今年度における各商店街が国のにぎわい補助金を活用したさまざまなソフト事業を展開し、中でも鈴蘭中央商店街と國學院生が連携した大学生カフェや銀座商店街と西高校生が連携した生徒企画商品販売などは新たなにぎわいの創出として高く評価されるものでございます。そこで、次年度におきましても引き続き商店街と将来を担う若者との連携と、さらには今現在進められていますたきかわ職人支援研究会で提案される事業が人材育成や新規開業につながるものと期待する一方で、行政といたしましても地域外の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の維持、強化に力を入れている近隣自治体の取り組みや国などで整備される補助制度の動向など各情報を積極的に収集しながら、商店街に効果的な事業に対しましては支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○坂井議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成26年12月16日（火）

午前10時00分 開 議

午後 3時40分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君	保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君

財 政 課 長 高 橋 一 美 君

選挙管理委員会
事務局 長

井 上 傑 博 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 菊 井 弘 志 君
書 記 平 川 泰 之 君

書 記 和 田 英 昭 君
書 記 村 井 理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において大谷議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位8番目の方の質問に入ります。
昨日も申し上げておりますが、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
山口議員の発言を許します。山口議員。
○山口議員 おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、通告に従いまして、簡潔に行いたいと思います。

◎1、行政経営

- 1、各種団体との連携について
- 2、人材育成について

1、行政経営であります。各種団体との連携についてお伺いいたします。滝川市の各種団体と滝川市の連携について、窓口としての担当や折衝の方法をお伺いいたします。中でも多くの施設管理を委託している滝川市体育協会や滝川市の経済対策と一緒に進めるべき商工会議所、そして外客誘致などの事業を担うたきかわ観光協会との連携について現状と今後の展望をお聞きしたいと思います。

10月に新政会で名護市に行政視察に行ってみましたが、名護市のほうでは観光協会、それから商工会、市の行政ということで毎月スリートップが定例的に昼食会を開催して意思の疎通を図っているというようなことも聞いてきましたけれども、そのようなことについても見解を求めたいと思います。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。冒頭私から各種団体との連携の状況について基本的な考え方を説明させていただき、ご質問の中にありました個別の事例についてはそれぞれ所管の部長から答弁させていただきます。

各種団体との連携については、各部署及びそれぞれ案件によって窓口となる担当者間による意見

交換を初め、協議会等の設置、市長が各種団体等の総会、懇談会への出席などさまざまな機会を通じて連携を行っているところです。意見交換や協議の頻度については、各種団体等の総会や定期的開催される打ち合わせ会議など年1回から複数回開催されているほか、突発的な協議案件が生じた場合には、緊急性、必要性に応じて回数にこだわることなく、都度開催することとしております。今後もさまざまな機会を通じて連携を図ってまいりたいと考えております。

以下、所管部長から答弁させていただきます。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 経済部では、滝川商工会議所や観光協会、江部乙商工会、各種商店街振興組合などの連携につきましては定期的に担当者で会議を行っておりますし、必要に応じては市長が各団体の総会、懇談会に出席したり、個別案件によっては団体の長と懇談会を開催しているところでございます。また、たきかわ観光協会からは、名護で市、観光協会、商工会の3団体の長が定期的に会議を行っているということから、滝川でも同じような会議を持ちたいということの話が出ており、今後関係団体を含め協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 続きまして、体育協会につきましては社会教育課が連携の窓口担当としてスポーツ振興に係るさまざまな事業、施策の実施について緊密な連携を持ちながら進めているところです。常に情報等の共有を図るため、毎月月に1回社会教育関係の各課と体育協会あるいは生涯学習振興会の事務局が一堂に会しまして打ち合わせを行っております。また、年に1回、市からは市長、副市長、教育長のほか関係職員が出席し、体育協会からは会長、副会長、また事務局職員が出席して懇談の場を設定し、スポーツ振興や関係施設の整備等についての意見交換、協議を行い、方向性等を共有、確認しております。今年度は12月8日に懇談を行い、次年度以降の連携強化につながる活発な意見交換が行われたところです。加えて日常的にも必要な都度体育協会事務局と協議を持ちながら、認識のずれ、方向性のずれが生じることのないように進めているところです。今後においても共通の課題達成に向けて連携強化に努めてまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 トップ会議を検討していただくということなので、いいかなと思うのですけれども、財政が厳しくなるということなので、各種団体へ補助金等を出しているところをこれからいろいろ相談をしながらカットしなくてはならないという場合も必要かと思しますので、今までにも増してよく話し合いをしてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次、2つ目の人材育成についてなのですが、選挙終わったばかりなのですが、投票立会人の選定についてなのですが、若い世代に選挙についてもっと関心を持ってもらうという、そういう工夫ということで、東京のほうで中央区でやっているのですけれども、とても好評ということで、各投票所に有権者になったばかりの新成人といいますか、そういう方を1人ずつ配置をしていっているということなのですが、来年春統一地方選挙がありますので、滝川も今新成人のためのクラウドファンディングとかと、お菓子の何かつくるとかと一生懸命やっています。

すので、ぜひそういう新成人、若い人たちに選挙に興味を持ってもらうということで、そういうことをしてはいかがですかという提言なのですけれども、見解をお伺いいたします。

○議長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会に属します投票立会人の選任関係について山口議員のほうからご質問がございましたので、藤本選挙管理委員会委員長の命を受け、お答えしたいと思います。

内容的には、平成27年度統一地方選における投票立会人に新成人を配置してはどうかという趣旨の内容でございますが、現在滝川市内におきまして投票所は19カ所ございます。投票立会人の委嘱者については52名いらっしゃいます。選挙ごとに投票立会人の皆様に電話依頼をいたしまして承諾を得ているところでございますが、何分にも対応していただく時間が長いこともありまして、交代を希望される方もいらっしゃいます関係から、後任の方を選任することに苦慮しているところでございます。まだ素案の段階ではございますが、投票立会人の方々につきましては滝川市の幅広い年代の方をお願いしたいという考えもございます。また、人材確保に何らかの対策を図りたいとする観点から新成人を含めた滝川市民の方を投票所単位で募集し、登録制として確保してはどうかという内容で検討を始めたとしていたところでございます。即座の対応とはまいりませんが、山口議員からいただいた意見を参考とさせていただき、さらなる検討を重ねていきたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長 長 山口議員。

◎2、福祉行政

1、高齢者対策について

○山口議員 それでは、次、2の福祉行政です。高齢者対策についてでありますけれども、厚生労働省では高齢者施策の一つとして平成25年に始まった5カ年のオレンジプランというものがあります。この中で地域での日常生活や家族の支援強化策として、認知症カフェの普及を推進しています。開始当初は、家族会や医療機関、福祉施設、NPOなどが運営主体でしたが、現在自治体が開設する認知症カフェが全国的にふえています。先進地であります埼玉県川越市のオレンジカフェや苫小牧市のほっとカフェなど含め、全国各地で200カ所を超える勢いで増加をしています。そこで、滝川市の認知症対策の考え方や実施状況、それから今後の実施計画などについてお伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問の認知症カフェは、本人と家族、地域住民の方などが誰でも参加でき、皆さんでお茶などを飲みながら、団らんや情報交換などを行いながら楽しい時間を過ごしていただく場でございます。認知症の人や家族の居場所づくりと支援が目的で、議員がお話しされたように全国で開設されてきております。認知症カフェの運営形態としましては、家族会の発展型やグループホーム、特養施設などでの専門施設での発展型、そして地域住民の集い型、さらにはNPOによる

店舗などでの展開などさまざまな形態で広がっております。滝川市では、現在認知症の人と共に歩む家族の会、あけぼの会というのがあります。この会は、かなり認知症カフェと同様な活動を行っております。また、市では介護者のつどいを年2回実施し、家族の方の相談支援も行っております。介護保険第6期計画、次期計画の大きな柱として、認知症施策の推進があります。その中で認知症ケア向上推進事業として家族支援の有効な施策であるということで、認知症カフェの普及促進を計画にしっかり盛り込んでまいりたいと考えております。そして、具体的には認知症カフェの普及促進ということで、まずは地域のグループホームのご協力をいただき、数カ所来年度から実施の方向で調整中であります。さらに、現在各地の体操教室、百歳体操、18カ所ぐらいで行っていますが、この活動の延長線上での実施や商店街のまちぷら、そして今滝の川の地域で取り組まれている地域カフェ絆など身近な場所での認知症カフェの設置について道内外の先行事例も参考にしながら、設置への普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 今答弁の中にありましたけれども、滝の川の地域自治会、町内会でやっているもの、それからほかにもありますけれども、とにかくこれからますます認知症の方がふえていくのは間違いないですから、できるだけ小さなコミュニティ単位でそういうものの受け皿をつくっていかないとだめだというふうに思いますし、先駆けて滝川市が道内でそういうものをやっていくことが必要だというふうに思います。北海道の町内会連合会でも町内会単位のふれあいサロンをやりましょうということで今号令をかけていますし、先般商工会議所婦人会の講師で来られた札幌の商店街の空き店舗活用でも商店街の中にそういう認知症の人が集まる交流のお店みたいなものをつくって大成功しているという事案もありましたので、ぜひいろいろ研究をして認知症の人に優しいまち滝川ということで策を打っていただきたいというふうに思います。

◎3、教育行政

1、学校図書館について

次、3番目、教育行政です。学校図書館についてですけれども、学校図書館というのは単に生徒に本を貸し出すだけではないというふうに私は思っているのですけれども、いかに本を通じて学ぶという、その環境を構築して、いろんな知識を得たりする、その学びの環境を豊かにするためというふうに思っています。教育長はどのように学校図書館に対して考えているかお伺いしたいと思います。

また、来年4月から子供の読書活動や教員の授業を支援する学校司書の配置が努力義務になります。国のほうは、2012年から5カ年計画で本や新聞を配置するためにおおよそ1,000億円を投入する予定でいます、半分以上導入していますけれども。学校図書館充実を目指しているのですけれども、滝川市内の標準の蔵書数と達成率を学校別にお伺いをしたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 それではまず、学校図書館図書標準の定めます標準冊数、それから現在の蔵書冊数、

蔵書率、これについて学校別にお答えしたいと思います。

データは25年度末でございます。まず、小学校でございます。滝川第一小学校は標準冊数が7,480冊に対して9,263冊、蔵書率は124パーセント、滝川第二小学校は標準冊数1万560冊に対して1万927冊、蔵書率は103パーセント、滝川第三小学校は標準冊数9,560冊に対して9,233冊、蔵書率97パーセント、西小学校は標準冊数8,760冊に対して9,207冊、蔵書率105パーセント、江部乙小学校標準冊数6,040冊に対して4,501冊、蔵書率75パーセント、東小学校は標準冊数1万360冊に対して1万8,051冊、蔵書率は18パーセントというふうに……

(何事か言う声あり)

○教育部長 済みません。1,851冊、蔵書率は18パーセントとなっています。

(「もう一回言い直して」と言う声あり)

○教育部長 もう一回言います。申しわけございません。東小学校標準冊数1万360冊に対して1,851冊。

(「1,000でいいの」と言う声あり)

○教育部長 ええ、後で説明します。1,000でいいのです。1,851冊、蔵書率は18パーセントとなっています。それで、皆さん驚きの部分でございます。蔵書率が極端に低い東小学校につきましては、25年度に道立図書館の事業で学校図書館環境改善事業ということで、道立図書館に指導をいただきまして、数十年前の辞典、資料など活用できない図書、また劣化が著しい図書について廃棄処分としたことによりまして大幅な減少となった結果でございます。

続いて、中学校です。江陵中学校標準冊数1万1,200冊に対して2万725冊、蔵書率は185パーセント、明苑中学校は標準冊数1万1,680冊に対しまして6,779冊、蔵書率は58パーセント、開西中学校は標準冊数が9,040冊に対して1万2,816冊、蔵書率は142パーセント、江部乙中学校は標準冊数が5,440冊に対して6,235冊、蔵書率は115パーセントとなっています。

蔵書率を達成している学校については、小学校、第一小学校、第二小学校、西小の3校、中学校が江陵、江部乙の2校ということでございます。

ご質問の学校図書館の専門職員の配置については、必要というふうに考えておりますが、それまでの間、ご承知のとおり新しい図書館の役割ということで、市民の役に立つ図書館というのを目指しておりまして、学校連携、学校支援事業を一生懸命取り組んでございます。ご承知のとおり、図書館の本につきましては図書館だけで活用されているわけではございません。例えば図書館学級文庫事業というのがありまして、小中学校10校に年4回、合計40回出向きまして、児童生徒や先生が授業時間、それから休み時間を利用して選定した本を貸し出すということで、これは1回について2カ月間学級文庫で回しながら読んでいただいております。年間でいけば2万冊が市内の小中学校に図書館の本が出回っているということでございます。また、あわせて授業支援も行っております。これ年20回行っています。また、学校図書室環境改善ということで、学校と一緒に利用しやすい本の配置、それから本の書架の配置、それから展示コーナーの企画設置など学校

と一緒にやっています。これも年10回以上やっています。特にこれは小学校でございます。

ご承知のとおり、読書好きな子供さんについてはやはり全国学テの正答率が高いということで、読書と学力の関係というのは非常に密接でございます。ご承知のとおり、今年度全国学テの小学校、国語については全国平均を上回るなど、図書館がいろいろ学校図書館の専門職員の配置の前に今一生懸命取り組んでいるところでございます。こういう状況です。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 一安心をしたのですが、私の調べたデータでは全国的に蔵書数が達しているのは小学校で6割、中学校で5割しかないというデータで、なおかつ平均がそれなので、とても学校図書に力を入れている自治体と力を全然入れていない自治体が両極端で平均値がそういうふうになっているということだったので、滝川市、市立図書館もすごく力を入れていますけれども、学校図書館も力を入れているのだなということがわかりましたので、今後ともそういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。10月末に行われた試食会については、本当に議会の皆さん、そして市長を初め職員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。

それで、質問に移りたいと思います。

◎1、自主財源

1、クラウドファンディングについて

まず、クラウドファンディングについてということで伺いたいと思います。先ごろ、11月だったでしょうか、中期財政フレームというものが発表されて、27年度末には基金残高が10億円を割るのではないだろうかということで、向こう5年に向けて財政的に非常に厳しくなってくるという予想が発表されております。そういったことで滝川市としても、あるいはほかの自治体においても自主財源というものをどのように確保していくかが課題として挙げられると思います。例えば今はふるさと納税で全国の皆さんに寄附していただくということもありますけれども、きょうここで質問するのはクラウドファンディングということで、民間では最近よく行われておりますけれども、寄附を募ってその事業をやっていくということなのですが、これが自治体においてはなかなかされていないのです。それで、滝川市においても特化した事業についてはネット上に公表して、寄附を募るということを今後考えていくべきだろうと思っております。例えば神奈川県鎌倉市においては、観光案内用の案内板を作成するのに1基10万円かかるそうなのですが、これを寄附を募って、その事業のお金を捻出していくということを始めております。寄附者にとっては、

自治体の事業にかかわっていけるということもありますし、案内板に寄附された方の名前を刻んでいけるという。自分の名前が残っていくというようなこともあって、結構話題になっているそうなのですが、滝川市においてもこのクラウドファンディングを活用していくという考えがあるかどうかということについて伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

クラウドファンディングに関するご質問ですが、この仕組みはインターネットを利用して団体や個人が事業などの資金を調達するために仲介業者がインターネットに構築したサイトを使って不特定多数の賛同者から資金を募るものでございます。通常は、資金の目標額を設定して募集期間内に目標額に達すれば事業者等が資金を得ることができます。寄附の方法は、クレジットカードでの決済がほとんどであり、カード会社の手数料と仲介サイトの使用料が寄附額から差し引かれることとなります。自治体におけるクラウドファンディングの利用例につきましては、議員さんからもお話ありましたが、そのほかに島根県では実績を有する仲介業者を認定して地域づくり団体等の資金調達に関してアドバイザーを派遣して支援しております。また、夕張市でも市民団体等への情報提供として仲介業者の紹介を行い、実際の資金調達では市のホームページ等に掲載することにより支援しております。さらに、先ほど議員さんのお話にありました鎌倉での例もございまして、そちらでは寄附を募って100万円を集めたというふうに聞いております。滝川市内でも滝川市の成人式実行委員会事務局が成人式の企画として巨大なお菓子の家を中心とした夢の空間をつくりたいという目的で、目標額120万円でサイトを利用したクラウドファンディングを12月16日から23日までを期限に行っておりまして、本日、23日ということです。今後もこのような市民利用が広がっていくことを私どもとしても期待しております。

一方、自治体そのものの利用については、意識調査によるとインターネット上の社会貢献に参加したい人は58パーセントに上っておりまして、今後もクラウドファンディングという手法は可能性が高いというふうに思っております。しかしながら、インターネットを利用した仕組みであることから、世代間の認知度やその利用には大きな差があるため、本市においても今後の普及状況を考慮しながら慎重に検討する必要があるというふうに思っています。ただ、可能性はあるというふうに思っております。

先ほどお話の中にふるさと納税のお話が出ました。全く同じものではないのですが、本市においてもインターネットを活用してふるさと納税の寄附について、直接クレジット納付ができるような仕組みを取り入れる予定になっておりますので、こちらをあわせてご理解、ご協力をお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 先ほどの自治体が直接やるということばかりでなくて、やはり市民団体だとかある団体だとか、そういったところについても情報提供したり、今の若い人たちはいろんなことを考えます。そういうような自分たちがやりたいことを通じて滝川市にかかわっていくということがありま

すので、ぜひその辺を積極的に取り入れていただきたいなと考えております。

◎ 2、消費者教育

1、消費者教育の推進について

2 番目の消費者教育について伺いたいと思います。高齢者を中心に詐欺被害、あるいは子供たちもネットでゲーム課金される。知らないうちに課金されてしまうという被害に遭っておりますけれども、被害を防止するということと市民が安心して生活していける、消費生活の安定向上を図っていくということがやはり大事であると思っておりますけれども、消費者教育についての考えを伺いたいと思っております。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 現在滝川地方消費者センター業務については、ご承知のとおり滝川消費者協会に委託をしており、消費生活相談、出前講座、啓発活動を実施いただくほか、相談員の皆様にはスキルアップのための研修会、学習会等へも積極的に参加をいただいているところです。学校への取り組みとしては、毎年継続しております滝川西高等学校での契約等に関する出前講座、ことし初めての取り組みでありました第一小学校での5年生を対象とした小学生にもわかりやすい契約についての出前講座などがございしますが、このような子供のときからの消費者教育には教育委員会とも連携をしながら継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、高齢者向けには消費者協会によります老人クラブや介護施設等での寸劇や講話の中での啓発活動、また市の嘱託職員であります交通安全推進員によります地域での交通安全講話の中でも消費者被害防止についても触れていただき、啓発に取り組んでいるところでございます。

また、平成17年度からは滝川市、それから滝川警察署、滝川消費者協会が中心となって18団体により設立した滝川消費者被害防止ネットワークでは毎年会議を開催し、情報交換を行うほか、被害が想定される消費者被害情報が入りましたときには事務局でありますくらし支援課よりファックスによる情報提供を行い、タイムリーな情報共有と被害防止に努めているところでございます。あわせて毎月広報たきかわの「トラブルを防ぐ豆知識」と題したコーナーで滝川地方消費者センターで取り扱った事例を紹介しているほか、今月末に配布予定の広報たきかわ1月号におきましては電話による詐欺被害の防止を特集するなど、市民への啓発にも力を入れているところでございます。出前講座については、経験豊富な消費者センターの消費者相談員が中心となって行っているところでございますが、担当職員についてもスキルを向上すべく研修、講座などに積極的に参加し、ともにノウハウを活用し、消費者被害防止に向けた取り組みを車の両輪となり、それぞれの役割を果たしながら、今後におきましても主体的、積極的に進め、安心した消費生活の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 本当に消費者協会の皆さんにはご尽力いただいていると思っております。それでかなり被害が防止されていると思っております。

ところで、2012年に施行されました消費者教育の推進に関する法律というのがありまして、

そこでは消費者教育の推進計画というのが市町村に対して義務づけられておりますけれども、この推進計画というものがあるのかどうなのか。あるとすればどのような内容になっているのか伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市におきましては、消費者計画というものはまだ立ててございません。

○議 長 三上議員。

○三上議員 端的に立てておりませんというようなお話ですけれども、義務づけられておりますけれども、これでいいのでしょうか。

○議 長 答弁にちょっと時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議 長 会議を再開いたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま三上議員さんがおっしゃいました消費者教育の推進に関する法律の中では、市町村は基本方針を定めるよう努めなければならないというふうに記載されております。ただ、これから被害も道内、金額も相当な大きな額の被害に遭われている方がいらっしゃいますので、またそういう時期が参りましたら、検討してまいりたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 これは、もう消費生活条例というものを制定しているところもあります。ぜひ推進計画をつくっていただいて、条例策定までいけるような形でお願いしたいなと思っております。

それと、教育委員会のほうに伺いたいと思いますけれども、子供たちの消費者被害を防ぐために、これは交付税措置されるみたいなのですが、副教材を作成して授業の一環として取り組むというお考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校における消費者教育のあり方ということにつきまして、三上議員さんの答弁で先ほど市民生活部長のほうからもお答えをしました滝川第一小学校で実際に今年度行ったということで、先般の校長会議の中でも第一小学校での授業の例を紹介をして、各校においても取り組むようにというようなことで校長会の中で指示をしたところでありますので、その教育を実際に行う中でさまざまな教材活用が今後必要になってくるというふうに思いますので、そちらのほうについてもいろんな機関から情報提供されるというふうに思いますので、積極的に活用していきたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

◎3、地域づくり

1、域学連携について

○三上議員 それでは、最後の質問なのですが、域学連携について伺いたいと思います。域学連携って余り聞いたことのない言葉なのですが、滝川の場合は地元で短期大学があるということで、かなりこの地域としては進んでいると思っております。また、西高においても生徒と教師がまちに出てきて市民と触れ合う中で自分たちが開発した商品売り込んでいくという、そういうような取り組みもされておりますけれども、域学連携なのですが、地元で高校がある、大学があるとか、そういうことばかりでなくて、他地域にある大学の大学生あるいは教職員に来ていただいて、まちおこしをしていただくというような取り組みなのではと思いますが、この取り組みについての見解を伺いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 それでは、お答えさせていただきます。

國學院大學北海道短期大学部のほか、議員さんのお話にもありましてとおり滝川西高校、滝川高校、滝川工業高校といった市内に立地する短大や高等学校が地域振興やまちづくりにご協力いただく機会が非常にふえております。今年度の取り組みを例示しますと、國學院短大部と鈴蘭中央商店街振興組合との連携では、空き店舗を活用した一日大学生カフェ、西高校生が企画した商品を販売するイベント、ハロウィーンカフェなどが実施され、滝川西高、滝川工業高校と銀座商店街振興組合との連携ではイベントにおいてそれぞれ高校生が企画制作した商品を販売する取り組みが行われました。これらは、若者連携商店街魅力アップ事業として市も一体的に参画、支援する中でまちのにぎわいづくりに寄与している事例でございます。そのほか國學院短大生や教職員による除雪、絵本の読み聞かせ、地域のごみ拾い、ランタン・フェスティバルといった各種ボランティア活動への参加や江部乙まちづくり研究会への参画や空き家調査事業の実施、江部乙駅の清掃活動実施など市、市民活動団体、地域との連携によってまちづくりに対して多大な貢献をいただいているところでございます。また、市と滝川国際交流協会が主催する国際田園都市滝川の20年後を考えるプレゼンテーションコンテストに滝川高校や滝川西高が連続参加しているなど、市内の短大や高校の活動がまちづくりと密接に結びついていると認識しております。

また、議員さんのご質問にありました他地域との連携についても昨日も荒木議員の質問にお答えしたとおり、医療大との連携の中でさまざま取り組んでいるところでございます。今後もますます連携の重要性が増すことから、より一層学校との連携を深め、相乗効果を高めてまいりたいと考えておりますし、國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会も設立をいたしましたので、その中で検討をしまして、短大部の地域密着度向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 滝川の場合は、そういった部分では本当に先進的に取り組まれていると思っております。滝川市内ばかりでなくて、広域ということを考えれば、短大の皆さんが例えば芦別だとかほかの地域にも積極的に出向いたり、西高の皆さんあるいは滝高の皆さん、工業高校の皆さん、その皆さん方が地域全体を盛り上げるという意味で、今後はやはり市としても他地域でもできるような協

力体制も必要かなと思っております。ぜひ若い人たちの力をおかりしながら、滝川を含めてこの地域が盛り上がっていく、そういうような地域づくりをしていきたいなと思っておりますので、どうかご尽力いただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで、先ほどの山口議員の教育行政、学校図書館についての答弁で訂正の申し出がございましたので、これを許したいと思います。教育部長。

○教育部長 大変申しわけございません。先ほどの山口議員からの学校図書館のご質問の中で、開西中学校の蔵書冊数と蔵書率に誤りがございました。訂正させていただきます。

先ほど開西中学校につきまして標準冊数 9, 040 冊に対して 1 万 2, 816 冊と申し上げました。3, 648 冊が正しいということでございます。また、蔵書率につきましては 142 パーセントと申し上げましたが、40 パーセントの誤りでございます。これにつきましては、開西中改築の折に整理されたことによりまして、数字が先ほど訂正したように 40 パーセントとなった次第でございます。

大変申しわけございませんでした。

○議 長 窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 おはようございます。市民クラブの窪之内美知代です。ここにこうして立って、市議会議員という立場での質問の機会もあと何回あるのかなということをかみしめながら、しっかりと質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、来年度予算編成に当たって
- 2、江部乙地域振興について
- 3、地域振興を担う専門部署の設置について

まず最初、市長の基本姿勢です。来年度予算編成に当たってお伺いいたします。来年度の当初予算は、経常経費と継続事業を中心とした骨格予算となりますが、市長の政策を反映できる選挙後の補正予算を見据えた予算の編成作業が進められるのではないかと考えています。中期財政フレームも出されて、本当に厳しい財政状況だというふうに伺っていますが、各部署からの予算要求に対してどのような指示を出したのか、また財政調整基金からの基金取り崩しについての考え方、政策予算として確保したいと考えている財政規模についてお伺いいたします。

○議 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの窪之内議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新年度の予算編成につきましては、11月12日に職員説明会を開催し、編成方針を説明させていただいたところです。主なものとしましては、部単位ではなくオール滝川という意識のもと、必

要な選択を行う予算編成とする。新規事業あるいは拡大などについては、財源を意識し、他の事業の見直しをあわせて検討する。健全な財政運営を実現するため、身の丈に合った財政支出となるよう事業の見直しを進めるとともに、歳入確保対策にも努めるというものであります。

財政調整基金の取り崩しの考え方ということですが、平成24年度の予算編成以降、残念ながら収支不足を財政調整基金で補う予算編成となっております。26年度につきましても当初予算で7億3,000万円の基金繰入金を見込んでおりますが、そのうち財政調整基金繰入金を2億8,000万円として見込んでいるところであります。新年度予算につきましては、骨格予算となることもあり、財政調整基金からの繰り入れはできる限り避けたいと考えておりますが、編成状況を見ながら判断していくことになると思っております。

最後に、政策予算の財源規模ということですが、きのうの木下議員のご質問にもお答えしましたけれども、骨格予算でありますので、当初予算は継続事業を中心にした予算編成となります。新規事業など政策予算につきましては、選挙後の補正予算で提案することになります。現時点において具体的なことは申し上げられません。財政状況を勘案しながら、限りある財源の中で対応していくということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長のご答弁いただきました。全体としてはわかりました。ということは、結局説明会においては経常経費のマイナスシーリングを示したとかということではないというふうに受けとめたのですけれども、実際には消費税の問題、電気料の問題もあるので、そういう一律マイナスシーリングとかという経常的な経費をされると、本当に大変な状況だというふうに思っていたので、そういうことはなかったというふうに受けとめていいのだなというふうに思うのと財政調整基金から2億8,000万円ということであれば、私は勝手に考えると5億円ぐらいの財政調整基金からの繰り入れが政策予算のほうでは見込めるのかなと勝手に思っているわけですが、そういう中で国の動向、地財計画はまだ出されていないのですけれども、そういう国の動向とかについて予算編成に当たって何か情報があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 私のほうから答弁させていただきますが、ちょっと先ほどの市長答弁について私のほうからも一言申し添えさせていただきます。

マイナスシーリングがないというご理解をいただいたということなのですが、従来のシーリングと同質のかんなをかけるような削り方というふうにとられるとちょっといかがかとも思うのですが、実際のところ各所管で検討可能な項目に限って目標額というものを設定させていただいて、相当な額について本当に各所管、各部で突っ込んだ検討をしていただいています。最終的なものについてはまだお示しはできませんけれども、シーリングに近いような深い検討を行ったということではご理解いただきたいというふうに思います。

また、予算編成の場では、国の関係についてはなかなか読み切れないという部分がございます。ただ、選挙結果でいきますと自民党政権がそのまま続くということも前提に、なかなか厳しい環境

が続くだろうということはその中でも話として出ております。その中身、具体的なものに結びつかどうかはわからないのですが、実際に交付税が減っていることとか、国の諮問機関である財政制度等審議会の中でも地方に対する考え方がいろいろ出てきております。その中では、地方は合理化する、歳出を抑える、効率化する、インセンティブに乏しい、要するに地方はまだできるのに効率化を進めようとしていないという。私どもとしては、滝川は絶対そうではないのですけれども、そういうお話であるとか、地方はプライマリーバランスを何とかしようという意欲に欠けるとか、そういった意見が多々出ていまして、これ以降今後相当厳しい環境に置かれるということが想像されるということは予算編成の説明会の中でもお話はさせていただきました。現段階ではなかなか……

(何事か言う声あり)

○総務部長 そのようなことで、長々言っても仕方がないので、そういう中でご理解いただければと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 どちらにしても、厳しい状況にあるということは理解できました。ただ、市民からしてみれば厳しきだけだとやっぱり活気が出てこないということもありますので、そういう点では厳しいけれども、ここは市民のために頑張っているのだという、そういった予算編成になることを期待したいと思います。

次、江部乙振興についてです。「日本で最も美しい村」江部乙協議会が11月28日に設立しました。設立までの経過については市長もよくご存じなので、ここでは省きます。地域団体で構成した協議会のこの活動が江部乙振興に大きな鍵を握るだけでなく、滝川市のまちづくりにも大きな力を発揮することと考えます。当面資金を持たない協議会の継続的な資金支援及び活動支援について市長の率直な考えをお伺いします。ことしの2定で補正予算に対する山口議員の質疑の中で、部長答弁がありまして、大体東京事務所の負担金、北海道連合会の負担金、あと人口に25円を掛けた分として85万円、それに事務費を足すと75万円で、合わせて150万円程度の5年間の支援については約束されているというふうに思っています。人口の25円というのが来年度から40円になるということなので、若干これは上がるというふうに思っているのですけれども、何せこの150万円だけだといろんなことをやろうと思ってもなかなか大変で、できないことがありますので、そういう点で江部乙振興、滝川のまちづくりから考えたこの運動を発展させていくためにも、やはり市長としてここに本当に真剣に支援していくのだという、そういった決意をお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、11月28日に「日本で最も美しい村」江部乙協議会が設立され、先般協議会の会長より設立報告と連合への加盟における同意、請願書の提出があったところであります。これまでおのおので江部乙地区の振興を担ってきた諸団体と地域住民が一体となって地域を守り、地域の活性化を図るという協議会活動の趣旨について大変賛同するところであります。江部乙地域は、丸加高原健康の郷を初めとする緑豊かな環境、また菜の花や水田など生活の営みから生み出された景観を良好に保持している地域であり、市としてもこれらの自

然環境や田園景観を保全する地域として位置づけているところでもあります。今後協議会が中心となり、菜の花や岩橋英遠氏も描き残した江部乙地区の美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り、これらを生かした地域の活性化を図る活動に期待をしておりますし、市といたしましても、そして私といたしましても江部乙地区の美しい村の活動に対して必要に応じて支援を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長のほうから支援の約束を得たというふうに受けとめまして、一生懸命頑張っ、この活動にも私も支援をしていきたいというふうに思っています。

次ですが、地域振興を担う専門部署の設置についてお伺いいたします。滝川市総合計画では、滝川市街地、江部乙市街地、東滝川市街地の3つの市街地を核としたコンパクトシティのまちづくりを掲げています。すなわち、それぞれの地域振興がまちづくりの土台として据えられているわけですが、一口に地域振興といっても組織づくり、資金づくり、イベント開催、定住促進など広範囲にわたります。しかし、現状の市の組織体制では農政部、総務部、経済部、市民生活部など窓口はばらばらです。住民視点で考えるとき、地域振興関連は全て対応可能という部署が今必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 滝川市都市計画マスタープランでは、3つのコンパクトタウンを位置づけておりまして、各地域でコンパクトな都市づくりを進めるため、これまでと土地利用の見直しを行ったほか、少子高齢化にも対応した生活利便性の確保とコミュニティの維持等を目指して都市づくりを進めているところであります。コンパクトタウンの形成に向けては、行政の取り組み以外でも地域住民の皆様や各団体等の活動により自主的にまちづくりや地域振興にご尽力いただいていることも多く、行政が一体となって支援していく必要があると考えております。

ご質問のとおり、地域振興と一口に申し上げましても多岐にわたるため、福祉サービスの申請手続などとは異なり窓口を一つにするということでの確に対応できないことも想定されます。まずは、市役所の関係部署に相談していただくことが基本となりますが、担当窓口の判断が難しい、あるいは複数の所管にまたがるといったケースも多く、そういったケースでは企画課も積極的に連携をして対応に当たっていききたいというふうに考えております。議員さんのご質問にあります市民団体等の組織化、資金調達、事業実施の方法といった課題については、現在ではまちづくりセンターが相談対応を担っておりますが、いずれにしても市役所機構のわかりやすい説明と周知を徹底するとともに、市民団体による自主的な活動を促進するためにこれまで以上に親身な対応に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今の答弁だと、今までと変わらないですね。3つを拠点としたコンパクトシティをつくるというのは、地域振興を考える。考えるところが相談を受けるところではないのです。そこを考えるところ、全面的に振興をどうするのかということを考える部署が大事なのです。そこが今でいえば美しい村で見れば経済部とかと分かれていて、美しい村の運動そのものを進めていくと

いうのは地域振興そのものなのです。それを経済部だけに任せて、経済部が引き受けたらだめだと言っているのではないのです。でも、本当の意味での地域振興を図るためにはどうしたらいいかということを考える部署が必要なのです。相談を受ける部署ではないのです。そういう観点で地域振興を考えていかないとだめだと。そこが一体どこになるのかという意味で質問した。そういう部署が必要なのではないかという質問なので、改めてお伺いしたい。

○議 長 答弁に若干時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 12 分

○議 長 会議を再開いたします。

吉井副市長。

○吉井副市長 なかなか難しいご答弁になるかもしれませんが、地域振興を考える部署はどこなのかということについては、これはオール市役所ということを市長もずっと言っておりますし、市役所全体がやっぱりそういう意識を持って仕事をしているというふうに認識をしております。ただ、一つのいろんな問題が地域で起きたときに、まず相談を受ける部署というのはいろいろなケース・バイ・ケースによって違う。それは、農政であったり、経済部であったり、企画であったり、それはさまざまな場合があると思いますけれども、そこでその問題についてあそこでもない、ここでもないとなら回しにするのではなくて、その問題の本質を受けとめながら、それぞれやりたいことをはっきり確認させていただいて、ほかの部、各課との連絡調整というものをきちっと受けとめてやっていける体制をつくりたいなというふうに思っておりますし、常にそういう話は庁議の場でもさせていただいております。オール市役所の体制でいくのだということでございます。したがって、窪之内議員さんがこの問題で何か違うのではないかとということを思っておられるのであれば、それは甘んじてお受けはしたいとは思いますが、現段階では繰り返しになりますけれども、仮にさまざまな問題をどこの部署で受けたといたしましても、相談いただいた時点から市役所としてはワンストップサービスはここからスタートするのだと、こういう意識の中で、決してご不便をおかけしないような部署間の連携、連絡調整をしっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 相談の体制とか、そういうことは多分住民にとっては納得いくよう方法でやってくれるのかなというふうには思うのですが、オール市役所体制でいくと言ったので、そうしたらオール市役所体制の中で地域振興という大きな観点でいって考えたときに、それをまとめるところはどこになるのかと。地域振興のためには、農政もいろんなところはかかわってこななければならない。でも、市はそういうコンパクトシティのまちづくりを進めようとしているわけだから、そういう意味で考えたら、そこをつくっていく、その根本を考えると必要なのだというふうに思うのです。だから、担当、企画という、そういう部署になるのかなというふうに思うのですけれども、

そういった意味での質問なので、何か市長が答弁してくれそうなので、改めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、私からということでございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの地域振興というご質問でございますけれども、先ほど副市長のほうからお答えさせていただきましたとおり、やっぱりオール滝川、オール市役所で行っていかなければ、そして市民の皆さんとともにということだと思います。そのために担当セクションがあるなしは、私は必要ないと思っております。今窪之内議員もおっしゃっていただいたように、多分総合計画の推進でいくなれば企画になるのでしょうかというお話をいただきました。確かにそうでございます。総合計画をローリングしながら進めていく企画がさまざまな部署と情報を共有しながら、そして地域振興計画がどこまで進んでいるのか、またはそれをどう進めていくのかということをいろいろと考えていく部署であろうかと思っております。そういう意味では、市長、副市長にとって企画は頭脳ブレインでございますので、その部分が大変重要であると思っております。そして、何よりも情報共有が一番大切でございますので、農政部、経済部、市民生活部にかかわる地域からいただいた情報を全て横の連絡をしっかりとしていくということで行っていくことによって、その地域振興につながるアイデア、また行動ができるものと思っております。そして、その情報共有を私は本当に先ほど副市長も答えておりましたけれども、庁議の場で何度も言わせていただいております。それが一番大事でございます。そういう意味では、お答えはこういう形になってしまいますけれども、企画がやはり地域振興のかなめとなっていくだろうと。そして、その情報共有はしっかりと行っていくということが大変重要であるという2点をお答えしまして、私の考えといたします。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 地域振興のためには、役所だけでなく地域住民の力も大事だという、ともにということだと思いますので、私も含めて一緒に頑張っていきたいと思います。

◎2、商工行政

1、江部乙商工会について

次、2件目、商工行政に移ります。江部乙商工会についてです。江部乙商工会が委託業務を受け、商工振興のあり方や市民団体などとの連携による地域おこしについて調査検討を行ってきました。住民アンケート結果などの報告書も作成されたようですが、商工会や江部乙の将来については、江部乙地区商工業振興地域協議会が本年10月に設立されました。そこで、この協議会の参加メンバー、また方向性の決定期限などについて部としてはどのように把握しているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問の平成25年度に委託した業務でございますが、江部乙地区における既存商工

業の存続と住民サービスの維持のため、各関係団体から成る調査検討会議が設置され、商工業者や江部乙地区住民の意識調査と地域振興事業の検証を通じて江部乙地区の商工業者の振興をどのように図っていくべきかを調査検討し、調査検討委託業務報告書として取りまとめられました。報告書では、地域の課題や進むべき方向性が示されており、さらに議論を深めるために江部乙商工会が中心となって江部乙地区商工業振興地域協議会が本年10月29日に設立されたところでございます。来年の3月までに今後の江部乙地区における商工業の振興策や地域振興事業の具体的な行動が取りまとめられ、組織が解散する予定と聞いてございます。滝川市としましては、協議会が示された行動計画を江部乙地区の地域振興を目的に設立された「日本で最も美しい村」江部乙協議会の活動に引き継ぎ、今後の江部乙地区のさらなる発展を期待しているところでございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 メンバーにつきましては、個別の名称は別として、江部乙商工会、「日本で最も美しい村」連合江部乙協議会会長、江部乙商工会青年部、JAたきかわ青年部江部乙支部、たきかわ子ども地域活動実行委員会、道の駅たきかわ管理組合、江部乙商工会女性部、江部乙商店サービス会、事務局としましては江部乙商工会が担うこととなっておりますし、オブザーバーとしまして滝川市経済部の産業振興課と商業観光課というメンバーになってございます。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私が答弁聞き間違っていたら申しわけないのですが、設立したこの協議会が美しい村の協議会に発展して、そこに役割を移していくというふうに先ほど聞こえたので、そうでなければちょっと。美しい村の協議会にその意向が、この協議会の方向性をそこに持っていくなんていうことを、美しい村の協議会そのものがそんなこと聞いていることではないので、そういう方向性を確認しているということであればちょっと問題かなというふうなことを感じました。

それで、委託を受けた後、結果的には委託事業を受けたところではこんなふう書いてあるのです。まとめの報告書です。江部乙地域の商工業振興と地域振興事業のあり方については、江部乙全体で考え、まとめていくこととし、みんなの声を聞き、対話する機会を設け、女性や若者、市民を巻き込んで議論をしていくという結論となったというふうに書いてあって、委託事業だったそのものの目的は果たされずに終わったわけです。今後の課題とされたわけです。それで、そうした地域振興と商工業振興のあり方を引き続き議論を進めるということで10月に設立された協議会がこの結論を出さないで終わるということではないと思うのですけれども、これはさっき言ったメンバーで、先ほどのメンバーは言えれば全部商工会の会員もしくは賛助会員で、一般のそういう住民が入っているというふうには思っていないのですけれども、解散されるまでにはこのところでこういった方向性については結論が出るというふうに理解していてよろしいのでしょうか。私がこの質問するのは、美しい村の協議会もできて、やっぱり地域一丸となって進めていきたいという気持ちからの質問ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 江部乙の振興ということで、この10月29日に設立した協議会、これについてはた
だいま江部乙商工会が中心となってまとめていくものだと思います。江部乙商工会の役割につきま
しても、経営指導という部分もありますし、地域の振興という部分もあると思います。その中で今
回美しい村の協議会が立ち上がったということは、江部乙全体を考えていく協議会という部分で捉
えています。ですから、江部乙商工会の地域振興部分につきましては、行動計画が示された場合に
は、こういう考えは全体の江部乙の美しい村にその考え方を移行していくということは、地域全体
を考えることですから、それは私としては間違っていないと考えております。それで、商工会と
して経営指導ですとかという部分については残りますけれども、今両協議会とも江部乙商工会が事
務局をやっていますので、そのあたりは江部乙振興のために一つになっていっていただくのが一番
よろしいかなというふうに私どもは考えているところでございます。ただ、一般市民を巻き込んで
という部分につきましては、これ今美しい村の協議会が2月に申請して10月に向けて承認をいた
だくように努力しているところでございますけれども、まだ具体的行動が美しい村の協議会のほう
も具体的ビジョンについてまだ明確には描かれていないものですから、その部分につきましては江
部乙の市民の方をどういうふうに巻き込んでいくかというのは今後いろいろ協議されていくとは思
いますけれども、一つになっていくという部分については私どもはそういう部分を期待しているこ
ろでございます。

以上でございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 江部乙の振興を図っていく方向性については、私は全然問題ないと思っているので
すが、ただこの調査は240万円の委託費をもらってやった調査だったわけです。それで、その調
査の目的だったことが結論の検討結果が出ないまま次の団体に引き継いだと。だから、私はこの設
立されたところが今年度終わるまでには一定の結論が出るのだらうと。先ほど質問したのですけれ
ども、何かの結論を出すということは、もちろんペーパーで何らかの検討結果について結論は出る
というふうに理解していいのですよね。その考え方が美しい村に引き継がれるということでは
理解はしましたが、この協議会そのものが結論をきちんと出すのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 先ほど1度目のご答弁の中で、来年の3月までにはこの協議会として一定の行動計画
が示されるというふうに聞いております。そういうふうに示されているというふうに考えているこ
ろでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 わかりました。ただ、参加メンバー見ても美しい村の協議会のメンバーと一緒に重
なる部分が多いということもあって、やっぱり市民を巻き込むということでの組織的にはきちんと
やるべきだったなという思いはあります。

◎3、子ども子育て支援

1、子ども子育て支援法について

次行きます。3件目、子ども子育て支援についてお伺いします。子ども子育て支援法について。来年4月から子ども・子育て支援法が施行されます。第1にこの法の施行に当たって地方で活用できる財源措置が考えられているのか、第2にその財源を活用した事業実施や事業拡充の検討状況について、第3に市として子ども・子育て支援を目的とした事業拡大や新規事業を実施するために、国に強く財源要請を行っている事業内容について、第4に市単独予算で子ども・子育て施策の拡充を予定している事業についてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子ども・子育て支援新制度ということで、まず第1点目の地方で活用できる財源措置ということでは、平成27年度からスタートします子ども・子育て支援新制度におきましては、国において保育所等の量的拡充と質の改善の実現に向け1兆円の財源が必要とされ、消費税増税増収分から7兆円程度が充当される予定であります。

次に、2番目にその財源を活用した事業実施や拡充検討ということで、国の予算につきましては各年度の予算編成時に決定されることとなりますが、この予算につきましては量的拡充ということで、特に大都市を中心とした待機児童対策のため、家庭的保育等を含めた新たな保育所や幼稚園、認定こども園など受け皿の増加に関する部分等、あるいは滝川市でも既に取り組んでおります放課後児童クラブなどさまざまな地域子育て支援事業などに充当されることとなっております。滝川市では、新年度以降今策定中の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所における延長保育や一時保育、あるいは放課後児童クラブなど地域子育て支援事業として分類される事業につきましても引き続きしっかり継続して行ってまいりたいと考えます。

そして3番目に、国に強く財源要請を行っている事業ということで、きのうの答弁でもお話出てきましたが、例えば子供たちに係る医療費につきましては周辺自治体におきましては子育て施策として無料化を競うといった状況も見られますが、滝川市単独で無料化の範囲を拡大した場合には膨大な経費の増が見込まれます。また、保育所の保育料につきましても現状は既に国基準より10パーセント下げた利用料を設定しておりますが、この見直しを実施した場合、直接的に市の財政にも影響を与えることとなります。よって、現在半額とされている第2子につきまして無料化されるよう医療費の無料化拡大とあわせ地方創生の面からも国に対して要請を行っているところであります。

次に、4番目、単独予算での事業ということですが、補助メニューがなく、市の単独事業となることが見込まれますが、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援の一環として、現在補助対象になっておりません不妊治療に対する助成制度の導入などについて前向きに検討してまいりたいと考えております。こういう状況であります。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 子ども・子育て支援法が施行されるわけですがけれども、実際には消費税の再増税が先送りになったということもあって、もう財源が本当に確保されるのかという心配があるということはある。ただ、今部長もおっしゃったように、その財源の大半が地方になかなか来ない状況にあ

るということもわかりました。ただ、市長も強く子供の医療費の無料化等については国に要請を行ったということで、本当にこの辺についてはやっぱり子供の医療費の無料化は結局国がやらないものですから、自治体によってばらばらなわけです。そこが子供の子育てに大きく関係してくるということを考えれば、本当にさらに強く国に要請をしていていただきたいという思いがあります。そういう中で、支援法が施行されても市にとって変わるということで見れば、今の段階では不妊治療の拡充ぐらいしか考えられないということで受けとめてよろしいのでしょうか。改めてそこだけご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 支援制度ができて、余りメリットがないような感じの答弁にとられましたけれども、国は先ほど言いましたように恒久財源を確保する、子供のためにということで。量もそうですけれども、質も改善すると。そういう面では滝川市、いろんな事業に取り組んでいます、他市に先駆けまして。ほとんどのメニューとっていいぐらい。そこら辺のあたりの例えば補助率が下がるとか、ある程度国は確保するというのは約束しておりますから、そういった面では今後事業の継続においてはメリットもありますし、さらに質の向上なんかも期待いたします。決してこの制度は期待できないというのではなくて、大きなメリットはあると思います。

それと、もう一つ、不妊治療も現在補助対象ではないですけれども、こういったこれから子育てのためにもっともっといいことが出てくる、必要とすることがあるのではないかと。少子化対策も含めて、今すぐ言葉で出ませんけれども、考えられます。そういったことに対しても新支援制度というのは、制度という名前で、追い風であると思います。これからの子育ては、永続的に国としてはしっかりやっていくと思いますし、滝川市としても市長以下頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 法ができて、国もやると言っているわけですから、そういった意味で見たら本当に今まで出されている補助率を下げるなんていうことは絶対あってはならないことで、その辺の確保と拡充、また国にいろんな点での要請ということでは頑張りたいと思います。

◎4、政策決定への市民参加

1、パブリックコメントについて

次移ります。4件目、政策決定への市民参加ということで、パブリックコメントについてお伺いしたいと思います。ここ数年間におけるパブリックコメントの実施件数とコメント数、そのうちコメントがゼロの件数及び3件以内だった件数について、過去3年程度でよろしいので、お伺いしたいと思います。

今の件数のみなので、続けて2要旨目もあわせて質問いたします。市民意見反映の場として重要なパブリックコメントについて市民理解が進んでいるとは言えません。市民の周知方法の工夫とともに、パブリックコメントの対象となる計画や条例について及び意見を提出できる人や提出方法等を定めたパブリックコメントの制度化が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 それではまず最初に、過去３年間ということでの実施件数についてご報告させていただきますが、実施件数は１３件、意見の数は３０件となっております。また、実施件数１３件のうち意見数がゼロだったものが６件、３件以内だったものが３件となっております。

パブリックコメントへの市民理解と制度化についてでございますが、市民の市政への参加を促進し、公正で民主的な開かれた市政を推進することは、行政事務の遂行において重要な手法の一つとなってきたことは十分承知しております。そのためパブリックコメントの実施に当たっては、市公式ホームページ内の専用フォームで意見を受け付けているほか、市役所や江部乙支所を初め、コミュニティセンターなど身近な公共施設に意見箱を設置して、より多くの市民の声が届くように努めているところです。

このほか市民の声に耳を傾けるという点においては、可能な限り市民対話の場面に積極的に出向いてきたほか、各種団体との懇談、陳情、要望への対応、提言メールなどを通じてその把握に努めており、さらには各所管においても市民会議、住民説明会、ワークショップ、アンケートなど施策の策定過程や施策の見直しなど案件や場面に応じて適した方法で市民意見をお伺いする機会の確保に努めてきたところであります。多様なニーズがある市民意見を１００パーセント集約できているとは申しませんが、今後とも工夫と改善に努め、しっかりと先ほど申しましたあらゆる機会を通じて可能な限り声に耳を傾ける努力を行いながら、行政運営に当たってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 質問したことに答弁されていない。私制度化を求めたので、今１３件やられていると言っていました、コメント期間もばらばらなのです。それで、こここれ上越市のホームページから出したのですけれども、パブリックコメントの制度の概要ということを出ているわけですけれども、そこでは対象となる計画や条例、意見を提出できる人、意見の提出方法、制度の流れとかということで全部載ってまして、その案件によって期間が変わるとかということはないのです。だから、条例とかなんとかをつくれと言っているわけではないので、やっぱりパブリックコメントを求めるときにはこうした範囲の人とかという程度でもいいですけれども、きちんと制度としてつくっておく必要があるのだというふうに私は思うので、この制度化について改めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 過去制度化について検討したことはあります。ただ、今のところ先ほど言ったようにケース・バイ・ケースというような部分も実際多くて、国のパブリックコメント結果を見てもなかなか実効性が薄いという部分もあります。議員さんのおっしゃるように、さまざまなやり方がありますので、手法としてはさらにちょっと勉強させていただきたいと思っております。なかなか実際やっているところでは、行政のアリバイづくりに使われているだけとか、さまざまやっぱり制度そのものの問題もいろいろ言われている部分が実際あります。また、手法としてインターネット活用という部分もどうしても荷重がかかってきますので、実際に検討する中身によって、対象となる人

たちによってやり方も変えなければいけないということもあります。そういったことも含めて、さらにちょっと勉強させていただき、検討を続けさせていただきたいと思います。今の段階でいつ制度化するといったことはちょっと申し上げられませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 部長がおっしゃるように、アリバイづくりのためだけのパブリックコメントであってはならないということです。いろんな意見の、これでいえば郵送とかファクシミリとか担当課の窓口へ提出とか、いろんな方法がある。そういう市民意見がどうしたら本当に市政に反映できるかという立場できっと検討されるのだと思いますので、その検討を続けていっていただきたいと思います。

◎5、ふるさと大使

1、ふるさと大使の依頼と活動について

次、5件目、ふるさと大使についてお伺いいたします。ふるさと大使の依頼と活動についてです。この4定の始まる前にふるさと大使になられた瀬戸口正樹さんのすばらしい歌声を聞かせていただきました。瀬戸口さんを初め、今ふるさと大使として依頼している方は森くまさんと藤本美貴さんの3人ですが、第1にふるさと大使はどのような条件がそろえば依頼することになるのか、第2にふるさと大使に期待する活動、第3に活動結果の把握方法についてお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ふるさと大使の依頼につきましては、滝川市ふるさと大使設置要綱により本市出身者や本市での居住経験のある方、または本市にゆかりのある方で、市内の企業や団体から本人の同意に基づく推薦をいただいた方に市長から依頼しているところでございます。また、ふるさと大使に期待する活動につきましては、職務期間2年間で本人の活動の中で特産品などの普及、宣伝及び観光振興として本市の魅力を広く紹介していただくことを期待しているところでございます。個々の活動につきましては、無報酬で依頼を受けていただいているために、各大使のフェイスブックやブログの中で滝川市を取り上げていただいているなどの把握をしているところでございます。今後も観光やイベント情報や特産品の情報提供を行い、紹介、協力などをしていただけるようにふるさと大使と連携を密にして情報発信をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 期間は2年間だということだったので、2年過ぎたら改めてするのか、自動更新になっているのかだけお伺いしたいのと今部長が言われたように瀬戸口さんも本当にお話を伺うと、もういろんな場で宣伝していただいているということがわかって、改めてこういう方にふるさと大使になっていただいてよかったなというふうには思っているのです。ただ、無報酬ですから、いろんなことを余り依頼するということもできないのだと思いますが、せっかく大使になられたのだから、年間どこかででもこういう活動をしてくれているよぐらいの報告が市民や私たちの目に触れてもいいのかなというふうに思いますので、連携を密にとっていただいて、滝川の情報を発信しても

らえるような働きかけも必要だと思うのですけれども、この辺についても改めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今大使は自動更新かということですが、自動更新ではございません。その都度2年間過ぎたら、再度お願いするなり企業のほうから推薦があったりという状況で進めているところでございます。

報酬については無報酬でやっていただいているということで、ここでどうするということとはできませんけれども、年末にいろんな情報を提供させていただいたり、今厳しい中で滝川の特産品を一部送らせていただいたりということで情報提供させていただいています。密に連携をとるという部分については、なかなかお忙しい方ばかりなので、できる範囲の中でそういう取り組みをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

◎6、中空知定住自立圏

1、中空知定住自立圏共生ビジョンについて

○窪之内議員 次、6件目に移ります。中空知定住自立圏、定住自立圏の共生ビジョンについてお伺いいたします。中空知定住自立圏共生ビジョンでは、協定に基づき推進する具体的な取り組みとして、3つの分野に分けて、それを課題別に具体的な事業内容と年度別の事業費が列記されています。これら数多くの事業の中で、次年度へ向け特に重点と位置づけている事業は何か、また事業推進に当たって懸念される課題は何かについてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

1 1月に策定した中空知定住自立圏共生ビジョンにおいては、6月9日に議決をいただいた定住自立圏形成協定に基づきまして既に広域連携している事業を中心に策定しておりますが、今後検討を進めていくべき事業を重点事業として包含した内容となっております。具体的には、医療分野において各自治体病院が電子カルテ化等の基盤整備を進め、平成28年度中に診療情報共有ネットワークシステムの構築を目指すことや防災分野において防災訓練の広域実施や広域防災体制の整備、強化について検討を進めていくこととしております。また、8月から10月にかけて開催した圏域の関係者で構成されるビジョン懇談会では、子育て環境の充実や圏域での交流推進等についてご意見を頂戴しており、今後中空知5市5町の企画担当課長で構成される推進会議の幹事会や担当課長で構成されます専門部会などで事業実施について検討協議を進め、来年度以降進捗状況や検討結果を報告させていただくこととしております。

なお、定住自立圏の性質上、協定内容を超える取り組みを実施するといった際には、協定の変更について滝川市はもちろん関係自治体の議決が必要ということでありまして、ビジョン変更、そして事業実施することとなると手続に一定の時間を要するということになることを改めて説明に加え

させていただきたい思います。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 医療や防災の分野でのことが今話されました。懸念される課題というのは、列記された以上のものをやる場合のことしか今話されなかったのですけれども、ここに出てきている先ほど言った電子カルテの問題等については、財源的には大丈夫だというふうに、進めていけるのだというふうに受けとめていいのか、そういった課題もあるのかどうかについて改めてお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財源的なお話ということで行きますと、医療、防災の関係についてはなかなか経費についても読み切れない。なおかつ、国のほうでもいろいろ検討している部分がございますので、財源的なものについては確定あるいは確保されているとは言えません。そういう意味では、議員さんのおっしゃるとおりの課題ということは言えると思います。大体多くのものについては、今回のものについては既存事業を中心に構成されておりますので、ある程度財源的なものは見込みがあるというふうには思っております。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 これからの中空知の自治体が生き残っていく上でも定住自立圏の構想に沿ったいろんな取り組みは重要になってくるというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

◎7、市民の健康

1、公共施設の受動喫煙防止対策について

それでは、最後、7件目、市民の健康について、公共施設の受動喫煙防止対策についてお伺いいたします。健康増進法第25条に規定された受動喫煙の防止について、平成22年2月の厚生労働省健康局長通知では、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましい。全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して当分の間喫煙可能区域を設定するなどの受動喫煙防止対策を求めるが、将来的には全面禁煙を目指すことが方向づけられています。既に4年経過しておりますが、通知に沿った対策の現状及び全公共施設の全面禁煙計画についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

市の公共施設の受動喫煙防止対策についてのご質問ですが、平成22年2月25日付健康局長通知内容として、官公庁においては全面禁煙を原則とした上での、また議員さんおっしゃるように困難な場合においても煙が流れ出ない、そして適切な防止措置を講ずるよう努める必要があるというふうに施設管理者に求めている内容になっております。市内の公共施設における受動喫煙防止対策の進捗状況ですが、25年度策定しました第2次健康たきかわ21アクションプランでは、未成年喫煙防止のための取り組みの推進と受動喫煙防止普及啓発の推進を重点対策としておりまして、現

在保育所や小中高校、また児童や子供の利用機会が多いと考えられる施設については敷地内禁煙もしくは建物内禁煙としておりまして、そのほかの市民の方々が利用される施設においても大半の施設が禁煙または分煙の対策を講じております。

また、全公共施設の全面禁煙計画についてということですが、通知においても全面禁煙が極めて難しい場合においては喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要があるという通知内容にもあるとおり、ほかの公共施設の状況を踏まえ、それぞれの施設の利用者のニーズや使用形態に応じて全面禁煙が可能であるかを今後も慎重に検討しつつ、受動喫煙防止対策について適切に対処していきたいと考えております。市役所の庁舎におきましてですが、庁舎建設時には職員の喫煙場所、気分転換、疲労回復の場としてリフレッシュルームを設置して、節度ある利用に努めてきたところですが、受動喫煙防止の推進及び市民、職員の健康増進を図るため、庁舎内禁煙に向けて現在検討を行っているところで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 全体の公共施設を全部敷地内禁煙にできるかどうかというのはいろいろ問題があって、その施設ごとに受動喫煙に配慮する、そういう対策がなされていないところはなされていくのだろうというふうに思っています。庁舎においては、最も住民が来る場所ということで見ると、そういう通知から考えると全面禁煙というのが望ましい方向であることは間違いありません。ただ、いろんな方もいらっしゃるわけで、担当としては一定の期間的な目標を持って、そこに進むために考えられる困難や意見をよく聞いた上でそういう方向に向かっていっていただきたいというふうに思います。

以上申し述べて、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

間もなく12時となります。この辺で休憩をさせていただきます。再開は13時、1時といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従いまして、順次質問をさせていただきますと思います。

衆議院選挙も終わりました、これからの日本の国づくり、そして地方創生に向けてこれから国も動いていくと思います。明年には地方統一選挙が展開され、それぞれ全国各地で新しいまちづくりを行っていく、そういった年になっていくわけであります。ぜひともそういう状況の中で建設的なご議論をいただきたいと考えております。

◎ 1、福祉行政

1、緑寿園の建て替えについて

それではまず最初に、福祉行政について質問させていただきます。緑寿園の建て替えについてであります。私ども市民クラブは、江部乙地区を地盤とする議員が3名おります。7人のうち3名ということでありますので、私ども市民クラブはやはり江部乙地区の振興、発展のために一生懸命これから努力していこう、こういう考え方のもとに実は会派を構成しております。その中で今回緑寿園の建てかえということが話題に上っておりますけれども、同時に「日本で最も美しい村」連合加盟について、今議会でも請願が出され、最終日には決議案が上程されるということにもなっております。そういった意味では、来年度にも建設が始まるという緑寿園について、この「日本で最も美しい村」連合への加盟というところがちょうど時期的に一致してくると思っております。そういった意味では、先日も元カルビーの松尾さんとの懇談の中でもやはりコンクリートというのは建ててしまえばあとは壊すだけだと。北海道という土地柄においては、やはり木材を使った建築物、こういったものが数多く建てられ、それが景観の一つの魅力になる、このようなことをお話をされておりました。そういった意味では、私今回この緑寿園の建てかえ場所について大きな懸念を持っております。すずかけの向かいということで、国道沿いの13丁目付近、多分国道からこの建物が見られるのでしょうか。そして、私の聞くところによれば3階建てというようなお話も聞いている。江部乙地区の3階建ての建物というのは本当に数少ない状況にあって、やはりそういう複層階、3階建ての建物というのはかなり目立つ建物になるであろうと私は思っております。そういった意味では、「日本で最も美しい村」連合への加盟と景観の配慮については、この緑寿園建てかえでは、これは多分加盟をするに当たって初めての公的な施設が江部乙地区に建てられることになると思うものですから、これはやはり多くの配慮が必要なのだと私は思っております。そういった意味でこの地域の景観を配慮することについて、市のお考えについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 老人ホーム緑寿園の建てかえ事業につきましては、3つの老人ホーム、一番古いものでも40年たちます。3つともかなり老朽化しておりまして、4月の事業移管以降滝川市社会福祉事業団が主体となって今その建てかえ事業について鋭意とり進めていただいているところであります。建てかえに当たっては、養護老人ホーム50床、特別養護老人ホーム200床、ケアハウス50床と全国にもほかに例を見ない大規模な施設形態であり、これまでのかなり長く延びた施設形態から利用者や介護職員の負担を軽減し、機能性と動作性にすぐれた施設形態とし、そして管理経費を抑制できるコンパクトな建築を念頭に進めており、現時点では1階、2階に特養ホーム、3階に養護、ケアハウスとして計画しているところでございます。

ご質問の地域の美しい景観、文化への対応ということで、基本設計業者選定に向けてのプロポーザル提案依頼の段階においてから、その内容は周辺環境に調和した施設建築や隣接する老人保健施設すずかけとの連携性、そして数々の芸術家を生み出した江部乙丘陵地と暑寒別岳を望む景観への配慮を求めたところでございます。それに対してプロポーザルで選定した設計案では、介護業務の

相互連携に配慮され、かつ道路から離れた敷地中央にまとめられた計画案で、地域と共生し、地域に密着したまちと我が家から成る美しい村をつくるをコンセプトに国道12号に面して地域との交流の場として触れ合いの広場を設け、新しい地域コミュニティが生まれる3世代交流ゾーンも検討しており、現在その設計案に基づき基本設計や基本計画を求めて進めているところであります。今後におきましてもご質問のように江部乙地区の「日本で最も美しい村」連合への加盟を念頭に地域と連携のもとにハード面、ソフト面からも全国に誇れる新施設オープンに向けてとり進めていくことを事業団とも確認しております。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 数々の配慮がなされるということで一安心したわけではありますが、いずれにしても3階建てということになれば、鉄筋コンクリートの使用ということになってくると思います。どこまでの配慮なのか、最終的に確認したいのですが、外観というのはやはり国道から見える位置にあるわけですので、その調和が非常に重要だと思っております。そういった意味では、そういった外壁等の色彩等にもご配慮をいただけるような案が出てくるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まだ基本設計の段階で、そこまで出ておりませんが、外観等についても案が出てきて、それを事業団のほうで、その場合は市も入りますけれども、一緒に検討するところでございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ちょっと微妙な答弁でしたが、きっちりそこら辺は配慮していただきたい。議会としても注視して、これは今後とも見てまいりたいなと思っております。

それで、今の佐々木部長のご答弁で、いろいろな配慮がなされると。さらには、3階建て、全国でもたぐいまれなる施設になると、こういうお話なのです。私がこの景観の問題とともに心配しているのは、実は建築費の高騰なのです。滝川市の保健福祉部がこの緑寿園建てかえ計画をめぐって、以前、これは多分部長の答弁の中でも出てきたのかもしれませんが、厚生常任委員会での説明であったのかもしれませんが、おおむね33億円程度の建築費がかかると。それは、社会福祉事業団の基金と、さらには補助金、そして借入金、この3つで対応していくのだと、実はこのような説明ではなかったかと思っております。そういった意味で、今回のこの建物の建築費自体が私は当初の33億円という数字以上に増嵩していると思っております。現時点で見積もられている建設の経費はいかほどなのか、またこれはこれだけ大きい建物になりますから、木造等の建てかえというのは法的にも認められないとは思いますが、将来負担を減らすためにはいろいろなことを考えていかなければいけないと思いますが、このことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 施設建設規模につきましては先ほどお話しさせていただきましたが、1棟でコンパクトな周辺住宅に威圧感を与えない3階建ての施設形態とすることでとり進めております。建設

費は、当初３３億円ぐらいを見ていたのですが、現在建設費だけは３６．５億円程度になっております。

それと、将来のことをどう考えるということで、コストのことということも含めてなのですが、国の老人ホームの施設建設整備基準では、建物の構造は耐火建築物と定められておることから、また施設入所者の安全、安心な暮らしを守ることを第一に考え、耐震性の高い構造とする観点からも鉄筋コンクリートづくりでの実施を事業団側では予定しております。基本設計の段階から、道内で最近新築された同様の施設に比べ、質を保持しつつ床面積や施行単価とも最低限に近い形で検討を進めており、また北向きの個室をなくし、廊下は中庭から自然光を取り込み、人工照明の利用を最小限にするなどの自然エネルギーの活用を図るとともに、維持管理費節減のための外断熱工法やＬＥＤ照明器具、節水器具を使用することでのランニングコストの低下など少しでもコスト、経費がかからないような工夫を検討して今現在設計しているところでございます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 建築費が３３億円ではなかったと思うのです。建築費はもうちょっと少なくて、総額、要するに備品等々全部ひくくめて３３億円。今部長はどうか、３３億円と３６億何千万円を比較していましたが、そうなるとうそいった設備等全部総額でいくと、これは実は４０億円をはるかに超えていくような投資になるのではないかと。そのときに基金は決まっているのです、金額が。補助の額もさほどふえないとなると、あとは金を借りるしかないのです。そうすると、私の今申し上げた将来負担の問題が生じてくると思うのです。理事会の中でも十分議論しての結論でしょうから、私はそのことについてここでどうのこうの言う必要はないのですけれども、自立、自主性を重んじた事業団運営をこれから行っていく上で、やはり運営に支障のあるような過大な支出を今行うべきではないと私は思っているのです。そのことについて市のお立場でご意見を伺っておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 事業団の法人運営に関しましていろいろとご提言、ご指導ありがとうございます。施設につきまして、今回の建てかえについては施設計画というか、先ほど言いましたように３つの施設が３つともかなり老朽化しているということで、そして現在分散配置された動線の長い形態であり、現場職員、特に給食関係、介護業務に苦勞していることから、新施設については入所者へのよりよいサービス提供を第一に考え、３施設を一遍に一体となった建築での設計を行っているところでございます。そういったことで当初見込みよりも事業費も上がりましたし、さらに昨今の資材等の高騰により建築事業費自体も３６億円を超え、全体でも柴田議員おっしゃるとおり備品、外構加えましたら４０億円を超えるところでございます。そういう検討の一方、現在の施設の一部を生かして３施設分離しての施設整備も検討しましたが、やっぱり一体管理のメリットが業務管理、施設管理上とても大きく、最終的には事業団の運営上も最適であると判断し、事業団理事会において承認されているところであります。

ご心配のとおり、建てかえ事業につきましては先ほども言いましたように全国でも例のない大規模な整備事業であります。多額の事業費も必要となります。施設整備には自己資金、北海道の老人

福祉施設等整備費補助金、これも一生懸命頑張らなければならないと思います。それから、独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定しておりますが、将来的なトータルな収支計画を資材高騰等も勘案しながら作成したと聞いております。事業団からは、今後の収支上も安定的な運営をできる旨も聞いております。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 事業団側は、将来については自信を持っているということでありますので、安心はしました。

3つ目の質問も実は同様の質問なのですが、これからの高齢社会、どんどん、どんどん年寄りがふえていく、高齢者がふえていくという時代はもうそろそろ終わりなのです。団塊の世代が平均寿命を超えるあたりに実は一つの頂が来るという指摘がなされている。そういった意味では、ここ20年が実は山なのです。それで、私は過大投資を行うことについては極めて慎重な立場なのです。それで、実はこの3つ目の質問を考えたわけではありますが、先ほど部長はそういったことも考えた、要するに300床を一遍に建てかえるのではなくて、200床と100床、現行地での改修と新しい場所での建てかえと、こういうことも考えたのだけれども、効率性を考えて300床全てをこの3階建ての建物にはめ込むという結論に至ったということなのでありますが、しかしながら特別養護老人ホーム等、いわゆる軽費老人ホーム、先ほどケアハウスというお話もいたしましたけれども、それぞれのニーズが本当にその時代、その時代に全てマッチしているのであれば全体的には効率化が進むと思います。そしてまた、その特別養護老人ホームの入所する方たちの例えば所得層ですとか、あるいは生活環境ですとか、あるいは家族構成ですとか、さらにはケアハウスに入居する方々の入居基準あるいは年齢構成等々、全てにおいてこれは一つの施設で本当に効率性を追求できるかという、私は逆にその部分には疑念を持つわけがあります。このことについて、現状で結構です。わかる範囲で結構ですが、市のお考えについても一度確認しておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者人口ということで、現在65歳以上は1万2,000人を超えております。あと20年後には、その数字がちょっと落ちてきます。今回の施設建設に当たっては、定員も同じにしておりますが、やはり今でも相当の待機がおります。今後とも待機は見込める。その後も見込めるということで、そういう定員的なもの、さらにはこの施設、特養、養護、軽費ということで、比較的低所得者も入れる国の基準に沿った建物でありまして、ほかの高齢者サービスつき住宅よりはそれぞれ所得に合わせた形で入れる形となっております。そういった面で低所得者にも対応できる施設ということも考えながら、今回のシミュレーションは一応20年から30年を見ておりますけれども、将来見込みも施設入所が可能である。もう一方、これは空知、北海道のほうからいろいろ指導されているのですけれども、やはりこれから老人ホームであっても居宅に近いものであり、今回ユニット型個室ということで、個室を用いてより居住性のある施設形態にするということで、これも例えば他との競争があった場合にとっては有利な状況であるかなという、そういうことも含めまして300床一体となって整備することが望ましいということで現在進めている状況であると

思います。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 このことについては、一生懸命部長が説明しましたので、なるべく理解するようにはします。私何でこのことをしつこく質問したかという、これはもう部長には伝わっていると思いますけれども、緑寿園が建てかえできたとしても、事業団自体の経営状況が逼迫すれば他の施設の建てかえあるいは維持、そういったものに将来的に悪影響が出るのではないかとということで私は心配しているのです。高齢者の福祉事業だけではないのです、社会福祉事業団は。保育所も、そして障がい者の福祉も全てにおいてこの滝川市、そして中空知、この圏域の福祉を本当に下支えしているのが社会福祉事業団なのです。それほどやはり重い使命を持つところでありますので、私はこういった高負担の状況の中で将来社会福祉事業団の他の事業も含めてしっかりと運営をしていただくことに期待を持っているから、この質問をさせていただきました。市もそれなりの覚悟を持ってこの事業を進めなければいけないわけですから、そのことについて再度佐々木部長のお答えをお待ちしております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 建設においては、資材高騰等も勘案した上で、そして滝川市側も保健福祉部も建設部も一体となって、高齢者部門、保育部門、障がい者部門等のそれぞれにおける収支等をチェックする中で助言させていただきまして、最終的には事業団側で入念に数パターンの収支シミュレーションを作成し、今後も安定的な運営が可能と確認、判断したところであります。そのためにもつくってからもしっかりとした運営は望まれます。また、建設費の融資や施設の安定経営を支援するための経営診断も行っている独立行政法人福祉医療機構へも概算ではございますが、財政規模、事業内容及び建設規模、総事業費を示し、今後の経営に影響が出ないか、建てかえ事業に無理がないかということをやっと心配で聞きました。医療機構からは、建設事業は大きい、安定的な経営には問題ないという助言をいただいたところであります。4月に協定書を交わしました、事業団と。堅実で透明な経営に努めるように記載しております。市が設立した事業団、今移管した後もこういうような建設事業も含めまして、今後も安定的、継続的に事業を遂行していくよう事業団と一体となって、その都度市としても話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 今の言葉をしっかりかみしめて、これからも佐々木部長の活躍に期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

◎2、教育行政

1、35人学級の拡大について

それでは、次、教育行政についてお伺いをいたします。35人学級の拡大についてお伺いをしたいと思います。まず初めに、いつも何か前田市長を褒めているので、余り褒めるとほめ殺しとも言

われかねないのですが、３５人学級の３、４年生までの維持についてご英断をいただいた前田市長に改めて敬意を表したいと思います。私は、やはり前田市長に日本一の教育都市を目指してほしいと常々思っている一人であります。そのための一里塚が小学校全学年の３５人学級導入だと考えております。そのことについてのお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから昨日の渡辺精郎議員、大谷議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、小学校の３５人学級につきまして本市が平成２０年度から実践研究事業として独自に取り組んでおります。実践研究事業ということですから、導入している学校からその成果の報告を毎年受けております。子供の学習指導あるいは生活指導として、１点目としては学習時間、みずから発表する、あるいはしっかり聞くなどの活動が活発になって進んで学ぶ意欲が持てた。これは、子供、児童生徒に対して行ったアンケートの結果であります。また、教職員からは、体験活動の際に一人一人に目が行き届き、時間をかけて個性を生かす指導や支援ができた。あるいは、グループ学習を行う際は教室内のスペースを生かしてさまざまな集団体系をとって学習ができ、その中でリーダーやサポートする子供の活動が活発になっている。また、家庭訪問や学級懇談会でも時間が確保され、子供の様子を保護者と共有することが十分にできたとの成果もいただいております。国、道の３５人学級制度の維持については、強く要望してまいりますけれども、保護者や市民の願いは市の３５人学級の５、６年生への拡大を初めとして教育のまち滝川として子供一人一人に目が行き届く教育であり、それを支える人的配置が何よりも重要というふうに考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 教育長も市長もこの課題についての考え方は非常に前向きであるということを改めて感じた次第であります。この衆議院選挙終了後、安倍政権に対して北大の中島先生が保守政治の王道は永遠の微調整である。まことに明言だと思うのです。この３、４年を５、６年に拡大することは、全体の行政課題としてはまことに小さい部分の調整なのですが、実は将来の人材を育成するにあっては最も大きな課題の一つだということを私は申し上げたいと思いますし、そういった意味で教育長にお尋ねします。これまで適正配置にかかわっての各学校下での保護者の皆様のご意見をいろいろ聞かれてきたと思います。その中で私が聞き及ぶ範囲では、極めて保護者の皆さんにこの３５人学級の問題については興味が大きいし、本当にこの３５人学級をさらに拡大して欲しいという願いの声が私のほうには届いております。しかしながら、全体を見回すとそうでもないというようなことを言われる方も実はいらっしゃるわけでありまして、この校下での説明会での３５人学級に対する保護者の方の評価について、教育長の知り得る範囲でお答えいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 小学校区６区、それから昨日でちょうど終わりました幼稚園２園に対して、合わせて８カ所での保護者懇談会を実施をしてまいりました。タイトルは「適正配置について」ということですが、学校の施設整備の状況、あるいはこれまでのソフト事業の取り組み等々についてもせっかくの機会ですから保護者の方にお話をさせていただいております。その中で出ますのは、や

はり35人学級の存続ということで、私どもがやっています懇談会とは別に、ちょっと学校では今2学期終了時の保護者懇談会もあわせて実施をしております。その中においても当該の保護者からは非常に感謝の言葉もありますし、引き続き5年生、6年生に拡大をしていただきたいという声もあります。また、幅広いご意見いただいております、私どもの保護者懇談会では35人学級はもとよりですけれども、今小学校3年生までとなっておりますＩＣタグの拡大といったようなこと、それから中学校の選択制の導入だとか、さまざまな教育課題について保護者の方非常に関心が高いなというふうに改めて感じました。その中でもこれから滝川市が人口増対策といいますか、私どもの適正配置計画というのは児童生徒数の、言い方悪いですが、減少を先に見据えてというような形になりますので、やっぱり怒られるのです。もう少し前向きな、人口がふえるような説明はできないのかと言われるのですが、その中で保護者のほうからはやはり子育て、これは教育委員会の施策ばかりではなくて、市長部局の施策を含めた子育てしやすい環境が滝川に来たらあるのだ、このことが例えば単身赴任で来ている方が奥さんや子供さんを連れて滝川に転入してくるといったようなことも十分滝川としてのこれからの生き残り策として考えていくべきだというようなことも多数寄せられております。限られた財源ということはありますけれども、やはり国の制度よりも一歩も二歩も前に行かなければ逆にそういう評価は得られないというふうに思っておりますので、ぜひそういう形で一つの教育のまちということを旗印に今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 せっかくですから、前田市長にこのことについて改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま教育長のほうからいろいろと35人学級についてはお答えをさせていただきました。3、4年生に拡大したのは成果が大きいということで、保護者の皆様方から評価いただき、大変うれしく思っております。今後の継続、また拡充につきましては、先ほど来本議会で議論になっておりますけれども、財政運営の状況を見ながら慎重に判断したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 市長、永遠の微調整の範囲内だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、最後の質問に移ります。きょうちょっとここに持ってきたのですが、中空知定住自立圏共生ビジョン、この資料本当におもしろいのです。いろんな勉強ができました。その中でちょっと見ていて思いついたことについて質問を投げかけておきたいと思えます。実は、この定住自立圏の共生ビジョンの33ページに国際教育の推進という部分があるのです。その中で国際交流員あるいは外国語指導助手、いわゆるALTです。その事業費というものの比較がここに書かれている。中空知管内のこういった事業費の約半分が滝川市の予算として組まれている。このようなことがこ

れを見ると明らかになっている。これからやっぱり国際教育というのはますます重要になる。ある意味人材育成の中で最も重要な分野になってくるのではないかと、最近私はつくづく思うようになりました。そんな中で先日ちょっと興味があったので、調べ物をさせていただいたときに、全国の小学校なのですが、結構な数ありましたが、空き教室を利用してイングリッシュルームなる取り組みをされている。滝川市においても江陵中学校で英語教室ですか、英語のみ、英語しかしゃべれないという授業をしているということで、非常にネイティブな英語を皆さんしゃべれるようになるということで、それをもっともっと小学校の低学年からそういったことに興味を持たせ、さらには英語のレベルも上げていこうという取り組みだと思いますが、滝川市においてもこの取り組みを導入できないのかなと実は思うわけであります。別に私はこれ教育予算をふやせという意味で質問しているわけではなくて、実は滝川市はこれだけの国際教育の種をたくさん持っているのです。それをうまく培養していけば、さらに大きな花になっていくのではないかとということで、空き教室を利用して英語のみの授業を取り入れることができないのかということについて、教育長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

社会のグローバル化が進展する中で、ご指摘のとおりコミュニケーション能力の育成、今まさに不可欠な時代というふうに言われております。そうした中で、外国語を通して言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指して、外国語の発音ですとか基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーションの素地を養うということを目的として小学校において外国語活動が行われております。ご質問にありましたイングリッシュルームについてであります。外国語活動を支える環境整備の一つとしてそういった方法があろうかというふうに思われます。英語コーナーの設置や掲示物の工夫、外国語活動に関する教材や備品等の充実、あるいは英語の絵本や資料の展示などによって児童が楽しい雰囲気の中で英語になれ親しむことができ、興味を持って活動的に英語を用いたコミュニケーションを身につけていけることができるかなというふうに考えます。滝川市においては、学校の魅力づくり事業を活用させていただきまして、江陵中学校が今年度英語教室を開設したところであります。また、全ての小学校の外国語活動におきましてALTの活用が図られております。そのことによって子供たちがネイティブな英語を話すALTと接する機会がふえ、外国人をより身近に感じるというようなことにつながっているかなというふうに思います。これからさらに子供たちのコミュニケーション能力を育成を図る、そうした手段の一つとして、先ほど申し上げました江陵中学校での実践も踏まえ、イングリッシュルームの活用を小学校において検討していきたいというふうに考えております。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 これからは、やはり国際人をどう輩出していくのかということだと思います。ぜひともご検討をいただくということでありますので、より低学年からこういった環境に適應することが必要だと私は思います。そしてまた、実はイングリッシュルームに参加した児童、本当に楽しく活動しているのです。このことについて、実は私の関係者ももう小さいころ、3歳、4歳からネイテ

イブな英語に触れて、よく英語を、私は何言っているかわからないのですが、話しているのです。これは、やっぱり触れるということが最も重要で、そういう環境の中に自分の身を置くことはなかなかみずからできないわけですから、学校教育の現場でそういったことがなされると非常に大きな効果が期待されていると思いますので、ぜひとも導入に向けたさらなる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 市民クラブの山本正信であります。滝川市議会で現職で実際に農業経営をさせていたでいる農業議員として、今回農業関連の質問は私だけだろうかと思いますが、質問をさせていただきますと思います。

◎ 1、農業行政

1、米の作況と今後の対策について

2、新たな滝川農業の構築について

3、米穀調整施設（北の米蔵・ばら調製施設）の老朽化対策について

まず初めに、農業行政ということでもありますけれども、皆さんご注目のことしの米の作況と今後の対策についてということで質問をさせていただきたいと思います。ご存じのように、市長からことしのお米は豊作基調でありましたけれども、くず米云々という話がありました。確かにことしの作況指数は107ということで確定をいたしました。しかし、まことに残念なことでありますけれども、稲刈りが進んで、農協の調製施設にお米を搬入いたしましたところ、ご存じのように新聞報道、テレビ報道でもありましたとおり、青死米といいまして未熟米が非常に大発生をいたしまして、実際のところ農協のばら化施設、ライスセンター等に、北の米蔵ありますけれども、出荷したお米の1等米への調製を鋭意進めているわけでもありますけれども、調製歩どまりが85パーセントを超えて90パーセントに届かないというふうな報告も受けてございます。ということは、107の作況指数に例えば85を掛けますと、実際の1等米作況指数なんていうのは91から95に行かないわけであります。ということは、平年作をかなり下回った不良不作というような収量状況になるのかなというふうに理解をしていただければおわかりかと思います。当初私も農家もそうありますけれども、一般市民の皆さん方もことしのお米は非常に豊作だよねというふうに期待をされた部分があったと思うのですけれども、まことに残念な結果に終わってございます。そして、あわせましてご存じのように全国的な米の過剰基調の中で低米価が出来秋から本当に進んでございまして、その価格低迷ははかり知れないものがございまして。そして、あわせまして米が下がるということになりますと、ばら化等で調製されましたお米から出るくず米等の残りのお米の価格も非常に低迷が続いてございます。そんな意味で9月の本会議の中でも清水議員から国に対する要望云々等のご質問がございましたけれども、国でもいろんな対策を今でも検討中かというふうに聞いてはございます。

さて、そんな中で滝川の基幹産業である米作の、米農家の1年の収支、12月の末にやはり1年

の営農収支を締めて新たな年を迎えなければいけない時期に参ってございます。残念ながらことしの滝川市内の基幹産業でございます米農家の営農収支というのは、ほとんどの農家が赤字が予想されてございます。それにつきましても国ではセーフティーネット、担い手経営安定対策、ナラシの制度があって、補填するよと言っておりますけれども、ご存じのように青未熟の作況調整も若干していただけるよという話も承っておりますけれども、この制度自体が過去5年間の一番高いときと安いときを除いた3年間の平均で基準反収、基準収入を設けて、そのうちの下がった分の90パーセントということですので、決して今私ども滝川市内も含めて米農家の生産費を補うような水準に届くとはなってございません。そしてまた、このお金は交付されるのが出来秋から来年の3月までの米の出荷状況、それと入札のお米の価格の平均値をもってやるということですので、これの発動が来年の6月ぐらいになるということですので、そのお金が年内に来るということはないのでありますけれども、国のほうでは無利子でお金は貸すよと言っているようでありますけれども、いずれにしても年内には間に合うかどうかとも怪しいものでございます。そんなことで私ども滝川市内の基幹産業である農業、特に米農家の存亡の危機になっているのでありますので、さらなる国に対してこれの安定に向けて要請をしていただけないかということをお伺いをするわけでありまして、特にやっぱり地方の活性化のためには農家をいじめる政策はだめだと思っておりますので、その辺を踏まえて国に要請するかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

米価低迷に伴う対策の国への要望に関するご質問ということでございますが、先月国において価格が低迷する平成26年産米の対応策を公表いたしました。その中で緊急対策として4つの項目が挙げられております。1つ目が当面の資金繰り対策として平成26年産米の生産者に対して農林漁業セーフティーネット資金の貸し付け、当初1年間の実質無利子化、それと2つ目としましては収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策と言われているものですが、その運用改善として議員もおっしゃってありました青死米の大量発生に対応するため、交付金算定に使用する収量を国と都道府県が協議して調整するということでございます。それと、3つ目として生産出荷団体に仮渡金の追加払いについて可能な限り早期に支払うよう要請するという。それと、4つ目としまして売り急ぎ防止対策として米穀安定供給確保支援機構の資金を活用した保管料等の支援が盛り込まれております。現在ナラシ対策の運用改善として先ほど申しました交付金算定に使用する収量を道と国とで協議中というふうに確認しております。国への要望につきましては、現在とり進められているナラシ対策の協議の結果などを注視いたしまして、ほかの市町村または農業関連団体と連携を図りながら、必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 それでは、今の関連でありますけれども、現在米価が下がってございます。滝川市内で米2,200ヘクタール前後あるかと思うのですけれども、それでいかにどの減収額と。それとあわせて1戸当たり大体平均にするとわかるかと思うのですけれども、その辺の把握も当然されて

いるかと思います。それと、先ほど国の４つの対策の話も伺いましたけれども、今私が聞いている限りでは、農協では、先週ですけれども、今ちょうど次年度の営農計画を提出する時期になってございまして、年末の資金繰りのお話もあるのですけれども、まだ無利子の話が国から届いていないということで農協からは説明を受けたのですけれども、その辺も早急にやっぱりスピード感を持ってやらないと、本当に米農家の存亡の危機に立っているものなのですけれども、その辺の数字的なつかみがもしわかっていれば、それといつごろにどうなのだということをもしわかっていればお聞かせを願いたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 山本議員から２点ご質問をいただきました。まず、米価下落の影響についてでございますが、前提条件として我々がシミュレーションをやった中では、経営所得安定対策の対象農家数２４６戸をシミュレーションの対象として考えまして、水稻の面積につきましては２５年の面積をそのまま使わせていただきまして、反収は９俵ということで５４０キロで計算した数字がございす。その米価下落による粗収益の影響、減少ということでございますが、１俵２，０００円仮に下落するとすると総額で４億円ぐらいの粗収入の減収、１戸当たりで考えますと１６２万５，０００円というふうに押さえています。これが３，０００円となれば６億円で、１戸当たり２４３万８，０００というふうな計算をしております。先ほど私のほうでつなぎ資金としてセーフティーネット資金のお話を申し上げたのですが、これは国のほうから正式な通達があつて、政策投資銀行、たしかそちらの政府系の金融機関を通しての、窓口は当然農協さんということになるとは思いますが、そういった情報は得ておりまして、その農協さんのほうでその情報がまだ詳しいものが入っていないということでお伺いしているというお話を今いただいたので、我々としてはそれについてなぜそういった情報しか伝わっていないのかが推しはかりかねるということで、ちょっと答弁にはなっておりませんが、私のほうでは新聞報道、それと正式な農水からの通知を１１月に受けておりましたので、そういった対策は当然講じられるというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 非常に大変な状況が今滝川の米作農家には続いているということをご理解いただいたということで、あとの２番目の項目２のほうにもちょっと関連してくることもございますので、今の要旨の２のほうに移らせていただきたいと思います。滝川独自でつなぎ資金の資金対応のお考えがあるかということで伺うわけでありす。これにつきましても過去に豊作年ではあったのですけれども、熱波で意外とお米がとれなかった年に要綱で市の補償融資を使ってつなぎ資金を融資していただいたこともあったわけでありすけれども、せめて国の資金だけでは足りない部分で、多分国の資金についても年明けぐらいに随時ちょっと時間がおくれて出てくるのだろうというふうに理解しておりますけれども、それで足りない部分のとりあえず滝川での離農を一人でも減らすという、つなぎの部分での資金対応のことをお考えなのか、それについてもお伺いをしておきたいと思ひます。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 滝川市独自のつなぎ資金についてのご質問ということでございますが、国のほうでは当面の資金繰り対策として、先ほど申しました平成26年産米の生産者に対する農林漁業セーフティネット資金の貸しつけ、当初1年を無利子化するというところで発表がなされたところでございますが、この特例措置につきましてはナラシ対策の交付金が通常、先ほど議員さんもおっしゃられました来年の5月または6月に支払われるということでございますので、このナラシ対策の支払いの実質的な前倒しということで今回政府から発表になった資金対応でございます。資金の量についても、資金量的についても十分対応が可能であるというふうに伺っておりますので、現在のところ滝川市独自でこれに対応する資金を創設するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 私は、要旨1でも申し上げたとおり、今のナラシの制度、担い手経営安定対策が生産費を補う水準にないと言っておりますので、これはちょっといろんな事情があつて過去の何年かが米価高くてよかったわけでありますけれども、生産費を補わないナラシの対策の中で、幾ら補填金があつてもやはり生産費を補わないということは当面の間収支が合わない農家が出るよと。その農家に対しての国がナラシの部分だけお金は無利子で貸していただけるわけでありますけれども、やはりそれから足りない当面の部分はどうかと言っていることを聞いているのでありますし、国の対策の部分がないからないのだという話を聞いているわけではありませんので、その部分の生産費を当面補う部分で滝川市内の農家を離農させないためにするのかどうかということを全くしないのかどうかだけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 資金対応についての再度のご質問でございますが、私の記憶をたどると平成21年度に冷湿害対策ということで、融資制度、今滝川市で行っております農業振興補償融資という制度がございます。そのときに資金を増額して、さらに対応しようというふうなことで、補正予算も組んで行った経過がございます。そのときは、結果的には新たな冷湿害に対応するための資金需要で行われた融資がなかったというふうに伺っておりまして、だから今回も必要ないということではないのですが、周りの制度の政府系の金融機関ですとか、それとJAバンクさんでもいろんな制度、このたびは利子補給の制度も0.5パーセント以内で設けるといふようなお話もございまして、既存の融資に対するそういった資金手当、そういったことも実行されるというふうにも伺っておりますので、今滝川市で持っている農業振興補償融資という制度が運転資金とか、そういった資金に対応できない資金なものですから、先ほど新たな資金の創設を考えていないと言ったのはそういうところございまして、新たな資金を創設するしか対応できるものがないということなものですから、今ある農業振興補償融資が利用できれば、我々としてもそういったものは農協さんに原資を預けて資金運用をしていただいているわけですから、そういった対応は当然それこそ先ほど申しました冷湿害対策のときのように補正予算を組んで、原資を積んで対応するということも必要だとは思いますが、今のところ先ほど色よい返事にはならなかったのは、新たな制度を創設するしかこういった今の現状に対応できないので、今のところ考えていないというご答弁をさせていただきました。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 それでは、堂々めぐりの質問をしても仕方ありませんので、新たなということは資金の要綱さえ変えればできるように私は思っておりますので、もし滝川市内の農協を通じて農家からそういう要望があればぜひ緊急に対応するようにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

新たな滝川農業の構築ということでありますけれども、今の1番目の項目で言いましたとおり、今こういったような滝川が土地利用型農業が中心の中で、やはり大規模で米作をされる方が非常に多くなっております。特に滝川市内の農家戸数が減っている中で、1戸1戸の面積は非常に大きくなりました。確かに1戸1戸の所得は確保されるわけでありますけれども、実際に農家戸数が減るということになりますと、滝川市内に買い物に来る農家が減るということであります。滝川市内の農家が減るということは、イコール滝川の周りの中空知圏の農家の数も減っているということでもあります。ということは、当然滝川の商店街に買い物に来る方もいらっしゃらないというか、少なくなる。特に顕著なことが皆さんも江部乙地区を見てご存じかと思うのですが、農家戸数がその昔は500戸とは言えません。終戦当時は1,000戸あったそうですけれども、今250戸ぐらいまでに減少した中で、やはり江部乙の商店街というのは消えてしまうわけであります。地域の活性化というわけでは、経済というのは田舎ではやはり農業に支えられた部分が非常に大きいのではないかなと私は理解しております。特に今こうやって減りますと、知らず知らずのうちに生き残っている農家は、それなりに担い手に今国は所得の対策を手厚くしますよと言っていますが、残る人はそれはいいかもしれませんが、数少ない残った人が例えば規模拡大をして、農地なんてただで集まるわけではありませんから、当然借金をしたり何かをして農地を集積するわけであります。1戸1戸それなりに税法上はもうかっているかもしれませんが、とりあえずお金を使う農家戸数が非常に少なくなるということは、まちに買い物をすることも少なくなる。それがひいては滝川の地域経済にボディーブローのようにやっぱり響いてきて、今の地域の衰退につながったのではないかなというふうに私は理解しております。

本当にもう今国では、今の規模拡大をもっとしなさいということでもあります。しかし、現在の中では滝川市内で12ヘクタール超えぐらいが今平均面積かと思っておりますけれども、50ヘクタールを超えて100ヘクタールに近づくような方もいらっしゃいます。しかし、例えば1俵のお米の生産費でありますけれども、ちょうどお米を15ヘクタール前後つくられている方の生産費が一番少ないよというような統計もございます。そんな中で例えば15ヘクタールが滝川平均となりますと、大体300から350戸ぐらいなので、今何かもうちょっと減るのかなと思っておりますけれども、やはりこれ以上減ると、当然1人で50ヘクタールもつくってしまいますと滝川市内の農家戸数が100戸切ってしまいます。そうすると、滝川市内の例えば夜の繁華街に歩いている方が本当に大変な事態になるかと思っております。これはなぜ私そんなことをと言いますと、いろんな意味でやっぱりお金が回らなくなると思っております。そんなことでちょっと話は長くなりましたけれども、そしてまた来年度から特に認定農業者に政策を集中する部分もあります。そんなことで私も農業の所得確保にはいろんなことを提言させていただいておりますけれども、これ以上農家戸数が減ると本当に地域経済が立ち行かなくなるのかと思っておりますので、いま一つ過去にハウス事業とか、いろんなことをやりま

したけれども、そして新規就農ということでもご答弁されるかと思うのですが、どうもうまくいっている話も余り聞きませんので、やはりこれから少し農家戸数をいかに食いとめて、農家の生活はもとより地域経済を守るという意味での対策を農政部でお考えなのかなんかもちょっと伺いをしておきたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 農家戸数減少への対策についてのご質問ということで、これ過去ずっと農家の戸数というのは議員さんご存じのとおり減少しておりまして、歯どめがかかっていないというのが現状でございます。ですから、我々の行ってきた政策というのは、今までもご答弁した内容と大きく変わるものではないですが、やはり我々としては同じ政策をずっと長く続けて一番効果的なものを見つけ出すということで、今の3つの施策といいますか、これから説明する施策のほうに集約されているというふうに認識しております。米を初めとした農産物の価格の低迷とか、国の農政の転換と言われる見直しが今回ございましたし、滝川市においても農業所得の減少と農家戸数の減少というのが非常に大変な課題となっております。滝川市内の農業者の所得確保を図るために、市といたしましては直売所などを活用した直接販売ですとか、あと農産物の付加価値向上を目指した6次化の推進、あと農産物の生産性向上とか、作業の効率化を図るための生産基盤の整備事業、今も進めておりますが、そういったことを通じて低コスト生産に対応する農業のあり方ですとか、あるいはその経営体として農業生産法人の育成ですとか、高収益作物を導入するという、そういった農業の推進のために今補助金制度などを独自に設けまして推進を図っているところでございます。27年産から法律に基づいて、交付対象が先ほど議員さんもおっしゃられたように認定農業者に集約されるということになりまして、畑作物の直接支払いの交付金の影響による交付金額が変わるということで、それで農家戸数の減少というのはさらにまた懸念もしているところでございます。先ほど申し上げました所得確保の対策によって既存農家の経営改善ですとか体質強化を図ってまいりたいと思っておりますし、また新規就農者の積極的な募集活動の展開、あとは関係機関と連携しましたサポート体制による就農支援、あとは農業塾を柱といたしました農業後継者の着実な育成確保、それと後継者のいない農家の経営をそのまま引き継ぐ第三者継承の仕組みなどもこれからの施策の検討ということで考えております。こういった多様な就農ルートに対応した施策を展開しまして、引き続き担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今部長からも答弁ありましたが、過去からやっぱりいろんなことを農協もそうでありますし、市役所も、農政部のほうも努力をさせていただいております。しかし、数がふえないわけでありまして。近年後継者が滝川市内に戻ってまいりました。なぜ戻ってきたかということ振り返ってみると、やっぱり農業所得があるから当然戻ってくるわけでありまして。たまたま3.11の東北の大震災のときから米価が高騰いたしまして、やはりそれと相まって農家所得が向上すると、ちょうど息子さん世帯にまで給料が出せる所得水準になってきたから、お父さんの背中を見て、これは農業もうかるのかな。そしてまた、お父さんも自分の息子にもうかるから戻ってこいよという

状況が続いたのかなと思ってございます。私なぜこんなことを言っているかといいますのは、今の米価水準もしくは制度が続く限り、例えば新聞、テレビ等で今50ヘクタールでこの米価では合わないから、あと10ヘクタール面積ふやせばやれるのではないか、あと20ヘクタールふやせばやれるのではないかという方がいらっしゃるのですけれども、どうも僕の計算では、農地がただで集まればそれはやれます。だけれども、そんなことではないわけでありますから、当然幾ら面積ふやしてももうからないというのが現状かと思います。ここに書いてありますけれども、やはり効率のいい15ヘクタールの、例えば今15ヘクタールの方がどうやったらきっちり自分たちが夫婦2人で生活ができて、後継者が、私いつも言っているのですけれども、せめて1.5世帯分、足りない0.5世帯分はアルバイトでもいいのですけれども、そこの生活できる農業所得を設ける、モデルをきちっと描いた農業政策でなければいけないというふうに考えてございます。そんな意味で今後も滝川市としてモデル的な農家はこうあるべきだということをお考えなのかどうかだけ最後にお聞きして、この質問をとめたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 モデル的な農家を検討して、その施策を展開しているかということだとは思いますが、農業経営基盤強化促進法という法律の中で、作柄に応じた標準的な農家の経営規模ですとか、そういったものをそれをベースにして今認定農業者の改善計画書なんかを作成していただいているわけですから、そういった中ではモデル的な耕作面積、農業従事者数、機械のいろんな種類ですとか台数ですとか、そういったものをモデルにしたものは我々も持って、それをもとにして農業施策を展開しているわけなのですが、そういった今議員さんおっしゃったように15ヘクタールでも今後の規模を考えていけば、あるいは今の米の販売価格を考えれば狂ってくるだろうという話も当然だと思っております。あと、今おっしゃったように農業後継者が滝川に戻って、Uターンして就農しているというのもそういった将来に明るいビジョンが見えるからだというふうに私どもも考えておりますので、そのとき、そのときの農業情勢に合わせた基準ですとかモデルの見直しというのは当然やらなければいけないと思っておりますので、そういったものを見直しながら今後も農業施策の展開に努めてまいりたいと思います。

○議長 山本議員。

○山本議員 既存の答弁ということで承っておきますけれども、国にもいろんな制度がございますけれども、その辺もアンテナを広げていただきながらやっていただいて、私は一番心配しているのはこのままでいくと滝川の若い後継者がいなくなってしまうのを危惧しているのでありますので、その辺を十分注視しながら、今後の農業政策を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に、最後の質問をしたいと。これは、何回も私質問させていただいていることでありますけれども、農協の調製施設、北の米蔵、ばら化の関係でありますけれども、老朽化対策でありますけれども、前回の質問のときにはコンピュータシステムが古くなっている云々という話をさせていただきましたけれども、今ここにきまして老朽化につきましてもご存じと思うのですけれども、当然補修等は多分契約の中で農協が直すようになっているのだと思いますけれども、もう建ててから、平成12年ですか、建てたのは。そうなりますと、耐用年数を超えて相当すり減っ

て、抜本的に建物の中をやりかえなければいけない状況になってございます。今の状況でいくと、更新のための補助金は今国にはないように承ってございますけれども、これからのコスト低減だとか担い手対策を含めて、先ほどの質問にも申し上げましたけれども、この低米価の中ではやはり農家に、農協にお金を出せということは結果的に農家にお金を出せということになりますので、当然搾り出しても出ないわけでありますので、私滝川市に出せとは申しません。やはり国にこれの更新メニューがないのか要請をしていただく。農協と一緒に活動していただいて、やはりこれからの対策に進めていただきたい。そのことをお伺いしたいと思いますし、できれば今そういった状況の、ここにも書いてございますけれども、農協と協議している内容についてわかればお伺いをしておきたいと思っております。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 米穀調製施設の北の米蔵の関係、老朽化の関係についてのご質問でございますが、穀類、北の米蔵の改修につきましては昨年からＪＡたきかわの幹部職員の方々を初めとして、もちろんのこと組合長ですとか専務理事、常務理事とも協議を重ねてきておりまして、施設整備に関する基本的な認識についての意見交換というところまでは行っております。現在ＪＡたきかわでは、２７年度から始まります３カ年計画の計画を策定中というふうに聞いておりまして、今議員さんから関連するご質問でありましたように、農家戸数の減少ですとか米の消費の減少、米価下落とか、いろんなさまざまな要因で、今後予想されるこういった要因から時間をかけて策定作業を進めているというふうに伺っております。北の米蔵などの施設の利用、運営についてもこれらが関連するというふうになりますので、施設改修に向けた利用計画とか、そういったものをこれからというふうに聞いております。今政府が進めております主食用米偏重から麦、大豆ですとか、そういった飼料用米の需要というようなことで言われておりますけれども、そういった作物とのバランスですとか、政府主導の米の需給調整の廃止の動向とかございますので、そういった見据えた施設の計画が不可欠だというふうに考えております。先ほど議員さんも質問の中でおっしゃってございましたけれども、農家の規模拡大の限界があるとか、あるいは効率のよい経営規模に疑問が生じるような事態に今なっておりますので、ＪＡたきかわとして効率のよい施設の最適な施設規模というものを描いていただいて、国の補助金の可能性ですとか今後の施設運営のあり方についても協議してまいりたいと思っております。

あとなお、施策の要望のお話もございましたが、新たな制度を要望するというふうになるとなかなか制度化まで時間がかかるというような場合もありますので、例えば既存の今ある制度の対象範囲の拡大ですとか内容の拡充とか、そういった手法もあると思っておりますので、こういったこともＪＡと歩調を合わせる中で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 滝川市内の米作農家、非常に経営状況が厳しいわけでありますので、極力農家負担が少なくなる方向で国に力強く要請をしていただき、一日も早い施設の改修ができるようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

渡邊龍之議員の発言を許します。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 新政会の渡邊です。通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、次期市長選立起について

まず最初、1件目は、市長の基本姿勢であります。市長として四六時中ハードワークで公務をなさっておられます。そういう立場でありながら、次期市長選についてお伺いしたいと思います。滝川市のリーダー、市長職としての政策面を含め、総括的な検証はどのようになされてきたのか。また、在任期間があと3カ月余りとなっております。ここでちょっと横文字使って大変申しわけないのですが、サムシング・ナウ、今やらなければならないもの、これは経済用語でもあると思いますけれども、これを強く打ち出すとすれば市長として何があるかと考えるか伺いたい。昨日坂井議員でも市長に対する課題等は答弁なされていたと思いますけれども、重複しない限りでご答弁いただきたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、渡邊龍之議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長職としての総括的な検証ということでございます。今お話ありましたとおり、昨日坂井議員の質問に対する答弁という形で政策提言イレブンプラスワンのうち未達成でございました3つの公約についてはお話をさせていただきました。一方、公約以外でも3年9カ月の中で実現にこぎつけたものが幾つかございます。定住自立圏構想は、共生ビジョンの策定に至りました。これにより、国の幾つかの支援を受けることができます。過去に合併には至らなかったこの地域で、これからのまちづくりをどのように進めていくかと考えたとき、中空知が一体となって手を取り合って、何とか人口減少を食い止めていこうというものでございます。次に、長年の懸案でございました社会福祉事業団への施設譲渡が実現しました。現在事業団による老人ホーム緑寿園の建てかえ計画が進んでいます。施設環境の充実とともに、民間感覚で滝川市の福祉が向上するものと大きな期待を寄せているところであります。また、全道で初めて空き家条例を制定し、古くから危険家屋として指摘されていた建物の解体も無事終了いたしました。このほか芦別消防署と赤平消防署が加わった新生滝川地区広域消防事務組合がスタートしたほか、休日夜間急病センターの市立病院への機能移転、滝川ふれ愛の里の地ビール製造復活など着実に市勢を進展させることができました。残された任期は3カ月余りでございます。行政がなすべきこと、なさねばならぬことをしっかりと見きわめていく点においては、地方創生は待ったなしであると思っております。人口減少を食い止め、地方の特性を生かした活力あふれるまちづくりへの道筋をつけないといけないと考えております。

以上であります。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変ハードワークで仕事をこなしているという部分、またいろんな政策を実行されてきております。強く打ち出すとすればというふうにお伺いしたのですけれども、市長という職であ

りながら、私は政治家だと思っています。その中で行政サイドとしては、財源厳しいという一点張りだと思うのですが、やはりここは政治家としての判断、決断というのがあると思うのですが、そういう部分で強く打ち出すという考えがあるのかどうか、この1点お伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 強く打ち出すということではございますけれども、残り3カ月ということでございまして、その間に何をするのだというお話でしたので、ただいまお答えしましたとおり地方創生は待ったなしだということで、そのことを中心に重点を置いてやっていきたいということでもあります。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 わかりました。

地方創生は、また若干関連あるところがあると思いますので、後ほど質問したいと思いますけれども、2番目の市長選においての公約、イレブンプラスワンがあります。そういう中で先ほども答弁ありましたが、財政が厳しいという中で未達成があると。考えるには、4年間のスパンで財政出動の伴うもの、そういう施策にはやはり公約をつくるという時点である程度の準備というか、そういうものが必要だったのではないかなというふうに私としては考えるのですが、この点について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、3年前私は市民の皆様の負託をいただき、市長に就任をさせていただきました。市政のかじ取りを任せていただいたわけでございます。実際そのときに市政の中に入ってみますと、多岐にわたり課題が多い中、緊急度や優先度を考慮して耐震化工事や大規模改修など事業を実施してまいりました。社会保障費の増大、消費税率の改定、電気料金の引き上げなどにより経常経費が増大し、厳しい財政運営を余儀なくされたわけでございます。外から見ているのとは実際が違ったというふうな感想でございます。こうした現状を踏まえ、公共施設マネジメント計画を策定し、施設の集約化、複合化を進めていくことはもちろん、私が出席したまち・ひと・しごと創生本部の地方団体ヒアリングにおいて先を見通せる財政運営となるような予見可能な地方交付税制度を国に対して強く要望したところでもございます。11月28日に中期財政フレームを総務文教常任委員会で報告させていただきましたが、今後ますます財政状況は厳しくなることが予想されます。国の地方創生を注視しながら、これまで以上に選択と集中を徹底していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 答弁としては、そういう答弁になるかなと思います。4年前恐らく順風満帆に船出したと思います。当時それなりの景気という部分もあったかなと。その間市長の在職期間、やっぱり景気の落ち込み、税収不足等々の大きな課題というのが出てきたものと思います。しかし、市長として民間的な発想、感覚を取り入れながら乗り切ってきたのではないかなと思うところですけど

も、こういう民間という部分をさらに強く出す部分というのは、財政フレームの表を見る限りでは大変厳しいという。民間から見ても厳しいというのがわかるのですけれども、ただ厳しい、厳しい中にも選択と集中という答弁がありましたけれども、やはりめり張りというのが必要かなと思うのですけれども、これも理解をしていると思いますけれども、こういう部分でやはり民間的な感覚というのはどういう部分で市政に反映というか、出されればいいかなと、市長としてはどうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問は、これからの市政運営に今までの民間の経験をどう生かすかというご質問だと思います。私が今考えているのは、確かに財政フレーム厳しい中ではございますけれども、市民の皆さんに将来に向けて希望が持てるいろんな市政運営をしなければいけないと、そのように思っております。そしてまた、今の行政を進める中で必要な要素として、1つは私は民間活力の活用であると、そのように思っています。行政全体をスリム化させる中においても民間のお力が必要だと思っている次第でございまして、民間活力の導入というのを重点的に考えてまいりたい思っております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変な職務であるというのは十分理解していますので、3要旨目になります。いろいろ今質問させていただいて、大体的な感じはわかったと思います。そこで、前田市政3年9カ月において、私としてはいろんな政策の推進力、また国会等の要請、陳情等やられる行動力、その中でもとりわけ評価したいのは、結構決断が早いという部分は評価したいなと思います。市長の市政報告会で立起表明はしたというふうに報道等となっておりますが、ぜひこの4定において市長みずから次期市長選に出るといふか、その気持ちをあらわしていただければと思いますけれども。お願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問にございましたとおり、11月7日に私は市政報告会を開催させていただきました。その際、後援会の皆様方、私に対しまして2期目の出馬要請をいただいたわけでもございまして、熟慮に熟慮を重ねまして、結果、出馬ということで決意をさせていただきます、会場にお集まりの皆さんにお伝えしたわけでもございまして、これが2期目へ向けての立起表明ということになってございます。本定例会で改めてということでもございますけれども、そのように発表をもう既にしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その中で、今決断が早いというふうにお褒めいただいたのを評価していただいたのは感謝申し上げます。先ほどの再質問でもお答えしましたとおり、私は民間活力がこれからは大変キーワードだと思っております。栄町3-3地区の開発はまさにその典型だと思っております。商工会議所並びにアニムの皆様方の知恵を集めていただいて、そして施設の解体を市のほうが側面からサポートする、このようなことは民間活力、そして民活であろうと思っている次第でございます。また、そのほかにも公共施設の集約化、複合化についても地域住民の皆様方とよく協議しながら、

理解を得ながら進めなければいけないと思っております。また、やはり地方創生と先ほどから何度も申し上げております。人口減少に少しでも歯どめをかけて活力ある社会をつくる。少子化問題の対応としてやはり子育て世代への対応、そして教育の充実の取り組みの方向として、これは大変重要であろうと認識をしております。そしてまた、最後になりますけれども、将来にわたって安定した財政運営を維持できる、健全化にも取り組みながら、全てのことを先送りすることなく、解決をしていかなければいけない課題がまだ多々あるかと思っています。それらに取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 表明についてはおいておきまして、市長はよくオール滝川、オール市役所というふうに言っています。その中にぜひ滝川スピリッツという言葉もつけ加えて、この滝川市を、重要な課題等が山積していますけれども、道筋を立てながらこのまちを導くようなリーダーシップを次期も発揮していただきたいと思うところであります。

◎2、産業振興

1、流通団地、工業団地の現状について

それでは、2件目、産業振興、1項目めの流通団地、工業団地の現状についてであります。市内の企業誘致戦略含め、企業の集積がなされた団地であります。この現状についてお伺いしたいと思います。現在の流通団地、工業団地における企業立地数及び業種別の実態、平成以降の新たな進出企業数をまずお伺いいたします。

また、各進出企業への訪問等はどのように活動として行ってきたのかお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

滝川市内の工業団地は、幸町の滝川工業団地のほか、滝川中央工業団地、中空知流通工業団地の3カ所でございます。滝川工業団地の立地数は15社、主な業種としましては7社が建設業となっております。滝川中央工業団地は29社、うち製造業が9社、建設業が10社、中空知流通工業団地は82社、うち製造業が11社、卸、小売業が26社、建設業が13社となっているところでございます。

次に、平成以降の企業の進出数についてですが、誘致企業として押さえているものは6社でございます。なお、市内企業による増設、移設については含んでございません。

市としましては、テーマを持って産業振興、企業誘致に取り組んでおり、最近の市内企業への訪問活動は物産振興に related 食品関連企業やエネルギー関連に興味を持っていただける可能性のある企業を訪問しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 市内の団地、工業団地、流通団地における確認をさせていただきました。そこで、副

市長にお尋ねしたいと思いますけれども、この企業誘致に向けて戦略としての位置づけ、また新たな企業誘致に向けた取り組みというのはどのようになされたらいいのか、どうお考えになっているのか。また、流通団地、工業団地という、地域の資源だと思うのですが、これらについてもどのような活用というのが考えられるのか。よく滝川は資源がないと言いますが、こういうふうな地域という部分をいかにやっぱりPRするかというのも一つの戦略かなと思っています。先ほど言ったように、千田部長の答弁にありましておりエネルギーの関係もしかりで進めているとおりであります、やはり既存のというか、市内の企業の育成というのもある程度必要かなと考えるところなのですが、この点について副市長の答弁をいただければと思います。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 企業誘致のこれからの戦略ということでご質問を賜りました。まず、ご質問の出発点が工業団地、流通工業団地の活用ということでございました。今この2点につきましては、ほぼ95パーセントの充足を満たしているというふうに思います。ということは、残りもう5パーセント程度ということでございます。

戦略ということでございますけれども、私はこの仕事につかせていただいてほぼ3年になりますけれども、今やもう土地があるから来てくれるという時代ではないというふうにこの3年の活動を通じて痛感しております。これは、美唄や奈井江、岩見沢で大きな土地が余っているということでも一つの例としてわかるころだと思えます。したがって、私たちがこれから進めていく企業誘致の取り組みというのは、1つはもう土地を用意して説明書を並べて待つ店舗型ではなく、いわゆる法人型営業というのはこちらから出ていって、北海道に進出しようということに関心を持っている企業に直接話を聞いて、ニーズを酌み取って、彼らが求めている要素が一つでも私たちの滝川市にあればその情報を共有して協力し合って、残る課題を解決するという法人型営業といいますか、そうしたものが今後必要だと思ひ、現実に今それを盛んにやっているところでございます。

戦略のもう一点としては、やはり滝川の強いところというのは産業でいいですと農業でございます。この農業にやはり力のある企業の資本を導入していくというのがこれからの課題ではないかと思ひます。一つの例としてはツムラ、夕張ツムラですが、大変強い、よく知られている大きな漢方薬のメーカーさんが、ツムラさんにしてみれば自主栽培地としては最大の農地というふうに、今度の滝川で畜産試験場跡地に確保された土地はそういうふうになりますけれども、これも一つの事例だと思ひます。やはり農業に強い資本を取り入れていくというのを今後の課題、また戦略的な課題というふうに考えております。ちなみに、幾つもの大きな企業が今農業への強い、非常に農業へ高い関心の目を向けております。ごく最近でも大手商社2社の野菜の流通に取り組む部隊が入れかわり立ちかわりで滝川に来て、私たち会議を持ちました。これは一つの流れだと思ひます。こうしたものを取り込んでいくというのが企業の誘致、雇用の創造というのに結びついていくというふうに思ひます。この2つが今後の取り組みの大きな戦略ということに思ひます。

もう一つは、市内の企業さんへのサポートといいますか、市内の企業の育成ということでございますけれども、これにつきましてはやはり今私たちが取り組んでいるのは、OEM生産というのを

持ってこようというふうに思っております。これはよく申し上げますけれども、どうしても滝川のように農業が基盤の産業でございますので、原料地立地型の誘致というのが一番最初に我々としては取り組むべき絵でございます。野菜を使ってもらったら、ではその野菜をここまで確保してくれということで加工場のニーズが出てきて工場ができるという、こういう段取りでございます。その間に1つ入ってきますのがOEM生産ということで、滝川の野菜を使ってこういうものをつくりたいけれども、ここまでつくってくれるところはないだろうかと、こういう問い合わせは現実にございまして、そういう営業といいますか、そういう仕事を今手がけようとしております。これが私たちが具体的に動いておりまして、市内の企業の育成につながることだというふうに思っております。

それから、もう一点質問がございました。地域資源の活用ということでございます。これは、再生エネルギーでは土地、それから太陽光としたものの一つの資源です。これの活用でございますけれども、今私たち産業振興のチームが非常に力を入れているところは、先ほどニーズを酌んできてそれを必要とされている要素を我々の中から見つけてくるという作業の中で、最優先して資源として活用したいと思っておりますのは、むしろ遊休地化した土地でございます。例えば小学校の跡地とか、それから森のかがく活動センター跡地とか、幾つかもっと使えばまさに財政的にもプラスになるだろうという遊休地化した土地の利用というのを一つの資源として捉えて誘致と結びつけていきたいというふうに考えております。

少し長くなりましたけれども、3つのご指摘された点にお答えさせていただきました。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 私が一言戦略と言っただけで3つも答弁いただきました。構想というのは大変必要かなと思います。ぜひ産業振興チームでいろんな活性化に向けた形でやっていただきたいなと思います。

そこで、要旨の2番目になります。流通団地、工業団地というのはちょっとここは削除させていただいて、流通団地において6次産業化の推進策として、食品の製造業者に積極的な企業誘致を講じる施策というのはどのように考えているのか。先ほど鈴木副市長の答弁の中でも、戦略の2番目になるかな。3番目、農業の部門というのと市内企業の育成という部分になると思いますけれども、現在ある製造業者等にどのようにこの6次化に向けて結びつけるかという部分についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問ですけれども、先ほど鈴木副市長がほとんどのことをご答弁されていると思いますけれども、私の思うところでご答弁させていただきます。

6次化産業の推進につきましては、企業の参入、関与が不可欠だと考えており、市内の農業者や食品製造業者とのマッチングも視野に入れ、企業訪問を実施しているところでございます。また、市内事業者に対しましては、地域の農畜産物を原料とする新商品の開発については先ほどご質問ございましたけれども、市内企業につきましては滝川市産業活性化協議会で運用している産業チャレンジ助成金により支援させていただいているところであり、事業化の小さい芽から育てるようなス

タンスで支援をしてございます。また、滝川市において農業は主要産業の一つであり、その農業を生かした関連産業の誘致ということで、食品製造業の誘致は先ほど副市長が答弁しましたけれども、重要テーマとして位置づけているところでございます。しかしながら、市内に工場を併設していただけのお話はなかなかないものですから、道内の他市町村の事例を見ましても、まずは原料の供給から縁を深めて、取り扱い量がふえてきた時点で工場の進出といったケースもあることから、滝川市内で生産されている農産物をご利用いただける企業を紹介するところから取り組みを進めているところでございます。極めて重要な課題であると認識しておりますので、少し息の長い活動となりますけれども、事業者の参入意欲が湧くようなご提案をさせていただきながら、引き続き6次産業化の推進、食品製造業の誘致に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 6次産業化ということに関して、先ほど前田市長からまち・ひと・しごと創生会議のことで十分力が入っているなど感じたところでありまして、この6次産業化に向けて市長は地方団体のヒアリングにおいての資料として説明されている中に、地域の連携策のプロジェクトも5点ほどあるのですけれども、その中のはたらく幸せサポートプロジェクトの中で、実は市長の提言しているのは原料地立地加工の推進を挙げております。これは、農商工連携ということで強く打ち出しているのかなと思います。そこで、お伺いしたいのは、ここの団地、流通団地の食品加工業者等があると思いますけれども、それらを含めて流通団地と農業生産者との相乗効果を高めるということをまず私は考えるべきかなと思っております。いろんな段取りはあろうかなと思いますけれども、現時点で市長が提言なさった部分では、手っ取り早く何かができるのではないかなと感じるところなのですけれども、今の流通団地と6次産業化に向けての考え方について、もし市長としての考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほど鈴木副市長がお答えになった中にその答えが入っていたと思います。原料生産地の立地するところにそういうものを来ていただく。そのために現地でできる、例えば流通団地にある会社によってOEM生産して、途中の加工したものをその次の食品にするというのが考え方でございます。そういうことによって雇用が創出できるような企業に来ていただけることになるのかなと。残り5パーセントほどの土地でございますけれども、その中に可能性はあると思いますし、それは私は滝川のことだけでヒアリングにお話ししたわけじゃなくて、北海道全体がその可能性がある。それは、農業でなくても漁業の生産地においてもそうであろうという考えのもとにヒアリングで提案をさせていただきました。今ほどの渡邊議員のご質問は、滝川においての可能性でございましたが、もうそれは可能性は十分認めておりますし、既に産業振興課のほうで鈴木副市長の指示のもと作業を進めておりまして、今後成功例が出てくるものと思っています。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

◎ 3、高齢者対策

1、認知症高齢者について

2、在宅介護について

○渡邊議員 それでは、3件目の高齢者対策についてお伺いしたいと思います。実は、昨年4定にも高齢者対策ということで質問したところでございますが、今回改めてこの4定において詳細の部分を確認したいと思い、質問させていただきます。

まず、項目として認知症の高齢者について、要旨の1番目になりますが、滝川市における65歳以上の介護認定対象者数、実際に認定を受けている数、さらに介護認定者中、認知症と診断されている数と認知症と診断されている数の中でその方たちの要介護度についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 要介護認定のうち認知症の判断は、認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度に基づいて一定のランク以上に該当する方を認知症ありと判断しております。直近の統計は、ことし8月末現在であります。この時点での65歳以上、すなわち1号被保険者数は1万2,944人、うち認定者数は2,252人、17.4パーセント、国の数値とかなり近いです。さらに、認知症と判断された方は1,450人、65歳以上の11.2パーセントであります。認知症と判断された1,450人の内訳は、要支援1、2の方が64人で全体の4パーセントぐらい、要介護1、2の方が673人で46パーセント、半分に近いぐらいです。そして、要介護度3以上の重い方は713人で50パーセントとなっております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 数字を確認させていただきましたけれども、それではこの1年間における対象認定者数の認知症としてのされた方の増減、その動きについては把握されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 人口からいきます。65歳以上は、昨年の8月からことしの8月末で1万2,558人が1万2,944人で2.9パーセントの増加です。それから、要介護認定者数が昨年の8月末で2,104人で、ことしが2,252人で7.0パーセントアップ、それから認知症認定者数は昨年の8月末は1,334人で、ことし8月末は1,450人ということで8.7パーセントアップしております。それで、65歳以上全体で認知症の占める割合が昨年は10.6パーセントだったのですが、ことしは先ほどのお話のとおり11.2パーセントとなっております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 それらの数値を踏まえて2番目になります。現在滝川市内で運営されている、恐らく7カ所の民間のグループホームがあると思います、において、現在の入所者及び待機者についてどのようにつかんでいるか。これは、市内及び市外別の人数をどのように把握されているかと。また、

市内にあるグループホームに対して滝川の市民が先ほど数値を発表されましたが、これらのうち他の市町村のグループホームに入所している数については把握されているのかどうかお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話しのように、滝川市内では全体で7カ所、合計108人定員のグループホームが運営されております。10月末時点での入所者数は104名の方が入所され、定員以下になっております。しかし、グループホームに確認しますと待機者は34人ということになっております。市内、市外別の人数ですが、入所者については104人中市民が82人、市外からの利用者が22人となっております。市外利用者の内訳は、砂川市が17名、赤平市が2名ほかとなっております。それと、待機者の市内、市外別人数については、34人中28人が市民、市外は6人となっております。他市町のグループホームでは、11人の市民が入所しており、内訳は新十津川町内の施設1カ所に4人、砂川市内の施設2カ所に3人、赤平市内の施設3カ所に3人、奈井江町の施設1カ所に1人となっております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 この待機者数及び定員という部分を確認させていただきましたけれども、このグループホームにおける需要と供給の関係になります。そういう他の市町との連携をうまくやらないと、なかなか待機者数というのは減らないのかなと思います。また、あわせてこれらの民間のグループホーム等の新規の開設というか、そういう可能性というのは現在滝川市ではあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の連携ということではありますが、グループホームは本来設置している自治体が許認可をする地域密着型サービスということで、滝川市においては滝川市民が優先ということになっております。ただし、滝川市のグループホームにあきができて市民の待機者がいない場合は、他地域の住民の入所について、その自治体が事業所に確認して、その後その自治体が市のほうに同意願を出して文書が出され、それを許可しております。そういう同意を交わしているというわけでございます。そんなような連携というわけではないですけれども、保険者である自治体と連絡をとったような対応で、少しでも他のまちのグループホームに入れるような対応を行っております。

それと、グループホーム、今7カ所あって新規でのという、民間でのというお話ですが、当然認知症認定者数が、認知症の高齢者ふえております。今本当に第6期計画、あさって厚生常任委員会でもあらあらをご報告しますが、策定作業の真っ最中で、事業アンケートも実施したりしております。その中では需要が高いと考えております。今保健医療の市民会議開いておりまして、その部会においてもこういった状況を踏まえながら、第6期計画での対応について検討しているところでございます。もうちょっと時間がかかると思います。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 第6期の高齢者の保健計画、ただいま策定中というご答弁いただきました。そういう中において要旨の3番目になりますけれども、この認知症高齢者施設は地域の施設としての役割が

あるのではないかなと思います。先ほど山口議員が質問しておりましたけれども、地域のコミュニティの対策としてこういう施設が活用されること、また災害時等において避難場所としての施設の活用というはあるのかどうか、その可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 グループホームでは、地域の方を含めた運営推進会議が2カ月に1回開催されております。地域との合同の避難訓練や町内活動、そして夏祭りとか、結構頻繁でないですけども、地域に開かれた行事を行っております。また、一部のグループホームでは地域体操教室、いわゆる百歳体操も開催していただき、地域住民の方々にも参加いただくなど地域との交流も深まっております。ご質問の災害時の避難場所としての活用につきましては、全国的には大規模災害後の調査研究ではグループホームで受け入れていただいている事例もあり、市としては今のグループホームとは協定は締結しておりませんが、大規模災害が起きたとき一時的な避難場所など協力していただけることを運営推進会議等で伺っております。

なお、災害協定につきましては、今後の課題とさせていただきます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 それでは、4要旨目になりますけれども、認知症を持つ家族を地域でどのように支えるかという、こういう課題もあるのかなと思います。その中でこれらの家族に対してのコミュニティ対策、また施設入居者以外の単身世帯に対するさまざまな福祉対策について、現状と行政としての取り組みの考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ちょっと幅広いご質問ですが、さまざまありますが、認知症については病態や対応の仕方などについて少しずつ認識されているところではありますが、徘徊など物忘れによる認知症症状により周囲から誤解を受けることも多く、地域の方々の理解は大変重要であります。現在認知症について正しく理解し、地域で認知症の方を見守っていただけるよう平成18年から認知症サポーター養成講座を開催しております。今1, 119名の方がその養成で育っております。これは、町内会、職場、学校、サークルなどへ講師、いわゆる専門の研修を受けましたキャラバン・メイトを派遣し、認知症についての講座を行うものでございます。今後ともこの講師派遣のほか、当然市の包括支援センター等もみずから町内会や地域体操教室など地域での集まりの中にお邪魔しまして開催させていただき、できるだけ多くの方に認知症について正しく理解していただけるよう働きかけてまいります。

また、何回も出てきますけれども、認知症の人と共に歩む家族の会、あけぼの会とも連携しながら、ご家族が悩みを打ち明け、介護者同士が交流する機会として紹介し、広く周知してまいります。そして、山口議員でご質問ありました認知症カフェの普及促進にも努めます。

施設入所者以外に単身で生活する認知症の方も今後ますますふえてくることが予想されます。認知症は、早期に診断を受け、治療を始めると進行をおくらせることが可能であると言われておりますので、できるだけ早く受診につなげる働きかけや既存の高齢者福祉サービスである友愛訪問、配食サービス、見守り支援センター事業を活用し、早期発見と見守りに努めてまいりたいと考えてお

ります。

また、地域課題の解決で個別事例の検討を行う地域ケア会議というものが始まっておりますが、その会議においてご本人、ご家族、関係者、地域住民にご参加いただき、地域の中で助け合いながら生活が続けられる方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 懇切丁寧なご答弁いただいております。

それでは、2項目め、在宅介護についてお伺いしたいと思います。先ほどの答弁の中で包括支援センターの言葉が出てまいりましたが、最近というか、このごろの新聞を見ると結構在宅介護の特集を組むという記事を多く目にするようになっていきます。これは、社会現象であらわれている老老介護、多重介護という現実、現状について滝川市としてこの実態を把握するためにどのような調査を行っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 老老介護等テレビのほうでも特集をやっておりますが、高齢者の方々の生活状況を把握するために要支援、要介護認定を受けている高齢者に対してはケアマネージャーによる定期的な確認調査を行っており、また市の包括支援センターでは75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査、実態調査も数年前から行っております。さらに、今回の第6期介護保険事業計画策定のために、高齢者に対するアンケート調査を実施し、高齢者単身世帯や2人暮らしとともに高齢者である高齢者世帯の割合、介護者が誰なのか、その状況を統計調査として把握しております。正確に老老介護世帯や多重介護世帯がどの程度なのかは把握できておりませんが、ケアマネや主治医、民生委員などからの情報、家族からの相談などの情報をもとに必要な都度市の包括支援センターなどでは直接訪問し、状況を把握し、対応を指導しているほか、介護負担の軽減につながるように、先ほどお話ししました家族介護の集いの開催やショートステイの利用の案内などを行っていますが、引き続きこのことについてはしっかりPRし、必要な方々に利用していただくよう努めてまいりたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 行政上の立場で進められるのも結構なのですが、こういう現象というのはやっぱり地域でいかに取り組むかということも課題になるのではないかなと思うのですが、ただ民生委員、ケアマネという方が実態を調査しても、それ以上のものって進まないのではないかなと思うのです。ただ把握するだけではなくて、次に何をしなければだめかという部分まで考える必要があると思うのですが、こういう部分について高齢者の中でこういう老老、多重介護というのはすごく大変だと思うのです。そういう部分で地域と一体となって取り組むという姿勢というのはどのように考えているか、この1点だけお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 町内会や民生委員さん、その都度個別のケア会議は随時開催して対応してまいりたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 それでは、質問しませんけれども、連携をやっぱりとっていかないと、機能しないと思うのです、幾ら計画つくっても。やっぱりそういうところに重きを置くというような発想も持っていたきたいなと思うところです。

次、2番目、最後になりますけれども、それら在宅介護全体をサポートする地域包括支援センターありますけれども、こういう高齢者数の増加によって今後必要となるデイサービス等の介護、通所介護なのですけれども、これらの供給量の見通しについてはどのような現状の把握をしているかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 何回も数字出てきますけれども、第6期計画の策定にあわせて人口推計を行っており、今の65歳の人口は9月末で1万2,951人います。ピークとなる32年には、1万3,400人まで増加すると見込んでおります。さらに、要支援、要介護認定率は先ほど17.2パーセントというお話ししましたが、医療機関の急性期などの医療機能分化の強化の動きもあり、今後認定自体も上昇すると見込んでおり、あと3年後、次期計画の最終年、平成29年度には18.4パーセント程度まで上昇すると考えております。したがって、今後通所介護など在宅介護サービスの利用者数は当然増加すると考えておりますが、現在のところサービス事業者が受け皿として不足している状況にはありませんが、仮に不足が見込まれることになったときは、市として新たなサービス事業所の整備や誘致を働きかけるということは急には難しいため、認定者数や各サービス利用の動向について市内サービス事業所で組織されております滝川地域介護サービス事業者連絡協議会と情報を共有しながら対応していきたいと考えております。

一方で、要支援、要介護認定率の上昇は介護保険料の上昇につながるため、介護予防の取り組みを強化して、認定者数の増加をできる限り抑えていくことにも取り組んでまいります。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 いろいろと高齢者対策も質問してきましたけれども、大変現実的な指摘もされております。その中で第6期介護保険事業計画等が策定されると。ぜひ滝川市における介護に対する行政的役割を果たすようお願いしまして、私の質問を終えたいと思います。

○議長 長 以上をもちまして渡邊龍之議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 それでは、通告に従いまして、質問いたしたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、地方創生について
- 2、行財政改革について
- 3、人口減少問題について
- 4、福祉行政について

5、教育行政について

市長の基本姿勢について、5点ほどお伺いいたしますが、市長におかれましては来期に向けて考えている発想で、ご自分の言葉でお答えいただいて結構だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

1 項目め、地方創生についてお伺いをいたしますが、昨日の関藤議員の質問もございました。そのときには総務部長がお答えをなさっておりましたが、きょうの今の前の渡邊議員の質問でも地方創生に対する市長の見解もございましたが、改めまして来期地方創生に向けてのご決意なりご見解がございましたらお伺いをいたしたいと思えます。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、堀議員のただいまのご質問にお答えさせていただきますが、昨日の関藤議員、そして先ほどの渡邊議員のご質問にもお答えしましたとおり、まち・ひと・しごと創生法の成立に伴いまして、今後国の長期ビジョンと総合戦略が示されるというふうになっています。現在公表されております国の総合戦略骨子の中においては、政策の5原則が書かれており、一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体等の自立につながるようにする。または、地方の自主的、主体的な取り組みを国が重点的に支援する等の方針が盛り込まれていることについて評価をしているところでございます。こうした国の地方創生への動きを前向きに捉えまして、国の支援策の内容を注視しながら、できるだけ早期に滝川市総合戦略を策定して取り組んで、地方創生をなし遂げていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 この地方創生については、わかりやすく言うと地域が本当に元気になって再生すればいいという法案だと思います。そのためには、いろんな手法があると思いますが、今市長言われたように企業が要するに活性化するための手段であり、いろんな開発もあると思いますが、ぜひ来期に向けて、この滝川市のみならず中空知の元気にもつながりますので、ご検討をお願いしておきます。

2 点目、行財政改革についてお伺いをいたします。昨日荒木議員からも質問が似たようなのがあったと思いますが、私はこの点についても次期4年に向けての市長の見解が表明されればいいと思っておりますが、その中でも特に市役所改革についての市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど堀議員の質問でございますけれども、財政フレーム等々、それについてはいろいろ何度もお話ししていますので、ここではあえてお答えをさせていただかないで、市役所改革ということでご質問でございますので、フレームに事業見直しも行いますが、またその中で目的と成果を踏まえた事業の見直しも当然行いますし、市役所改革という点ではその考え方をもっと徹底していくということになろうかと思います。そして、執行体制として組織の見直し、これも必要であろうかと思います。その中には、アウトソーシングといいますか、行政体のスリム化というのも考えなければいけない。その改革の一つだと思っています。そのためには、やはりこれも先ほどのご

質問の中でもお答えしておりましたけれども、民間活力、民活を活用した中でのそのような行政のスリム化というのも考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 市長、なかなかご答弁しづらいかもしれませんが、前市長は中長期的に市役所のスリム化を少数精鋭でということで300人体制を訴えておりました。通常民間の発想からいきますと、当然市長も民間出身ですから当たり前でしょうけれども、とにかくスリム化をするためにやっぱりリストラをしてしのいでいるのが現状だと思います。僕は流通業界にいましたから、流通業界ではどういうふうにしているかという、職員数を減らしてパートさんをふやすという対策をとっておりました。そのことが経済を活性化するかどうかは別ですが、やっぱり生き延びるためには何とか固定費を減らすというのが一般的な手法だと思います。市の財政が収入がどんどん減ってきますと、当然そのことは考えなければならないことだと思っています。恐らく市長はそのことは頭にありながら、あえて公言をしていないのだというふうに思っていますけれども、しっかりそのことは訴えなければならない時期が近々来るのではないかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に参ります。人口減少問題につきましても関藤議員、坂井議員からもありましたが、これ早急に、最近特に言われた各自治体がなくなってしまうのではないかなというようなマスコミによる話から、本当に人口問題に対して各自治体で対応が迫られているというのが実情だと思います。私もこのことについては初めて質問いたしますが、人口がふえるというのはどういうことかなと私なりに浅い考えですが、考えましたが、炭鉱地があった時代は本当に中空知が一番人口が多かったのだらうと思います。今日こういう人口減少問題が本当に問題化されておりますが、やはり若者が働く場所がないということが最大の原因であらうというふうに思っています。若者が働く場がないわけですから、当然お子さんもなかなかできる機会は少ないというようなことが連鎖的に行われているのだらうというふうに思います。そこで、大変複雑で難しい問題であります、市長の取り組みについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 このご質問には、私から答弁させていただきます。

人口減少社会へ対応としましては、少しでも減少に歯どめをとということで、これまで総合計画に基づいて計画の着実な推進に努めてまいりました。具体的な取り組みとしては、子育て支援という分野では延長保育や病後児保育などの保育サービスの充実、ファミリーサポートセンター事業や子育てセンター事業による子育て支援、そして放課後児童クラブや放課後子ども教室による児童の健全育成などが挙げられます。また、議員さんからお話のありました働くところがないということに関しましては、農業関連や再生可能エネルギーなど企業誘致、新規就農の育成確保、新規事業の取り組み支援など地場企業の育成とあわせて事業者誘致に努め、地域産業の振興と安定的雇用の確保に向けた対策も講じてきました。今後につきましては、自然増減、そして社会増減の両面から影響を及ぼすことを踏まえ、出産から子育てまでの支援、医療福祉の向上、生活環境の充実、産業振興、雇用創出などの観点から、人口定住に向けた幅広い取り組みを進める必要があると考えております。

また、さきに触れましたが、まち・ひと・しごと創生会議のヒアリングにおいて市長が人口減少問題に係る提言事項として触れました子育て支援の充実、高齢者が生き生きと暮らせるプラチナタウンの形成、農業を起点とした地域産業づくり、定住自立圏構想の推進などについてもあわせて検討し、国の地方創生の動きと連動しながら、より効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 市長も恐らく同じような答弁だと思います。

次に進みます。福祉行政について伺いをいたします。ちょっと人口問題とバッティングする意味もあると思いますが、少子高齢化というのはずっと言われておりましたが、特に市長がこの対策に対しての取り組みに何かお考えがありましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほどのご質問の答弁と多分重なる部分が多々あるかと思いますが、滝川市におきます少子対策の取り組み、今後ということでございますけれども、昨日の坂井議員からのご質問の答えと重複するところもございます。少子化の問題につきましては、国レベルの問題でありまして、一自治体が単独って非常に難しいということは考えております。しかしながら、滝川市としましては北海道における地域少子化対策強化事業など補助メニューの活用に関して検討を進めるとともに、子育て支援策としましては平成22年度に策定した滝川市こどもプラン、あるいは平成27年度から5カ年の計画として新たに策定作業中でございます滝川市子ども・子育て支援事業計画に引き続き位置づけられます。延長保育や病後児保育などの保育サービスの充実、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援センター事業による子育て支援、放課後児童クラブや放課後子ども教室による児童の健全育成など子供に関する施策を総合的に推進する予定ではあります。また、来年度以降において滝川市の独自事業といたしまして、お子さんを望んでいるのになかなかな方々に対しまして不妊治療の助成制度等の導入につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。引き続き国と市が一体となって施策を推進し、子供を安心して産み育てられ、また子を持つ親が安心して働ける環境づくりに向け努力してまいりたいと思っております。

また、高齢者施策につきましては、第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づきまして住みなれた地域で安心して穏やかに暮らせるような総合的な保健福祉施策として、介護予防と健康づくり、認知症予防、高齢者見守り、生活支援サービスの充実、高齢者生きがいづくりなど実施したところでございます。来年度以降につきましては、介護保険制度が大きく変わりますことから、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映して制度改正に適切に対応するとともに、高齢者施策につきましては先般開設されました、何度も申し上げております地方創生本部のヒアリングにおいてプラチナタウンプロジェクトとうことを提案させていただきました。今後におきましても前段申し上げました計画、事業を着実に推進して、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、教育行政について伺いをいたします。これは何度か過去にも質問いたしましたが、子供たちというのはさまざまな才能が潜んでいると思われます。当然学力の向上というのは最小限度の必要条件であると思いますけれども、そういうさまざまな才能を引き出す環境づくりというのが教育には本当に大事でないかと私は思っております。碁の話で恐縮ですが、依田紀基というプロ棋士がいます。岩見沢出身ですが、小学校の通知箋はオール2だったみたいで、そこで師匠がおまえ、本当に頭悪いのかと。ちょっと3カ月勉強してみなさいと言って、碁をやらせないで勉強させたそうです。そうすると、大体中以上の成績は試験なんかであって、ちゃんと応えたみたいで、師匠がそうかと。おまえ、頭悪くないのだなと。碁を一生懸命やりなさいと言って、ちょっと前まではプロ棋戦の棋士の3大タイトル、7大タイトルの保持者になったという一人でございます。これは本人の直伝ですから、間違いないと思うのですが。学力以外でも芸術の分野ですとか、いろんなその子にある才能を何かの機会があってやっぱり受けられるということを教育の場では本当に広げていただきたいと思っているのが私です。これは碁だけに全然限らないので、先生方の中にも恐らくそういう趣味を持っている方がいらっしゃると思います、いろんな分野で。よくわかりませんが、聞いてみますと余り少ないとクラブ化にならないとかと聞きましたが、2人でも3人でも5人でもそういう先生の情熱があつたら、私はそういう何らかの機会を与えるクラブが推進されるべきだというふうに考えておりますが、市長はどのように思いますか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 主に文化面でお話をさせていただきたいというふうに思います。

子供たちには、確かにさまざまな才能が潜んでいるものというふうに思います。書道とか絵画の分野でお話をさせていただきますけれども、学校教育の場では国語科における書写、それから図工ですとか美術科の授業の中で、小学校1年生から中学校3年生までそういった指導が行われておりますし、美術部を開設している中学校も市内には2校ございます。またさらに、滝川市には文化連盟がございますことから、地域のさまざまな方々が加盟されていますこういった団体の方々のお力もおかりすることによって、子供の才能をさらに伸ばす場を広げていくことができるかなというふうに考えております。また、こうした才能はみずから表現させるということはもちろんですが、鑑賞することを通して伸ばすということもできるかなというふうに考えます。本市におきましては、平成25年、26年に美術自然史館において滝川出身の日本画家である岩橋英遠展を開催しております。市内の小中学生がおよそ2,700名来館し、すぐれた美術作品に触れることができました。また、教育振興会によります児童生徒の作品展の開催ですとか、明苑中学校美術部の作品を美術自然史館に展示することなども行っておりまして、子供たちの作品を広く市民に鑑賞してもらうということにより、子供たちの自信につながっているところであります。また、各種団体が開催していただきます美術、書道展等に多数の子供たちが出品し、入賞も果たしているような状況でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀 議 員 専門家から詳しく教えていただきましたが、ではもう一点お聞きしますが、2人だろうが、3人だろうが、先生がこのことをやりたいと言ったらクラブ化になるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 各学校には、さまざまなクラブあるいは部活がございますが、全ての学校が同じ条件、同じ種目が設置されているとも言いきれないのが現状であります。ご質問にありました2人でも3人でもという場合、こうしたクラブ等を設置する場合、指導者の問題と練習等の場所の問題と希望する児童生徒の問題と、そういったことを勘案してそれぞれの学校で判断されていますので、一概に3人いればいいとか、4人いればできますとかという答えにもなかなか切れないのが現状であります。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 大体そうだというふうに思っていました。ですから、私は市長に本当はそういうないものから何かをつくるとか大事だと思いますので、ぜひお言葉をいただきましたかったですけれども、市長、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどもお話ししたとおり、子供たちがいろんな文化ですとか、さまざまなものに触れるということは、学力以外に非常に大切なことだと思います。そのチャンスが数多くできるように努力してまいりたいと思っています。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ありがとうございます。ともどもに滝川市の発展のために頑張っていきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第4回滝川市議会定例会（第10日目）

平成26年12月17日（水）

午前10時00分 開 議

午後 3時36分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 報告第 2号 専決処分について（工事請負契約の変更）
日程第 4 報告第 3号 専決処分について（工事請負契約の変更）
日程第 5 報告第 4号 専決処分について（工事請負契約の変更）
日程第 6 報告第 5号 専決処分について（工事請負契約の変更）
日程第 7 議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 報告第 1号 例月現金出納検査報告について
日程第 9 意見書案第1号 「女性が輝く社会」の実現に関する要望意見書
日程第10 請願第 4号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に関する決議の採択を求める請願書
日程第11 決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議
日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 （18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 吉 井 裕 視 君

副市長	鈴木 光一 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
教育長	小田 真人 君	監査委員	宮崎 英彰 君
会計管理者	若山 重樹 君	総務部長	山崎 猛 君
総務部次長	五十嵐 千夏 君	市民生活部長	樋郡 真澄 君
市民生活部次長	石川 雅敏 君	市民生活部次長	田中 嘉樹 君
保健福祉部長	佐々木 哲 君	保健福祉部次長	国嶋 隆雄 君
経済部長	千田 史朗 君	農政部長	中川 啓一 君
建設部長	大平 正一 君	建設部次長	高瀬 慎二郎 君
教育部長	舘 敏弘 君	教育部指導参事	小野 裕 君
教育部次長	河野 敏昭 君	監査事務局長	伊藤 克之 君
市立病院事務部長	鈴木 靖夫 君	市立病院事務部次長	田湯 宏昌 君
総務課長	中島 純一 君	財政課長	高橋 一美 君

○本会議事務従事者

事務局長	菊井 弘志 君	書	記	和田 英昭 君
書記	平川 泰之 君	書	記	村井 理 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18 名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において大谷議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長 長 日程第 2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は 14 名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位 15 番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、新政会の井上ですけれども、質問をさせていただきます。私が議席を有している間にどうしても聞いておかなければならないということでお伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、地方創生について

市長の基本姿勢でございますけれども、地方創生、これは前者がいろいろ質問をされましたけれども、少し別な角度から質問をしたいと思います。今回の衆議院選挙においても自民党は地方創生、景気回復、この道しかないということで戦って 291 議席を有したわけでございます。私地方創生がぜひ必要であり、安定的な政権が誕生したということで、大変うれしく思っているところでございます。私たちの空知も定住自立圏、中空知も滝川市も少子高齢化で人口減が進み、もう待ったなしの状況にあるわけであります。私たちも新政会で 10 月 27 日、28 日と地方創生の勉強に国会議員会館まで調査に行っていました。内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部の事務局の参事官、溝口洋氏のレクチャーを 1 時間ぐらい受けたわけでございますけれども、そのレクチャーの資料の中に全国市長会を代表して意見表明をした前田市長の名前があったので、大変心強く思った次第でございます。

そこで、質問でございますけれども、まち・ひと・しごと創生会議地方団体ヒアリングでの地域の連携施策、人口減少問題にかかわる提案、提言は内容的には素晴らしい内容であると思います。そこで、各プロジェクトが、ここに各プロジェクトと書いておいたのですが、このまち・ひと・しごと創生のヒアリングの中のプロジェクト、女性・こども応援プロジェクト、高齢者安心、

いわゆるプラチナタウンプロジェクト、はたらく幸せサポートプロジェクト、農業や雇用創出、そしてシティーマネジメントプロジェクト、これは再生可能エネルギーを取り入れて、その一大基地にするという提案です。非常にすばらしい提案だと思います。これをどういうふうにしてしからば実現していくかと。そのパワーをどういうふうに得るかということでございますけれども、きのう堀議員が質問の中で、市長は行政のトップであるけれども、外に向けては政治的な場面というか、そういう面がどうしても出てくる。そういう中で仕事ができるということもございます。私は、これを本当に実現していくためには、国との連携、特に新しく信任を受けた自公連立の政権としっかりと連携してやっていかなければいけないのではないかとというふうに思うわけでございます。そして、このことについては市長も立起表明をされているわけでございますけれども、単なる目標ではなく、公約の中に取り入れるべきでないかとというふうに考えるわけですが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、井上議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまヒアリングにおいての内容につきまして評価をいただきましたことに感謝申し上げますと思います。このヒアリングで提案させていただいたこと、これは滝川市だけではなくて、全ての市町村がこのような形で考えていきたいという中でございますけれども、やはり滝川市を念頭に置いた考えでございますので、これをどう実現するかというのが大変大切であるということは重々認識しております。これらにつきましては、滝川市総合戦略というものを早期に策定をしていきたいと思っている次第でございます。地方創生のためにこのようなものをつくって、国の支援策の動向も注視しながら、また議員ご指摘のとおり政府与党にもいろいろしっかりとしたいお願いをしなければいけない問題だと思っております。その動向等を注視しながら、さまざまなネットワークの中でその実現に向けてプロジェクトそれぞれを総合戦略の中に位置づけて努力してまいりたいと考えております。

また、公約にしてはいかがかとございまして。重要な視点であるということは認識しております。ぜひともそのような形の中で進めてまいりたいと思っている私の思いをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 中に取り入れるということで、ひとつよろしく申し上げます。

なお、総合戦略の話が出たわけですが、やはり総合戦略をきちっと立てたところから注目をしていくというか、国のほうも支援していくというか、そういうルートができるのではないかと。思うのですが、総合戦略の中身について、先ほど私言いましたこの提案が骨格になるのではないかと。思うのですが、エネルギーの関係については滝川はエネルギーの都市ということですから、きいているわけですが、非常にいい提案だということで、これは特に今後の総合戦略の中に入れる必要があるのではないかと。そして、その総合戦略のスケジュールはどういうことになってくるのかについて、何か今後のことが決まっているところがあれば答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、国のほうではただいま提出されているのは骨子案だけでございまして、いつまでということはまだ決定しておりません。その中において私どもは、今議員ご指摘のとおり総合戦略を早期に作成すべきと思っております、エネルギーというのも当然大切なことでありますし、そのほか全ての問題についてどのように戦略的なプロジェクトに変更していくかということは、もう考え方を準備しなければいけないと思っております。ただ、国のほうでまだいつまでということでもございせんが、やはり早期なことは必要でございます。その準備は怠りなく行いながら、国のほうからいろんな提示された段階においてすぐ応えることができるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長 井上議員。

◎2、景気動向

1、アベノミクス効果について

その次、景気動向とアベノミクス効果ということで質問をいたします。アベノミクスという言葉でくくられているのですけれども、これで統計的に全国で100万人の就業者がふえたと。有効求人倍率は22年ぶりに高水準になったと。この間の道新の12月13日の報道では、高校生の内定率が20年ぶりに70パーセント台になったと。道内は52パーセントで、これも5パーセントアップした。この間のプレスさんの報道では、西高では2倍になったというふうに報じているのですけれども、市内企業の景況や高校生、短大生、就職状況と最近の雇用情勢についてどのように押さえているかお伺いをいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

北海道では、最近の道内の経済動向について持ち直しの動きが鈍化していると公表してございます。この景気には、円高による原材料や燃料価格の高騰、電気料金の再値上げによる影響であると考えているところでございます。ご質問にあります市内企業の景況につきましては、北門信用金庫の中空知管内景況レポートによりますと、平成26年7月から9月期まで中空知の景気動向において業績は小幅ながら改善しているとし、業績悪化と答えたサービス業以外は横ばいあるいは小幅な改善と見ておるところでございます。このほかの北門信用金庫さんが特別調査した中で、アベノミクス効果について調査がされ、アベノミクス効果を実感していると回答した企業が2割、実感していないと答えた企業が約6割という結果になっておりました。また、今ご質問にありました企業における人材の状況につきましては、人手不足だと答えた企業が半数以上を示しており、全国はもとより道内、滝川管内においても有効求人倍率が上昇し続けているということを裏づけている結果となっております。

12月1日現在市内高校の就職内定率は85.59パーセントで、昨年同時期の84.54パ

ーセントより約1パーセント上昇しております。一方、短大は43.1パーセントで、昨年の48.94パーセントより約6パーセント低下しておりますが、高校、短大とも求人件数は市内企業を含めて大きくふえていることから、生徒や学生は希望する地域や業種の中で企業選びができていると聞いてございます。高校生については、3年連続就職率100パーセントが期待できる状況と捉えてございます。今後とも引き続き景気動向、雇用情勢について注視していきたいと思っています。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 今のご答弁ちょっと訂正させていただきたいと思います。先ほど北海道では、最近の道内の経済動向について持ち直しの動きが鈍化していると公表していると。この背景には、先ほど私円高と答えたようですけれども、円安によるということで訂正させていただきます。

申しわけございませんでした。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 2番目の市内企業の仕事と人材需給のバランスをどう見ているかということなのですが、実は特に土建業というか、土木建築なのですけれども、滝川の土木関係についてはいわゆる道営土地改良事業、農家の基盤整備事業が大きな割合を占めると思うのです。平成20年から39年まで見通される数字だけで268億円あるということで、民主党時代に大分削られたのですが、土地改良事業の関係、24年、25年、26年、それぞれ23億円ぐらいになっているのです。このときに大幅に土木関係が増加したという形の中で、新聞では不落札なんかのことが報道されたのですけれども、仕事と人材の需給バランス、入札不調等は滝川市内で見受けられるのかについてご質問します。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 では、市内企業の受注状況はどうなのかといった観点で答弁させていただきます。

土木建築工事の受注状況につきましては、滝川市では見受けられませんが、国や北海道、また他の市町村におきましては公募に対する申し込みがなかったり、入札不調などの例が散見されております。これらのことは、長期間の景気の低迷により企業が経営規模を縮小したり、建設技術者を目指す人材が減少したことにより、近年のそれぞれにわたる国の景気対策の補正予算や臨時交付金の措置にもかかわらず、今後の景気の見通しが不透明なことから、設備投資や新規雇用を手控え、受注する工事を厳選していることや技術者の不足が原因と考えられております。市といたしましては、国が進めております国土強靱化、事前防災、減災対策に加え、道路改良など未整備の部分も多々あり、冬期間の除排雪業者の育成のためにも通常のインフラ整備にも配分していただければというふうに考えております。今後企業経営の見通しが立ち、設備投資や新規雇用ができるよう、また建設業の技術者を目指す人材が増加するよう引き続き国において必要な建設事業費の確保に期待し、そのための要望行動は今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 今の答弁なのですけれども、やはりこういうふうに仕事が出てきたら基礎的な勉強を

積んだ人方が足りなくなってくるということで、特に北海道、この空知においては滝川工業高校土木科がなくなったということについては非常に影響が出ているのではないかなという感じがするのですけれども、それについてはどういうふうに考えられるかご答弁願います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 長引く低迷から建設業費の削減等がございまして、この業界が疲弊してきたといったことから、やはりそういう業界を目指す若者が減ってきたということでございます。それにつきまして私の母校でございます滝川工業の土木科のほうも閉科になったといったことは、かなりの影響があるなというふうに思っております。アベノミクスということでございますので、景気対策としてさまざまなことがうたわれました。そのことは、業界にとっても一時的な元気を取り戻す意味では非常によかったかなと思っておりますけれども、今後やはり長いスパンでの5年、10年を見据えたいろんな建設に対する計画等が必要だなと、そういうふうに思っております。そのことによって若者が建設業界を目指すようになっていただければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

◎3、環境・エネルギー政策

1、太陽光発電の動向について

2、その他の再生可能エネルギーの動向について

○井上議員 それでは、次、環境・エネルギー政策ということで、太陽光発電の動向、経済効果より環境重視の視点からの必要性について何うということでございますけれども、この趣旨は環境・エネルギー政策の考え方ということなのです。実は、この論議は地球温暖化の論議から始まったわけでございます。CO₂の増加、そして温室効果ガスの大気中の増加で地球温暖化が進むと。それに伴って異常気象が発生すると。民主党の政権の時代に鳩山さんが国連の演説で温室効果ガスを25パーセント削減すると言ったのです。その政策の延長で、菅政権のときに再生可能エネルギー固定価格買い取り制度というのがスタートしたのです。固定価格買い取りと、これがキーポイントなのです。これが24年の7月1日にスタートした。これは、どちらかというと今の言った環境問題なのです。そういう環境省主導だったのですが、今道新のきょうあたりも固定買い取り制度が崩れてきているというような報道になってきているのだけれども、要するに国民皆さんで協力してクリーンな自然エネルギー、再生可能エネルギーをふやそうという考え方でスタートしたと思うのです。やっぱり今の国連のIPCCというのがあるのですけれども、この中でいわゆる多くの気候にかかわる科学者がそういう今までのことをやっていたら、取り返しのつかない不可逆的なことを招くよということをこの間のコペンハーゲンでも言っているのです。私は、そういうことを背景にして、滝川新エネルギーの会をつくったわけですが、そういう中で考え方、これをもってまちおこしにするという経済的な発想ももちろんそうなのですが、今の論議に対してどのように考えるかということをまず1番目にお答えいただきたいと思います。

○議長 長 石川市民生活部次長。

○石川市民生活部次長 環境政策というような観点からということで、きょうも北海道は相当大荒れで、何年に1度の低気圧というようなことで非常に憂いをしているところでございますが、ことしに入ると2回目という大型の台風というような発生になっております。このような近年世界各地でゲリラ豪雨や干ばつなど異常気象による災害が頻発しており、その原因とされております地球温暖化の対策として我が国でも低炭素社会の実現に向け新エネルギーの導入や省エネルギーの対策などが推進されております。また、滝川市においても平成18年3月に滝川市環境基本計画、地域行動計画を作成し、対策に進んでおります。新エネルギーの中でも太陽光発電は早くから最も実用化が進んでいる技術の一つでありまして、メンテナンスが比較的容易で、発電の際に二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出せず、地球温暖化対策に効果的であるということから、滝川市においても普及促進のため啓発活動を行っているところでございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 余り掘り下げると時間がないので、2番目に行きます。副市長のほうで努力していたっているメガソーラーの誘致がかなり進んでいると思いますけれども、滝川市、そして民間の動向についてはよくわからないのですけれども、その辺の動向についてどのように把握しているかと。

それと、もう一つは、これちょっと続けさせてもらいますけれども、個人住宅での設置の動向、そして補助金活用の動向です。私今伺いするところによると、非常に応募が少ないというふうに感じているわけですが、北電なんかの情報によるともっとたくさん設置されているというふうに聞き及ぶわけですが、滝川市の補助金のあり方等も含めて、改善点も含めて何か工夫しなければならないのでないかというふうに思いますし、先ほども私申し上げたように大きな観点があるわけですから、その辺を踏まえて制度設計をもう少し見直す必要があるのではないかというふうに思うので、その2点について伺います。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 まず、1点目のメガソーラーの動向についてお答え申し上げます。

固定価格買い取り制度が始まりましてからの経緯と企業誘致にかかわる経緯と民間企業の取り組みについて取りまとめて簡潔に申し上げたいと思います。まず、1期目につきましては、25年の8月に売電を開始しております滝川の川西の伯東株式会社さんの伯東ほほえみソーラーパークでございます。これは、設備規模で1,900キロワットでございました。それから、2期目は平成26年7月より、ことしの7月から売電を開始しておりますが、これは中島町のJCUさんが事業化されましたソーラーでございまして、設備規模が1,200キロワットです。そして、3期目が滝川の中央工業団地でございます。そして、4期目が中空知の流通工業団地でございまして、いずれもこれは滝川ガスさんが現在着工に向けて準備を進めておりますところで、来年の5月から着工して、来年の夏には発電の開始の計画でございます。これは、両方合わせますと設備規模で2,250キロワットとなります。また、現在東栄小学校の跡地で事業者を公募しております。事業者が決まりまして順調に建設に至りますと、約500キロワットの設備規模が稼働する見込みでございます。

また、先ほど民間のというご指摘もございましたけれども、民有地の活用ということでは泉町で田端本堂カンパニーさんが2,000キロワットのメガソーラーを建設中でございまして、これは

来年の2月に稼働するというふうにお聞きしております。この固定価格買い取り制度につきましては、まず市の経済部が中心になって市が走りまされたけれども、メガソーラーへの投資につきましては地元の企業さんにぜひ手がけてほしいと思っていましたので、大変私たち経済部としましても喜ばしい流れであったというふうに感じております。これらを合計いたしますと、発電規模は約8,000キロワットになります。2,500世帯相当の電力が滝川市内でカーボンフリーのエネルギーとして賄われるということになります。

ちなみに、平成26年、ことしの10月現在の、いわゆる500キロワット以上のソーラーというのが大規模太陽光発電というふうに位置づけてよろしいかと思えますけれども、500キロワット以上のソーラーの設備認定、これは資源エネルギー庁が発表しているのですけれども、設備認定件数を見ますと空知管内で岩見沢市と並びまして滝川市が6件で最多となっております。これは、面積規模が岩見沢市は滝川市の4.8倍ございますので、そういう意味では岩見沢と並んで最多となっていることは市としては注力してきた経緯であったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 石川市民生活部次長。

○石川市民生活部次長 続きまして、住宅用太陽光発電の補助金の関係についてご答弁申し上げます。

住宅用太陽光発電補助金につきましては、国の補助制度が平成25年度をもって終了した以降も市独自の基準を策定し、補助制度を継続しているところでございます。補助金の申請件数につきましては、平成24年度、これが12件、25年度については4件、26年度では現在のところ1件と年々申請件数が減少傾向にあります。しかしながら、全体、家庭及び法人など全部含めると北海道電力等の太陽光発電の電力需給件数で見ますと、先ほど副市長が言いましたメガソーラーというものを含めまして23年度が約50件というところから、直近のデータで北海道電力に確認しますと106件というふうに伸びているということでございます。それだけ普及促進のあらわれということで、新エネルギーの会のご尽力も相当というふうに思っておるところでございます。

補助金に関しての今後の制度の改定というところでございますが、今現在平成26年度で内容を改正しております。今のところ見直しの予定はありません。ただ、今後におきましては広報、ホームページ、イベント等でのポスター掲示やチラシ配布などあらゆる方法を用いて広く周知、普及に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 2番目ですけれども、滝川市においては再生可能エネルギーその他のものについて、風力発電、バイオマス、小水力というのも農業関連で取り入れていこうとしているところがあるのですけれども、この3つについて今後の可能性についてお伺いします。特に風力については、丸加山に風況調査のポールを立てたわけですけれども、その後の状況についてどのような可能性があるのかお伺いをします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 風力等についてのご質問でございます。お答え申し上げます。

風力発電につきましては、ユーラスエナジーが昨年、平成25年の11月から丸加山の尾根筋に風況ポールを立てまして調査を行っているところであります。先般1年たちましたところでの調査結果を聴取しまして、内容を確認しましたところですが、当初期待していた風況は1年での経過を見ところでは得られないということから、ユーラスエナジーさんとしましては引き続き調査を継続したいということで、申し入れをいただいているところでございます。

次に、バイオマスにつきましては、現在調査をしているところですが、本市におきまして一定量が確保できます稲わらやもみ殻を使って、これをハウス栽培の熱源に使うということを念頭に置いて調査を進めております。また、微細藻類のバイオマスにつきましては、昨年調査をしましたけれども、これは温泉を利用したタンクバイオを念頭に置いた調査の結果をもって各企業に情報提供して、事業化の可能性について引き続き探っております。いずれもバイオマスにつきましては、時間のかかることでございますが、可能性があることと思ひまして、引き続き調査をして事業化の道を探っていききたいというふうには考えております。

3点目でございます。これは、小水力発電でございます。これにつきましてもかんがい用水路、大変立派なものが滝川にございます。この可能性も基礎的には調査いたしましたけれども、残念ながら冬期間の水量、流量が確保できないということから、現状においては事業化は大変難しいと、このように判断しております。今後におきましても再生可能エネルギーの事業化につきましては、鋭意調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

◎4、企業誘致

1、畜産試験場の有効利用について

その次に入ります。企業誘致、畜産試験場跡地の有効利用についてということでございます。畜産試験場跡地、この有効利用ということで、東滝川の一部で広大な用地で、赤平を入れると約825町歩、滝川管内が725町歩あるのです。この有効利用が欠かせないのではないかということで、実は東栄小学校が統廃合になるというような話が出ておりましたその前に、何とかしなければならぬのではないかということで、平成16年、17年ころからこの有効利用を、東滝川、ここだけではないですけども、いわゆる地域発展ということをきのう窪之内さんも言っていましたけれども、地域発展の方策を模索して25人の有識者、町内会の役員のメンバー、あるいはいろいろ市のオブザーバーも入れて東滝川地域美ジョン懇談会というのを17年に発足させたのです。その中で私は提言したわけでございますけれども、畜産試験場の有効利用、これをなくして滝川の発展はないのではないかということで、どんどんあそこに、当時青山場長もいたのですけれども、そういう中で提案をさせていただいて、市のほうで田村市政のときでしたけれども、約760万円かけて三菱総研にいわゆる利用計画を策定させていただいたということで、それが伏線になっているわけでございますけれども、ただそれが今回ツムラという形で誘致が成功したということで、大変感慨

深く思っているわけでございます。

なお、この地域には一番先に北栄ファーム、滝川アグリが約50町歩を借りたという中で進んできたわけでございますけれども、その状況についてどのようなになっているか。

特に2番目については、夕張ツムラ、この夕張ツムラも非常に優秀な会社で、僕らこの間新エネルギーの会で行かせていただいたのですけれども、津村順天堂が100パーセントの出資の会社で、夕張ツムラです。環境に物すごく重点を置いておりますし、約1,000億円の売り上げのある津村順天堂の100パーセント子会社というようなことで、このツムラさんがこっちに来られるということについて将来に、今後の進出の現況と今後について、来年に向けての作付の状況、夕張市での展開と滝川市の可能性、生薬の乾燥、加工工場誘致の可能性についても伺います。そして、特に夕張としては非常にウエルカムの姿勢が明瞭になっているのです。非常に歓迎の姿勢があらわれていて、あそこに18億円の工場を建てたということもまたそれに関連しておるということで、そのようなウエルカムの体制というのはとれないのかということをお伺いしたいと思います。

また、3番目、滝川の農家の生薬栽培の可能性は、いわゆる契約栽培というものができないのかという、そういう例もあるというふうに聞いていますけれども、その状況について伺いいたします。

○議 長 農政部長。

○農政部長 畜産跡地の有効利用についてのご質問でございますが、まず1つ目の株式会社北栄ファームの関係でございます。株式会社北栄ファームにつきましては、平成23年に北海道から5ヘクタールをまず借り受けをいたしまして、平成24年から作付を開始し、ことしで3年目になります。本年1月に株式会社滝川アグリと長沼アグリ株式会社が合併し、現在株式会社北栄ファームとなっております。平成26年、ことしでございますが、17ヘクタールの圃場にキャベツ、タマネギなどが作付されておりまして、今後につきましても現状の面積で土壌改良等を施しながら生産向上を図っていくというふうに伺っております。

次の2点目の関係でございますが、夕張ツムラの関係でございますが、夕張ツムラについてはご案内のとおり北海道から60ヘクタールの農地を借り受けまして、本年7月から薬用作物の作付に向けた準備を進めてきたところでございます。ご質問の進出の状況と今後の作付、それと滝川市での可能性ということでございますが、先ほども触れましたが、ことしは北海道から60ヘクタールを借り受け、その担当者1名を住居を兼ねた事務所を設置いたしまして、それと作付に向けた農作業機械の導入ですとか、耕起作業を行ったところでございます。秋には1.3ヘクタールで試験栽培を開始しているところでございます。来年につきましては、また北海道から新たに90ヘクタールを借り受ける予定、計画となっております。

また、乾燥、加工工場の誘致の可能性ということでございますが、株式会社夕張ツムラの計画の中では乾燥調製施設、1次加工処理も含まれておりますが、その建設を計画しているところでございますが、今試験栽培しております生薬の作付の進捗状況ですとか、あるいは収穫量、収量がどの程度見込めるかということも勘案して検討されるというふうに伺っております。

また、受け入れ態勢というふうなお話もございましたが、夕張ツムラさんに対するサポートとい

うことになるかと思いますが、滝川に駐在されている担当職員の方からこれまで資機材の調達ですとか人手の確保などの相談を受けておりまして、夕張本社との連絡もとって合せて情報提供ですとか、そういった配慮に努めているところでございます。

それと、3点目でございますが、市内の農家による生薬栽培の可能性ということでございます。滝川での薬用作物の栽培というのは、平成20年から2戸の農家で試験栽培を始めておりまして、現在はJAたきかわが契約主体となって市内で2戸、あと芦別の農家さんも2戸加わっているというふうに伺っておりますが、薬用作物の栽培を行っております。この間薬用作物の栽培講習会等を行っておりますし、また農業者にもPRしたところですが、現在栽培している薬用作物については栽培方法がまだ確立されていないというところもありまして、春に定植する場合には水稻の春作業と競合するということの課題がございまして、今のところこれぐらいの農家さんの参加というふうになっております。ただ、ある程度収穫量が確保できれば高収益が期待できるというふうに考えておりますので、現在栽培している農家及び夕張ツムラさんと連携する中で滝川での栽培方法を確立して、栽培農家の増加につなげたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。

◎5、旧東栄小学校校舎問題

1、旧東栄小学校校舎の今後の考え方について

次に移ります。東栄小学校校舎の関係です。旧東栄小学校、今後の考え方について。解体か、有効利用か、判断の時期、その可能性、誰がいつの時点で判断するのか。これは、非常に大事なことで、地域としてはいろいろ注目をしているわけでございます。それで、我々聞いていたのは向かって右側の西玄関のほうからずっと入って、体育館の関係はまだ使えるということだったのです、最初。そういうような中で部分的にでも有効利用はできないのかと。

先ほど新エネルギーの会で夕張に行ったときに、夕張にらぶらすというのがあるのですけれども、それは高齢者と身障者になるのかな、そういう方々がいろいろいわゆるアスパラだとかチコリーなんかの生産に、体育館にハウスを張ってやっているのですけれども、自然エネルギーを利用して、通年定温というのですか、常温をつくり出す装置を北大の荒木肇教授が提案して、それを採用してやっていたのですけれども、非常にうまいぐあいには回っているというような感じでございましたので、そういう事例があります。そういうところに学ぶものもあるのではないかと。2番目です。

それから、障がい者あるいは高齢者の雇用の場づくりとしてはどうかということで、この3つ、まず3点目までについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 3点について答弁させていただきます。

旧東栄小学校は、平成24年3月31日に閉校しましたが、屋内運動場については地域の体育館として25年10月まで利用されておりました。現在は、校舎も体育館もともに利用されておらず、

今後においても教育財産として使用する予定がないため、普通財産として管理している状況でございます。当施設を解体するとなりますと、多額の費用が必要となりますし、解体した場合の跡地利用についても明確になっていないため、現時点での解体は考えておりません。建築後50年以上たっているため、老朽化が進んでいる状況ではありますが、市が公共施設として再利用することではなく、校舎、体育館を一括して民間企業等へ売却し、有効活用していただくことを第一と考えております。また、売却に至らなかった場合には、貸与による施設の利用増についても検討はしていきたいというふうに考えております。

あと、夕張の事例に学ぶという助言をいただいたわけですが、ご指摘の夕張市の事例、統廃合により使用しなくなった学校施設7校全てを無償貸与、無償譲渡等により有効活用している状況と聞いております。その活用方法についても議員さんのお話にもありましたように、NPO法人による障がい児支援事業、町内会による町内会の活動拠点、社会福祉法人による養護老人ホームの運営等さまざまな施設に生まれ変わっております。市としましても夕張の成功事例に限らず、廃校施設の先進的な活用例を参考とさせていただき、地域の活性化につながるような民間企業等による有効活用方法等を積極的に情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、雇用の場づくりに関してでございますが、先ほども申し上げましたが、当施設については売却を第一に考えておりますので、公募提案型の売却方法、用途を指定した上での売却方法などを検討することで地域の活性化につながるよう活用方法等を検討していきたいと考えております。当該地域は、都市計画画面上用途地域が第1種中高層住居専用地域となっております。建築制限があるため、住宅以外では各種学校や病院、診療所、老人施設等の公共的な用途に限って建築可能となっております。先進的な事例においても高齢者の生きがい及び障がい者の就労、雇用を目的とする福祉施設等への活用事例も紹介されておりますので、参考にさせていただきたいと思っています。また、民間企業等への情報提供等をこの部分についても積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ちょっと時間がなくてまとめさせていただきますけれども、4番目、各種補助金の活用ということで、実は前に公明党の三上さんも言ったことあるのですけれども、未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトというのがあるのです。これ文科省で出しているのです。これ見たら、さまざまな補助金があるのだ。文科省、文化庁、厚労省、農水省、林野庁、総務省、経済産業省、内閣府と。そういう中で何かやっぱりお金を引っ張り出すアイデアを出せば活用できるのです。だから、その辺のことについてもよろしくお願ひしたいと思います。

地域のコンセンサスを得る方法、これもいろいろ提案があるのですけれども、ちょっと時間がないので、考えていることがあればお願いします。

次、今後の危険性の除去ということですが、実は16年9月の台風のときに屋根が飛んだのです。そして、あそこの根室本線を飛び越えて田んぼにまで屋根が飛んだという事例があるので、これ住んでいない家と同じでもろくなるものなのです。だから、その辺の危険のリスクがあるので、

その辺のことも含めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 補助金の関係をまず答弁させていただきます。

廃校施設等有効活用する際に利用可能な各省庁の国の補助金制度がおっしゃるとおりありまして、文部科学省が平成22年に立ち上げた未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトの中で利用可能な補助制度がインターネット上で公表されております。主なものを紹介させていただきますと、厚生労働省所管の児童福祉施設等への転用には次世代育成支援対策施設整備交付金、老人福祉施設等への転用には地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、文部科学省所管の地域スポーツ施設への転用にはスポーツ振興くじ助成等さまざま10省庁18事業が対象になっております。以上、利用可能な国の補助制度がありますので、この制度をよく把握し、民間企業等への周知、説明を積極的に行っていききたいというふうに考えております。

地域のコンセンサスの関係でございますが、学校施設については地域のシンボリックな存在でございますから、閉校となった後も民間企業等による地域の活性化に結びつくような公益的な施設として活用を推進したいと考えております。当校舎は地域の財産でもあり、丁寧に地域とのコンセンサスを得ることが重要だと考えております。地域の活性化につながるような施設の活用を推進することで、住民の皆さんのコンセンサスは得られるものというふうに考えてもいます。また、民間企業等から活用の提案があった場合には、必要に応じて地域への説明をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、危険性の除去についてでございますが、当校舎建築後50年以上経過しております。現状では劣化、損傷等は比較的少ないと認識しておりますが、このまま活用されない状態が続いた場合には老朽化が一気に進むと思われ、さまざまな問題が発生することが懸念されます。私も台風のときには片づけに現地に行って汗を流しました。その記憶がよみがえりましたが、施設を十分見回り、点検等を強化するとともに、損傷等を発見した場合には適切に補修、そして修繕等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 よろしく頼みます。

◎6、道路行政

1、国道12号・38号拡幅の考え方について

それでは、6番目の道路行政、国道12号線、38号線の拡幅の考え方。現在進められている一般国道12号線滝川市江部乙地区事故対策事業の今後のスケジュールと住民合意と、それと2番目の国道12号線、38号線の拡幅要望についてです。これに関することですけれども、実は国道12号線、7丁目まで現在4車線化しているわけですが、その先の江部乙市街地まで抜けて4車線化にしてほしいということについては、長い間の念願でもあって、国に対して要望活動をやっていたことを私も知っておる。私も議長やっているとときにそういうことを中央に行った記憶があるわけですが、この4車線化ということの旗を今回いわゆるおろしたのかどうかということ

お伺いしたいのです。ということは、事故対策事業として行われている整備、市街地の交差点あたりは右折レーンなんかも設置されるということですが、それだけの用地があるのかどうかについて、そしてまた国道38号線についてもかつての拡幅の要望対象であったのですけれども、その可能性というか、今後とも要望を続けることがあるのかどうかについてお伺いします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 江部乙の事故対策事業の今後のスケジュールと住民合意についてでございますが、当該事業の国の担当であります滝川道路事務所に確認をしております。まず、ご質問の事業のスケジュールでございますが、地元の説明会を本年5月15日に開催をし、その後調査、測量、設計を実施いたしまして、先般11月11日に事業説明会を終えたところでございます。今後は、国の予算のつきぐあいにもよりますけれども、平成27年、28年度は江部乙市街部の工事を予定し、29年、30年にはそれ以外。まず、市街部というのは大体10丁目から13丁目付近ということです。29年、30年にはそれ以外、7丁目付近からそれまでのところということでの工事を順次予定しているということで聞いております。

次に、当該事業に係る住民の合意形成でございますが、先ほど述べたとおり国では計画説明及び事業説明会の中で住民のご意見、ご要望をお聞きする形で進めております。また、その中では死亡多発地域における安全に対する事業がいかに必要な事業かについても丁重な説明を行っていく中で、技術的、構造的に可能なものにつきましては住民の皆様のご意見を検討、反映するなど合意形成に努めていくと聞き及んでおります。市といたしましても命を守るこの事業、事故対策は大切な事業であると考えておりますので、一刻も早い事業の完成についても国を初め関係機関に働きかけていくとともに、住民の皆様のより一層のご理解とご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、12号と38号の拡幅要望との関係とのご質問でございます。当市といたしましても国道12号及び国道38号の4車線化につきましては、長年にわたり毎年要望を続けている重要な路線でございます。この要望の結果については、国において並行する北海道縦貫自動車道を含めた交通量、交通事故等の交通状況を勘案しつつ整備の必要について検討がなされたところであり、国道12号の江部乙地区が指導事故多発区間であると選定されたことにより、国道12号の4車線化を要望する中で、集中的、重点的に事故対策事業に取り組むことも優先的な課題であると訴えた結果、今回の着手となったと考えております。また、これを契機に国道12号においてはこの事故対策事業の早期完成を要望しつつ、引き続き4車線化についても早期着手を目して要望していく考えでございます。

次に、国道38号線の4車線化につきましてもインターチェンジの800メートル付近から赤平市に接続する路線でありますことから、今後とも赤平市と連携する中で、いかにして事業着手が図れるかを事業主体である国を初め、関係機関と協議、協力しながら今後とも要望を進めていく考えでございます。まちの中の4車線、用地があるのかといったことでございますが、車線については4車線化は十分可能であるというふうに聞いております。例えば右折するレーンをつくりましても単純に言えば5車線並ぶのですけれども、それでも用地はあるということでございます。

今回の事業でございますけれども、今後の4車線化の要望に影響があるかといいますと、逆に今回の整備をきっかけに目する4車線化に弾みがつくのかなというふうに我々としては考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 4車線化の旗をおろさないで、それに弾みがつくという積極的な答弁をいただきました。ひとつよろしくをお願いします。

◎7、河川行政

1、排水対策について

次、河川行政ですけれども、排水対策について、空知川東滝川地区堤防内排水路のトラフ工事についての最終残工事はいつ可能なのかということでございます。実は平成19年より農地・水・環境保全向上対策事業が始まって、そのあたりからずっと我々要望していたわけでございますけれども、その当時は石建だったのですけれども、今はちょっと名前変わっていますけれども、平成19年、20年、21年とずっと継続的に約1,700メートルやったのですけれども、あと350メートル残っているのですけれども、これに関してどのような見通しが立てられるのかをお願いします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 以前地域から要望がございました空知川の東滝川築堤の堤内排水の整備につきましては、平成19年から21年にかけて延長約1,700メートルのトラフの設置を行っているところでございます。残工事につきましては、東滝川1号樋門と2号樋門の間で約350メートル未整備の区間があると承知しております。滝川河川事務所に確認いたしましたところ、測量は既に終了しており、同じく地域から要望されている築堤上の舗装とあわせて予算要望を行い、実施したいということでございました。しかしながら、実施時期につきましては現時点で明言できる状況にはないということでございますので、本市としては早期の事業実施に向け、引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 今の点よろしくをお願いします。

◎8、2020年オリンピック

1、オリンピック・パラリンピック合宿誘致について

8番目、2020年のオリンピック、パラリンピックの合宿誘致についてということで、滝川市の取り組みの考え方、現状と今後の対応、基本スタンス、それから地元の選手強化の考え方ということで、まとめてお願いします。実は、先ほども申し上げましたけれども、新政会で10月27、28と国会議員会館で政務活動でいろいろ関係の代議士等とお会いさせていただいたわけですが、そのとき橋本聖子参議院議員を訪ねさせていただいたわけですが、約300件ぐらいの陳情の棚がございまして、びっちなりでした。全国から陳情要望が来ているということでござい

ます。滝川としては、どのようなパイプでオリパラの関係を進めていくのか、今の観点からお願いしたいのですけれども、何を倣っていくのかということでございます。特に合宿、4番目はこれちょっと説明しないとわからないかもしれませんが、滝川の中にもパラリンピックに向けて一生懸命アーチェリーをやっている人がいて、全道大会6回かそこら優勝して、全国にも行っているというような人がおります。そういうような中で、選手にもスポットを当ててもいいのではないかなということで、そういう関係についてもそういう強化の考え方についてもお願いします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 オリンピック・パラリンピック合宿誘致についてご質問いただきました。1点目ですが、本年4月からオリンピック・パラリンピック合宿誘致推進室を設置しました。現在いろいろと情報収集を進めるところですが、合宿誘致については一過性で終わらせない取り組みが重要であると考えております。滝川市は、国際交流の事業が活発、充実し、実績もあることから、その優位性を生かしたり、全国第2位の利用実績を誇る海洋センターなど今ある滝川市の資源を活用することで、合宿誘致後も継続したつながりを維持できる取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

2点目の現状と今後の対応でございますが、今年度は国や道の関係所管への訪問、合宿誘致に係る研修会への出席、市内の宿泊施設の状況確認など合宿誘致に係る情報収集に取り組んでいるところです。その中で市長の幅広い人脈のネットワークや合宿誘致に関する情報収集で得たコネクションを生かさせていただいて、今後は例えば海洋センターを活用したカヌースプリント等、水上競技などの合宿誘致の可能性を積極的に探るなど、より具体的な対応に取り組みたいと考えております。

3点目、基本スタンスであります。誘致可能性のある競技種目としてオリンピック競技種目ではレスリングなどの9種目、パラリンピック種目ではウィルチェアーラグビーなど8種目を考えているところですが、カヌー競技が最も誘致できる可能性が高いと専門家からアドバイスを受けているところであります。オリンピック、パラリンピックを問わず、カヌー競技の合宿誘致を一つの目標として取り組み、カヌーのほか受け入れ可能な種目については可能な限り合宿を受け入れていきたいと考えております。

最後、地元選手の選手強化の考え方ですが、近年滝川市でもさまざまなスポーツにおいて全国大会に出場し、活躍する選手がふえております。大変喜ばしく思っております。将来この滝川市からオリンピックやパラリンピックに出場する選手が輩出できるよう体育協会や競技団体と連携し、選手が練習しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、オリンピックやパラリンピックの合宿誘致が実現すれば、レベルの高い選手たちを間近に見ることのできるチャンスとなりますので、そのことが地元選手のモチベーションや技能の向上につながるものと期待しております。

○議長 長 井上議員。

◎9、教育行政

1、通学区域見直しについて

○井上議員 ちょっと項目が多過ぎて大変早走りになってしまいましたけれども、通学区域の見直しでございます。実は、この間プレスに、大きく通学区域の見直しが新聞に載ったのですけれども、これを見て慌てて私のところに駆けつけた人がおりまして、実は5番目の朝日町の1丁目、一の坂町内会9区と朝日の6区町内会の関係で、ここが江陵中学校と明苑中学校に分かれていつているのですけれども、そういうことのこれ何とか近いところに行けないのかということで、18年、19年、22年と陳情を行っていたのですけれども、今になってこうやって来たのですけれども、それはなぜ今なのかということで、その当時東栄小学校の統合問題もいろいろあったのです。長くなるので、やめますけれども、適正配置のスケジュールについて伺いますとともに、意見聴取、懇談会の結果について、今まで寄せられている通学区域変更の要望について伺います。今後のスケジュールについて、6番についてお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のご通告いただいている6項目についてお話ししたいと思います。

通学区域については、基本的に道路や線路、河川などの地理的条件、通学路の安全性、住宅地の広がり、歴史的経緯など地域の実情により定められてきたところでございます。まず初めに、ご質問のなぜ今なのかについてでございます。適正配置計画の策定においては、平成22年2月に市民の皆様には計画案をお示しをして、保護者説明会や地域説明会を開催してご意見を伺ったところです。保護者説明会では、中学校の通学区域で通学距離に不合理な面があるので、改善すべきとか、通学区域を均等にするため、同じ小学校から別々の中学校に通学となってもよいのではないかななどの意見が寄せられました。また、課題のある地域からも要望があったところでございます。このことから、計画案に修正を加え、計画期間内での取り組みとして計画に盛り込んだところでございます。

次に、スケジュールについてでございます。今年度は、保護者懇談会、そして見直し案を策定いたしましたして、27年度保護者説明会、地域説明会で見直し案をお示しをしてご意見を伺って、28年度から32年度までの適正配置の後期計画を策定したいというふうに考えてございます。

そこで、意見聴取、懇談会の内容についてでございますが、11月から小学校6カ所、市内幼稚園2カ所で行ったところです。今後旧東栄小学校の関係もございまして、その後の児童の状況などさまざまなことをお伺いしたいということで、今後は東滝川地区での保護者懇談会も予定しています。懇談会では、適正配置についてはもちろんのことでございますが、通学区域、それから学校施設の整備、それから少人数学級の継続、拡充についてなど幅広いご意見を伺うことができたところです。全体的には、保護者の皆さんが教育内容のより一層の充実、それから安全、安心を願う気持ちが伝わる懇談会となりました。

続きまして、これまでの通学区域の変更の要望についてですが、先ほど井上議員さんがおっしゃったとおり、一の坂9区・朝日町6区親交町内会から要望を受けているところでございます。また、ほかからの地域からの要望等はございません。その内容でございますが、この地域の通学区域については昭和53年東小学校ができるときに設定されまして、一の坂9区が滝川第一小学校と江陵中学校、朝日町6区が東小学校と明苑中学校というふうになってございまして、同じ町内会で2つの

通学区域があるということ、また朝日町6区からは明苑中学校までは2.7キロ、江陵中学校までは1キロと3倍近い距離があるということ、以上のことから要望の内容につきましては滝川第一小学校と江陵中学校に朝日町6区からは変更してほしいという内容でございます。

通学区域の見直しと今後の取り組みスケジュールについてでございます。28年度からの後期計画5年間の中で行うのか、あるいは33年度からの次期適正配置計画の中で行うのかについては、現在検討中でございます。通学区域の変更でまた新たな課題が出てくる可能性もございます。教育委員会としては、先ほどのおっしゃった地域だけではなく、市全体を見渡しまして長期的な展望に立って保護者懇談会などの意見を参考に慎重な検討が必要というふうに考えています。また、あくまでも仮の話でございますが、通学区域の変更に際しては急激な変更を避け、経過措置の期間を設けるなどの方法もあります。在学中はそのまま今の学校に通えたり、兄弟、姉妹がいる場合は一緒にの学校に通えるなど弾力的な対応も必要だというふうに考えています。今後の検討です。

以上です。

○井上議員 以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。まず、総選挙の結果、日本共産党は衆議院でも議案提案権を有する21議席を獲得しました。しかし、国民は政治不信を強めて、史上最低の投票率ということです。やはり政治が国民から信頼されていないと、この重い事実をしっかりと受けとめて、さらに気を引き締めて活動をしていく決意をまず述べて、質問に入りたいと思います。

◎1、財政政策

1、過疎債について

2、中期財政フレームについて

まず初めに、財政政策です。過疎債について伺います。空知総合振興局管内で、過疎債対象外は滝川市だけです。岩見沢市は、合併で対象になっております。と聞いておりますが、まず適用要件について。次に、人口減と高齢化が急速に進む滝川市ですが、対象自治体になる可能性について、各要件の見通しについて伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

過疎地域の要件に入る前に、まず空知管内で過疎債対象外について、滝川市と南幌町がございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。過疎地域の要件でございますが、平成26年4月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されましたので、最新の追加要件について説明させていただきます。要件は、人口要件と財政要件の2点がございまして、双方を満たす必要があります。人口要件としては4件ございまして、1点目は昭和40年から平成22年までの45年間の減少率が33パーセント以上、2点目は減少率が28パーセント以上で平成22年の高齢者

比率が32パーセント以上、3点目は減少率が28パーセント以上で平成22年の若年者比率が12パーセント以下、この3件の場合は昭和60年から平成22年までの25年間で10パーセント以上人口が増加している場合は除かれます。4点目は、昭和60年から平成22年までの25年間の人口減少率が19パーセント以上の場合でございます。財政力要件としましては、平成22年度から平成24年度の3カ年平均の財政力指数が0.49以下で、公営競技収益が40億円以下であることとなっております。

滝川市が対象自治体になる可能性ですが、財政力要件については財政力指数が0.36となっております。人口要件は、昭和60年から平成22年までの人口減少率が17パーセントとなっております。要件に該当してございません。過疎地域自立促進特別措置法は平成22年の法改正の際、改正法施行後3年をめぐり平成22年の国勢調査の結果等を勘案し、必要な措置を講ずることとされ、平成26年4月に過疎要件の追加が行われ、現在に至っています。このことから、平成27年国勢調査後にも同様の要件の追加が行われ、人口要件が見直される可能性がないとは言えないというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の答弁を受けて、前田市長は子供医療費助成のあり方について、人口が多い自治体には財政負担が大きいこと、医療費助成は市町村で差がないことが求められるので、国の責任での実施が必要と述べてきました。また、過疎債を活用している自治体が多いとも聞きます、この医療費の助成の財源として。まず、その活用実態、助成額に対する割合、償還時の交付税措置等について周辺市町の事例で伺います。

2点目は、国に過疎債適用要件の改善を求める考えについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 過疎自立促進のための地方債、いわゆる過疎債は、過疎地域自立促進市町村計画に基づき行う事業の財源として発行することができます。対象事業は、各種施設建設に係るハード事業と過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業に大きく分類されます。制度については、起債の充当率は100パーセント、元利償還金に対する交付税措置は70パーセントとなっております。過疎対策事業は地方債計画の計上額の範囲内において、起債の予定額を定めるものとされております。周辺市町の過疎債の適用の実態については、本市が過疎地域でないこともあって具体的には把握してございませんので、お許しいただきたいと思っております。

次に、過疎地域の要件改善についての正式な要望を行った経過はございませんが、各種中央要望行動等において総務省や関係する両院の国会議員に本市の状況について説明を行っておりまして、今後もその動向については引き続き情報収集等をしっかり行ってまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ①の周辺自治体の活用実態で、私は特定をしております。医療費助成に対する割合と。これが人口の多い滝川市にとっては、他はできてもうちはできないという理由に市長はしてきているわけですから、この点について周辺自治体の実態。1市でもいいです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今情報をいただきまして、砂川市、25年度でございますが、中身についてはちょっとわからないですけれども、乳幼児等の医療費助成事業について1,000万円ということで答えさせていただきます。

なお、過疎債が滝川が過疎地域でないから滝川市は一切その事業についてできないとか、そういう意味での答えではないということを申し添えさせていただきます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 赤平市、歌志内市、深川市はことしから、過疎債を使っている可能性があるのです、これ中学校卒業まで医療費助成していますから。ここにできて滝川はなぜできないのだという、そういう質問をしているわけですから、そこにぴちっと絞り合わせて、焦点合わせて答えてください。

(「ちゃんと書いているでしょう、医療費助成に限定してと。何でこれ答弁できないの」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「助成額に対する割合まで書いているんですよ、具体的に。ちょっとおかしいでしょう。」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「子供医療費助成のあり方がテーマなんだよ、ここ2番目は。過疎債でないよ。そこで、過疎債はどうだという話をしているんですよ」と言う声あり)

(「過疎債についてでしょう」と言う声あり)

○議 長 ちょっと不適切な発言しないでください。

暫時休憩します。ちょっと調整してください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 お待たせいたしました。医療費ということでは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、質問の趣旨をちょっと大きく捉えさせていただきまして、滝川市がもし過疎地域だと想定した場合に医療費含むソフト事業ということでいきますと、どれぐらいの影響があるかということで、あくまでも概算でございますが、算式等に当てはめてみますとソフト事業といたしまして滝川市が対象となるものについては1億6,000万円程度の対象が見込まれると。あくまでも概算ということでご理解いただきたいのですが、そういうそれなりに大きな額が算出されるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 国の過疎債のあり方を含めて地方に対する補助金のあり方、また起債のあり方について問題があると考える一例だというふうに思います。やはり国の責任で改善を求めるよう、さらに要望を強化していただきたいと思います。

次、中期財政フレームですが、平成27年度以降の中期財政フレーム（一般会計ベース）が11月28日の総務文教常任委員会に報告されました。衝撃的な内容で、今後5カ年平均5億4,600万円の赤字、平成29年度予算編成の段階で一般会計基金をゼロに、25年度末残高は23億3,200万円です。多くの公共投資への投資をフレームでは抑制したにもかかわらず、単年度収支は赤字などとの説明が掲載されております。そこで、財政を安定させながら市政執行していくための庁内議論の経過と深さについて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

中期財政フレームにつきましては、例年作成しているところでございますが、本年は7月下旬に理事者協議を行い、その後事業部長会議を経て10月上旬に職員説明会を開催し、職員一人一人に財政状況を理解してもらうよう努めてきているところでございます。また、この中期財政フレームは、新年度予算編成方針の基礎ともなっているものでございまして、フレームで示しているように財政状況が悪化しないように、新年度予算編成においては一層の歳出縮減に努めるところとしておられますし、27年においては市に事業実施の裁量のある事業については見直しを検討することを考えているところでございます。

議論の深さということで、これは解釈が難しいのですが、財政状況を全庁的な共通認識として危機感を持ちながら、健全化に向けて検討を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、財政フレームを見る限り非常に、要するに短期的なというか、ということにとらわれた原因分析をしているなというふうに思います。なぜかという、これはちょうど1年前の私の質問への答弁で、基礎的財政収支は14年間連続黒字です。借入の残高は、最高時の305億円から交付税措置分を除くと75億円まで下がっていると。よって、総務部長は今は自由度のきかない財政状態にあるという点で悪いとは言わないが、よくもないと、こういう答弁をしているのです。つまり滝川市を含めて地方は徹底的にやっけてきているのです、財政健全化。ところが、やってもやっても国の施策が悪いからこうなるという、私はそのように分析する必要があると、大きく。その点についてお考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 予算段階ではかなり厳しいといいつつも、先日の答弁でも申し上げましたが、結果としては予定より多く歳入があったとか、いろいろさまざまな影響があつての決算ということになっています。そういった評価では、私ども正直全然いいというふうには思っていないのですけれども、よくも悪くもないという言い方になってしまったということでございますが、ただ結果として交付

税についても先日触れましたが、国のせいとかという言い方は私どもとしてはできませんが、ただ国の考え方の中ではやはりなかなか地方に対して厳しい部分があるなというふうには感じてはおります。昨日も一部触れましたけれども、交付税の別枠加算についてももう存在理由がないということを財政制度等審議会で言われたり、ただ厳しい部分を全て国のせいというふうにも言えない部分もありますし、そういった情勢を真摯に受けとめて地方、市としてできることをしっかりやっていくということに尽きるのではないのかなと私は思っております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全く今も自公が進めている地方創生関連2法案に基づく施策などというのは、今の地方の現状からいうともう焼け石に水。本当に全くレベルが小さ過ぎるという、レベルだけでなく内容も悪いのですけれども。ということを述べて次に移りますが、フレームでは一般会計の基金残高は26年度末で16億円となり、27年度末に10億円を割ることが推測される。基金がなくなる前に事業の見直しを進め、財政健全化を図ることが急務となっていると記載しています。議会への深い説明、市民への説明、広報、市民的議論をいつからどのように進めていくのか。新年度の関係については今述べられましたので、以上3点をお聞きます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 中期財政フレームについては、11月28日の総務文教常任委員会で説明をさせていただきました。フレームについて今の段階でそれ以上の説明を議会に対して行うということは考えておりませんが、今後財政健全化に向けた見直し検討を進めていく予定ですので、その必要性に応じて逐次内容を説明させていただければというふうに考えております。

市民への周知についてでございますが、予算、決算、基金残高などについては広報にて市民の皆様にお知らせしているところでございます。今後の見込みについては周知してございますが、必要以上に不安感を与えないよう、どのような形が望ましいのか、他市の事例なども勉強させていただきたいと思っております。

市民議論につきましては、市民への説明や意見聴取にはさまざま手法があり、案件の内容に応じて効果的で実効性が担保されるような検討を行った上で実施する必要があると考えております。また、施策によっては実施する場合の効果的なタイミングなども検討の課題であり、健全化に向けた概要や今後の検討に関する議論についても同様であるというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これ財政フレームによると、基金残高が10億円を割るのは27年度末なのです。1年後には、もう基金10億円を割るのです。それなのにそんなペースで物を考えているというのですか。どのように進めていくのかということについて言えば、もう1年後の話ですから、例えば市長選前にやるのだとか、市長選後なののだとか、その点はいかがですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 新年度についての予算編成の基礎になるということで、先ほどちょっと触れさせていただきました。フレームですので、今の枠で考えたときに何年後にはこうなるということをお示し

したものであって、それについて昨日の答弁でも触れましたが、来年度中身について具体的なものを詰めていきたいと。その見直しの内容については、また先ほど言いましたように逐次必要性に応じてお知らせしていきたいというふうに考えています。ですから、長期的に影響を及ぼす見直し部分も入りますので、時間をかけるべき部分についてはしっかり時間をかけて、基本的には来年度中に方針を明確に具体的にしていきたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、27年度に義務教育施設の耐震化事業を完了する予定ですが、組合消防庁舎の建設や体育施設の耐震化事業なども予定しており、当面大型建設事業が続く見込みにあると。道路、公園等のインフラ整備や継続事業を考慮するとほかに事業を実施する余力はない状況であると記載されています。そこで、当面大型事業が続く見込みと言われている事業とは何なのかについて、2、ほかにに含められる事業としてどのような建設事業を想定しているのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど来お話しさせていただいていますが、財政フレームは一つの仮定に基づいて推計したものでございますので、財政の基礎をなすものではありませんが、予算そのものと違う性質のものだということを改めてご理解いただきたいと思います。

当面見込まれる大型事業につきましては、清水議員さんが申されたことの繰り返しとなりますが、義務教育施設の耐震化ということで、滝川第三小学校、西小学校、江陵中学校がありますし、現在整備を進めている駅前広場などもあります。また、耐震化を終了していない体育施設や文化施設もあることですし、市の事業ではありませんが、滝川地区広域消防事務組合の庁舎建設事業も29年度の完成で計画されているところでございます。

ほかに事業を実施する余力はない状況という部分についてですが、財政フレームでは一定程度の建設事業費を見込み、作成したものでございます。この収支不足の状況を考えますと、フレーム以上に建設事業費も取捨選択していかなければならないのかなというふうにも考えております。財政フレームでは、耐震化が終了した学校の大規模改修を初め、老朽化に伴う公共施設の改修事業などは取捨選択事業としているところでございます。一定程度の建設事業費を見込んでおりますが、一つ一つの事業費を積み上げたものではなく、取捨選択した中でこういった枠でという考え方で組み上げたものでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、建設事業等大型財政需要については、要望額が膨大なことから、新規起債は元金償還金の2分の1に抑えるという上限枠を設定した中で推計をしていると記載されています。そこで、今後10年間の元金償還の年平均見込み額は、また2分の1の額に前要旨の組合消防庁舎や体育施設など見込みをしている建設事業額はどの程度を占めると予定しているのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今後10年間の元金償還金の年平均見込みについてでございますが、臨時財政対策債

を含めて約１４億円、臨時財政対策債を除くと約１０億円となっております。

建設事業費として見込んでいる起債額は、年平均で約６億円としてございます。先ほど申し上げた臨時財政対策債を除いた元金償還額の１０億円の２分の１を超えていますが、これは元金償還金が低額になった場合でも建設事業費は一定額程度見込んでいるため、このような数字となったものでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員、次に行きますか、それともまだここ続けますか、要旨。

○清水議員 続けます。

○議長 長 では、清水議員。

○清水議員 ただいまの答弁で、私ちょっと驚きを隠せないのですけれども、ここまで、７５億円まで３０５億円から減らしてきて、さらに１０億円新たに返して、そして６億円しか借りないのです。もっともっと借金が減っていくのです。国はどんどん借金をふやしていますけれども、地方はこんなに頑張っているのに、こんなに事業が組めない。もう基金もゼロになる。これ本当に間違っているというふうに思いませんか。もうこれは、財政フレームを市民に説明するときに、そういう趣旨のことをやっぱり伝えないと、何か市役所が無駄が多過ぎるような誤解を招くというふうに私は思うのです。ぜひここはそういう観点をしっかりと分析をして、市民にしていきたいと思いますと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 フレームの見込み方ということでご説明させていただきました。当然中身について、議会も含めて市民の皆さんに必要なに応じて、見直し内容については影響も出てくる部分もございいますから、わかりやすく分析もしつつ、しっかりと説明はしていきたいと思っております。今の段階でこれが間違っているとかということでは考えておりません。あくまでもフレームという見方で、必要なものを確保しつついくとこうなりますよというフレームの構造だということをご理解賜りたいと存じます。

○議長 長 それでは、まだ清水議員の質問は継続をいたしますが、時間のほうが１２時となりましたので、この辺で休憩をとりたいと思っております。再開は１時、１３時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時００分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

午前中に引き続き清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

◎２、市税

１、連帯納税義務について

- 2、延滞金について
- 3、差押えの解除について
- 4、マニュアルの作成について

○清水議員 次に、市税について伺います。連帯納税義務についてですが、連帯納税義務についてはホームページで説明されるなど、市民理解が進んでいると思います。収納率はどの程度高まったのか伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 共有名義の固定資産税に関するご質問だと思います。まず、市民周知の部分についてでございますけれども、これまで滝川市の公式ホームページあるいは広報たきかわあるいはエフエムG's k y というところの市の保有しております情報発信ツールを活用しまして、制度の周知に広く努めてまいりました。これに加えて、固定資産税、都市計画税の納税通知書、当初に発付しますけれども、この際に共有名義のある部分につきましては個別にパンフレットを同封をしまして制度のご案内をしているところでございます。これらの地道な取り組みですが、効果があらわれているというふうには考えてございますけれども、固定資産税の収納率を見ますと現年課税分でございますけれども、直近の3年間におきましていずれも前年対比で増加しているということでございまして、平成25年度の決算で見ますと対前年で0.20パーセント増の96.56パーセントということになっておりまして、滞納繰り越しにつきましても対前年で2.06パーセント増の11.19パーセントということになっております。今後におきましてもこういう傾向が続くように引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 固定資産税等の連帯納税義務というのは、最低2人、最大でいうと数十人が大きなビルあるいは2世帯の住居を共有名義の場合に該当する。これについてこれまできちんと徴収が進んでいないのではないかという市民の批判も高まった中で、こういった取り組みが進められています。これを進めるに当たっては、これまで全く説明されていなかった連帯納税義務者はもう突然ですから、何で私にこんな滞納があるのだということも含めてさまざまな問題もまた発生しているというふうに思います。そういったことを一つ一つ解決しながら進めていっていただきたいと思います。

今回市税を取り上げているのは、税の公平という点で連帯納税義務を対比させながら、次延滞金に進みたいと思います。延滞金の総額が予算書、決算書を含め、市議会に金額が示されたことはないと聞きますが、そのように確認してよいのか。その理由は。また、庁内で金額や徴収目標管理について、どのような資料を作成しているのか伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 まず、予算書、決算書の表記でございまして、これ科目で申し上げますけれども、予算書、決算書ともに一般会計の歳入の21款というところに諸収入がございまして、21款1項1目の1節に延滞金という項目がございまして、25年度で申し上げますと予算では300万円の計上、決算では1,289万7,870円というような決算額で記載をしているところでございます。

また、徴収管理でございますけれども、目標管理というところではございませんけれども、徴収管理の方法としましては税の基幹システムがございます。このシステムを用いまして納税者個々の管理を行っているというところでございます。ですから、個別に必要な資料などを作成しまして活用しているというようなことでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、徴収された延滞金について伺っているのではありません。徴収、本来滞納額としてその方に示されている延滞金額、その合計についてを伺っておりますが、今の答弁は違うのではないのでしょうか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 ただいまのご質問ですけれども、次の項目にもまたがるのかなというふうに思いますけれども、そんな理解で答弁させていただいてもよろしいでしょうか。今清水議員のおっしゃられる、要するに表に数字にあらわれない潜在的な延滞金ということだと思います。それにつきましては、把握はできておりません。なぜ把握ができていないかということでございますけれども、これは延滞金というのは本来税法でいいますと納税者が遅延本税と同時に加算して納付しなければならぬというふうにされております。ですから、本税が確定といえますか、完納されるときに延滞金が確定するというところでございますから、本税が完納する前には延滞金というのは額の確定はできません。したがって、事前に調定ということはできませんので、お金が入ったときに調定をし、そしてその収入の処理をします。いわゆる事後調定という形になります。ですから、先ほど申し上げましたのはその積み上げの決算額ということでございます。

実務で申し上げますと、ちょっとなかなかわかりづらい、さまざま例がありますので。1つ事例を申し上げますけれども、例えば10万円の税が延滞されました。滞納がありますと。あるときまでは、その10万円で計算をしていきますと。例えば納税交渉の結果、分割納付をしますと。あるときに10万円のうち2万円を入れますと。そうすると、残り8万円に対して、それ以降の延滞金を計算すると。またどこかで2万円が入ると。そうすると、残りの6万円に対して、さらに延滞金を計算していくと。そういうのがずっと続きまして、完納されるまで延滞金が確定をしないと。また、ある事例でいいますと、未来日において本税を納めますと。そのときに同時に延滞金も納めますと。例えば来年の何月何日に行いますということになりますと、当然そのときまでの延滞金も事前には計算できますけれども、それが実際そのときに入るかどうかというのはまだ未確定というところでございます。ですから、実際実務を行う上ではさまざまなパターンがあります。例えばお一人の方が複数の税目を持って、しかも複数の期にまたがって滞納があるというときには、それぞれで計算をしなければならないと。さらに、延滞金の計算をする率というのが過去何年にもまたがりまして変わっておりますので、その年、その年の延滞の率を計算しなければいけないと。先ほど申し上げましたけれども、現行のシステムではそういった管理ができるようなシステムではありませんし、それをやるとしますと膨大な作業量、それから非常に複雑な事務ということがありますから、それを手作業で積み上げるというようなことになりますので、そんなことから事前に総額の延

滞金の未確定の部分もありますけれども、そういうのを把握はできていないということですから、その辺は事務手続ということもありますけれども、そういうさまざまなパターンがあるということで、集約はなかなかしづらいということは、この点はぜひともご理解をいただきたいというところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今は、第2要旨についての答弁があったということで、これ次も聞いてしまってからこの延滞金について再質をしたいと思うのですが、延滞金徴収でかつて減免制度のようなものがあったと聞きますが、内容と経過について伺います。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 延滞金に関する減免制度でございますけれども、これは地方税法の第15条の9に納税猶予の場合の延滞金の免除というものが規定されております。ですから、過去におきましても今現在におきましてもこの関係法に基づいて事務を行っているというところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 急に地方税法の条文を何条と言われてもわかりませんので、今の条の条文を言ってください。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 条文でいきますと非常に長い条文になっています。これ恐らく読み上げてわからないと思いますので、まず第15条の9、先ほど申し上げました延滞金の免除ですけれども、免除の要件というのは同じく地方税法に定めがありまして、徴収猶予をした場合、この徴収猶予といいますのは災害ですとか病気ですとか、徴収金が納入できない、そういった場合には原則1年以内の期間に限って徴収を猶予するというもの、それからもう一つは、滞納処分の停止という部分です。これは、滞納処分をすることができる財産がないときと。こういったときには、延滞金の免除。今これはちょっとわかりやすいところを取り上げましたけれども、ほかにもいろいろ細かい規定がありますけれども、そういうところで免除という規定はございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、税の徴収における公平ということをテーマにしていると言ったのですが、把握されていないという延滞金の総額の徴収の仕方と本税の徴収の仕方、これはイコールでしょうか、それとも重みに差があるのでしょうか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 本税と延滞金、それに差があるのかということですが、地方税法では延滞金も本税も、これは並列といいますか、イコールでございます。条文では、地方団体の徴収金ということで整理をされております。徴収金というのは、本税、延滞金、それ以外にも滞納処分費、何項目かあるわけですが、徴収金ということで整理をされています。ですから、督促においても滞納処分においても地方団体の徴収金についてを行うということでございますから、取り扱いについては差はないということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 イコールといいながら総額は把握していない。いろいろ先ほど言われましたけれども、途中で延滞金利が変わっているとか、そんなことはほかのことでも何ぼでもあるのです。それと、本税が残っているとき、当然変わってきますよね、減るに従って。しかし、それを言ったら滞納額も全く同じですよ。なぜ同じ重さなのに一方は総額を把握して、一方は総額を把握しないのでしょうか。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 先ほど申し上げたとおり、本税というのは当初の段階で調定が起きます。延滞金というのは、確定段階で調定が起きるということです。ですから、未来日に向かって不確定なものを調定するということはできませんので、それを把握しようとするばみんなで手作業でどんどん、どんどんやれば、それは物理的には可能かもしれませんが、ですけれども、ある段階で押さえても翌日になるとその額が変わるということです。ですから、延滞金の性格というものを、扱いはイコールです。ですから、何かの処分をするときには同じです。本税も延滞金も同じ処分になります。ですから、総額をつかまえるかどうかというのは、そこが問題ではないのではないかと思いますけれども、つかまえていないからどうこうではなくて、個々で徴収管理をしていますから、個人個人の延滞金というのはしっかり管理をされています。それを数字で総額で言ってくださいというと、それは今は事務的につかまえていませんということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、調定された延滞金があるはずですよ。つまり本税が完納されたもの。これについては、当然調定されているわけだから、それについては金額把握していますね。

（「さっき答弁していますよね」と言う声あり）

（「それ幾らですかという」と言う声あり）

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今の部分については、先ほど申し上げましたけれども、また細かい話になって申しわけないのですけれども、税法には本税優先というルールがあります。ですから、例えばある部分で本税と延滞金も納めますよといっても、ほかに本税の滞納があればそっちに優先的に充当しなければいけない。そういったルールがあります。ですから、延滞金の全体の話ですけれども、入ったものについては調定をして積み上げしますけれども、入っていないものについてはやっていないというのが現状ですから、把握していないというか、把握できていない。それは、絶対やらなければならぬぞということになればもう手作業でもその辺はしますけれども、それは今やっていないということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、恐らく延滞金の総額は数億円にはなるだろうと思います。これがバランスシート会計になれば、当然未収金ということで計上しなければならない。当たり前です、そんなの。いろんなこと言いますが、国税はこれは延滞税がかかりますから、システムのにもこれ総額把握しているはずですよ。そこだけ地方税は倣って、しかし総額を決める、把握するようなシステムはやっていない。これは、私は税における公平性を欠いた現状だというふうに思います。ただ、これ

は全国的なことだというふうに思いますので、国に対してもそういったシステムに対する援助などを求めるとともに、やはり市の幹部も市長以下この問題についてどれだけ本当に集まっているのだということも含めて、税の公平性を確立していただきたいというふうに思います。

次ですが、差し押さえの解除です。国税徴収法等で、差し押さえの解除等について、どのように定められているか。また、滝川市ではどのような判断基準を用いているのか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 差し押さえの解除でございますけれども、これは国税徴収法第79条の第1項というところで、徴収吏員は次の各号に該当したときは差し押さえを解除しなければならない。いわゆる義務的規定が定められております。これも条文読みますとまたわからなくなりますので、なるべくわかりやすくお話ししたいと思いますけれども、例えば差し押さえに係る、これは国税徴収法ですから、国税という表現になりますけれども、地方税法はこれを準用しております。差し押さえに係る国税の全額が消滅したとき、いわゆる全部納まったとき。あるいは、滞納している税が取り消しになった場合ですとか、そういう場合は解除すると。それと、もう一つは、これはちょっとわかりづらいかもしれませんが、差し押さえをした財産の価額がその差し押さえに係る滞納処分費及びそれに優先する優先債権がある場合、要は公売なりの換価手続をとったとしても、実際の配当が見込めない場合です。ほかの差し押さえとか、そういうところに優先的に回ってしまって自分のところには配当がない場合、こういった場合は解除しなければならないと。また、それ以外にもできる規定というところもありますけれども、国税徴収法ではそういうことも規定をされております。また、地方税においても同様の規定がございまして、徴収緩和の規定がございます。ですから、滝川市におきましてもその関係法令にのっとってその手続を行っているというところがございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 第79条第2項の第1号にその価額が差し押さえに係る国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったときと、こういったことについて、どのように基準を設けられているのでしょうか。これをただやっているということでは、著しくというのをどのように読むのかということになりますから、そこについて伺います。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 第2項の著しくという部分ですけれども、何をもって著しくかというところでもありますけれども、それはいろいろな部分で判断があると思います。例えば預貯金などの債権についてはその同等ということだと思います。あるいは、滞納のされた額、一部が納付されて、例えばそれが半分になったとすれば半分、滞納の差し押さえの部分は半分に落とすとか、預貯金債権であればそういうことは可能かと思います。しかしながら、不動産のような、例えば1棟を差し押さえるというような場合には、それはなかなか半分にするとかということはできませんから、そういった場合につきましては差し押さえを解除する財産が1棟建物のように分割することにより物の経済的価値を著しく害するようなものの場合には、その差し押さえは解除しないというものもありますので、そういった判断によって行っていくというところがございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次のを聞いて、もう一回再質しますけれども、延滞金未納残額がある場合の近年の不動産差し押さえ解除実績について伺います。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 延滞金に未納残額がある場合の差し押さえ解除の実績はございません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 つまり国税徴収法では解除できる規定があるにもかかわらず、あるいは解除義務規定、できる規定があるにもかかわらず、実績ゼロなのです。先ほど言われたように、分割可能なものについても恐らく解除していないと思います。家屋と土地が2つ分かれている場合、明らかに延滞金の残額が家屋の評価額あるいは土地の評価額を下回っているのに、そのまま家屋も差し押さえし続けるという事例があったとしたら、これは問題ではないですか。できるのではないですか。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 そういう具体の事例は私は承知をしておりますけれども、先ほども言っておりますとおり法令にのっとって判断すると、それに尽きます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 具体のことは私も聞く権利がないので、それはそういう答弁になりますが、私は具体のことを聞いているわけではないのです。結局差し押さえ解除がゼロだということであれば、今不動産で差し押さえしているものについて、最低でも家屋と土地は分けて解除できるかどうか。これは、もしあれば直ちにそれをするという考えについて伺います。

○議 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 まず、差し押さえ解除は一件もないわけではございません。要するに先ほど申し上げました法令にのっとって、全額入ればそれは解除しますから、そういうものの実績はあります。先ほどのご質問は、延滞金に未納残額がある場合と。その場合にはありませんという、そういう答弁です。それと、今の不動産の話ですけれども……

（「著しくという、そこが焦点だから」と言う声あり）

○田中市民生活部次長 ですから、著しくの……

（何事か言う声あり）

○田中市民生活部次長 解除はあるのです、解除したのは。ですから、今のご質問のことについてはありませんということです。その著しく云々と。それは、できる規定でございますから、そのときの状況によって法令にのっとって判断をすると、そういうことでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 先ほどのいわゆる延滞金の総額を把握していないという問題、また不動産の差し押さえを解除できる場合があるにもかかわらず、解除していないという問題。税は公平でなければならないということを肝に銘じて、今の点について改善することを求めて、次に移りたいと思います。

最後、マニュアルの作成です。この点については、徴収についてマニュアルはあるか、またどの

ような統一的な対応ができるようにしているかを伺います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 マニュアルということでございますけれども、よく一般的に言われるようなこういうときにはこういうふうになさいというように定めているようなマニュアルというのは特に定めておりません。なぜかと申しますと、税務事務というのは基本的に法令にのっとりやると。先ほど来清水議員おっしゃっていますけれども、公平にと。ですから、税務事務の基本というのは法令にのっとりすること、それと公平に行うこと、この2つだと思います。特に課税事務というのは、もう全てが法令によって、課税客体ですとか、課税対象、納税義務者、課税の形式、全部細かく決められていますので、いわゆるそれがマニュアルという部分にはなるのだと思います。要するに法令にのっとり行う中で税務事務と。一方、徴収事務、例えば滞納者に対してどういうふうに折衝するのだというところについては、その法令にのっとり法令の範囲内でそれぞれその滞納者の実情に応じて、どういうふうにすると合理的に徴収に結びつくのかというところの判断がありますので、逆に言いますとそういう部分に画一的なマニュアルを適用しますと、個別の部分に逆縛ってしまうということになりますので、法令の範囲の中でできる分にはお互いの中で納税者の事情といたしますか、それを最大限配慮した中で徴収事務を行っていくというところが基本の考えでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、ちょっと時間もございませんので、次の機会にと思います。

◎3、防衛大綱と機動連隊誘致

1、自衛隊に関する要望について

次は、防衛大綱と機動連隊誘致です。自衛隊に関する要望について伺います。まず、隊区の市町長が防衛省要望を行いました。駐屯地、連隊にどのような増強等を想定して要望したのか、可能な限り具体的に伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

平成26年10月22日に防衛省において滝川自衛隊充実促進協議会、自衛隊協力会滝川隊区連合会、滝川自衛隊協力会の3団体合同によりまして陸上自衛隊滝川駐屯地の充実に関する要望を行いました。平成26年度以降に係る防衛計画の大綱によれば、陸上自衛隊の旅団等は島嶼部に対する攻撃を初めとする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊である機動旅団等に改編されるということであり、第11旅団が先ほど述べたような機動旅団として改編される際に滝川駐屯地において即応機動連隊を含めた組織強化と必要な隊員の増員並びに地域の安全、安心の観点から大規模災害時における迅速な災害対応が可能となるような滝川駐屯部隊の機動力強化を要望したものであります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、中期防の別表ですが、機動戦闘車が全国で99両ふえると。これは、まさに機動連隊に配備されると考えられているものではないでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 中期防、中期防衛力整備計画では、新たに機動戦闘車を導入するとあり、それでは全国で99両の整備が計画されているというふうに理解しております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回の要望で、機動連隊の際には滝川に誘致ということでやっているわけですね。普通科連隊が機動連隊になる場合に、ただ自衛官がふえるということではなく、やはり装備がふえるのだというふうに思うのです。そういうことを想定していないのですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 装備が拡充されるという可能性はあると思いますけれども、その辺については公表されていませんので、私の口からどうこう言うことは残念ながらできません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に、一応伺っておきますが、わからないと言いますが、機動連隊の装備については機動戦闘車が有力視されているのではないのでしょうか。また、その機動戦闘車というのはどのような性能を持つものですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 平成25年12月17日に国家安全保障会議決定及び閣議決定がされた26年度から平成30年までの中期防で、先ほど言いました99両の整備が計画されておりますが、重ねた答弁となりますが、北海道へ何両といったような情報については公表されていないので、不明としか申し上げようがございません。ただ、2番目の質問になります機動戦闘車の能力についてでございますが、こちらどういうものかという部分については陸上自衛隊の公式フェイスブックに載っております、そちらを申し上げますと性能等乗員4名、重量約26トン、エンジン出力570馬力、最高速度が時速100キロというような記載がございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、ここで問題だというふうに思うのは、誘致する対象がどんな装備なのかということも不明なまま誘致すると。これは、市民に対して無責任だなというふうに私は思いますが、そうお考えになりませんか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 予想されていると思いますが、無責任だとは思っておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 駐屯地の増強あるいは連隊の再編について、どのような権限を首長あるいは地元議会等が持っているのか教えてください。

(「通告がありません」と言う声あり)

(「いやいや、誘致したんだから」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○議長 総務部長。

○総務部長 市に権限という意味でいけば、市に権限が明確にされているというものはないと認識しております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これが機動戦闘車です。いわゆる装輪の上に戦車と同じものが載っている。これが100キロで走れるのです。高速道路も走れます。このようなものが5台から10台連隊に配備されるだろうということが言われています。しかし、これを誘致して、来るぞと。滝川を選んで来るぞといった時点で、地元には、自治体にも議会にもそれを拒否する権限はないというのが問題なのです。そういうものを何かわからないのだということで誘致するということは、私は市民に対して無責任だというふうに思います。しかし、ここで見解の相違ですから、次に移りますが、機動連隊化による駐屯地増強は、地域経済の向上になると考えているようだが、どのような補助金、交付税のメニューがあるのか、また人員増による消費増の経済効果はどの程度になるのか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 防衛省所管の主な補助事業としまして、障害防止事業や民生安定事業があります。これらの事業は、駐屯地の隊員の人数に関係なく、防衛施設の設置または運用によりその周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害されると認められる場合において、その障害の緩和に資するため、生活環境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備を行う地方公共団体に対して国が補助するものであります。補助金の金額については、それぞれの施設の整備等について積算をしないと出てこないものであり、人員増によりふえるかどうかについて今の時点で申し上げることはできません。

質問の消費増による経済効果ということでは、一つの試算として平成25年家計調査の北海道分のデータを用いて単純に消費支出を算出した場合、隊員が仮に100人ふえ、全て滝川市内で消費をしたと仮定しますと、消費支出額は3億5,000万円程度の増となります。このほかにも市税や地方交付税が上乗せされることにより、市の歳入も影響を増加するというふうに予想はされます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、やはり市民に対して誘致している対象がどのようなものなのか、場合によっては騒音だとか、いろんなことが想定されます。ですから、決まってからではなく、現状から市民に伝えと。そして、もう一つは、経済をほかのことよりも優先するということの、要するに経済がよければ武器がふえてもいいのだという立場に立たないことを求めて、次に移りたいと思います。

◎4、農業行政

1、米麦ばら調製施設について

農業行政ですが、米麦ばら調製施設について。昨日山本議員の質問でもうほとんど解明をされておりますので、私は端的に。１点目については、３月までかかるというふうに言われておりますが、一方で老朽化対策、ピンネ農協などは色選を増強するという形をとりました。農家のお話を聞くと、建てると当然お金も億単位でかかると。だから、１０年に１回だということであればソフト事業にそういったお金をかけてほしいという声も聞きますが、そのあたりについてきのうのご答弁ではＪＡと協議していくということですので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 本年産米の処理状況の関係でのご質問ではあったのですが、今ご質問の中身ですとソフト事業ということです。具体的に例えば色選を増強するとか、そういう意味だと理解でよろしいでしょうか。

（「ソフトというか、それはハード。利子補給とか」と言う声あり）

○農政部長 それは次の質問……

（「２番になるんだけど……」と言う声あり）

（「お互いでしゃべるんじゃない」と言う声あり）

（「お互いで」と言う声あり）

○農政部長 済みません。

（「議長、もう一度整理してください」と言う声あり）

○議長 長 そうしたら、一度ちょっと部長下がっていただいて、もう一度今の質問をお願いします。

○清水議員 今ソフト事業は利子補給だという話をすると、まさに２点目になりますので、まず１点目はきのうのご答弁で理解をいたしました。

２点目伺います。経営支援対策として、組合員勘定を閉じるための融資、生産払いを行うまでの利子補給を市として実施する考えについてなのですが、昨日ナラシ対策の前倒し、あるいは無利子の融資なども行われるということが答弁されました。しかし、生産費をそれでも下回るのだということでは、さらにその枠におさまらない、要するに借入れを行わなければならない組合員が残るのかなと。そういう方に対しても市として利子補給をするということについてお考えを伺います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 利子補給の関係についてだけお答えさせていただくとすれば、昨日山本議員からご質問いただいた当面のつなぎ資金の関係についてはこういった政府系の資金ができていますということでお答えしておりまして、それとあわせて農林中央金庫のほうでは利子補給の制度をこのたび設けるということで発表に、新聞報道でございまして、その中身につきましては２６年９月、ことしの９月からさかのぼってということになります。来年の３月までの融資について０．５パーセント以内で利子の補給をやるという政策を打ち出しておりまして、これが実行されるとかなりの米生産者の支援ということで打ち出されたものでございまして、それに対しては市が利子補給、第３回定例会のほうでもたしか清水議員さんからご質問いただいて、利子補給の話もされていましたが、

そのときはごく低利の融資を受けていて、特に認定農業者であればほぼ利子がかからないような融資を使って今まで設備投資を行っているということで、それで利子補給の必要はないというふうにお答えしたことも絡めまして、今回については今度は米価の下落対策については農林中央金庫がそういう制度を今考えているということで新聞発表になっているところなので、市としてはそれに期待したいと思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題については、さらに幾つかの質疑をしなければならないということで、3月までという限定の利子補給で、それ以降については利子を払うということになるわけで、こういう年に限ってはさらに1年とかいうことについて、市の利子補給の制度などを求めて、次に移りたいと思います。

◎5、教育行政

1、小中学校の大規模改修・改築計画について

教育行政です。小中学校の大規模改修・改築計画について伺います。9月定例会で、市教委の考え方が答弁されました。要約すると、今後は第二小学校が築39年、東小学校と江陵中学校が築36年、明苑中学校が築35年、築54年の滝川第一小学校は大規模改修後26年で、5校の大規模改修や改築が必要になるかもしれない。改築の概算は1校当たり22億円程度、大規模改修12億円程度。文部科学省の新たな長寿命化改良事業も視野に入れながら、新年度に平成28年度以降の小中学校の施設整備方針を具体的に計画していきたいというものです。中期財政フレームが出されましたが、市教委の基本的な考え方に変わりはないか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 28年度以降の計画につきましては、適正配置計画、そして給食施設整備方針などの考え方、それから財政状況をしっかり踏まえまして27年度中に次期10年の学校施設整備方針を策定したいという考えでございます。基本的には、大規模改修により長寿命化を図りたいと。国の助成制度を最大限利用し、限られた財源の中で知恵を絞りながら整備を検討していきたいという考えには変わりございません。しかしながら、まず財政状況について中期財政フレームを出されましたけれども、その辺を踏まえて新年度計画したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 質問の冒頭の中期財政フレームについては、今後5年間約10億円借金を返しながら、6億円新たに起債すると。しかし、その中には先ほどの質問の答弁の範囲では、これら6校の改築、大規模改修は含まれていないというふうに理解をせざるを得ないと。しかし、これをなくせば、これをやらなければ、教育のまち滝川なんていうことは一切言えなくなる。そういう点で、ここは6億円、10億円、この差額は何かという、起債償還が決まっているからなのです。しかし、借換えをすることで長期化する。そして、6億円に減らすということは可能なはずなのです。それぐら

い今の国政ができないわけがない。ですから、これだけもう起債が減っている中で、起債の償還を長引かせるというのは、赤字を膨らませるということには全くなりません。10億円借りて10億円返すことになるわけだから。そういったことをやっても、何としてもこの建てかえを計画に組み入れていくということについての市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、財政健全化を図る中で清水議員おっしゃるとおり平準化を図っていくというのも考え方の一つだと思います。そのお考えも一つの参考としながら、教育委員会とよく相談をしながら、今後の大規模改修等の計画を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そのご答弁をぜひ政府に対して言っていただきたいと思います。

◎6、市議会議員の政務活動費

1、今後の対応について

それでは最後に、市議会議員の政務活動費について伺いますが、2日、第61回議会運営委員会が開かれ、政務活動費を月1万5000円から月2万5000円へと1万円引き上げを確認しました。日本共産党は委員外議員ですが、反対を表明しました。また、11月27日の会派代表者会議の結果を受けて議長から口頭説明に対して口頭で市長が応じないとされたということを受けて、8日の議会運営委員会では文書で取り交わすということで議長からの要請文、またそれに対する市長からの回答書が出されました。市長は、この経過の中でどのようにこの要請についての検討を進めてきたのか伺います。

○議長 市長。

○市長 ご質問いただきました件につきましては、先般市議会議長宛てに文書にて回答させていただきました。これまでの議員各位の調査研究を初め、自己研さんと資質向上に向けた精力的な議員活動に対して心から敬意を表するところでもあります。また、このたびご依頼いただきました政務活動費に係る協議経過につきましても十分理解できる点もございましたけれども、ご承知のとおり現在財政健全化に向けた具体的な対応を検討している最中にありますということから、現時点で市長として特別職報酬等審議会に諮問する時期ではないと判断をさせていただきまして、ご返答申し上げた次第でございます。そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、市長のご英断に心から敬意を表したいと思います。

一方、適切な判断だったことはもう間違いのないのです。しかし、大変重い判断でもあるのです。議会からの要請に対して市長がそれに応じないと。これは、ぜひ市民に伝えるべきことだというふうに思いますが、市民に伝えるということについてどのように検討され、またどのような行動をとられる見込みなのかも含めてお伺いいたします。

○議長 市長。

○市 長 確かに議会からいただいた文書に対してこのような回答したことは、大変重い決断ではございました。その件につきましては、もう既に新聞報道等なされております。私は、それで十分だと思っておりますので、これ以上のことは行動を起こす考えはございません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 十分だと、報道もされたからとおっしゃいましたが、十分ではないのです。北海道新聞だけなのです。それで十分だというふうにお思いですか。

○議 長 市長。

○市 長 北海道新聞だけとおっしゃいましたけれども、滝川民報にも清水さんの件で載せていただいております。地元紙のほうにも載せていただいております。私は、それで十分と考えています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今赤旗折り込みの滝川民報について触れていただきまして、心から感謝申し上げます。ただ、やはり道新と赤旗読者と、そして私のフェイスブックだけです。やはりこれ足りないというふうに、それでも思いませんか。

○議 長 市長。

○市 長 私自身十分であると判断しております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の一件は、議会運営委員会で15日、正式な文書がやりとりが行われたにもかかわらず、議会広報にも載せない、議会だよりにも載せないということが決まりました。そして、議長の記者会見も記者発表も行われないので、道新に対する取材で終わっていると。やはりこういった問題、特に政務活動費については非常に市民の関心が高いのです。ですから、特に政務活動費については市の広報に、1月広報に間に合いますか。ぎりぎり、2月広報でも結構です。こういった経過があったのだということを議会が行わないのですから、ぜひ市長がこういう回答をしたということをやっていただきたいということ、要望になりますが、以上を要望いたしまして一般質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第2号 専決処分について（工事請負契約の変更）

○議 長 日程第3、報告第2号 専決処分について（工事請負契約の変更）についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第2号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、滝川第三小学校改築A工事に係る工事請負契約の変更でございます。変更の内容は、

労務費等の上昇による設計金額の増額に伴う契約金額の変更でございます。原契約金額は、6億585万円でございます。変更後の契約金額は、6億1,220万2,500円でございます。専決処分年月日は、平成26年12月8日でございます。

主な変更内容ですが、本工事は屋内運動場や職員室などを主体とした校舎改築工事でございますが、公共工事に係る労務費等の上昇による設計金額の増額に伴い、請負契約の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第3号 専決処分について（工事請負契約の変更）

○議 長 日程第4、報告第3号 専決処分について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第3号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、滝川第三小学校改築B工事に係る工事請負契約の変更でございます。変更の内容は、労務費等の上昇による設計金額の増額に伴う契約金額の変更でございます。原契約金額は、9億8,574万円でございます。変更後の契約金額は、9億9,699万6,000円でございます。専決処分年月日は、平成26年12月8日でございます。

主な変更内容ですが、本工事は普通教室や給食センターなどを主体とした校舎改築工事でございますが、公共工事に係る労務費等の上昇による設計金額の増額に伴い、請負契約の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第５ 報告第４号 専決処分について（工事請負契約の変更）

○議長 日程第５、報告第４号 専決処分について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第４号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、滝川第三小学校改築電気設備工事に係る工事請負契約の変更でございます。変更の内容は、労務費等の上昇による設計金額の増額に伴う契約金額の変更でございます。原契約金額は、２億２，９９５万円でございます。変更後の契約金額は、２億３，２３６万５，０００円でございます。専決処分年月日は、平成２６年１２月８日でございます。

主な変更内容ですが、本工事は電灯設備や受変電設備などを主体とした電気設備工事でございますが、公共工事に係る労務費等の上昇による設計金額の増額に伴い、請負契約の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第４号は、報告済みといたします。

◎日程第６ 報告第５号 専決処分について（工事請負契約の変更）

○議長 長 日程第６、報告第５号 専決処分について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第５号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、滝川第三小学校改築機械設備工事に係る工事請負契約の変更でございます。変更の内容は、労務費等の上昇による設計金額の増額に伴う契約金額の変更でございます。原契約金額は、３億９，７９５万円でございます。変更後の契約金額は、４億１０２万６，５００円でございます。専決処分年月日は、平成２６年１２月８日でございます。

主な変更内容であります。本工事は給排設備や暖房設備などを主体とした機械設備工事でございますが、公共工事に係る労務費等の上昇による設計金額の増額に伴い、請負契約の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第7、議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 それでは、提案者である清水雅人、渡辺精郎を代表いたしまして、私日本共産党の清水雅人から提案理由を説明させていただきます。

まず、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、第1条でうたっております。内容としては、平成27年1月から27年4月までの間、特別職の職員の給料月額、第3条及び前項の規定にかかわらず、同条及び同項の規定により算定される給料月額から当該額に100分の45.9を乗じて得た額を減じた額とする内容です。

また、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、第2条で同じく平成27年1月から4月までの間、議長、副議長及び議員の議員報酬月額を100分の17.9を乗じて得た額を減じた額とすると。

施行日は、1月1日です。

なお、参考資料を2ページに付しておりますので、お目通しください。

また、この45.9の額というのは、1月から4月の減額総額で市長は139万8,426円、副市長は111万4,131円になります。また、議会議員の100分の17.9に当たる数字は、金額は議長が30万7,880円、副議長が25万7,760円、議員が23万6,280円となります。

なお、この理由についてご説明をいたします。先月28日に行われました第5回市議会臨時会の一般会計補正予算で、生活保護詐欺事件に係る住民訴訟に要する弁護士費用の支払いとして1,475万円が全会一致で可決されました。対象になった生活保護医療扶助、通院移送費2億3,886万円不正問題の住民訴訟は、2014年4月25日、札幌高等裁判所が当時の滝川市福祉事務所長及び福祉課長らに生活保護法違反、著しい注意義務違反、重過失ありの判断をもとに総額1億3,465万円の損害賠償請求命令の判決を下しました。しかし、前田市長が債権全額を放棄する議案を提出。滝川市議会は、6年にわたって積み重ねた住民訴訟の高裁判決1億3,465万円の損害賠償請求の全ての請求権放棄を議決しました。これに対し、市民の声連合の渡辺精郎氏、私日本共

産党の清水雅人が提出をいたしました支払い能力を勘案し、4分の1に減額する修正案も否決しての全額放棄でした。弁護士費用の支出そのもの、また金額については、地方自治法第240条の2の12及び弁護士報酬基準によるものであり、異論はなく、私たち提案者も賛成をいたしました。なお、財源が一般財源であることは、その時点ではほかに方法はありませんでしたので、私は賛成討論で後日これにかわる財源を提案することを述べました。そこで、今回財源を一般財源にしたままでは問題があると考え、市長、副市長、市議会議員18名の報酬減額分をこの弁護士費用の財源にする条例を提案するものです。

滝川市は、被害額に金利を加えた額2億4,065万1,000円について以下のような処理をしました。まず、会計検査院に生活保護法違反を指摘され、厚生労働省に補助金分として1億7,914万5,000円を財政調整基金から返還し、それを2009年度から3年間の特別職、一般職の給与削減等で減額等で基金に積み立てました。そして、滝川市費負担分6,150万6,000円は市長、副市長の給与減額、関係職員の給与減額、刑事事件受刑者の預貯金差し押さえと市民の皆様からの寄附金を2008年度から4年間、滝川市再生基金として積み立てて復元しました。しかし、今回の弁護士費用として第5回臨時市議会で補正予算が組まれた1,475万円、実際の支払い額は1,000円単位四捨五入前の1,747万8,790円です。なお、これまでの市の訴訟代理人への支払い額206万3,790円については含まれていません。このうち、新滝川市活力再生プランで21年4月から9月までに行った議員報酬減額分680万6,000円を除く794万2,790円を今回の減額対象にしました。

一般財源から1,475万円が支出されたことについては、市民は一部報道で知っただけです。市民が知らないうちにこのような血税から負担すべきでない費用を一般財源から支出されたのです。しかも、生活保護法違反、著しい注意義務違反、重過失があったので、総額1億3,465万円を元職員に損害賠償請求命令を行えという札幌高裁判決に従わない債権放棄をしていなければ、市民の血税から支払うことはありませんでした。弁護士費用は、裁判所の判決に基づき、関係元職員3名に請求し、支払ってもらふべきものだったのです。

最後に、この弁護士費用支出にかかわる議会日程について問題点を指摘しておきます。まず、弁護士費用が1,475万円であることが初めて議会に報告されたのは11月28日の臨時議会の7日前の11月21日の厚生常任委員会でした。しかも、これが7日後の臨時議会の補正予算の中に含めて提案されるというのです。これは、告示日のわずか4日前で、土曜日、日曜日を除けば2日前のことでした。臨時議会が11月末に開かれたのは、人事院勧告に関連した一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う増額のための補正予算が施行日が12月1日でなければならないからでした。まさに電撃的な計上でした。臨時議会で私がなぜこのように急ぐのかとただしたのに対し、請求から50日以内のルールがあると答弁されましたが、それであれば12月定例会で何の問題もありませんでした。全国を揺るがした事件で、元職員が前代未聞の生活保護違反、著しい注意義務違反、重過失というほとんど故意と言ってもよいということが確定した裁判費用を血税で支払うことを実質2日間の議会への説明で済ませた行政姿勢は市民感覚からずれていると考えます。よって、債権放棄を提案した市長とそれを容認した副市長、議決した市議会議員1

8名の報酬減額で賄う内容の条例を提案するものです。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 ちょっとご認識について伺います。

まず、清水議員に対してであります、今の提案理由を聞くと、簡単に言えば血税を投入してはいけないう、こういう考え方だというふうに思いますが、この三、四年の間にその2億4,000万円の事件の解明というか、質疑だとか、あるいはいろんな議決の際に、清水議員は2億4,000万円の最終的な損失補填の一部となった職員給与の削減については税だという認識をお持ちになっておられました。私はそうは全く思いませんで、当時たしか本会議のその発言に対して議事進行をかけ、そして最終的には清水議員はその部分は削除されたということは間違いのないのですが、改めて伺いたいというふうに思います。一般職の職員のみならず、特別職もそうなのですから、給与については税という認識があるかどうかを伺いたいと。改めて確認をしたいというふうに思います。

それから、原資は税なのでしょう。原資が税であることは間違いのないのですが、労働の対価として支払われる部分についても税だというふうにご認識でしたから、そのことを確認をしたいというふうに思います。

それから、渡辺精郎議員には、今回民事訴訟ですから、例えば自治体病院なんかが患者の遺族あるいは患者本人から民事訴訟を起こされるケースはあります。例えば特定の勤務されている医師が公務員という位置づけであることはご存じだというふうに思うのですが、自治体病院の場合。その職務上の行為に基づいて損害賠償を求められるケースは多々あります。仮にそれが敗訴となった場合に、例えばその本人もしくは管理監督責任がある病院長、関係者全てが今回と同じように公金を使用しないで当事者、関係者が負担するべきだというお考えかどうかについて伺います。

○議長 長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 職員給与が今回の約2億4,000万円の返還に使われたということについて、税か税でないかという、厳密な議論で、過去そういう議論があった記憶はあります。厳密に言えば行政が行っているお金は全て税金です。100パーセント税金です。起債もありますが、これ返すのは必ず税金です。税金以外のものというのは本当に少ないです。わずかです。諸収入と言われるものです。そういった面でいえば、市税と限らなければ税です。ですから、血税です。ですから、職員の給与も原資は血税そのものにほかならないというふうに考えます。それを滝川市の予算書でいえば一般財源という言い方をすることもあります。しかし、一般的に給与の原資が血税であるということを言って、それが正しいとか正しくないとか、そんな議論は私は議会にはなじまないというふうに思います。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、荒木議員の質疑にお答えしていきたいと思ひます。

私は、民事訴訟における費用分担、特に弁護士費用というのはやはり裁判所の結論次第だと思っています。つまり裁判所のほうで過失というものを認めた、そういうときは、いかなる公務であってもそれはやはり自分の懐から負担しなければいけないと、そういうふうに私は思っているところでございます。それ過失責任がないと、こういうことになったときは、つまり勝訴です。そういうときにはやはり全然支払いをしなくて、何か税金でということの措置はあるかもしれませんが、この場合はもう完全に敗訴もいたしました。しかも、その責任は重大だと、こういうことになった判決の後でありますから、これを血税で負担するというのは全く筋違いだと、こういうふうに思っているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 まず、清水議員に対してなのですが、原資は税だということは私も言っています。でも、過去の発言だとか認識について、例えば行政側の認識や発言について、ほかの議員より特に厳しい清水議員ですからお伺いしているのですが、当時の発言は2億4,000万円を給与で補ったこと自体が、受け取るべきものがもう税だという認識ですから、さっきおっしゃったのは原資がどうのこうのということではなくて、給与として受け取った、振り込まれる時点というか、もう振り込まれることが決まる時点がもう税かどうかということを言っているのです。それを伺っているのです。要するに給与として、我々の報酬もそうです。報酬も原資は税です。そんなことを議論していません。つまり過去の清水議員の発言を聞くと、2億4,000万円の補填の一部となった職員給与は、要するに職員の協力ではなくて、もうそれは税だという、そういう当時の発言ですから、そのことについての認識を聞いているわけです。

渡辺議員については、ちょっと何をおっしゃっているのかよくわかりませんが、ではこういうふうにお聞きしましょう。先ほど事例として挙げた例と今回の民事訴訟との、要するに違いはでは何ですか。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 支払われる給与が税なわけがないではないですか。それは、労働の対価です。それは、労働の対価であることは100パーセント間違いありません。しかし、その原資は血税であると。今回の滝川市財政調整基金に積み立てた1億7,914万5,000円は、一度給与として支払われたものを集めたわけではないのです。予算のときに既に給与を減額して、減額したものはこれ給与ではありません。ですから、私は血税だと言ったのです。つまり原資の段階でのものを返還に使ったと。給与を返還に使ったのではありません。これが事実です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 私の理論は、いつも同じであります。つまり敗訴をした民事訴訟法において、敗訴した者は必ずこれは弁護士費用を負担しなければいかぬ。大原則があるわけでありまして。その負担するのが誰かといえ、やっぱりもう3人の方に特定をされて、裁判のほうでも特定されてしまったのであります。つまり滝川市の市役所の機構が云々と、こういうことを言われたのではございません。最終的には、やっぱり3人にそれほどの責任、1億3,000万円、そういう責任があると言われたのですから、それによって敗訴した者が必ず弁護士費用をこれは負担しなければいけない。

だから、この原則でもってこれを公費から負担をするというのは、これはいかぬと、こういうふうには私は言っているわけございまして、よろしくそういうことでご理解ください。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 清水議員の答弁を聞くと、要するに一度振り込まれて、そこから何パーセント分かを集めれば税ではないということですね。そういうことですね。そうすると、今回だって振り込まれる前に減額をされるという案ですから、そうすると税金を投入しないということと矛盾するのではないですか。そのことを聞いています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回の特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例というのは、やむにやまれぬ条例だということは理解をいただきたいと思います。1億3,465万円の債権を放棄したのはどなたでしょうか。市長並びに私と渡辺精郎議員を除く16名の議員です。この債権放棄という最高裁判所でさえ濫用、逸脱があつてはならないという議決、議会の議決で裁判所の議決を葬る。こういったことを、こんな前代未聞のことをやって、その後に血税を使わないためにやむにやまれぬ内容がこの方式ややり方だったのです。私も本来ならこういうことではなくて、債権放棄せずにそこから取ってもらいたかったということを述べて答弁といたします。

（「答弁じゃないだろう。質問に答えていないぞ」と言う声あり）

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 それでは、議案第14号に対する質疑を行いたいと思いますが、なかなか質疑に対するしっかりとした答弁がなされないということでございます。しっかりと答弁をしていただくことを前提に質疑をしたいと思います。

そもそも先ほどの提案で清水議員のほうから、臨時会でやむにやまれず賛成したという表現がありました。やむにやまれずでもなく積極的でもいいですが、賛成したことは事実なのです。にもかかわらず、この歳入部分について疑義があるということで今回の提案をしたことについては、先ほどの説明では全く理解ができない。しっかりとした説明を短くしていただきたいなと思います。

それと、これは議運でさまざまな議員から清水議員あるいは渡辺精郎議員に対して発言がありました。そもそも議員の身分等については、議員間できちとした議論をして、総意に基づいて議会に提案を行っていく、こういう慣行、慣例があるのですよということで意見があつた際に、私はそういった慣行よりも議員活動としての自由な議員活動を優先すると。それは、もちろん自由な議員活動は優先されるべきということは議運の皆さんも確認をしておりました。しかし、そういうことであれば、こういう提案はもちろん議員定数の問題についても議員提案によってこの議会に自由に提案することは、これはやぶさかではないと思いますので、清水議員のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、3つ目、最後に渡辺精郎議員にお尋ねします。この議員報酬を削減するという案であります。渡辺精郎議員は滝川市の代表として上級選挙に出られるやに聞いております。いつ辞職するのは私は聞いておりませんが、渡辺精郎議員のこれまでのお話を聞くと年明け早々には退任さ

れるやにも聞いております。そういった市議会議員がこの退職後も報酬を削減するという議案を共同提案者として提出することに市議会議員として何かお考えがあると思われませんが、そのことについてお尋ねしたい。もし私が道議会議員選挙に出る。そのために来月辞職する。そのときにみずから辞職した後の議員報酬を削減する案に、それも積極的に共同提案者として提案をするということは、私はあつてはならないことだと思っております。そのことについて渡辺議員の所見を聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、臨時議会での弁護士費用の支出について、補正予算に反対すべだったのではないかと趣旨の1問目の質疑ですが、私は費用の支出については完璧に100パーセント賛成だということは先ほど申し上げたばかりです。ただし、本来であれば臨時議会に今回行った提案をしようとして、実際に議案も議運に説明して提出寸前までいきました。これは、2問目にかかわることですから、そこで議運で議員の仲間の皆さんから大変示唆に富むお話を伺いました。私も初めての経験ですから、議員の報酬を削減するときは議員同士でよく話し合おうと。私は、そのとおりだと思いました。ですから、確かに21日に初めて知って、26日にはもう告示と。土日挟んだら2日しかない中で、私は一生懸命事務局のお力もおかりしながら議案を作成しました。しかし、そのときに、そうだなと。議員の皆さんにお諮りをする時間がなかったというのは、これ言いわけになると。ですから、そのとき臨時議会では提出を断念し、そして今回改めて議会運営委員会で会派協議会開いていただけませんか。そうしたら、その必要はありませんよと、わかっていますからということでしたので、そういうことで皆さんのご指摘をきちんと反映をさせてこの議案提出に來たというふうに私は考えておりますが、それでも足りないということであればさらなるご指摘をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、柴田議員の質疑にお答えしたいと思います。

図らずも私はさきの記者会見で12月末と予定していたのですが、さまざまな関係で実は延びまして、柴田議員は年明け早々と言いましたが、今の予定としては2月末日と、こういうふうにしておきたいと思います。そこで、私はこの議案が可決されたならば1月、2月分はしっかりとお支払いをいたします。3月分は、これはお支払いしていいものかどうかはわかりませんが、請求があればお支払いをいたします。それから、4月分につきましては、当選した暁にはその日付でいかほどかいただければ、それは4月分はしっかりとお支払いいたしますから。そういう理論でもって、可決されたならばしっかりと、そういう決意でございますから、よろしくお願いします。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 それでは、訂正したいと思います。

ただいまそういう支払ってはならないということで、そこについてはそれでは今訂正をさせていただいて、それはその議員でない部分のところは、これはお支払いはしないと、こういうことにな

ると思います。

（「報酬をもらわないんだから、減額どころの話じゃないです」と言う声あり）

（「それ以上だよ」と言う声あり）

（「それ以上なんだということ」と言う声あり）

（「わかっていないんだったら、何ぼ言ってもだめだ」と言う声あり）

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 1点目、2点目、もう清水議員からは全く答弁がありませんでした。3点目も全くわからない。これ以上質疑をしてもしょうがないと思いますので、これで質疑を終わります。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点か質疑をさせていただきます。

ただいま共同提案者の渡辺精郎議員のほうから2月末で辞職するというような方向性が示されました。当然提案者、共同提案者なわけですし、そういう点で見ると1、475万円の財源として、渡辺精郎議員がやめられた二月間の部分も考えられた提案となっているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

2点目ですが、平成21年4月から9月まで議員報酬を削減したわけですが、そのときの削減理由についてご存じなのでしょう。お二人にお伺いしたいと思います。こういった財源に充てるという形で議員給与削減をしたわけではなかったはずですので、それをこういう形にここの財源とするということにしたことについてお伺いいたします。

それと、提案理由ですが、債権放棄を提案した市長、副市長並びにそこに賛成した議員で責任をとるというふうに先ほどおっしゃいました。しかし、21年4月から21年9月の間の給与削減では、この債権放棄に賛成した議員でない方もいらっしゃるわけですが、その時点では。そういった議員に対してこのたびの提案について当然当事者となる方たちなわけですから、どのようにその方たちに説明をし、納得を求められたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 窪之内議員、2点目の質疑に関してはお二方から、1点目と3点目についてはお二方のどなたからでもということによろしいですか。

○窪之内議員 いや、2人とも聞きたいです。

○議長 長 では、3点とも2人からの答弁を伺いたいということ。

それでは、窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、1点目の渡辺議員が辞職された後については、ここで減額する分というのは一般財源から、要するに支出される部分が減ることなのです。つまり一般財源に残ることなのです。渡辺議員は、辞職されればそれ以上のものが一般財源に残るわけですから、私はそういうことで……

（何事か言う声あり）

○清水議員 いや、この提案は整合性があるというふうに理解をしていただきたいと思います。

2点目です。2点目、新タッグ計画の中で平成21年4月から9月までの6カ月間報酬月額を15パーセント引き上げています。このときは、この基金に、今回の2億4,000万円についてに

直接かかわるということはしないという合意をしています。しかし、その時期などからもそれに協力をするのだという意思というか、名目ではありませんが、意思は反映されていた削減だったというふうに考えます。ですから、その意思が反映されている以上、1, 475万円分を減額するのではなくて、その部分を差し引いて削減するという議案にいたしました。

3点目は、その後に議員になった方について、その方たちは15パーセントの削減をしておりますが、同額当時の議員がされておりますので、削減された額そのものには変化はないと。これはもう過去に既に下げた分ですから。一方、新しい議員といえど債権放棄に賛成しているわけですから、これに……

(何事か言う声あり)

○清水議員 何のこと言ったのですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議 長 再開をいたします。

続けてください。

○清水議員 21年4月から9月まで報酬15パーセント引き下げ、当時の議員で今いらっしゃらない議員の方に説明が必要ではないかということについて、説明をすることについては異論はございません。ただし、その了解が得られなければこういった議案を上げれないという性格のものではないというふうに思います。

以上です。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 窪之内議員の質疑にお答えをしたいと思います。

さきの1億3, 465万円の損害賠償、これは先ほども申し上げましたように行政機構とか市役所ではなくて個人の責任を追及されたわけであります。そして、今回の1, 475万円と、こういうものは、したがってそういう方々が負担をすべきだということが大原則なのでありますが、こういう経過をもって市で負担をすると、こういうことになったわけですが、それをまた修正すると、こういうことでございますから、一番負担しなければいけないのは3人でございますが、それではということでやっぱり温情を重ねて、我々責任ある行政のほうと議会のほうでこれを負担しようではないかと、こういうことになったわけであります。したがって、そういうことが大原則ですから、私はそれ以外の何物でもない、ということでございますので、よろしくお願いします。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 相手の質疑に対して、その趣旨を理解していただいて答弁をしていただく、そういう力量が本当にあるのかなということを今考えています。全く質疑したものと違う答弁を渡辺精郎

議員からいただいたというふうに思っています。

清水議員の提案説明では、明らかに債権放棄を提案した市長側と、市長と副市長、そして賛成した議員でその財源の1,475万円はそういう報酬の削減、市長と副市長の報酬削減と議員の報酬削減、それと21年4月から21年9月の議員給与の削減に680万6,000円で充てるというふうにおっしゃったわけです。でも、聞くと計算が合わないのです。渡辺精郎議員がいなくなるところの二月分については、先ほどあれはごまかしの答弁ですよね。そういうごまかしの答弁というのは、やっぱり提案として不適切だと。それと、680万6,000円の15パーセント削減したときの、そのときの意義というのを勝手に自分の判断で今回の財源に充てるというのも、これも清水議員の勝手な論議で、皆さんの理解を得ているわけではないと。私が言いたいのは、いつもそういう当事者の人たち、関係する人たちにきちんと話をしなさいというのが清水議員の論議なのだと思います。そういう論議から見れば、そういう関係者の人たちに話をし、理解を得なくてもいいものだとかさっきおっしゃいましたよね。私は、そうは思わないのです。だから、そういう関係している本当の当事者、そういう人たちの中に、例えばここでいえば市長、副市長にはこういうことで説明されたのですか、お二人で。そのことも含めてもう一度聞いて終わりにしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 今の質疑の中で計算が合わないというふうに言われました。渡辺議員が在職していれば何パーセントか、先ほどの削減でしか一般財源は残らないのです。しかし、辞職すればもっと残るではないですか。最低これだけは一般財源に残すのだというのか趣旨ですから、計算が合わないどころか、計算よりもっと効果が上がるということです。ですから、計算が合わないということについてはもう見解の相違としか言いようがないです、これ。

2点目については、当事者の理解を得たのかと。私先ほど申し上げましたように、議会の中では皆様のご指摘を謙虚に受けとめて、前月の第5回臨時会では提案を取り下げ、そして時間をかけて今回議運で会派協議会を、これ2日の日でした、に設けていただけないかと。ただ、その必要はないと。一生懸命それについては当事者の理解を得るために、私は全力を尽くしたと思っております。

しかし、一方、市長、副市長に対しては、やはり特別職は私たちと違う立場ですから、これは理解を得るとか得ないとかではなくて堂々と論戦の中で決めていくということで、こういう理解を得なければ市長の給与削減ができないというふうな立場には私は立ちません。ただし、それは時間があつたり、市長とそういう話をすればよかったといわれれば私も否定できませんけれども、先ほどの当事者の意見を聞かなくても進めていいと、そういうふうに言ったのは私は訂正したいと思います。そういうご指摘は、確かに私は市長、副市長にご相談申し上げていないので、そういう手続があつたほうがよりよかったのかなとは思いますが、それは全体の中ではそれをもってこの議案が成り立たないということではないと思います。ただ、市長、副市長にご相談しなかったことについてはおわびをしたいと思います。

○議長 長 渡辺精郎議員手を挙げていますけれども、よろしいですね。

(何事か言う声あり)

○議長 長 今同じ再質疑に対して……

(何事か言う声あり)

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 私は、先ほどから答弁しておりますように、不適切にかかわるような、私の意に反したような、そういう質疑に対して誘導質疑に答えてしまったら、もう変な道に入りますから、私の先ほどから言っている大原則でもって、あとはもうやってもらおうと、こういうことで、それも答弁の一つにさせてください。よろしくお願いします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ言ってやめたいと思います。提案理由で説明した債権放棄をした市長部局と賛成した議員でこの件の財源については賄うと。でも、結果は15パーセント削減した、ここにいない債権放棄に賛成しない議員も含めた財源の措置ということになるということで見れば、提案理由そのものに問題があったのではないかなというふうに考えますが、以上で終わります。

(「質疑」と言う声あり)

(「意見です」と言う声あり)

(「だめでしょう、意見は」と言う声あり)

○議長 長 どうぞ、答弁……

(何事か言う声あり)

○議長 長 質疑は答弁を求めていますけれども、答弁があるなら。

(何事か言う声あり)

○議長 長 ほかに質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 まず、私の見解としては、5年前に既にこの問題については決着済みという思いです。その後、原告団を操りながら訴権の濫用を繰り返したのは清水議員だと思っております。今回の1,475万円の弁護士費用については、あれがなかったらあのとき決着していたのですが、これがなかったら発生しなかった金額なのです。だから、もうしつこいくらい訴権の濫用を繰り返しながら裁判に訴え、やってきた、そのことについてはどう思っておりますか。

○議長 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

(「議長、5年前って何のことかさっぱりわかりません。裁判6年やっているのです」と言う声あり)

○議長 長 ただいま清水議員から、5年前という以降は全てという三上議員の発言がその5年前をどこの断面をとって5年前というふうに今質疑をされたのか、そこをちょっと詳しくご説明をいただいてから答弁を。

○三上議員 21年から半年にかけて我々は、あの生活保護の問題については補填を含めてやってきたわけなのです。それで、それが終わった段階で、私の見解としてはもう決着済みという思いがあります。そのことについては、その後何度も何度も住民の皆さんと裁判で訴えながら……それ以降は訴えていないのですか。やってきた、今回の弁護士費用の1,475万円というのは、それがなかったら発生しなかったと私は思っております。このことについて。

○議 長 ただいまの三上議員の５年前ということは、平成２１年９月、いわゆる議員報酬の削減の最後、これをもってという意味合いということであります。それを受けて答弁をお願いします。清水議員。

（「議長、今操ったという表現があるのですが、何が何を操ったのか、そこをちょっとはっきりしてください」と言う声あり）

○議 長 私も今三上議員の質疑を聞いておりまして、操りという表現がちょっと適切に欠くかなというふうには思いながら聞いておりました。そこは、もしご理解いただけるのであれば訂正をいただければと思います。

○三上議員 原告団とともに言ったほうがいいですか。

○議 長 清水議員。

○清水議員 三上議員は、１，７４５万円は私がある行為をしなければ、あるいは原告団がある行為をしなければ発生しなかったというふうに述べたのです。ということは、住民訴訟がなかったら１，７４５万円は当然発生しません。しかし、住民訴訟は高等裁判所で原告側は勝訴なのです。しかも、過去に前例のない元職員に生活保護法違反、著しい注意義務違反、これはほとんど故意と言っていいという、そういうただし書きがついたものです。そして、重過失。重過失というのは、これまで住民訴訟では一つもありません。過失が生ずれば損害賠償の請求根拠になりますが、重過失がついた損害賠償請求が住民訴訟で求められたのは本件が初めてです。この裁判がなかったら、もう終わっていたのだと。終わっていたのだという言い方は、あの裁判をする必要がなかったというふうに私は受け取りました。しかし、結果は住民訴訟をやるべきだったという結果を高等裁判所が厳粛に示したのです。それをやるべきでなかったということは、イコール高等裁判所あるいは地方裁判所のそういった判決を恐らく認めない、理解しない、そのようなご質疑だったのかなというふうに思います。そういう点で私がまるで原告団を操ったなんていう、それについては削除されましたので……削除されたのです。とともにと言われますが、全くそれも違うというふうに思います。原告団は原告団できちっと独立してやられていました。私は、議会の質疑だとか、そんな資料を原告団に協力したことはたくさんあります。しかし、私と原告団がともにという表現も私は決して正しい実態に即したものではないということもあわせて言います。いずれにしても、決着済みという、これは本当に市民が聞いたら何を考えているのだと。決着したということは、イコールやっぱり裁判をする必要がなかったのだということですね。三上議員が裁判をする必要がなかったのだと。かえってそれが市に迷惑をかけたのだという趣旨の質疑をされたというふうに私は理解をいたしますが、それは全く議員としてふさわしくない。これまで議会で何を聞かれてきたのかなと。こういう一番情報が入る場所で何をされてきたのかなということについて、私は非常に疑念に思いました。以上です。

○議 長 それで、三上議員、先ほどの訂正と一応はちょっと不適切という、どうしてもそういう判断になるものですから、訂正とおわびという発言をお願いしたいのです。

○三上議員 先ほどの発言については、訂正しておわびしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対し、否とする立場で討論を行います。

先ほどからの質疑において、全くこの中身の解明がなされなかったということは残念でなりません。議論がかみ合わない、あるいは答弁がかみ合わないということに大変残念な思いを持っております。

それと、もう一つ、先ほど議案の提案説明の中で、議運でさまざまな指摘をいただいて、そういった指摘を踏まえて前回の臨時会に提案をしなかったという清水議員の説明であります。私はその理由での提案を行わなかったということではなく、共同提案者の渡辺精郎氏が大事な議運を欠席したということが最終的には大きな原因だったということについてご指摘を申し上げて、討論いたします。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、ただいま上程されました議案第14号 特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論したいと思います。

本議案は、清水議員と私で提出いたしました。まず初めに、弁護士費用の支出そのものについては第5回臨時会に提案され、地方自治法及び弁護士報酬基準によるものであり、私たち提案者も賛成いたしました。また、財源が一般財源であることはその時点ではほかに方法がなかったのですが、今回財源を一般財源にしたままでは問題があると考え、市長、副市長、市議会議員18名の報酬減額分を財源にする条例を共同で提案いたしました。今回の提案をなぜしたかについては、高裁判決、つまり違法、重過失、著しい注意義務違反を理由とする1億3,465万円の損害賠償請求権全てを請求権放棄議決したことを直視していただきたいのであります。あのような高等裁判所の重大判決に対する市民感情は、賠償額が大きいということならば減らしてでも賠償させるべきだという意見が圧倒的だと思います。つまり私と清水議員の提案した4分の1に減額する賠償方法がベストだと評価されたわけであり。ましてやその裁判の弁護士費用1,475万円を市民の血税から出したことを市民は批判しているわけであり。前田市長は、この事件を批判して市長に当選した刷新市長であります。ところが、裁判では前市長と同じことを主張して裁判には負ける。しかし、債権は放棄する。しかも、そのとき弁護士費用が高額であるということとを予測しながら、全額放棄してしまってから今回のように市民の血税を使う。市民は、公約に違反したものと受けとめ、厳しい目を向けることを指摘しておきたいと思っております。1億3,465万円の債権が消滅した今、また服役中の夫婦ら詐欺事件の首謀者らへの約3,000万円の債権回収の見通しが立たない今、債権放棄の提案者である市長及び特別職である副市長、議決した議会の18名の議員全員の報酬削減で

負担する以外に市民の納得を得る道はないと、こういうことを指摘し、討論いたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 新政会の井上であります。ただいまの一連の議論を聞いて、非常に不毛な論議であったというふうに私は考えました。生活保護の詐欺事件は、滝川市にとって非常に不幸な事件であったのは確かでございます。私もその当時この議場にいたわけでございますけれども、いろいろな論議がなされたわけでございます。この事件が起きたときに当時の市長が公費で穴埋めするのは絶対だめだということで、2億4,000万円をみんなでこれつくろうということで、特別職、市長、副市長初め数千万円のお金を集めたのです。職員、そして特に市民からもそういう寄附があったということで、2億4,000万円を解決するために本当に集めて返したということは非常に重いことなのです。この重いことで、これはその時点で一件落着いたのです。それだけ重い2億4,000万円の支払いをしたのです。ところが、その後にこういう住民訴訟が起きたわけですが、ほとんどの議員はこれでよかったというふうに、解決してよかったというふうに思ったのです。その後、住民訴訟が起きたわけですが、これは共産党……

(何事か言う声あり)

○井上議員 討論ですから。この共産党を代表した、党勢拡大の一環です、これ。そういうもうほとんどの人が解決したというふうに思われているのです。だから、今回の市民の声の渡辺精郎氏が両方、これに署名して請願者になっておりますけれども、結果としてはこういう弁護士費用を払わなければならない形になってきたのです。そんなことで、私は過去を引きずらず、我々はもう少し前を向いて市政を進める責任があるのではないかというふうに思います。そのような理由から、議案第14号については反対をいたします。議案名は言わなくていいのか。いいのだね。そういうことでございます。

(「議長」と言う声あり)

○議長 長 討論ですか。

(「いや、議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの井上議員の討論の中に21年度、22年度、23年度のいわゆる滝川市再生基金への積み立て、また財政調整基金積み立て、この2つを3年度で行われたことの後にという、この弁護士費用が発生する裁判が起こされたのだというような表現がございました。やはり滝川市が全国を揺るがした事件を起こして、それが住民監査請求でこうやったけれども、監査委員がそれを認めないということで裁判になって、そういう経過を尊重するということでいえば、この時期の間違いというのは大変失礼だというふうに私は思います。おわびと訂正を求めます。

○議長 長 ただいま清水議員より井上議員の討論の発言で事実と反する発言があったという訂正とおわびを求める議事進行がありました。井上議員。

○井上議員 何か年数が間違っただけですけども……

(「問題がないということ」と言う声あり)

○井上議員 いや、違います。これは、いずれにしても我々の認識としては……年数が違ったこと

については訂正します。

(「何て訂正するんだよ」と言う声あり)

○井上議員 だから、21年、22年、23年というのでしょうか。その年数に……

(「その前から起こされていた裁判にというふうに訂正してください」と言う声あり)

○井上議員 だから、その前から行われた裁判については、既に我々の認識としてはもう解決していたということに対して、そういうことを起こしたということを言いたかったのです。それだけ。

(何事か言う声あり)

○井上議員 あとおわびも、私はそれはここで年数のことについては、そこだけは訂正いたします。以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 長 議事進行ですか。清水議員。

○清水議員 住民監査請求が行われたのは、20年の5月か6月かはっきり覚えていませんが、そのころです。事件が発覚したのが19年の11月ですから。そして、この復元が始まったのは20年度の最後の時期です。そして、21年、22年、23年度と復元をしたという。裁判は、20年の6月ごろに地裁にまず提訴をされて、そして25年3月に地裁判決がおりて、そして両者控訴して26年4月に判決が確定したと。こういうことをきちんと踏まえないで、何かこの裁判が市民に迷惑をかけたとか、あのような……それは迷惑かけた、かけないというのは井上議員の考え方で、それは訂正は求めません。それで、今何かその前にすればいいだろう的な発言で、そこにきちっと真正面も見ずに斜め45度の方向を向いて、それもおわびをしないどころか、訂正することも何で訂正しなければならないのかというふうに表現。市民の皆さんが見たら、議会って一体何なのだと、ここは。本当に私は怒りでいっぱいです。ですから、日付の間違い、年号の間違い、そういう段階の問題ではないです。住民訴訟でそうやって戦われて、滝川市が敗訴したということをきちっとわかっていないから先ほどのような間違いが出るわけです。ですから、その前にということと同時に、井上議員の謝罪を求めたいと思います。

(「そんな意見表明する議事進行おかしいぞ」と言う声あり)

○議長 長 井上議員、先ほどの訂正でということですね。

(「先ほど訂正したからもういいよ」と言う声あり)

(「いいですよ」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「だから、こういう水かけ論を議事進行でやるというのはおかしいだろうって」と言う声あり)

○議長 長 以上です。

ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

よって、議案第14号は否決されました。

◎日程第8 報告第1号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第8、報告第1号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○宮崎監査委員 報告第1号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成26年8月分及び9月分の例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。また、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第1号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第9 意見書案第1号 「女性が輝く社会」の実現に関する要望意見書

○議長 長 日程第9、意見書案第1号 「女性が輝く社会」の実現に関する要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 「女性が輝く社会」の実現に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、女性活躍担当大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第10 請願第4号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に関する決議の採択を求める請願書

○議 長 日程第10、請願第4号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に関する決議の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第4号は、12月4日に受け付けたものであり、内容は配付をした請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会を確認したとおり、本件については滝川市議会会議規則第125条第1項ただし書きの規定に基づき、所管する常任委員会への付託を省略いたします。

請願の趣旨説明を求めます。木下議員。

○木下議員 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議について、紹介議員を代表して私からご説明させていただきます。

ご存じのとおり、江部乙地区として「日本で最も美しい村」連合の加盟に向け5月に設立準備会を発足し、視察、研修会などを行い、加盟の検討をしてきたところであります。その結果、正式な加盟に向けて11月28日、「日本で最も美しい村」江部乙協議会を設立し、来年2月に申請し、10月の正式加盟を目指すところであります。加盟を進めるに当たり、申請要件の一つとして市議会の同意が必要となることから、12月4日に江部乙地区協議会の船奥会長と紹介議員として私を初め柴田議員、井上議員、堀議員、清水議員、渡辺精郎議員の連名で加盟に関する決議の採択を求める請願書を提出したところであります。つきましては、お手元の議案のとおり「日本で最も美しい村」江部乙協議会がNPO法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟することへの同意についてご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号を採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議 長 ただいま議会運営委員会から、追加議案として決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議が提出されました。

お諮りいたします。決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

この場合、日程番号第11を繰り下げ、日程番号第12とし、決議案第1号を日程番号第11として日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎日程第11 決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議

○議 長 日程第11、決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、決議案第1号について説明を申し上げます。

以下、決議案を朗読し、提案説明にかえさせていただきます。

決議案第1号 NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議。

「日本で最も美しい村」江部乙協議会が、NPO法人「日本で最も美しい村」連合の目的や活動に賛同し、江部乙地区の美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の活性化を図ることを目指すため、NPO法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟することに同意する。

以上、決議する。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は可決されました。

◎日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、本定例会閉会に当たりまして、一言議長のお許しをいただきまして、ご挨拶申し上げる次第でございます。

12月4日に開催されました本定例会でございますが、本日までの10日間、議員各位におかれましては精力的にご審議賜り、上程をさせていただきました議案全て可とご認定いただいたことに感謝を申し上げる次第でございます。また、今回の定例会、16名の議員各位が一般質問に立たれたということでございます。それぞれご指摘いただいたこと、またご指導またはご提案いただいたこと、それら全てを参考にしながらこれからの行政運営に当たるつもりでございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

いよいよ年末でございます。インフルエンザ等もはやっているようでございますが、それぞれ健康に留意され、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 第4回定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、第4回定例会、先ほど市長からもご発言がありましており16名の皆様方にご質問をいただきました。今期の定例会の中で一番多い登壇をいただいた人数になります。そして、その16名の質問に対しまして懇切丁寧にご答弁をいただきました理事者の皆様方にも心からの感謝とお礼を申し上げますし、この定例会、きょうの閉会まで熱心にご議論をいただきました議員の皆様にも心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

残すところ本年も2週間余りということになりました。毎年慌ただしい日々というこの時期ではありますが、どうか皆様方におかれましてはご自愛をいただきながら、また来る年がよい1年であることをご祈念しながら、さらには今回の定例会の中で進退について言及をされた方もいらっしゃると思いますが、来年は統一地方選の年ということでございます。どうか皆様方の所期の目的が達成されますことを心からご祈念を申し上げまして、定例会閉会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時36分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員